

官報

号外

平成十六年五月十一日

○第百五十九回 衆議院會議録 第三十号

平成十六年五月十一日(火曜日)

議事日程 第二十号

平成十六年五月十一日

午後一時開議

- 第一 国民年金法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)
- 第二 年金積立金管理運用独立行政法人法案
(内閣提出)
- 第三 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 警備業法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

- 日程第一 国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 年金積立金管理運用独立行政法人法案(内閣提出)
- 日程第三 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第四 警備業法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第五 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成十六年五月十一日 衆議院會議録第三十号

午後一時三十分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(河野洋平君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

川上義博君から、五月十五日から二十三日まで九日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

日程第一 国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 年金積立金管理運用独立行政法人法案(内閣提出)

日程第三 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、国民年金法等の一部を改正する法律案、日程第二、年金積立金管理運用独立行政法人法案、日程第三、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長(河野洋平君) 報告を求めます。厚生労働委員長衛藤晟一君。

国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

年金積立金管理運用独立行政法人法案及び同報告書

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(衛藤晟一君登壇)

○衛藤晟一君 ただいま議題となりました三法案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国民年金法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、急速な少子高齢化が進行する中、持続可能な年金制度を構築し、国民の制度に対する信頼を確保するとともに、多様な生き方及び働き方に対応した制度とするため、制度全般にわたり改正を行うものとするもので、その主な内容は、第一に、基礎年金の国庫負担割合を平成十六年度から段階的に引き上げ、平成二十一年度までに二分の一とすること、第二に、保険料を段階的に引き上げた上で、将来の水準を固定するとともに、給付水準を自動的に調整する仕組みを導入すること、第三に、年金の給付水準の下限を定め、これを将来にわたり確保する旨の規定を設けること等であります。

次に、年金積立金管理運用独立行政法人法案について申し上げます。

本案は、年金積立金の運用について、専門性の徹底及び責任体制の明確化を一層図るため、年金資金運用基金を解散し、新たに年金積立金の管理及び運用を行う専門機関として年金積立金管理運用独立行政法人を設立しようとするものであります。

次に、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、高齢者が少なくとも年金支給開始年齢までは働き続けることができる環境を整備するため、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等による六十五歳までの雇用の確保、再就職の促進等の措置を講じようとするものであります。

三法案は、去る四月一日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌二日に坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、七日から質疑に入りました。九日からは古川元久君外五名提出の高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案についてもあわせて議題とし、二十二日には参考人から意見を聴取するなど審査を行い、二十八日に内閣提出の三法案について質疑を終了いたしました。次いで、順次採決を行った結果、三法案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 三案中、日程第一に対しては、長勢甚遠君外四名から、成規により修正案が提出されております。

この際、修正案の趣旨弁明を許します。長勢甚遠君。

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

(長勢甚遠君登壇)

○長勢甚遠君 私は、自由民主党、公明党を代表いたしました、国民年金法等の一部を改正する法律案

律案に対する修正案の趣旨とその内容を御説明申し上げます。

この修正案は、本法案の附則第二条を修正し、

第一に、政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付のあり方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うこと、

第二に、このような公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系のあり方について検討を行うことの規定を追加することを内容とするものであります。

将来にわたり持続可能で安定した年金制度とすることは先送りのできない課題であります。一方で、年金、医療、介護という国民生活に深くかわる各制度がそれぞれ個別に議論されることにより、将来の生活がどのような姿になるのか、全体としての税、保険料等の負担と給付がどうなるのかについて、国民は大きな不安を感じております。

こうした国民の不安や不信を真剣に受けとめ、社会保障制度全般の一体的な見直しを行い、その観点から年金制度についても必要な見直しを進める必要があります。

このことは、本法案の審議の過程においても、社会保障全般の一体的な改革が急務であるとの意見が強く出されたところであり、また、年金制度に関して残された課題もあり、特に、公的年金制度の一元化について真剣な議論がなされたところであります。

本修正案は、これらを踏まえて、政府は社会保障制度全般についての一体的な見直しと整合を図り公的年金制度について必要な見直しをすること

とし、公的年金制度についてはその一元化を展望し、体系のあり方について検討することとする趣旨のものであります。

なお、本修正につきましても、民主党との合意に基づき提出するものであることを申し添えます。(拍手)

今後、社会保障制度全般についての一体的見直しに整合して、公的年金制度についての必要な見直しについて国会において審議を進めることとなりますが、政府においては、本修正を踏まえ、広く国民の参加を得ながら、早急に検討に着手されることを要請するものであります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) 討論の通告があります。順次これを許します。内山晃君。

(内山晃君登壇)

○内山晃君 民主党の内山晃でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表しまして、ただいま議題となりました政府提出、国民年金法等の一部を改正する法律案外二法案の原案に対して、反対する立場から討論を行います。(拍手) 政府提出法案に反対する理由は、政府法案が、現行の年金制度を抜本的に改革することをせず、単なる数字合わせに終始していることにあります。

昨年の秋の総選挙に自民党、公明党が出したマニフェストは、年金の抜本改革を公約としていました。しかし、その公約のもとに出された法案は、従来の年金制度の部分的手直しにすぎず、現在の年金制度下に生じている問題は何一つ解決できていません。(拍手) どんなにすばらしい柱を使って建物を建てても、地すべりをしてい

において家を建てるようなもので、だれも住まなし、みんな逃げ出してしまいます。

以下、政府案の主たる欠陥を申し上げます。

欠陥の一つは、現役世代に大幅な保険料負担を求めるとともに、受給者世代には給付を削減するだけで、すなわち数字のつじつま合わせに終わっていることにあります。希望、願望が入りまじった仮定の数字を根拠とした負担と給付の調整を行っているにすぎません。

内閣府が中期的な経済状況を予想することはできても長期的な試算はできないと言っている中で、厚生労働省が独自の試算をもって百年安心するというのは荒唐無稽としか言いようがありません。(拍手)

政府案に導入されているマクロ経済スライドは、年金額の少ない高齢基礎年金や障害基礎年金等も減額の対象となり、受給者は厳しい状況に追い込まれてしまいます。仮に物価が1%上がったとしても、マイナス0.9%になるので、年金額は0.1%しか上がりません。二十年たてば物価との開きが大きくなり、年金そのものが陳腐化してしまいます。

民主党の年金案は、制度のあり方を根本的に見直しており、国民が現行年金制度に対し抱いている不公平感、不信感、不透明感を一掃し、持続可能な制度へ移行することを提案しています。(拍手)

欠陥の二つ目は、現役に求める保険料負担の大きさが社会経済に与える影響を顧みなかったことです。

政府案は、これから十四年にかけて、現在の厚生年金保険料を年収の一三・五八%から一八・三〇%に、国民年金保険料を現在の月額一万三千三百円から一万六千九百円に上げていくことを提案

しています。

しかし、現在及び今後の経済状況を勘案するならば、勤労者や企業にとつても保険料のさらなる負担を求めることは非常に困難であり、保険料負担を回避、軽減するため、企業は新規採用や中途採用を手控え、若者は労働力市場から締め出されるおそれが生じます。女性や高齢者は低賃金の雇用形態になり、解雇やリストラも進むことが懸念されます。厚生年金を外れた勤労者も無職になれば保険料を払うことができず、国民年金の空洞化もさらに進行する可能性があるのです。

その点、民主党の提案は、現行制度によって生じた年金給付のための債務を現役世代だけに押しつけるのではなく、国民全体にかかる不良債権処理として広く負担をお願いすることとしており、今後の社会経済に与える衝撃を緩和していることも、政府案にない合理性の高いものであります。(拍手)

欠陥の三つ目は、国民皆年金と言いつながら、未納、未加入を防止できるような仕組みづくりがないことです。

政府案は、現行の国民年金、厚生年金、各種共済年金の継続を前提としており、小泉首相が口を滑らせた年金の一元化、すなわち、全国民がひとしく同じ制度のもとで年金保険料を支払い、年金給付を受けるという制度への転換を図っていないことにあります。

制度を一元化するためには、確かに数々の課題があることは民主党も十分に認識しています。そのため、民主党の一元化プランも、制度の発足は二〇〇九年度からであり、新制度に完全に移行するのは制度発足後四十年の移行期間を経てからとしています。しかし、その時間をかけてでも制度の一元化を図ることが現行制度の問題点を解消す

るために必要であることは明らかであります。
(拍手)

民主党案は、一元化のための枠組みづくりをし、現行制度の負担に応じた給付と新制度の負担に応じた給付を組み合わせながら、順次新制度へ移行していくものであり、真の国民皆年金制度の創設を見通した提案であります。

欠陥の四つ目は、これまで明らかになった年金保険料の流用や運用の損失に対する責任体制を明確にしなかったことです。

政府は、年金積立金管理運用独立行政法人を創設し、組織と年金資金運用の一新を図っているかのように取り繕っていますが、その運営は現状と変わらない無責任な体制の維持であります。国民が負担した保険料の運用を責任を持って行う組織と云うに及ばないものであります。最終責任をだれが負うのかもあいまい、損失を負つてもその職を解かれる可能性があるだけという組織に、百五十兆円を超える年金保険料の運用を任せるのは危険きわまりない行為としか言いようがありません。

以上が、政府原案の持つ欠陥であります。

(拍手)

さて、本日提案されました国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案は、政府が社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付のあり方を含め一体的な見直しを行うこと、この見直しと整合性を図り、公的年金制度の必要な見直しを行うこと、さらに、公的年金制度の見直しを行う際に、公的年金制度の一元化を展望し、体系のあり方について討議を行うことを明記しており、三党合意文書においては、厚生労働委員会内の小委員会において平成十九年三月までに結論を

得るとしており、政府原案では打ち出し得なかった年金の一元化の実現を図るものであります。民主党が提案した法案で打ち出した方針を盛り込んだものとして評価をすることが出来ます。(拍手)

最後に、与党だけでなく多くの国民に重大な影響がある年金制度を決めることは許されません。数の力で何でもできると思つたら大間違いです。国民は怒つています。国は国民に安心できる年金制度を早急に示す必要があり、これは国の責務です。将来不安を解消することが、デフレ不況から脱却する唯一の手段です。

以上申し上げてまいりましたとおり、政府法案の欠陥は看過できないものであり、我が国の年金制度を破綻に導くものであることから、政府原案に反対、国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案に賛成することを表明します。

民主党は、国民が安心できる年金制度をつくるために今後も全力で闘うことを国民にお約束しまして、私の討論を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 福島豊君。

(福島豊君登壇)

○福島豊君 私は、自由民主党及び公明党を代表して、ただいま議題となつております国民年金法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案並びに年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案について、賛成の討論を行うものであります。(拍手)

本法案は、急速に進行する少子高齢化に対応し、二十一世紀において年金制度の安定した運営を維持していくための抜本的な改革を行うものであります。

従来、年金制度は、年金再計算に合わせ五年ご

とに見直しを行つてきましたが、人口構造の大きな変化や経済状況の変化により、給付と負担を見直す改正を繰り返して行わざるを得ない状況が続いてまいりました。しかしながら、こうした見直しを繰り返すことが国民の年金制度に対しての信頼を損なうものであったことも否定できません。

今回の改革が抜本改革とされるゆえには、負担には一定の上限を定め、将来の負担のあり方を明確にするともに、人口構造等の社会変化に自動的に対応するマクロ経済スライドという新たな給付の調整方式を盛り込んだところにあります。

一方で、国民にとつて最も関心があることは、みずから受け取ることでできる年金の給付が一体いかなる水準であるかという点であります。この点について政府案では、新規裁定年金の水準をモデル世帯において現役世代の平均的収入の平均の五〇％以上というメルクマールを示したことは、一つの指標として大きな意義を持つものであります。

そして、そのような給付水準を確保するため、基礎年金の国庫負担を現在の三分の一から二分の一へ段階的に引き上げる道筋を明確にし、従来取り崩しを行わなかったとしていた積立金を、無限均衡方式から有限均衡方式への転換により取り崩しを徐々に行うという転換を実現したことは、同時に今回の抜本改革の重要な柱であります。

本法案は、民主党から対案が提出され、厚生労働委員会が三十時間を超える審議を行いました。本法案に対してさまざまな指摘が各党からなされるところに、民主党案に対してもさまざまな議論が行われました。このような指摘の中には真摯に受けとめるべき指摘もあり、最終的に自由民主党、公明党、民主党の三党間で修正について合意が形成されたことは、高く評価されるべきものと

考えます。(拍手)

このような指摘を踏まえ、三つの事柄について触れておきたいと思つております。

一つは、年金資金を活用した福祉事業についての指摘であります。

かつて、被保険者の福祉のため、年金資金を活用したさまざまな事業が展開をされました。こうした事業は、当時、現役世代への利益の還元として与野党を問わず要請されたものでありましたが、時代の変化と年金財政の趨勢を踏まえ適切な見直しが行われるべきであったことは事実であります。

今回の改正に当たり、年金保険料のこうした福祉事業への投入に対して終止符を打ち、かつ、既存の施設についてその処理の方途を明確に示したことは、率直に評価されるべきと考えております。今後、着実に適切な処理を進め、国民の信頼を回復することが強く求められております。

また一つは、国民年金保険料の未納の問題であります。

立法を行う国会議員の立場を踏まえ、みずからの責任を自覚することは当然であり、未納の問題については、それぞれの立場で襟を正し、深く反省すべきものであります。

同時に、こうした未納の問題が起こった背景には、年金制度の複雑さ、わかりにくさがあります。既に、こうした制度のあり方について検討の方針が政党内で確認をされていますが、年金制度への信頼を回復し、空洞化の問題に対処するため、年金制度への国民の理解を深め、身近な制度とするための取り組みをさらに進める必要があります。

今回の改革では、ポイント制による情報提供を進めることが盛り込まれていますが、各業種間の

労働移動が今まで以上に頻繁となつてゐる状況に適切に対応ができるよう、こうした取り組みを迅速に進める必要があります。

そして三項目として、年金制度一元化という大きな課題についての指摘がありました。

ややもすると一元化のみが抜本改革であるとの主張がなされた感がありますが、私は改めて、今回の抜本改革の根幹は少子高齢化に対応する給付と負担の調整にあり、一元化はこうした少子高齢化に対する対応とは異なるということを指摘したいと思ひます。

しかしながら、未納の問題に示されるように、国民にとつてわかりやすい制度の構築の必要性、また、従来から課題であつたことを踏まえれば、一元化に向けての議論は引き続き行われる必要があります。着実にその実現が図られるべきであります。

さらに、国民年金を含めての一元化の検討は、所得の把握の問題や、さまざまな職種、就業形態にかかわる違いをどのように克服し得るのか、また、国民の理解が果たして得られるのかなど、冷静な、しかし従来の制度にとらわれない議論が必要であると考えております。

いずれにせよ、年金制度のみならず、医療保険制度、介護保険制度それぞれが少子高齢化という大きな挑戦を受けているのであり、国民の生活の安定と安心のため、一体的な改革が必要であります。

そうした国民的な課題に対し、修正案において、与野党を含め開かれた継続的な検討の場が提起されたことは画期的なことであり、スウェーデンの年金改革のプロセスの重要な点はここにあります。今後、この規定に基づき、安定した信頼できる社会保障制度の再構築のための議論が、与野

党を超え、この立法院において着実に進められることを期待するものであります。

次に、年金改正法案とあわせて審議された年金積立金管理運用独立行政法人法案については、大規模年金保養基地や年金被保険者住宅融資を廃止し運用業務に特化することとしており、独立行政法人が運用方針を決定し、専門性を徹底し責任の明確化を図ろうとするものであり、安全かつ効率的な運用を行うためには適切なものと考えます。

また、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案については、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等による六十五歳までの雇用の確保や、募集・採用時の年齢制限の是正等による中高年齢者の再就職の促進など、人口減少社会の到来を目前にして、生涯現役社会を目指して第一歩を踏み出すものであり、大きな意義を持つものであります。

最後に、一言申し上げたいと思ひます。

反省すべきは反省をする、検討すべきは引き続き検討する、しかしながら、やらなければならぬことは断じて実現すべきであるということを改めて声を大にして申し上げ、二十一世紀の年金制度を支える改革である本法案に対し賛成であることを表明し、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 石井郁子君。

(石井郁子君登壇)

○石井郁子君 私は、日本共産党を代表して、国民年金法等の一部改正案に反対、自民、公明両党提出の修正案に反対の討論を行います。(拍手)

年金法案は、国民の暮らしと将来設計にかかわる重要問題です。にもかかわらず、十分な審議を行わず、公聴会も開かず採決を強行し、さらに、自民、公明、民主三党合意で政府案の成立を国会と国民に押しつけることは、そのやり方にお

いても内容においても、断じて認めることはできません。(拍手)

小泉内閣の国民年金法等の一部改正案は、今後十数年にわたつて保険料の引き上げと給付の削減を自動的に強行するものであり、安心どころか年金制度を土台から壊すものであります。

政府は、保険料引き上げを一定水準に固定し、給付水準は現役世代の五〇％を確保すると盛んに宣伝してきましたが、この政府の説明がごまかしであり、保険料引き上げと給付削減は政府の当初の説明よりもっとひどいものであることが明らかになりました。

しかも、本法案による負担増は、厚生年金では十四年間連続すると累積で一人当たり百万円を超え、国民年金では年間四万三千二百円の負担増となります。このような負担増が、保険料は高く払えないとする多くの所得の低い被保険者を直撃し、納付率を一層引き下げ、年金の空洞化に拍車をかけることは明らかです。

大企業のリストラや倒産などで、この六年間に正規雇用は三百九十八万人減少しました。その一方で、パート、アルバイト、派遣など不安定雇用者が三百七十九万人も急増しました。この低賃金、不安定雇用を改善し、年金加入に結びつける施策は、本案には全くありません。財界、大企業の安上がりの雇用政策が放置されたままでは、年金の支え手をふやすことはできません。

障害年金や遺族年金などの低額年金も含めて一律一五％も給付を削減することも重大です。

現在、国民年金しか受給していない高齢者の平均受給月額額は四万六千円にすぎません。厚生年金でも平均の受給月額は十七万円程度、月額十五万円未満が四割を超えています。女性の場合、月額十一万円にすぎないのです。この低額年金を

改善しないで一律一五％の給付削減を強行するなどは、全くの暴挙と言ふほかありません。国みずからが憲法二十五条の国民の生存権を踏みしめるものであり、断じて容認できません。(拍手)

さらに、本法案は、年金財源を口実にして、庶民増税と消費税増税に道を開くものになっていま

す。基礎年金への国庫負担を二分の一に引き上げる国民への約束がほごにされた背景には、二〇〇四年度の税制改正大綱で、平成十九年度を目途に消費税を含む抜本的税制改革を実現するという、消費税増税の道を公然と踏み出したことにあります。日本経団連が国庫負担二分の一への財源は消費税が最もふさわしいと主張するように、財界と一体となつた策動と言わざるを得ません。

自民、公明両党提出の修正案は、こうした政府案の問題点に一切手を触れず、二〇〇七年三月を目途に、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付のあり方を含め一体的な見直しを行うとして、年金ばかりが医療、介護など社会保障全体の財源として、消費税の増税に道を開くものとなつています。消費税は、所得の低い人ほど負担が重い最悪の福祉破壊税です。その消費税を社会保障の財源に充てるなどとは言語道断と言わなければなりません。(拍手)

今、緊急になすべきは、低年金、無年金で多くの国民が苦しんでいる状況をなくし、年金空洞化の現状を改め、国民だれもが今も将来も安心できる年金制度を確立することです。

日本共産党は、国民の生存権を保障する見地に立つて、最低保障年金制度を創設し、国民全体の年金の土台にする改革を提案しています。その実現に引き続き全力を挙げることを表明し、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 阿部知子君。

(阿部知子君登壇)

○阿部知子君 私は、社会民主党・市民連合を代表して、ただいま議題となっており、国民年金法の改正にかかわる三法案並びに修正案に反対の立場から討論を行いたいと思います。(拍手)

およそ三十時間に及ぶこの国会、衆議院での年金論議を通じて、これがまず何よりも国民不在、そして国民の政治への信頼を大きく損なうものであったことに、まず政治にかかわるすべての者が真摯に反省の念を持つべきだと思います。

この法律の提案者である閣僚諸氏、そして各国会議員の年金の未納・未加入問題の陰で、実は、さらに深刻な国民年金の空洞化や厚生年金の空洞化という事態には一歩も踏み込まれることなく、本日の三党での修正合意に基づく衆議院採決がここに行われようとしております。私は、このことが国民に与える本当の意味での年金不信が、今後、さらにさまざまな改革の足を引っ張るものとなることを心から懸念するものであります。

そもそも、今回の改正案が将来の我が国の社会保障の根幹を突き崩す改悪案であることを、私ども社会民主党は、この間一貫して指摘してまいりました。

急速な少子高齢化の進展を隠れみのに、厚生労働省内での数値の操作によって、ひたすら二〇一七年度までノンストップでの保険料のアップ、そして給付の引き下げという本法案によって、私どもの働き方はますます不安定となり、老後の生活保障のための年金は、基礎的年金部分も含めてほとんど給付が削減されようとしております。

少子化のみならず、非正規雇用の増大は、とりわけ若年層や女性たちに重くのしかかり、私どもの二十一世紀の日本社会そのものを空洞化させていくでしょう。まして、本法案の骨格であるところの現役世代の五〇％を保障するはずの厚生年金というモデルすら、六十五歳の給付開始時点での約束事にすぎず、その後はどんどん目減りするということがこの間明らかになり、政府も認めるところであります。

三党合意で示された、今後の医療、介護との一体的見直しも、現金給付としての年金がかくも不安定では、その土台そのものが成り立ち得ません。それは、御高齢者お一人お一人の生活を保障するのではなく、せいぜい財政削減論議に終始するものになることは、火を見るより明らかです。

加えて、この間種々の形で明らかとなった年金積立金の運用に関しても、これまでの負債や株式投資による多額の損失にはだれも明確な責任をとることなく、今後は第三者機関に丸投げされ、国会の承認すらないというありさまであります。巨額な企業代行の返上を合わせれば現在でも総額百八十五兆に上る年金積立金の市場運用は、我が国の財政・金融規律を根本から揺るがしかねません。

○議長(河野洋平君) 阿部君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単にお願ひします。

○阿部知子君(続) 人としての真に豊かな社会保障という価値に裏打ちされた二十一世紀の年金政策のために、社民党は、国民に開かれた論議を今後も継続することをお約束して、反対の討論いたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。まず、日程第一に対する長勢甚遠君外四名提出

の修正案につき採決いたします。

長勢甚遠君外四名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、長勢甚遠君外四名提出の修正案は可決いたしました。

次に、ただいま修正議決した部分を除いたその他の原案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行います。

修正部分を除いたその他の原案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

(参事氏名を点呼)

(各員投票)

○議長(河野洋平君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

(参事投票を計算)

○議長(河野洋平君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

(事務総長報告)

投票総数 四百五十九

可とする者(白票)

否とする者(青票)

(拍手)

○議長(河野洋平君) 右の結果、修正部分を除いたその他の原案は可決いたしました。(拍手)

国民年金法等の一部を改正する法律案中修正議決した部分を除いたその他の原案を可とする議員の氏名

安倍 晋三君 逢沢 一郎君

青山 丘君	赤城 徳彦君
麻生 太郎君	甘利 明君
井上 喜一君	井上 信治君
伊藤 公介君	伊藤信太郎君
伊藤 達也君	伊吹 文明君
石崎 岳君	石田 真敏君
石破 茂君	石原 伸晃君
稲葉 大和君	今井 宏君
今津 寛君	今村 雅弘君
岩崎 忠夫君	岩永 峯一君
岩屋 毅君	宇野 治君
植竹 繁雄君	江崎 鐵磨君
江崎洋一郎君	江渡 聡徳君
江藤 拓君	衛藤征士郎君
衛藤 晟一君	遠藤 武彦君
遠藤 利明君	小此木八郎君
小里 貞利君	小野 晋也君
小野寺五典君	小野 優子君
尾身 幸次君	大島 理森君
大野 松茂君	大野 功統君
大前 繁雄君	大村 秀章君
岡本 芳郎君	奥野 信亮君
加藤 勝信君	加藤 紘一君
金子 一義君	梶山 弘志君
金田 英行君	金子 恭之君
亀井 静香君	上川 陽子君
鴨下 一郎君	川崎 二郎君
河井 克行君	瓦 力君
木村 太郎君	木村 隆秀君
木村 勉君	木村 義雄君
城内 実君	岸田 文雄君
北川 知克君	北村 誠吾君
北村 直人君	久間 章生君

熊代 昭彦君	倉田 雅年君	中野 清君	中野 正志君	村田 吉隆君	望月 義夫君	青木 愛君	赤松 広隆君
小池百合子君	小泉純一郎君	中村正三郎君	中山 太郎君	茂木 敏充君	森 英介君	荒井 聰君	井上 和雄君
小泉 龍司君	小坂 憲次君	中山 成彬君	中山 泰秀君	森 喜朗君	森岡 正宏君	伊藤 忠治君	池田 元久君
小島 敏男君	小杉 隆君	永岡 洋治君	長勢 甚遠君	森田 一君	森山 裕君	石井 一君	石毛 鏝子君
小西 理君	小林 興起君	二階 俊博君	丹羽 雄哉君	森山 眞弓君	八代 英太君	石田 勝之君	泉 健太君
古賀 誠君	後藤 茂之君	西川 京子君	西川 公也君	谷津 義男君	保岡 興治君	泉 房穂君	一川 保夫君
後藤田正純君	河野 太郎君	西田 猛君	西野 あきら君	柳澤 伯夫君	柳本 卓治君	市村浩一郎君	稲見 哲男君
河本 三郎君	近藤 基彦君	西村 明宏君	西村 康稔君	山際大志郎君	山口 俊一君	岩國 哲人君	宇佐美 登君
左藤 章君	佐田玄一郎君	西銘恒三郎君	額賀福志郎君	山口 泰明君	山下 貴史君	内山 晃君	生方 幸夫君
佐藤 剛男君	佐藤 勉君	根本 匠君	能勢 和子君	山本 明彦君	山本 公一君	枝野 幸男君	小沢 鋭仁君
佐藤 鍊君	齊藤斗志二君	野田 聖子君	野呂田芳成君	山本 拓君	山本 有二君	大石 尚子君	大谷 信盛君
坂本 剛二君	桜井 郁三君	葉梨 康弘君	萩生田光一君	吉野 正芳君	渡辺 具能君	大島 敦君	岡島 一正君
櫻田 義孝君	笹川 堯君	萩野 浩基君	萩山 教嚴君	渡辺 博道君	渡辺 喜美君	大島 章宏君	岡田 克也君
自見庄三郎君	塩崎 恭久君	蓮実 進君	馳 浩君	綿貫 民輔君	赤羽 一嘉君	奥田 建君	岡本 充功君
塩谷 立君	七条 明君	鳩山 邦夫君	浜田 靖一君	赤松 正雄君	井上 義久君	加藤 尚彦君	梶原 康弘君
実川 幸夫君	柴山 昌彦君	早川 忠孝君	林 幹雄君	池坊 保子君	石井 啓一君	海江田万里君	梶原 康弘君
島村 宜伸君	下村 博文君	林田 彪君	原田 令嗣君	石田 祝稔君	上田 勇君	金田 誠一君	鎌田さゆり君
菅 義偉君	菅原 一秀君	平井 卓也君	平沢 勝榮君	漆原 良夫君	江田 康幸君	川内 博史君	川端 達夫君
杉浦 正健君	鈴木 淳司君	平田 耕一君	平沼 赳夫君	遠藤 乙彦君	大口 善徳君	河村たかし君	菅 直人君
鈴木 恒夫君	砂田 圭佑君	福井 照君	藤井 孝男君	太田 昭宏君	河合 正智君	吉良 州司君	城井 崇君
園田 博之君	田中 和徳君	二田 孝治君	船田 元君	河上 覃雄君	神崎 武法君	黄川田 徹君	菊田まきこ君
田中 英夫君	田野瀬良太郎君	古川 禎久君	古屋 圭司君	北側 一雄君	佐藤 茂樹君	岸本 健君	北橋 健治君
田村 憲久君	高木 毅君	保坂 武君	保利 耕輔君	斉藤 鉄夫君	坂口 力君	楠田 大蔵君	玄葉光一郎君
滝 実君	竹下 亘君	細田 博之君	堀内 光雄君	白保 台一君	田端 正広君	小泉 俊明君	小平 忠正君
橋本 直一君	武部 勤君	増田 敏男君	増原 義剛君	高木美智代君	高木 陽介君	小林 憲司君	小林 千代美君
橋本 康太郎君	棚橋 泰文君	町村 信孝君	松岡 利勝君	谷口 隆義君	富田 茂之君	小宮山泰子君	小宮山洋子君
谷 公一君	谷垣 禎一君	松下 忠洋君	松島みどり君	長沢 広明君	西 博義君	古賀 一成君	五島 正規君
谷川 弥一君	谷畑 孝君	松野 博一君	松宮 勲君	東 順治君	福島 豊君	今野 東君	近藤 昭一君
谷本 龍哉君	玉沢徳一郎君	松本 純君	三ツ林隆志君	冬柴 鐵三君	古屋 範子君	近藤 洋介君	佐々木秀典君
中馬 弘毅君	津島 恭一君	三ツ矢憲生君	三原 朝彦君	榊屋 敬悟君	丸谷 佳織君	佐藤謙一郎君	佐藤 公治君
津島 雄二君	土屋 品子君	水野 賢一君	宮腰 光寛君	山名 靖英君	坂本 哲志君	鮫島 宗明君	篠原 孝君
寺田 稔君	渡海紀三朗君	宮澤 洋一君	宮路 和明君	山田 良太君	御法川信英君	島 聡君	島田 久君
中川 昭一君	中川 秀直君	宮下 一郎君	武藤 嘉文君	武田 良太君	阿久津幸彦君	下条 みつ君	城島 正光君
中谷 元君	中西 一善君	村井 仁君	村上誠一郎君	安住 淳君			

否とする議員の氏名

神風 英男君	須藤 浩君	鈴木 克昌君	仙谷 由人君	田島 一成君	田中 慶秋君	高井 美穂君	高山 智司君	武山百合子君	玉置 一弥君	樽床 伸二君	津村 啓介君	辻 惠君	手塚 仁雄君	土肥 隆一君	中川 治君	中津川博郷君	中根 康浩君	中村 哲治君	仲野 博子君	長島 昭久君	長浜 博行君	植崎 欣弥君	西村智奈美君	羽田 孜君	橋本 清仁君	鳩山由紀夫君	伴野 豊君	樋高 剛君	平野 博文君	藤田 幸久君	古川 元久君	細川 律夫君	堀込 征雄君
首藤 信彦君	末松 義規君	鈴木 康友君	園田 康博君	田嶋 要君	田中眞紀子君	高木 義明君	武正 公一君	達増 拓也君	樽井 良和君	津川 祥吾君	都築 譲君	筒井 信隆君	寺田 学君	中井 治君	中川 正春君	中塚 一宏君	中野 譲君	中山 義活君	永田 寿康君	長妻 昭君	長安 豊君	西村 真悟君	野田 佳彦君	計屋 圭宏君	鉢呂 吉雄君	原口 一博君	肥田美代子君	平岡 秀夫君	藤田 一枝君	藤村 修君	古本伸一郎君	細野 豪志君	本多 平直君

馬淵 澄夫君	前原 誠司君	牧野 聖修君	松本 謙公君	松崎 哲久君	松野 頼久君	松本 大輔君	松本 龍君	三井 辨雄君	村井 宗明君	室井 邦彦君	山田 正彦君	山花 郁夫君	吉田 泉君	米澤 隆君	和田 隆志君	若泉 征三君	渡辺 周君	石井 郁子君	佐々木憲昭君	塩川 鉄也君	吉井 英勝君	照屋 寛徳君	東門美津子君	横光 克彦君	中野 寛成君	前田 雄吉君	牧 義夫君	増子 輝彦君	松崎 公昭君	松野 信夫君	松原 仁君	松本 剛明君	三日月大造君	水島 広子君	村越 祐民君	山岡 賢次君	山井 和則君	横路 孝弘君	吉田 治君	笠 浩史君	若井 康彦君	渡部 恒三君	赤嶺 政賢君	穀田 恵二君	志位 和夫君	高橋千鶴子君	阿部 知子君	土井たか子君	山本喜代宏君	古賀潤一郎君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 警備業法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第四、警備業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長山本公一君。

警備業法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○山本公一君 たいま議題となりました警備業法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における警備業の実情にかんがみ、警備員指導教育責任者の資格及びその選任の方法を改め、特定の警備業務の実施体制を強化し、警備員等の検定の手続を法定するとともに、警備業務の依頼者の保護のための書面交付に関する規定を新設するほか、所要の規定を整備しようとするものであります。

本案は、去る四月五日日本委員会に付託され、同月二十八日小野国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取いたしました。五月七日質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 特許審査の迅速化等の特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第五、特許審査の迅速化等の特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長根本匠君。

特許審査の迅速化等の特許法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔根本匠君登壇〕

○根本匠君 たいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特許審査の迅速化を図るため、特定登録調査機関制度の導入、実用新案権の存続期間の延長、独立行政法人工業所有権総合情報館の業務

の拡大等を行うとともに、職務発明に係る対価が適正に定められるようにするため、その定め方に關する規定を整備するものであります。

本案は、去る四月十六日中川経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、参考人から意見を聴取するなど慎重な審査を行い、今月七日質疑を終了いたしました。質疑終了後、討論を行い、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四分散会

出席国務大臣

厚生労働大臣 坂口 力君
経済産業大臣 中川 昭一君
国務大臣 小野 清子君

○議長(河野洋平君) 議長報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

河井 克行君 菅原 一秀君
市村浩一郎君 馬淵 澄夫君
菅原 一秀君 木村 勉君
馬淵 澄夫君 市村浩一郎君
木村 勉君 河井 克行君

補欠

辞任

加藤 公一君 阿久津幸彦君
阿久津幸彦君 加藤 公一君

補欠

辞任

永田 寿康君

補欠

川崎 二郎君

厚生労働委員

辞任

木村 勉君 大野 松茂君
橋本 清仁君 岸本 健君
藤田 一枝君 西村智奈美君
大野 松茂君 木村 勉君
岸本 健君 橋本 清仁君
西村智奈美君 藤田 一枝君

補欠

辞任

西銘恒三郎君

補欠

田中 英夫君

中山 義活君

市村浩一郎君

三日月大造君

市村浩一郎君

三日月大造君

渡辺 周君

中山 義活君

西銘恒三郎君

田中 英夫君

市村浩一郎君

三日月大造君

議院運営委員

辞任

葉梨 康弘君 寺田 稔君
阿部 知子君 山本喜代宏君
寺田 稔君 葉梨 康弘君
山本喜代宏君 阿部 知子君

補欠

辞任

菅原 一秀君 奥野 信亮君
山口 泰明君 左藤 章君
榑崎 欣弥君 大出 彰君
細野 豪志君 泉 健太君
大口 善徳君 西 博義君
奥野 信亮君 菅原 一秀君
左藤 章君 山口 泰明君
榑崎 欣弥君 細野 豪志君
大口 善徳君 西 博義君

補欠

辞任

菅原 一秀君

奥野 信亮君

左藤 章君

山口 泰明君

榑崎 欣弥君

細野 豪志君

大口 善徳君

西 博義君

奥野 信亮君

菅原 一秀君

左藤 章君

山口 泰明君

榑崎 欣弥君

細野 豪志君

大口 善徳君

西 博義君

奥野 信亮君

菅原 一秀君

左藤 章君

山口 泰明君

榑崎 欣弥君

細野 豪志君

大口 善徳君

西 博義君

奥野 信亮君

菅原 一秀君

左藤 章君

欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

平成十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

平成十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)

(議案通知)

一、去る七日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案(菅直人君外六名提出)

(質問書提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

青森県六ヶ所再処理工場の劣化ウラン試験運転に関する質問主意書(稲見哲男君提出)

公的年金の支給業務に関する質問主意書(中根康浩君提出)

日米地位協定に基づく嘉手納爆音訴訟の損害賠償金の分担に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

一、昨十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

夜間定時制高校の統廃合に関する質問主意書(石井郁子君提出)

(答弁書受領)

一、去る七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員井上和雄君提出厚生労働省等における監修料還流の実状に関する質問に対する答弁書

平成十六年四月二十六日提出
質 問 第 八 四 号

厚生労働省等における監修料環流の実状に関する質問主意書

提出者 井上 和雄

厚生労働省等における監修料環流の実状に関する質問主意書

平成十六年四月二十三日付新聞朝刊において厚生労働省の出版事業をめぐる汚職事件が報道された。厚生労働省や社会保険庁が出版の際に得た監修料を一括管理していたという疑惑である。

厚生労働省が、計画的かつ組織的な「裏金づくり」を行ってきたことは明白である。近時、いわゆる年金改革関連法案の審査が行われている中、この一連の事実からすべての所業を疑わざるを得ない。

国民に対し、将来の不安を助長させるばかりではなく、著しく信頼を裏切ったのである。このあるまじき実状を鑑み、政府の所見を明らかにする必要がある。従って、次の事項を質問する。

第一 厚生労働省の出版事業に関し、業務委託を受けていた業者であるエージェンシー（以下、単に「業者」という。）は、同省管轄である「国民健康保険中央会」から保健活動に関する指導用教材資料を受注していた。同資料の作成に際し、同省の職員が指導料や監修料の名目で事業費の約一割を受け取っていたとされる。

一本件に関し、事業及び広報費用等として厚生労働省及び社会保険庁が国民健康保険中央会を通じて業者に支払った総額を業務委託当初からすべて明らかにされたい。

二 本件に関し、平成十三、十四年度において、受け取った監修料の総額及び回数、受け取った者の役職をすべて明らかにされたい。

三 監修料として受け取った報酬につき、具体的に示された指導や監修とはいかなるもの

か、具体的に調査し、明らかにされたい。

第二 政府は、各年金関連法人（社団法人全国社会保険協会連合会、社団法人日本国民年金協会、社団法人全国国民年金福祉協会連合会、財団法人社会保険協会、財団法人厚生年金事業振興会、社団法人全国厚生年金受給者団体連合会、順不同）を指導監督する立場から、各法人が業者に業務委託をしていた事実があるか、それぞれ速やかに調査した上で、次の事項について明らかにされたい。

一 平成十四年度において、各年金関連法人に対する厚生労働省及び社会保険庁からのいわゆる補助金は、総額いくらであったか。

二 各年金関連法人が業者にに対し、出版及び広報等に関し、具体的にどのような業務委託をしていたか。

三 当該業務委託において支払われた金額を明らかにされたい。

四 関係職員が指導等に関与し、監修料として報酬を得ていた事実はあるか。当該事実があるとしたら、発生時期及び総額を明らかにされたい。

五 出版及び広報事業における製作等に際し、年金保険料が当該事業経費として補填もしくは捻出されている事実はあるか。

なお、厚生労働省及び社会保険庁についても業者に直接業務委託していた場合があるならば、該当する各事項について明らかにされたい。

第三 政府は、出版及び広報事業等を委託する際、どのような考えに基づき、具体的にどのような指導を行ってきたか明らかにされたい。

加えて、一連の事実を踏まえ、いわゆる監修料が職員に還流することについて、政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質一五九第八四号
平成十六年五月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員井上和雄君提出厚生労働省等における監修料環流の実状に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井上和雄君提出厚生労働省等における監修料環流の実状に関する質問に対する答弁書

第一の一について

厚生労働省においては、社団法人国民健康保険中央会に対し、「保健活動のための便利手帳」（以下「手帳」という。）の買上げ及び「保健師のためのビデオシリーズ」（以下「ビデオ」という。）の制作のための経費の全額を補助しているところである。同中央会と株式会社エージェンシー（以下「エージェンシー」という。）との間における手帳及びビデオに関する契約金額は別表第一のとおりである。なお、社会保険庁においては、同中央会に対し、補助していない。

第一の二及び三について

厚生労働省の調査によれば、手帳及びビデオについては、エージェンシーからの依頼を受けて、同省の複数の職員が、保健師等の活動に資するものとなるよう、原稿の執筆、修正、事実関係の確認等を行っていたことであり、平成十三年度及び十四年度において受け取っていた監修料の金額等については別表第二のとおりである。なお、監修料を受け取っていた者の役職名についてお答えした場合、個人の権利利益が害されるおそれがあることから、役職段階で回答した。

第二の一について

厚生労働省及び社会保険庁から社団法人全国社会保険協会連合会、社団法人日本国民年金協

会、社団法人全国国民年金福祉協会連合会、財団法人社会保険協会、財団法人厚生年金事業振興会及び社団法人全国厚生年金受給者団体連合会（以下「全国社会保険協会連合会等」という。）に交付した補助金、交付金及び委託費の平成十四年度決算における法人別の総額は、別表第三のとおりである。

第二の二から五までについて

全国社会保険協会連合会等がエージェンシーに対し、平成十四年度において法人の業務を委託したかどうかについて、全国社会保険協会連合会等の協力を得て調査したところ、全国社会保険協会連合会等がエージェンシーに法人の業務を委託した事実はないとの報告を得たところである。

また、お尋ねの厚生労働省及び社会保険庁が平成十四年度において業務を委託していた内容等については、現在調査中であるが、厚生労働省本省内部部局及び社会保険庁本庁内部部局が業務を委託していた内容等については、別表第四のとおりである。

なお、同表に掲げる業務の委託については、厚生労働省本省内部部局及び社会保険庁本庁内部部局の職員が、監修料を受け取っていた事実はない。

第三について

出版、広報等の事業を委託する際には、当該事業が適切かつ効果的に実施されるよう、法令に基づき契約を行い、当該事業の目的に資するよう指導を行っているところである。

また、各府省等の職員が、報酬を受けて、書籍等の作成にかかわる行為を行う場合は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）等の法令の規定を遵守し、国民の疑惑や不信を招くことのないよう十分留意することが必要であると考えている。

別表第一

契約年度	契約品名	契約金額
平成十年度	手帳	三八、〇〇〇、〇〇〇円
平成十一年度	手帳	五二、五〇〇、〇〇〇円
平成十一年度	ビデオ	三〇、〇〇〇、〇〇〇円
平成十二年度	手帳	七五、六〇〇、〇〇〇円
平成十二年度	ビデオ	五五、〇〇〇、〇〇〇円
平成十三年度	手帳	七五、六〇〇、〇〇〇円
平成十三年度	ビデオ	五五、〇〇〇、〇〇〇円
平成十四年度	手帳	四二、八四〇、〇〇〇円
平成十四年度	ビデオ	五五、〇〇〇、〇〇〇円
平成十五年度	手帳	四二、八四〇、〇〇〇円
平成十五年度	ビデオ	五五、〇〇〇、〇〇〇円

別表第二

契約年度	契約品名	回数	監修料の金額	監修者の役職及び人数
平成十三年度	手帳	一回	五、〇〇〇、〇〇〇円	係長級職員 四名
	ビデオ	一回	五、〇〇〇、〇〇〇円	係員 一名
	手帳	一回	四〇〇、〇〇〇円	研究職員 一名
	手帳	一回	三、〇〇〇、〇〇〇円	係長級職員 二名
平成十四年度	手帳	一回	三、〇〇〇、〇〇〇円	係員 四名
	ビデオ	一回	五、五〇〇、〇〇〇円	係員 一名
	手帳	一回	四五〇、〇〇〇円	研究職員 一名
	手帳	一回	五、五〇〇、〇〇〇円	係長級職員 七名

別表第三

法人名	補助金等の総額
社団法人全国社会保険協会連合会	一、六六四、五二一、〇〇〇円
社団法人日本国民年金協会	一六二、四六九、三一九円
社団法人全国国民年金福祉協会連合会	一三五、八九一、〇〇〇円
財団法人社会保険協会	一三一、七二八、〇〇〇円
財団法人厚生年金事業振興団	二、五九〇、三七〇、七七一円

(注) 社団法人全国厚生年金受給者団体連合会への補助金等の支給はない。

別表第四

[illegible]

国民年金法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

国民年金法等の一部を改正する法律

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

(財政の均衡)

第四条の二 国民年金事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。

(財政の現況及び見通しの作成)

第四条の三 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。

2 前項の財政均衡期間(第十六条の二第一項において「財政均衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。

3 政府は、第一項の規定により財政の現況及

び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第十六条の二を次のように改める。

(調整期間)

第十六条の二 政府は、第四条の三第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金をいう。第五章において同じ。)を保有しつつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付(付加年金を除く。)の額(以下この項において「給付額」という。)を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間(以下「調整期間」という。)の開始年度を定めるものとする。

2 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。

3 政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の現通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。

第十七条第一項中「(第三十三條の二又は第三十九條の規定により加算する額を除く。）」又は当該加算する額及び「第三十九條の二第一項の規定により遺族基礎年金の額を計算する場合における第三十八條に定める額及び同項に規定する加算額についても同様とする。」を削る。

第二十七條本文中「八十萬四千二百圓」を「七十八萬九百圓に改定率(次条第一項の規定によ

り設定し、同条(第一項を除く。))から第二十七條の五までの規定により改定した率をいう。以下同じ。))を乗じて得た額(その額に五十圓未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十圓以上百圓未満の端数が生じたときは、これを百圓に切り上げるものとする。))に改め、同条ただし書中「八十萬四千二百圓」を「当該額に改め、同条第二号中三分の二を四分の三に改め、同条第三号中三分の二を四分の二に改め、同条第四号中三分の二を二分の二に改め、同条の次に次の四條を加える。

(改定率の改定等)

第二十七條の二 平成十六年度における改定率は、一とする。

2 改定率については、毎年度、第一号に掲げる率(以下「物価変動率」という。))に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率(以下「名目手取り賃金変動率」という。))を基準として改定し、当該年度の四月以降の年金たる給付について適用する。

一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。))に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率

二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下「被用者年金被保険者等」という。))に係る標準報酬額等平均額(厚生年金保険法第四十三條の二第一項第二号イ

に規定する標準報酬額等平均額をいう。以下同じ。))に対する当該年度の前々年度における被用者年金被保険者等に係る標準報酬額等平均額の比率

ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率

三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率

イ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日における厚生年金保険法の規定による保険料率(以下「保険料率」という。))の二分の一に相当する率を控除して得た率

ロ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

3 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。ただし、物価変動率が一を上回る場合は、一を基準とする。

4 前二項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。

第二十七條の三 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される改定率(以下「基準年度以後改定率」という。))の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

2 次の各号に掲げる場合における基準年度以後改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

- 一 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一年以上となるとき 名目手取り賃金変動率
- 二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 一
- 三 前二項の規定による基準年度以後改定率の改定の措置は、政令で定める。

(調整期間における改定率の改定の特例)

第二十七条の四 調整期間における改定率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の改定率が当該年度の前年度の改定率を下回ることとなるときは、一を基準とする。

- 一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金各法の被保険者等(この法律又は被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者をいう。)の総数として政令で定めるところにより算定した数(以下「公的年金被保険者等総数」という。)に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者等総数の比率の三乗根となる率
- 二 〇・九九七

2 次の各号に掲げる場合の調整期間における改定率の改定については、前項の規定にか

わらず、当該各号に定める率を基準とする。

- 一 名目手取り賃金変動率が一年以上となり、かつ、前項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率(以下「調整率」という。)が一を上回るとき 名目手取り賃金変動率
- 二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき 名目手取り賃金変動率
- 三 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき(次号に掲げる場合を除く。) 物価変動率
- 四 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が一を上回るとき 一
- 五 前二項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。

第二十七条の五 調整期間における基準年度以後改定率の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の基準年度以後改定率が当該年度の前年度の改定率を下回ることとなるときは、一を基準とする。

2 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

- 一 物価変動率が一を下回るとき 物価変動率
- 二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下

となり、かつ、調整率が一を上回るとき(前号に掲げる場合を除く。) 物価変動率

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一年以上となり、かつ、調整率が一を上回るとき 名目手取り賃金変動率

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一年以上となり、かつ、調整率が一以下となるとき 名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率

五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 一

3 前二項の規定による基準年度以後改定率の改定の措置は、政令で定める。

第三十三条第一項中「八十万四千二百円」を「七十八万九百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)」に改める。

第三十三条の二第一項中「七万七千円」を「七万四千九百円に改定率(第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。)」を乗じて得た額に、「二十三万四千四百円」を「二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)」に改める。

第三十八条中「八十万四千二百円」を「七十八万九百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)」に改める。

第三十九条第一項及び第三十九条の二第一項中「七万七千円」を「七万四千九百円に改定率(第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。)」を乗じて得た額に、「二十三万四千四百円」を「二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)」に改める。

第七十五条中「国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金(以下この章において「積立金」という。)」を「積立金」に改める。

第七十七条第四項中「第八十七条第三項に規定する給付に要する費用の予想額及び予定運用収入の額」を「財政の現況及び見通し」に改める。

第八十五条第一項第一号中「三分の一」を「二分の一」に改め、同項第二号イ中「六」を「四」に、「三」を「二」に改め、同項第三号中「百分の四十」を「百分の二十」に改める。

第八十七条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第九十四条の二第三項中「第八十七条第三項の規定による保険料の額の再計算が行われる」

を「財政の現況及び見通しが作成される」に改める。

第百六条第一項中「ときは、」の下に「被保険者の資格又は保険料に関する処分に關し、」を加え、「国民年金手帳の提出を命じ、又は被保険者の資格若しくは保険料に関する処分に關し、当該職員を」国民年金手帳、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主若しくはこれらの者であつた者の資産若しくは収入の状況に關する書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員」に改める。

第百八条の二の次に次の一条を加える。

(統計調査)

第百八条の三 社会保険庁長官は、第一条の目的を達成するため、被保険者若しくは被保険者であつた者又は受給権者に係る保険料の納付に關する実態その他の厚生労働省令で定める事項に關し必要な統計調査を行うものとする。

2 社会保険庁長官は、前項に規定する統計調査に關し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な情報の提供を求めることができる。

3 前項の規定により情報の提供を求めるに当たつては、被調査者を識別することができない方法による情報の提供を求めるものとする。

第百十二条第三号中「国民年金手帳の提出を命ぜられてこれに従わず」を「国民年金手帳、資産若しくは収入の状況に關する書類その他の物件の提出を命ぜられてこれに従わず、若しくは虚偽の書類その他の物件の提出をし」に改める。

る。

第二条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「この項を」この条に、「以後にを」から六十六歳に達した日までの間においてに改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 六十六歳に達した日後に他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となつた者が、他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付を支給すべき事由が生じた日(以下この項において「受給権者となつた日」という。)以後前項の申出をしたときは、次項の規定を適用する場合を除き、受給権者となつた日において、前項の申出があつたものとみなす。

第三十六条の二第一項中「該当するとき」の下に「(第二号及び第三号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。)」を加える。

第四十六条第二項中「第二十八条第三項を」第二十八条第四項に、「同条第三項を」同条第四項に改める。

第八十七条第三項を次のように改める。

3 保険料の額は、次の表の上欄に掲げる月分についてそれぞれ同表の下欄に定める額に保険料改定率を乗じて得た額(その額に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。)とする。

平成十七年度に属する月の月分	一万三千五百八十円
平成十八年度に属する月の月分	一万三千八百六十円
平成十九年度に属する月の月分	一万四千四百四十円
平成二十年度に属する月の月分	一万四千四百二十円
平成二十一年度に属する月の月分	一万四千七百円
平成二十二年に属する月の月分	一万四千九百八十円
平成二十三年に属する月の月分	一万五千二百六十円
平成二十四年度に属する月の月分	一万五千五百四十円
平成二十五年に属する月の月分	一万五千八百二十円
平成二十六年に属する月の月分	一万六千六百円
平成二十七年に属する月の月分	一万六千三百八十円
平成二十八年に属する月の月分	一万六千六百六十円
平成二十九年以後の年度に属する月の月分	一万六千九百円

第八十七条に次の三項を加える。

4 平成十七年度における前項の保険料改定率は、一とする。

5 第三項の保険料改定率は、毎年度、当該年度の前年度の保険料改定率に次に掲げる率を乗じて得た率を基準として改定し、当該年度に属する月の月分の保険料について適用する。

一 当該年度の初日の属する年の三年前の年の物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数の比率
二 イに掲げる率を口に掲げる率で除して得

た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の六年前の年の四月一日の属する年度における被用者年金被保険者等に係る標準報酬額等平均額に対する当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度における被用者年金被保険者等に係る標準報酬額等平均額の比率

口 当該年度の初日の属する年の六年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の三年前の年における物価指数の比率

6 前項の規定による保険料改定率の改定の措置は、政令で定める。

第九十条第一項中「(次条第一項の規定の適用を受ける被保険者又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十一条に規定する高等学校の生徒、同法第五十二条に規定する大学の学生その他の生徒又は学生であつて政令で定めるもの(以下「学生等」という。)である被保険者を除く。)」を「又は被保険者であつた者(次条及び第九十条の三において「被保険者等」という。)」に、「申請のあつた日の属する月の前月からその指定する月までの期間」を「その指定する期間(次条第一項の規定の適用を受ける期間又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十一条に規定する高等学校の生徒、同法第五十二条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの(以下「学生等」という。)である期間若しくは学生等であつた期間を除く。)」に、「とすることができ。」を「とし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五十四条第四項に規定する保険料全額免除期間(第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。))に算入することを除く。に」に改める。

第九十条の二第一項中「被保険者(前条第一項の規定の適用を受ける被保険者又は学生等である被保険者を除く。)」を「被保険者等」に、「申請のあつた日の属する月の前月からその指定する月までの期間」を「その指定する期間(前条第一項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。)」に、「とすることができ。」を「とし、申請のあ

つた日以後、当該保険料に係る期間を第五十四条第一項に規定する保険料半額免除期間(第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。))に算入することができる。に」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定により納付することを要しないものとされた半額以外の半額に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。

第九十条の三第一項中「被保険者」の下に「又は学生等であつた被保険者等」を加え、「申請のあつた日の属する月の前月からその指定する月までの期間」を「その指定する期間(学生等である期間又は学生等であつた期間に限る。)」に、「とすることができ。」を「とし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五十四条第四項に規定する保険料全額免除期間(第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。))に算入することができる。に」に改める。

第九十二条の三第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国民年金基金又は国民年金基金連合会が前項の委託を受けて納付事務を行う場合には、第百四十五条第五号中「この章」とあるのは、「第九十二条の三第一項又はこの章」とするほか、この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十四条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料より前に納付義務が生じ、第八十九条若しくは第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九十条の二第一項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料があるときは、当該保険料について、先に経過した月の分の保険料から追納をすることができるとする。

第百十一条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第百十一条の二第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第百十二条及び第百十三条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第百十三条の次に次の二条を加える。

第百十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第百四十一条の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

第百十三条の三 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下

下この条において「人格のない社団等」という。を含む。以下この項において同じ。))の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。))又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百二十八条第五項中「基金は」の下に、「政令で定めるところにより」を加え、「その他政令で定める法人」を「国民年金基金連合会、日本郵政公社その他の法人」に改め、同条に次の一項を加える。

6 銀行その他の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の業務(第百二十七条第一項の申出の受理に関する業務に限る。))を受託することができる。

第百四十三条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

附則第五項に次の一号を加える。

四 第二十七条各号に掲げる月数を合算した月数が四百八十に達したとき。

附則第七條の三に次の四項を加える。

2 第三号被保険者又は第三号被保険者であつた者は、その者の第三号被保険者としての被保険者期間のうち、前項の規定により保険料

納付済期間に算入されない期間(前条の規定により保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者としての被保険者期間を除く。)について、前項に規定する届出を遅滞したことに付いてやむを得ない事由があると認められるときは、社会保険庁長官にその旨の届出をすることが出来る。

3 前項の規定により届出が行われたときは、第一項の規定にかかわらず、当該届出が行われた日以後、当該届出に係る期間は保険料納付済期間に算入する。

4 老齢基礎年金の受給権者が第二項の規定による届出を行い、前項の規定により当該届出に係る期間が保険料納付済期間に算入されたときは、当該届出のあつた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

5 第三項の規定により第二項の届出に係る期間が保険料納付済期間に算入された者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に保険料納付済期間に算入される期間」とする。

附則第九条の三の二第三項の表以外の部分中「脱退一時金の額は、」を「基準月(に、「請求の日の前日における保険料納付済期間の月数」を「保険料納付済期間又は保険料半額免除期間のうち請求の日の前日までに当該期間の各月の保険料として納付された保険料に係る月のうち直近の月をいう。第八項において同じ。が平成十七年度に属する月である場合の脱退一時金の額は、次の表の上欄に掲げる請求の日の属する月

の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る請求の日の前日における保険料納付済期間の月数」に、「に付いて、それぞれ次の表」を「(以下この項において「対象月数」という。)に付いて、それぞれ同表」に改め、同項の表中「請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る請求の日の前日における保険料納付済期間の月数と保険料半額免除期間の月数の二つの一に相当する月数」とを合算した月数」を「対象月数」に改め、同表六月以上二月未満の項中「三九、九〇〇円」を「四〇、七四〇円」に改め、同表二月以上一

八月未満の項中「七九、八〇〇円」を「八一、四八〇円」に改め、同表一月以上二月未満の項中「二九、七〇〇円」を「二二、二二〇円」に改め、同表二月以上三月未満の項中「一五九、六〇〇円」を「一六二、九六〇円」に改め、同表三月以上六月未満の項中「一九九、五〇〇円」を「二〇三、七〇〇円」に改め、同表六月以上の項中「二三九、四〇〇円」を「二四四、四四〇円」に改め、同表に次の一項を加える。

8 基準月が平成十八年度以後の年度に属する月である場合の脱退一時金の額は、毎年度、第三項の表の下欄に定める額に当該年度に属する月分の保険料の額の平成十七年度に属する月分の保険料の額に対する比率を乗じて得た額を基準として、政令で定める。

第三条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「年金給付(老齢基礎年金及び付加年金を除く。)」を「遺族基礎年金又は寡婦

年金」に改め、「当該老齢基礎年金」の下に「及び障害基礎年金の受給権者が他の年金給付(付加年金を除く。)を受けることができる場合における当該障害基礎年金」を加える。

附則第九条の二の四(「老齢基礎年金」を「遺族基礎年金又は寡婦年金」に、「老齢基礎年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)」を「年金給付(老齢基礎年金及び障害基礎年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。))並びに付加年金を除く。))に改め、「者に限る。))」の下に、「障害基礎年金の受給権者」とあるのは「障害基礎年金の受給権者(六十五歳に達している者に限る。))」を加える。

第四条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第九十条の二第一項の下に「から第三項まで」を加え、「その半額」を「その一部の額」に、「半額のみ」を「その残余の額」に改め、同条第三項中「と保険料半額免除期間」とを「保険料四分の三免除期間、保険料半額免除期間及び保険料四分の一免除期間」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第九十条の二第一項」を「第九十条の二第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 この法律において、「保険料四分の一免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第九十条の二第三項の規定によりその四分の一の額につき納付することを要しないものとされ

た保険料(納付することを要しないものとされた四分の一の額以外の四分の三の額につき納付されたものに限る。)に係るものうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

第五条第四項の次に次の一項を加える。

5 この法律において、「保険料四分の三免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第九十条の二第一項の規定によりその四分の三の額につき納付することを要しないものとされた保険料(納付することを要しないものとされた四分の三の額以外の四分の一の額につき納付されたものに限る。)に係るものうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

第六 保険料四分の三免除期間の月数(四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数及び保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)の八分の五に相当する月数

七 保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数

七 保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数

を控除して得た月数の八分の一に相当する月数

第二十七条第二号中「保険料納付済期間の月数」の下に「及び保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数」を加え、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 保険料四分の一免除期間の月数(四百八十から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。)の八分の七に相当する月数

三 保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の八分の三に相当する月数

第五十二條の二第一項及び第五十二條の四第一項中「と保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数」とを、「保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数」に改める。

第八十五條第一項第一号中「第二十七條第三号」の下に、「第五号及び第七号」を加え、同項第二号イを次のように改める。

イ 次に掲げる数を合算した数

(1) 当該保険料四分の一免除期間の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。)に八分の一を乗じて得た数

(2) 当該保険料半額免除期間の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数及び当該保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)に四分の一を乗じて得た数

月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)に四分の一を乗じて得た数

(3) 当該保険料四分の三免除期間の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数及び当該保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)に八分の三を乗じて得た数

(4) 当該保険料全額免除期間(第九十條の三第一項の規定により納付することとを要しないものとされた保険料に係るものを除く。)の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数及び当該保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)に二分の一を乗じて得た数

第八十七條の二第一項中「第九十條の二第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「半額」を「一部の額」に改める。

第八十九條中「第九十條の二第一項」の下に「から第三項まで」を加える。

第九十條第一項中「次条第一項」の下に「から第三項まで」を加える。

第九十條の二第四項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「半額以外の半額」を「その一部の額以外の残余の額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項第一号」の下に、「第二項第一号及び第三項第一号」を加え、

同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「前条第一項」の下に「若しくは前項若しくは次項を加え、「第五條第五項」を「第五條第六項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、社会保険庁長官は、その指定する期間(前条第一項若しくは前二項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。)に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その四分の一を納付することとを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五條第七項に規定する保険料四分の一免除期間(第九十四條第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。)に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 前条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、社会保険庁長官は、その指定する期間(前条第一項若しくは次項若しくは第三項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。)に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三條第一項の規定により前納されたものを除き、その四分の三を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五條第五項に規定する保険料四分の三免除期間(第九十四條第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。)に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 前条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

第九十二條の四第四項中「第九十條の二第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「その半額」を「その一部の額」に、「保険料半額免除期間」を「保険料四分の三免除期間と、同条第六項の規定の適用については保険料半額免除期間と、同条第七項の規定の適用については保険料四分の一免除期間」に改める。

第九十三條第三項中「保険料半額免除期間」を

「保険料四分の三免除期間、保険料半額免除期間若しくは保険料四分の一免除期間」に改める。

第九十四条第一項中「第九十条の二第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「その半額」を「その一部の額」に、「それ以外の半額」を「その残余の額」に改め、同条第二項中「第九十条の二第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「半額」を「一部の額」に改める。

第一百六条第一項及び第二百七条第三項第三号中「第九十条の二第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「半額」を「一部の額」に改める。

附則第九条の三の二第一項中「と保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数」とを、「保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数」に改め、同条第三項中「又は保険料半額免除期間」を、「保険料四分の一免除期間、保険料半額免除期間又は保険料四分の三免除期間」に、「と保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数」とを、「保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数」に改める。

第五十条 国民年金法の一部を次のように改正する。

(受給権者の申出による支給停止)

第二十条の二 年金給付(この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその全額につき支給を停止されている年金給付を除く。)は、その受給権者の申出により、その全額の支給を停止する。ただし、この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額の支給を停止する。

2 前項ただし書のその額の一部につき支給を停止されている年金給付について、この法律の他の規定又は他の法令の規定による支給停止が解除されたときは、前項本文の年金給付の全額の支給を停止する。

3 第一項の申出は、いつでも、将来に向かって撤回することができる。

4 第一項又は第二項の規定により支給を停止されている年金給付は、政令で定める法令の規定の適用については、その支給を停止されていないものとみなす。

5 第一項の規定による支給停止の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条第二項中「遺族基礎年金」の下に「第二十条の二第一項若しくは第二項又は」を加える。

第六条 国民年金法の一部を次のように改正する。
目次中「第十四条」を「第十四条の二」に改める。
第二章中第十四条の次に次の一条を加える。

(被保険者に対する情報の提供)

第十四条の二 社会保険庁長官は、国民年金制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

(厚生年金保険法の一部改正)

第七条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の二の次に次の二条を加える。

(財政の均衡)

第二条の三 厚生年金保険事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失うと見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。

(財政の現況及び見通しの作成)

第二条の四 政府は、少なくとも五年ごとに、

保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。

2 前項の財政均衡期間(第三十四条第一項において「財政均衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。

3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二十条中「区別を」等級区分(次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分)に改め、同条に次の一項を加える。

2 毎年三月三十一日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の百分の二百に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の九月一日から、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十条第一項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。

第二十四条の三第一項中「が百五十万円」の下に「(第二十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。)」を加える。

第三十四条を次のように改める。
(調整期間)

第三十四条 政府は、第二条の四第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、厚生年金保険事業の財政が、財政均衡期間の終了時に保険給付の支給に支障が生じないようするために必要な積立金(厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金並びに第八十五条の二及び第六十二条の三第一項に規定する責任準備金をいう。)を保有しつつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、保険給

付の額を調整するものとし、政令で、保険給付の額を調整する期間(以下「調整期間」という。)の開始年度を定めるものとする。

2 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。

3 政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。

第三十五条第一項中「第四十四条第一項、第五十条の二第一項又は第六十二条第一項の規定により加算する額を除く。」又は当該加算する額を削る。

第四十三条第一項中「標準賞与額」の下に「に、別表各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率(以下「再評価率」という。)を乗じて得た額を、をいう。」の下に「第百三十二条第二項並びに附則第十七条の四及び第二十九条第三項を除き、」を加え、同条の次に次の四条を加える。

(再評価率の改定等)

第四十三条の二 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率(以下「物価変動率」という。)に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)を基準として改定し、当該年度の四月以降の保険給付について適用する。

一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。)に

対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率

二 イに掲げる率を口に掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度におけるこの法律又は他の被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下この号において「被用者年金被保険者等」という。)に係る標準報酬月額等(各年度における標準報酬月額等(この法律及び他の被用者年金各法に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額並びに標準賞与額、標準期末手当等の額、期末手当等の額及び標準賞与の額をいう。以下この号において同じ。))の総額を各年度における被用者年金被保険者等の数で除して得た額を十二で除して得た額に相当する額として、被用者年金被保険者等の性別構成及び年齢別構成並びに標準報酬月額等の分布状況の変動を参酌して政令で定めるところにより算定した額をいう。以下この号において同じ。))に対する当該年度の前々年度における被用者年金被保険者等に係る標準報酬月額等平均額の比率

ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率

三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率

イ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日におけるこの法律の規定による保険料率(以下「保険料率」という。))の二分之一に相当する率を控除して得た率

ロ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分之一に相当する率を控除して得た率

る年の三年前の年の九月一日におけるこの法律の規定による保険料率(以下「保険料率」という。))の二分之一に相当する率を控除して得た率

2 次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 当該年度の前年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額(以下「前年度の標準報酬月額等」という。)に係る再評価率 前項第三号に掲げる率(以下「可処分所得割合変化率」という。))

二 当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額(以下「前々年度等の標準報酬月額等」という。)に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率

3 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における再評価率(前項各号に掲げる再評価率を除く。))の改定については、第一項の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。ただし、物価変動率が一を上回る場合は、一を基準とする。

4 当該年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額に係る再評価率については、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額に係る再評価率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率を基準として設定する。

分所得割合変化率を乗じて得た率を基準として設定する。

5 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第四十三条の三 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される再評価率(以下「基準年度以後再評価率」という。))の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

2 前年度の標準報酬月額等及び前々年度等の標準報酬月額等に係る基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、前条第二項各号の規定を適用する。

3 次の各号に掲げる場合における基準年度以後再評価率(前項に規定する基準年度以後再評価率を除く。))の改定については、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一以上となるとき 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 一

4 前三項の規定による基準年度以後再評価率の改定の措置は、政令で定める。

(調整期間における再評価率の改定等の特例) 第四十三条の四 調整期間における再評価率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の再評価率(次項各号に掲げる再評価率を除く。))の改定は、政令で定める。

く。以下この項において同じ。）が当該年度の
前年度の再評価率を下回ることとなるとき
は、一を基準とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年
の四月一日の属する年度における公的年金
各法の被保険者等（この法律若しくは他の
被用者年金各法又は国民年金法の被保険
者、組合員又は加入者をいう。）の総数とし
て政令で定めるところにより算出した数
（以下「公的年金被保険者等総数」という。）
に対する当該年度の前々年度における公的
年金被保険者等総数の比率の三乗根となる
率

二〇・九九七

2 調整期間における次の各号に掲げる再評価
率の改定については、前項の規定にかかわら
ず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の標準報酬月額等に係る再評価率
可処分所得割合変化率に前項各号に掲げ
る率を乗じて得た率（同項ただし書の規定
による改定が行われる場合にあつては、当
該乗じて得た率に、一を同項本文に規定す
る率で除して得た率を乗じて得た率）

二 前々年度等の標準報酬月額等に係る再評
価率 物価変動率に可処分所得割合変化率
及び前項各号に掲げる率を乗じて得た率
（同項ただし書の規定による改定が行われ
る場合にあつては、当該乗じて得た率に、
一を同項本文に規定する率で除して得た率
を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の標
準報酬月額と標準賞与額に係る再評価率の設
定については、第四十三条の二第四項の規定

にかかわらず、当該年度の前年度におけるそ
の年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与
額に係る再評価率に、可処分所得割合変化率
及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率を
基準とする。ただし、同項ただし書の規定に
よる改定が行われる場合は、当該乗じて得た
率に、一を同項本文に規定する率で除して得
た率を乗じて得た率を基準とする。

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における
再評価率の改定又は設定については、前三項
の規定にかかわらず、当該各号に定める規定
を適用する。

一 名目手取り賃金変動率が一以上となり、
かつ、第一項第一号に掲げる率に同項第二
号に掲げる率を乗じて得た率（以下「調整
率」という。）が一を上回るとき 第四十三
条の二第一項、第二項及び第四項

二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、か
つ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以
下となるとき 第四十三条の二第一項、第
二項及び第四項

三 名目手取り賃金変動率が一を下回り、か
つ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を
上回るとき 第四十三条の二第二項から第
四項まで

5 前各項の規定による再評価率の改定又は設
定の措置は、政令で定める。

第四十三条の五 調整期間における基準年度以
後再評価率の改定については、前条の規定に
かわらず、物価変動率に調整率を乗じて得
た率を基準とする。ただし、当該基準による
改定により当該年度の基準年度以後再評価率
（次項各号に掲げる基準年度以後再評価率を

除く。）が当該年度の前年度の基準年度以後再
評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属
する年度の初日の属する年の三年後の年の四
月一日の属する年度である場合にあつては、
再評価率）を下回ることとなるときは、一を
基準とする。

2 調整期間における次の各号に掲げる基準年
度以後再評価率の改定については、前項の規
定にかかわらず、当該各号に定める率を基準
とする。

一 前年度の標準報酬月額等に係る基準年度
以後再評価率 可処分所得割合変化率に調
整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定
による改定が行われる場合にあつては、当
該乗じて得た率に、一を同項本文に規定す
る率で除して得た率を乗じて得た率）

二 前々年度等の標準報酬月額等に係る基準
年度以後再評価率 物価変動率に可処分所
得割合変化率及び調整率を乗じて得た率
（前項ただし書の規定による改定が行われ
る場合にあつては、当該乗じて得た率に、
一を同項本文に規定する率で除して得た率
を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の標
準報酬月額と標準賞与額に係る基準年度以後
再評価率の設定については、前条第三項の規
定にかかわらず、当該年度の前年度における
その年度に属する月の標準報酬月額と標準賞
与額に係る基準年度以後再評価率（当該年度
が六十五歳に達した日の属する年度の初日の
属する年の三年後の年の四月一日の属する年
度である場合にあつては、再評価率）に、可
処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た

率を基準とする。ただし、第一項ただし書の
規定による改定が行われる場合は、当該乗じ
て得た率に、一を同項本文に規定する率で除
して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における
基準年度以後再評価率の改定又は設定につい
ては、前三項の規定にかかわらず、当該各号
に定める規定を適用する。

一 物価変動率が一を下回るとき 第四十三
条の二第四項並びに第四十三条の三第一項
及び第二項

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下
となり、かつ、調整率が一を上回るとき
（前号に掲げる場合を除く。） 第四十三
条の二第四項並びに第四十三条の三第一項及
び第二項

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上
回り、名目手取り賃金変動率が一以上とな
り、かつ、調整率が一を上回るとき 第四
十三条の二第一項、第二項及び第四項

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上
回り、名目手取り賃金変動率が一以上とな
り、かつ、調整率が一以下となるとき 前
条第一項から第三項まで

五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手
取り賃金変動率が一を下回るとき 第四十
三条の二第二項、第三項ただし書及び第四
項

5 前各項の規定による基準年度以後再評価率
の改定又は設定の措置は、政令で定める。
第四十四条に見出しとして「（加給年金額）」を
付し、同条第二項中「については二十万四千
百円」については「二十万四千七百円に国民

年金法第二十七条に規定する改定率であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したもの（以下この章において「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に、「七万七千七百円」を「七万四千九百円」に改定率を乗じて得た額に、「それぞれ二十三万四千四百円」を「それぞれ二十二万四千七百円」に改定率を乗じて得た額とし、これらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に改める。

第四十四条の二第一項中「厚生年金基金の加入員であつた期間は、第四十三条第一項に規定する額については、その計算の基礎としない」を「第四十三条第一項に規定する額は、同項に定める額から当該厚生年金基金の加入員であつた期間に係る第三十二条第二項に規定する額（その額が第四十三条第一項に定める額を上回るときは、同項に定める額）を控除した額とする」に改め、同条第三項及び第四項中「にかかわらず、」の下に「当該老齢厚生年金の額は」を加え、「をその額の計算の基礎を」が厚生年金基金の加入員であつた期間でないものとして同項の規定の例により計算した額に改める。

第五十条第三項中「が六十万三千二百円」を「が国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に四分の三を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に改める。」に改める。

を切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に、「その額を六十万三千二百円」を「当該額を同項に定める額」に改める。

第五十条の二第二項中「二十三万四千四百円」を「二十二万四千七百円」に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に改める。

第五十七条中「百二十万六千四百円」を「同条第三項に定める額に二を乗じて得た額」に、「百二十万六千四百円」とを「当該額」とに改める。

第六十二条第一項中「六十万三千二百円」を「同法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に四分の三を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に改める。

第七十九条の四第四項中「第八十一条第四項に規定する保険給付に要する費用の予想額及び予定運用収入の額」を「財政の現況及び見通し」に改める。

第八十条第一項中「三分の一」を「二分の一」に改める。

第八十一条第四項を削り、同条第五項中「当分の間、千分の百三十五・八」を「次の表の上欄に掲げる月分の保険料について、それぞれ同表の下欄に定める率」に、「千分の百三十五・八から」を「当該率から」に改め、同項に次の表を加える。

平成十六年十月から平成十七年八月までの月分	千分の百三十九・三四
平成十七年九月から平成十八年八月までの月分	千分の百四十二・八八
平成十八年九月から平成十九年八月までの月分	千分の百四十六・四二
平成十九年九月から平成二十年八月までの月分	千分の百四十九・九六
平成二十年九月から平成二十一年八月までの月分	千分の百五十三・五〇
平成二十一年九月から平成二十二年八月までの月分	千分の百五十七・〇四
平成二十二年九月から平成二十三年八月までの月分	千分の百六十・五八
平成二十三年九月から平成二十四年八月までの月分	千分の百六十四・一二
平成二十四年九月から平成二十五年八月までの月分	千分の百六十七・六六
平成二十五年九月から平成二十六年八月までの月分	千分の百七十一・二〇
平成二十六年九月から平成二十七年八月までの月分	千分の百七十四・七四
平成二十七年九月から平成二十八年八月までの月分	千分の百七十八・二八
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	千分の百八十一・八二
平成二十九年九月以後の月分	千分の百八十三・〇〇

第八十一条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第八十六条第三項中「（大正十一年法律第七十号）」を削る。

第百条の三を第百条の四とし、第百条の二の次に次の一条を加える。

（報告）

第百条の三 年金保険者たる共済組合等（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団を

いう。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年金保険者たる共済組合等を所管する大臣を経由して、第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬額等平均額の算定のために必要な事項として厚生労働省令で定める事項について厚生労働大臣に報告を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、前項に規定する標準報酬額等平均額その他これに関連する事項で厚生労働省

令で定めるものについて、年金保険者たる共済組合等を所管する大臣に報告を行うものとする。

第百三十二条第二項中「この項」の下に「及び附則第十七条の四」を、「平均標準報酬額」の下に「(加入員たる被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、当該加入員たる被保険者であつた期間の月数で除して得た額をいう。)」を加える。

附則第七条の三第六項中「附則第七条の三第四項」の下に「と」、「第百三十二条第二項」とあるのは「附則第七条の六第一項の規定により読み替えられた第百三十二条第二項」を加える。

附則第七条の六第一項中「得た額」を「乗じて得た額」に改める。

附則第九条の二第二項第一号中「千六百七十六円」を「千六百二十八円に国民年金法第二十七条に規定する改定率(以下「改定率」という。)を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)」に改め、同条第三項中「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」との下に「『同項に定める額から』とあるのは「同号に定める額(以下この条において「報酬比例部分の額」という。)」から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)」附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。)」附則第九条第一項の規定によりなその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四條の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三條の規定による

十年改正法第三條の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。)」附則第九条第一項の規定によりなその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四條の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」とを加える。

附則第九条の三第三項及び第四項並びに第九條の四第三項及び第五項中「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」との下に「『同項に定める額から』とあるのは「同号に定める額(以下この条において「報酬比例部分の額」という。)」から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)」附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。)」附則第九条第一項の規定によりなその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四條の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三條の規定による

改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」とを加える。

附則第十三條の七第一項中「得た額」を「乗じて得た額」に改める。

附則第十七条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(平均標準報酬月額の改定)」を付し、同条第一項中「平均標準報酬額及び」、「及び標準賞与額」及び「第四十三条第一項並びに」を削り、「附則別表第一の各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率」を「再評価率」に改め、「第百三十二条第二項、附則第二十九条第三項」を削り、「第七十条第一項」の下に「昭和六十年改正法附則第八十二条第一項」を加え、「及び平成十二年改正法附則第九条第一項」を、「平成十二年改正法附則第九條第一項」に改め、「第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項」の下に「及び平成十二年改正法第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項並びに平成十二年改正法附則第二十三条第一項」を加え、同条第二項中「附則別表第二」を「附則別表第一」に改め、同条第三項及び第四項中「附則別表第三」を「附則別表第二」に改め、同条第五項中「平

成十一年四月一日」を「平成十五年四月一日」に、「七万四千四百九十九円」を「七万四千四百七十七円(当該被保険者であつた者が昭和十一年四月一日以前に生まれた者であるときは六万九千二百二十五円とし、その者が昭和十一年四月二日から昭和十一年四月一日までに生まれた者であるときは六万九千四百九十九円とし、その者が昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までに生まれた者であるときは六万九千九百八十八円とする。)」に改定率を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたとき、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)」に、「七万四千四百八十九円」とを「当該額」とに改め、同条第六項を次のように改める。

6 第四十三条の二から第四十三条の五までの規定(第四十三条の二第二項及び第四項、第四十三条の三第二項、第四十三条の四第二項及び第三項並びに第四十三条の五第二項及び第三項を除く)は、第二項に規定する率並びに第三項及び第四項に規定する率の改定について準用する。

附則第十七条の二第七項を削り、同条の次に次の三條を加える。

第十七條の三 第四十四條の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「第百三十二条第二項」とあるのは、「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)」附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附

則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三十三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四十四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項とする。

第十七条の四 昭和六十年改正法附則第八十二条第一項第四号及び第八十三条の二第二号並びに平成十二年改正法附則第二十三条第一項第二号及び第二十四条第一項に規定する平均標準報酬額については、第四十三条第一項の規定にかかわらず、加入員たる被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、当該加入員たる被保険者であつた期間の月数で除して得た額とする。

（年金たる保険給付の額の改定の特例）

第十七条の五 当該年度の前年度に属する三月三十一日において年金たる保険給付（第四十三条第一項、附則第九条の二第二項第二号又は平成十二年改正法附則第二十条第一項の規定（この法律又は他の法令において、これらの規定を引用し、又はその例による場合を含む。以下この項において同じ。）によりその額が計算されたものに限る。）の受給権を有する者について、第四十三条の二から第四十三条

の五までの規定による再評価率の改定により、当該年度において第四十三条第一項、附則第九条の二第二項第二号又は平成十二年改正法附則第二十条第一項の規定により計算した額（以下この条において「当該年度額」という。）が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により計算した額（以下この条において「前年度額」という。）に満たない場合には、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第四十三条の二（第四十三条の三から第四十三条の五まで）において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回るとき 名目手取り賃金変動率
二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき 物価変動率

3 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第四十三条の三（第四十三条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第四十三条の四（第四十

三条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき 名目手取り賃金変動率
二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき（物価変動率が一を上回る場合を除く。） 物価変動率

5 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第四十三条の五の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た額

に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

附則第十八条第一項中「（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）を削り、同条第二項中「第八十一条第四項の規定による保険料率の再計算が行われる」を「財政の現況及び見通しが作成される」に改める。
附則第二十三条の二を削る。

附則第二十九条第三項中「平均標準報酬額」の下に「（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。）を加える。

附則別表第一及び附則別表第二を次のように改める。

附則別表第一

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一三・七九五
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・一六五
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一二・八〇四
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・九三四
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・一一一
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	八・九八〇
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・〇七九
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・三二八

昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・九二八
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・〇五七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・七六七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・〇六六
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・〇三五
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・六四四
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・四九三
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・一三二
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・七六二
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・六七二
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六二二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・四八二
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・三九一
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三七一
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・二七一
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二二二
二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
昭和三十三年三月以前	一三・九三四
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・二九七
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一二・九三三

昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・〇五三
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・二一三
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・〇七〇
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・一六〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・四〇二
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・九九七
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・一一七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・八二四
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・一一六
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・〇七五
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・六八一
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・五一八
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・一五四
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・七八〇
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・六八九
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六二八
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・四九六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四〇六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三八六
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・二八五
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二三三

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・二三四
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・五八三
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・二一一
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・三一二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・四三二
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・二六五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・三三六
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	七・五六一
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	七・一四八
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・二四九
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・九四九
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・二二七
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	四・一六三
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	三・七六〇
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	二・五七二
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	二・二〇〇
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	一・八一八
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	一・七二五
昭和五十年四月から昭和五十年三月まで	一・六六三
昭和五十年四月から昭和五十年三月まで	一・五二八

四 昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・三〇七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・六五二
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・二七八
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・三七五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・四八六
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・三二三
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・三七八
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	七・六〇〇
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	七・一八四
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・二八一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・九八〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・二五三
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	四・一八四
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	三・七七九
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	二・五八五
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	二・二一一

五 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八二七
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七三四
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六七一
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五三六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四三
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四二三
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三一九
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二六六
昭和三十三年三月以前	一四・三六六
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・七〇九
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一二・三三三
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・四二六
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・五二九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・三五一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・四一二
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・六三一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・二一四
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三〇七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇〇五
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・二七五

六 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二〇一
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・七九五
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・五九五
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二二〇
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八三五
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七四一
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六七八
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五四二
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四二八
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三二四
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二七一
昭和三十三年三月以前	一四・四六九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・八〇七
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一二・四二九
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・五一六
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六〇五
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四一八
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・四七三
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・六八六

昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・二六六
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三三三
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇四八
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・三二三
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二三一
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八二二
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六一四
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二三六
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八四八
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七五四
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六九〇
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五五四
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四五九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四三九
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三三四
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二八一
七 昭和十二年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
昭和三十三年三月以前	一四・五八七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・九一九
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・五三八

昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・六一八
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六九一
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四九五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五四二
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七四九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三二五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・四〇四
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇九七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・三五六
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二六六
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八五三
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六三五
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二五四
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八六三
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七六八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七〇四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七一
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四五〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四四
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二九一

附則別表第二

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二二
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二三三
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二六〇
昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二七一
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二八一
昭和十二年四月二日以後に生まれた者	一・二九一

附則別表第三を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第四十三条第一項関係)

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一三・九七六
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・六七五
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・四八五
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・一五二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・三一
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・三一〇
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五五〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・八五八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・八七八
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三一七

昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・一四六
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・四三六
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・一五五
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・六〇四
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・六四三
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二五三
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・八六二
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七一一
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六二二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・四六一
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・三九一
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三四二
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・二九一
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二二二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一九一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一一
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九九一
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八二

平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・一一六
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・八一二
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・六二〇
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・二六五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・四一五
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四〇四
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・六三五
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	七・九三八
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	六・九四七
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三八〇
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・二〇九

昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・四九一
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	四・一九七
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	三・六四〇
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	二・六六九
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	二・二七五
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	一・八八一
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	一・七二九
昭和五十年四月から昭和五十年九月まで	一・六三八
昭和五十年十月から昭和五十年十一月まで	一・四〇六
昭和五十年十二月から昭和五十年十二月まで	一・三五五
昭和五十年一月から昭和五十年二月まで	一・三〇四
昭和五十年三月から昭和五十年四月まで	一・二二三
昭和五十年五月から昭和五十年六月まで	一・二〇三
昭和五十年七月から昭和五十年八月まで	一・一七三
昭和五十年九月から昭和五十年十月まで	一・一〇二
昭和五十年十一月から昭和五十年十二月まで	一・〇五二
昭和五十年一月から昭和五十年二月まで	一・〇二一
昭和五十年三月から昭和五十年四月まで	一・〇〇一
昭和五十年五月から昭和五十年六月まで	〇・九八三
昭和五十年七月から昭和五十年八月まで	〇・九八二
昭和五十年九月から昭和五十年十月まで	〇・九七九

平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・四一九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・一一〇
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・九一三
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・五〇六
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六三九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・六〇六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・八二二
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・一一〇九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・〇九六
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五一七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三四三
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・六〇八

昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・二八七
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・七一九
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七二七
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三三五
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九二二
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七六六
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六七三
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五〇八
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四三六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三八四
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三三二
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二六〇
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・二二九
昭和六十二年四月から平成元年十一月まで	一・一九八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二二
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九

平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・四九三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・一八一
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・九八四
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・五六六
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六九四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・六五六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・八六六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・一五〇
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・一三二
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五五一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三七五
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・六三八
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三〇八

昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・七三七
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七四一
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三三六
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九三一
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七七五
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六八二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五一六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四三
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三九一
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三三九
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二六六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二

平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

五 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・四九三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・一八一
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・九八四
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・五六六
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六九四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・六五六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・八六六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・一五〇
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・一三二
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五五一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三七五
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・六三八
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三〇八
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・七三七

昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七四一
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三三六
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九三一
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七七五
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六八二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五一六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四三
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三九一
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三三九
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二六六
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・二三五
昭和六十二年四月から平成元年十一月まで	一・二〇四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六二
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五

六

昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
昭和三十三年三月以前	一四・五五三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・二四〇
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・〇四二
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・六一三
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・七三八
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・六九五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九〇三
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・一八三
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・一六一
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五七八
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・四〇一
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・六六一
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三二六
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・七五三
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七五二

昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三四六
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九三九
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七八二
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六八九
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五二二
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三九七
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四五
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二七一
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・二四〇
昭和六十二年四月から平成元年十一月まで	一・二〇九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一二
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五六
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一

平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

七 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・六五七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・三四二
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・一四三
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・六九七
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・八一五
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・七六五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九六七
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	八・二四二
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	七・二一三
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六二六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・四四七
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・七〇一
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	四・三五七
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	三・七八〇
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	二・七七二
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	二・七六二
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	二・七五二
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	二・七四二
昭和五十年四月から昭和五十一年三月まで	二・七三二

和五十二年八月から昭和五十二年三月まで	一・九五三
和五十二年四月から昭和五十二年三月まで	一・七九五
和五十二年四月から昭和五十二年三月まで	一・七〇一
和五十二年四月から昭和五十二年三月まで	一・五三三
和五十二年四月から昭和五十二年三月まで	一・四五九
和五十二年四月から昭和五十二年三月まで	一・四〇七
和五十二年四月から昭和五十二年三月まで	一・三五四
和五十二年四月から昭和五十二年三月まで	一・二八一
和五十二年四月から昭和五十二年三月まで	一・二四九
和五十二年四月から昭和五十二年三月まで	一・二一八
和五十二年四月から昭和五十二年三月まで	一・一四四
和五十二年四月から昭和五十二年三月まで	一・〇九二
和五十二年四月から昭和五十二年三月まで	一・〇六一
和五十二年四月から昭和五十二年三月まで	一・〇四〇
和五十二年四月から昭和五十二年三月まで	一・〇一九
和五十二年四月から昭和五十二年三月まで	〇・九八八
和五十二年四月から昭和五十二年三月まで	〇・九八六
和五十二年四月から昭和五十二年三月まで	〇・九七三
和五十二年四月から昭和五十二年三月まで	〇・九六二
和五十二年四月から昭和五十二年三月まで	〇・九六一
和五十二年四月から昭和五十二年三月まで	〇・九六一
和五十二年四月から昭和五十二年三月まで	〇・九六八

平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

八 昭和十二年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・七七七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・四五九
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・二五八
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・七九二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・九〇三
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・八四五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・〇四〇
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	八・三〇九
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	七・二七二
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六八〇
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・四九九
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・七四八
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	四・三九三
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	三・八一
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	二・七九五
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	二・三八二
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	一・九六九
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	一・八一〇

昭和五十四年四月から昭和五十五年三月まで	一・七一五
昭和五十五年四月から昭和五十六年三月まで	一・五四五
昭和五十六年四月から昭和五十七年三月まで	一・四七一
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四一九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三六五
昭和五十九年四月から昭和六十年三月まで	一・二九一
昭和六十年四月から昭和六十年九月まで	一・二五九
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二二八
昭和六十二年四月から昭和六十二年九月まで	一・一五三
昭和六十二年十月から昭和六十二年十一月まで	一・一〇一
昭和六十二年十二月から昭和六十二年三月まで	一・〇六九
昭和六十二年四月から昭和六十二年五月まで	一・〇四八
昭和六十二年六月から昭和六十二年七月まで	一・〇二八
昭和六十二年八月から昭和六十二年九月まで	一・〇〇六
昭和六十二年十月から昭和六十二年十一月まで	〇・九九四
昭和六十二年十二月から昭和六十二年三月まで	〇・九八一
昭和六十二年四月から昭和六十二年五月まで	〇・九七〇
昭和六十二年六月から昭和六十二年七月まで	〇・九六九
昭和六十二年八月から昭和六十二年九月まで	〇・九六八
昭和六十二年十月から昭和六十二年十一月まで	〇・九六七
昭和六十二年十二月から昭和六十二年三月まで	〇・九八〇

第八条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「第二十三条の下に」又は第二十三条の二を加える。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(育児休業等を終了した際の改定)

第二十三条の二 社会保険庁長官は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業(以下「育児休業等」という。)を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日(以下この条において「育児休業等終了日」という。)において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより社会保険庁長官に申出をしたときは、第二十一条の規定にかかわらず、育児休業等終了日の翌日から以後三月間(育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月(当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月)ま

での各月の標準報酬月額とする。

第二十四条第一項中「若しくは第二十一条第一項」を、「第二十一条第一項若しくは前条第一項」に改め、「第二十一条第一項」の下に、「第二十三条第一項」を加え、同条第二項中「第二十一条第一項」の下に、「第二十三条第一項」を加える。

第二十四条の二中「及び第四条ノ二」を、「第四条ノ二及び第四条ノ三」に改める。

第二十六条を次のように改める。

(三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例)

第二十六条 三歳に満たない子を養育し、又は養育していた被保険者又は被保険者であつた者が、厚生労働省令で定めるところにより社会保険庁長官に申出(被保険者にあつては、その使用される事業所の事業主を経由して行うものとする。)をしたときは、当該子を養育することとなつた日(厚生労働省令で定める事実が生じた日にあつては、その日)の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、その標準報酬月額が当該子を養育することとなつた日の属する月の前月(当該月において被保険者でない場合にあつては、当該月前一年以内における被保険者であつた月のうち直近の月。以下この項において「基準月」という。)の標準報酬月額(この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が標準報酬月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬月額。以下この項において「従前標準報酬月額」という。)を下回る月(当該申出が行われた日の属する月前の月にあつては、当該申出が行われた日の属する月の前月までの二年間のうちにあるものに限る。)については、従前標準報酬月額を当該下回る月の第四十三条第一項に規定する平均標準報酬額の計算の基礎となる標準報酬月額とみなす。

一 当該子が三歳に達したとき。

二 第十四条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 当該子以外の子についてこの条の規定の適用を受ける場合における当該子以外の子を養育することとなつたときその他これに準ずる事実として厚生労働省令で定めるものが生じたとき。

四 当該子が死亡したときその他当該被保険者が当該子を養育しないこととなつたとき。

五 当該被保険者に係る第八十一条の二の規定の適用を受ける育児休業等を開始したとき。

2 前項の規定の適用による年金たる保険給付額の改定その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十八条の二第二項中「及び第二項」を、「及び第四項」に改める。

第四十六条第一項中「四十八万円」を「支給停止調整額」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額(その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。)が四十八万円(この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額)を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。

3 前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。

第五十条第三項中「障害の程度が障害等級の三級に該当する者に支給する」を「障害厚生年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金を受けることができない場合において、」に、「第一項」を、「前二項」に、「同項」を「これらの項」に改める。

第五十四条第三項中「第四十六条第四項」を「第四十六条第六項」に改める。

第八十一条の二中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。))を「育児休業等」に、「その申出をした日の属する月からその育児休業を」を「その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等」に改める。

第百条の二第二項中「第四十六条第四項」を「第四十六条第六項」に改める。

第百二条第一項及び第百二条の二第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第百三条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第百四十一条の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

第百四条中「の代表者」を「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。)を含む。以下この項において同じ。」の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)」に改め、「業務」の下に「又は財産」を加え、「前三条」を「第百二条から前条まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百十条第二項中「前項の」を削る。

第百十五条に次の一項を加える。

4 基金は、第百十一条第一項の認可若しくは第二項の認可を受けたとき、又は前項の規約の変更をしたときは、遅滞なく、基金の規約を適用事業所に使用される被保険者に周知させなければならない。

第百三十二条第二項中「標準報酬月額」の下に「(第二十六条第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額)」を加え、同条第三項中「一・八四」を「三・二三」に改める。

第百三十三条の二第一項中「第四十六条第二項」を「第四十六条第四項」に改め、同条第二項中「第四十六条第二項」を「第四十六条第四項」に、「同条第二項」を同条第四項に改め、同条第三項中「第四十六条第二項」を「第四十六条第四項」に改める。

第百三十九条第七項及び第八項中「育児休業を」「育児休業等」を「に」「申出をした日の属する月からその育児休業を」「育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等」に改める。

第百四十条第八項中「申出のあつた日の属する月からその育児休業を」「育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等」に改め、同条第九項中「育児休業を」「育児休業等」に改める。

第百四十三条第三項中「行なう」を「行う」に改め、「第百十条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第百四十四条第五項中「第百十条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第百六十三条の三第一項中「第四十六条第二項」を「第四十六条第四項」に改める。

第百七十三条の次に次の一条を加える。

(情報の提供)
第百七十三条の二 社会保険庁長官は、基金又は連合会に対し、老齢年金給付に關して必要な情報の提供を行うものとする。

第百七十八条の次に次の一条を加える。

(指定基金による健全化計画の作成)
第百七十八条の二 年金給付等積立金の額が政令で定める額を著しく下回る基金であつて、政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の指定を受けたもの(以下この条において「指定基金」という。)は、政令で定めるところにより、その財政の健全化に關する計画(以下この条において「健全化計画」という。)を定め、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の承認を受けた指定基金は、当該承認に係る健全化計画に従い、その事業を行わなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の承認を受けた指定基金の事業及び年金給付等積立金の状況により、その健全化計画を変更する必要があると認めるときは、当該指定基金に対し、期限を定めて、当該健全化計画の変更を求めることができる。

第百七十九条第一項中「前条」を「第百七十八条」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 厚生労働大臣は、基金が次の各号のいずれかに該当するときは、当該基金の解散を命ずることができる。

一 第一項の規定による命令に違反したとき。

二 前条第二項の規定に違反したとき。

三 前条第三項の求めに応じないとき。

四 その事業の状況によりその事業の継続が困難であると認めるとき。

第百七十九条に次の一項を加える。

6 連合会が第一項の規定による命令に違反したとき、又はその事業の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣は、連合会の解散を命ずることができる。

第百八十二条第一項及び第二項中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第百八十三条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

附則第七条の四第二項第二号中「第二項」を「第四項」に改める。

附則第七条の五第一項中「第四十六条第一項及び第二項」を「第四十六条第一項及び第四項」に、「附則第十一条第一項及び第二項」を「附則第十一条第一項」に、「第十一条の三第一項及び第二項」を「第十一条の三第一項」に、「第二項、第五項及び第九項」を「第四項及び第八項」に、「同条第一項及び第二項」を「同条第一項及び第四項」に改める。

附則第七条の六第二項中「第四十六条第二項」を「第四十六条第四項」に改める。

附則第九条の二第二項第一号中「四百四十四」を「四百八十」に改め、同条第四項第二号中「第十一条の三第四項」を「第十一条の三第三項」に、「第十一条の三第一項から第三項まで」を「第十一条の三第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に改める。

附則第十条の二中「第二項」を「第四項」に改める。

附則第十一条第一項を削り、同条第二項中「による老齢厚生年金」の下に「(第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。第五項において同じ。)」を加え、「の総報酬月額相当額と基本月額」を「の総報酬月額相当額と老齢厚生年金の額を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。))」に、「二十八万円」を「支給停止調整開始額」に、「老齢厚生年金の額の百分の二十に相当する額と当該各号に定める額に十二を乗じて得た額との合計額」を「当該各号に定める額に十二を乗じて得た額」に、「四十八万円」を「支給停止調整変更額」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「額の百分の八十」を「額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の支給停止調整開始額は、二十八万円とする。ただし、二十八万円に平成十七年度以後の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率をそれぞれ乗じて得た額(その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において

同じ。)が二十八万円(この項の規定による支給停止調整開始額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額)を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整開始額を当該乗じて得た額に改定する。

3 第一項各号の支給停止調整変更額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の二第二項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額(その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。)が四十八万円(この項の規定による支給停止調整変更額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額)を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整変更額を当該乗じて得た額に改定する。

4 第二項ただし書の規定による支給停止調整開始額の改定の措置及び前項ただし書の規定による支給停止調整変更額の改定の措置は、政令で定める。

附則第十一条の二第一項中「以下この項において「報酬比例部分の額」を「第四項において「報酬比例部分の額」に改め、「の百分の八十に相当する額」を削り、「二十八万円」を「前条第二項に規定する支給停止調整開始額(以下「支給停止調整開始額」という。))」に、「同条第二項第一号」を「附則第九条の二第二項第一号」に改め、「と報

酬比例部分の額に百分の二十を乗じて得た額との合計額」を削り、「当該合計額」を「当該附則第九条の二第二項第一号に規定する額」に改め、同条第二項中「二十八万円を超える」を「支給停止調整開始額を超える」に改め、同項第一号中「二十八万円」を「支給停止調整開始額」に、「四十八万円」を「前条第三項に規定する支給停止調整変更額(以下「支給停止調整変更額」という。))」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「二十八万円」を「支給停止調整開始額」に、「四十八万円」を「支給停止調整変更額」に改め、同条第三項中「以下この項」を「第四項」に改め、同条第三項中「報酬比例部分の額」とあるのは「当該老齢厚生年金に係る同条第二項第二号に規定する額(第四項において「報酬比例部分の額」という。))」に「と」を削り、同条第四項中「及び報酬比例部分の額」を削る。

附則第十一条の三第一項を削り、同条第二項中「坑内員・船員の老齢厚生年金」を「附則第八条の規定による老齢厚生年金(附則第九条及び第九条の四の規定によりその額が計算されているものに限る。以下「坑内員・船員の老齢厚生年金」という。))」に、「の総報酬月額相当額と基本月額」を「の総報酬月額相当額と老齢厚生年金の額(附則第九条の四第三項又は第五項(同条第六項においてその例による場合を含む。))において準用する第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。))」を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。))に、「二十八万円」を「支給停止調整開始額」に、「老齢厚生年金の額の百分の二十に相当する額と当該各号に定める額に十二を乗

じて得た額との合計額」を「当該各号に定める額に十二を乗じて得た額」に、「四十八万円」を支給停止調整変更額に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項中」を「前項中」に、「この条」を「この項」に、「額の百分の二十」を「額以上」に、「次項において同じ。))の百分の二十」を「以上」に改め、「前項中」、「老齢厚生年金の額」に「及び」から老齢厚生年金の額を控除して得た額の百分の八十に相当する額を加えた額」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十一条の五中「及び第二項」を「及び第四項」に改める。

附則第十一条の六第二項中「同条第二項」を「同条第二項」に改め、同条第三項中「同条第二項」を「同条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、「老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。))」を削り、「から老齢厚生年金の額を控除して得た額の百分の八十に相当する額を加えた額」を「(加給年金額を除く。))」に改め、同条第四項中「附則第十一条の三第二項」を「附則第十一条の三第一項」に改め、同条第五項中「附則第十一条の三第二項」を「附則第十一条の三第一項」に、「附則第十一条の三第三項」を「附則第十一条の三第二項」に、「同条第二項」を「同条第一項」に改め、「老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。))」を削り、「から老齢厚生年金の額を控除して得た額の百分の八十に相当する額を加えた額」を「(加給年金額を除く。))」に改める。

附則第十三条第三項第一号中「附則第十一条第二項」を「附則第十一条第一項」に改め、「老齢

を「以下この項及び次項において「坑内員・船員」の老齡厚生年金の総額」という。に改め、同項第三号中「附則第十一条の第三項を「附則第十一条の第三第二項」に、「同条第二項を「同条第一項」に、「老齡厚生年金の額に坑内員・船員の代行部分の総額の百分の八十に相当する額を加えた額」を「坑内員・船員の老齡厚生年金の総額」に改め、同項第四号中「額に代行部分の総額の百分の八十に相当する額を加えた額」を「老齡厚生年金の額に坑内員・船員の代行部分の総額の百分の八十に相当する額を加えた額」を「坑内員・船員の老齡厚生年金の総額」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「当該基金の代行部分の額の百分の八十に相当する額」を「その受給権者の当該老齡年金給付を支給する基金の加入員であつた期間に係る第百三十二条第二項に規定する額以下この項において「当該基金の代行部分の額」という。に、「代行部分の総額」を「老齡厚生年金の総額から老齡厚生年金の額を控除して得た額（以下この項及び次条におい

附則第十三条の二第二項を削り、同条第二項中、「解散基金に係る代行部分を」、「解散基金に係る老齢年金給付(第百六十二条の三五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この条及び次条において「解散基金に係る代行部分」という。)」に改め、「その額の百分の二十に相当する額に」を削り、「第六項において「追加停止額」という。」を加えた額を「第五項において「支給停止額」という。)」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中、「その額の百分の二十に相当する額に」を削り、「前条第四項第三号」を「前条第四項第二号」に、「第六項において「坑内員・船員の追加停止額」という。」を加えた額を「第五項において「坑内員・船員の支給停止額」という。)」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中、「その額の百分の二十に相当する額に」を削り、「前条第四項第四号」を「前条第四項第三号」に、「第六項において「高年齢雇用継続給付を受給する者の追加停止額」という。」を加えた額を「第五項において「高年齢雇用継続給付を受給する者の支給停止額」という。）」を加えた額を「第五項において

附則第十三条の五第三項及び第四項中「四百四十四」を「四百八十」に改める。

附則第十三条の六第一項を削り、同条第二項中「受給権者」の下に「（その者が六十五歳に達していないものに限る。）」を加え、「の総報酬月額相当額と基本月額」を「の総報酬月額相当額と老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。）

を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)(に、「二十八万円」を支給停止調整開始額」に、「老齢厚生年金の額の百分の二十に相当する額と当該各号に定める額に十二を乗じて得た額との合計額」を「当該各号に定める額に十二を乗じて得た額に、「四十八万円」を支給停止調整変更額」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項中」を「前項中」に改め、「及び次項」を削り、〇を除く。次項」を〇を除く。以下この項に、「第二項」と、「老齢厚生年金の額の百分の二十」を「第四項」と、「老齢厚生年金の額以上」に、「次項において同じ。」の百分の二十」を〇以上」に改め、「前項中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条

第一項及び第二項」と、「老齡厚生年金の額に」及び「から老齡厚生年金の額を控除して得た額の百分の八十に相当する額を加えた額」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を「及び第四項」に、「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「老齡厚生年金の額（加給年金額を除く。）」を削り、「から老齡厚生年金の額を控除して得た額の百分の八十に相当する額を加えた額」を「（加給年金額を除く。）」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項中「第五項から」を「第四項から」に、「第五項第一号」を「第四項第一号」に、「第七項第一号」を「第六項第一号」に改め、同項を同条第八項とする。

附則第十三条の七第二項中「第四十六条第二項」を「第四十六条第四項」に改め、同条第四項第一号中「前条第三項」を「前条第二項」に、「同条第二項」を「同条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「次条第三項」を「次条第二項」に改め、「老齡厚生年金の額」を削り、「から老齡厚生年金の額を控除して得た額（以下この条及び次条において「代行部分の総額」という。）の百分の八十に相当する額を加えた額」を「（以下この項及び次項において「老齡厚生年金の総額」という。）」に改め、同項第二号中「前条第六項」を「前条第五項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に、「額」に代行部分の総額の百分の八十に相当する額を

加えた額」を「総額」に改め、同条第五項第一号を削り、同項第二号中「前条第三項」を「前条第二項」に、「同条第二項」を「同条第一項」に、「当該基金の代行部分の額の百分の八十に相当する額」を「その受給権者の当該老齢年金給付を支給する基金の加入員であつた期間に係る第一項において読み替えられた第百三十二条第二項に規定する額（以下この項において「当該基金の代行部分の額」という。）に、「代行部分の総額」を「老齢厚生年金の総額から老齢厚生年金の額を控除して得た額（以下この項及び次条において「代行部分の総額」という。）に、「追加停止額」を「支給停止額」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前条第六項」を「前条第五項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、「の百分の八十に相当する額」を削り、「次条第四項」を「次条第三項」に、「追加停止額」を「支給停止額」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「追加停止額」を「支給停止額」に改める。

附則第十三条の八第二項を削り、同条第三項中「附則第十三条の六第三項」を「附則第十三条の六第二項」に、「同条第二項」を「同条第一項」に、「解散基金に係る代行部分」を「解散基金に係る老齢年金給付（第百六十二条の三第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この条において「解散基金に係る代行部分」という。）に改め、「その額の百分の二十に相当する額」を削り、「第五項」を「第四項」に、「追加停止額」を「支給停止額」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第十三条の六第六項」を「附則第十三条の六第五項」に改め、同項を同条第五項とする。

項に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、「その額の百分の二十に相当する額」を削り、「追加停止額」を「支給停止額」に改め、「を加えた額」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「追加停止額」を「支給停止額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「及び第二項」を「及び第四項」に、「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第十五条の三中「第十三条の六第四項」を「第十三条の六第三項」に、「から第三項まで、第五項及び第六項（同条第九項）を、第二項、第四項及び第五項（同条第八項）に改める。

附則第十七条の四中「標準報酬月額」の下に「（第二十六条第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額）を加える。

附則第二十条第四項第二号イ中「年四分」を「積立金（厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金並びに第八十五条の二及び第百六十二条の三第一項に規定する責任準備金をいう。）の運用収益の予測に基づき算定する予定利率として政令で定める率」に改め、同号ロ中「年四分」を「イの政令で定める率」に改め、同条第五項中「基づいて」を「基づき、積立金（厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金をいう。）の運用の実績を考慮して」に改め、「この場合において、前二項の規定を準用する。」を削り、同条に次の一項を加える。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による平準化期間及び補正拠出金算定対象額の

変更について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
附則第三十条を附則第三十二条とする。
附則第二十九条第三項中「次の表に定める率」を「支給率」に改め、同項の表を削り、同条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

の資格を喪失した日の属する月の前月をいう。以下この項において同じ。）の属する年の前年十月の保険料率（最終月が一月から八月までの場合にあつては、前々年十月の保険料率）に二分の一を乗じて得た率に、次の表の上欄に掲げる被保険者期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数を乗じて得た率とし、その率に少数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

六月以上二月未満	六
二月以上一八月未満	一二
一八月以上二四月未満	一八
二四月以上三〇月未満	二四
三〇月以上三六月未満	三〇
三六月以上	三六

附則第二十九条の次に次の二条を加える。
（過去期間代行給付現価に係る政府の負担）

第三十条 当分の間、政府は、基金の事業年度の末日における第百六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額（次条、附則第三十三条、第三十四条及び第三十八条において「責任準備金相当額」という。）が次項に規定する過去期間代行給付現価の額に照らし政令で定めるところにより算定した額を下回っている場合には、政令で定めるところにより、当該基金に対して、当該下回っている額のうち政府が負担することが適当であるもの

として政令で定めるところにより算定した額を交付するものとする。

2 過去期間代行給付現価の額は、当該基金の加入員及び加入員であつた者について当該事業年度の末日までの加入員であつた期間に係る第百三十二条第二項に規定する額に相当する年金たる給付に要する費用の額の予想額を計算し、これらの予想額の合計額の現価として政令で定めるところにより計算した額とする。

3 前二項の規定は、連合会について準用する。この場合において、第一項中「基金」とあ

るのは「連合会」と、「第百六十二条の三第一項」とあるのは「第八十五条の二」と、前項中「当該基金の加入員及び加入員であつた者について当該事業年度の末日までの加入員であつた期間」とあるのは「連合会が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者」と読み替えるものとする。

(責任準備金相当額が過大となつた場合における代行保険料率の算定)

第三十一条 当分の間、責任準備金相当額が前条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額に政令で定める率を乗じて得た額を上回っている基金について、第八十一条の三第二項の規定を適用する場合においては、同項中「収入を」とあるのは、「収入及び附則第三十一条に規定する上回っている額を」とする。

附則第三十二条の次に次の八条を加える。
(特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例)

第三十三条 第百四十五条第一項第一号又は第二号に掲げる理由により解散をしようとする基金(平成十七年四月一日前に設立されたもの(同日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立されたものを含む。))に限る。)であつて、当該解散をしようとする日において年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回っているとき見込まれるもの(以下「特定基金」という。)は、厚生労働大臣に対して、責任準備金相当額の減額を申し出ることができる。

2 前項の申出は、平成十七年四月一日から起算して三年を経過する日までの間に限り行う

ことができる。

3 政府は、第一項の申出を行つた特定基金であつて、当該申出の日まで業務の運営について相当の努力をし、かつ、当該申出の日以後の事業の継続が困難であると見込まれるものとして政令で定める要件に適合すると厚生労働大臣が認めたものが解散したときは、第百六十二条の三第一項の規定にかかわらず、責任準備金相当額に代えて、当該特定基金の加入員及び加入員であつた者が加入員でなかつたときとに厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金が増加する額として政令で定めるところにより算定した額又は当該特定基金の年金給付等積立金の額のうちいずれか大きい方の額(附則第三十七条及び第三十八条において「減額責任準備金相当額」という。)を、当該解散した特定基金から徴収する。この場合において、第百四十七条第四項、第百六十二条の三第二項から第八項まで及び第百六十二条の四の規定は適用せず、第百三十八条第六項の規定の適用については、同項中「政令で定める額」とあるのは、「附則第三十三条第三項に規定する減額責任準備金相当額」とする。

4 第四十四条の二第一項の規定は、被保険者であつた期間の全部又は一部が特定基金の加入員であつた期間である者が老齢厚生年金の受給権を取得する前に当該特定基金が第百四十五条第二項の規定による解散の認可を受けた場合(前項の規定により政府が減額責任準備金相当額を徴収する場合に限る。)における当該特定基金の加入員であつた期間(連合会

がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。)については、適用しない。

5 前項に規定する場合において、当該特定基金の加入員又は加入員であつた者が老齢厚生年金の受給権者であるときは、第四十四条の二第一項の規定にかかわらず、当該老齢厚生年金の額は当該特定基金の加入員であつた期間(連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。)が基金の加入員であつた期間でないものとして同項の規定の例により計算した額とするものとし、当該特定基金が解散した月の翌月から、当該老齢厚生年金の額を改定する。

6 第三項の場合において、政府が特定基金から徴収する徴収金は、第八十五条の二の規定により政府が解散した連合会から徴収する徴収金とみなして、第八十六条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第八十七条第六項、第八十八条、第八十九条、第九十一条から第九十一条の三まで、第九十二条第一項及び第三項、第百二条第二項、第百三条の二並びに第百四条の規定を適用する。

7 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第五条の規定にかかわらず、第三項の規定により政府が特定基金から徴収する徴収金は、同条の年金勘定の歳入とする。
(特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の納付の猶予等)

第三十四条 特定基金は、責任準備金相当額の納付に関する計画(以下「納付計画」という。)

を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、その納付計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 前項の承認の申請は、平成十七年四月一日から起算して三年を経過する日までの間に限り行うことができる。

3 納付計画には、納付の猶予を受けようとする金額及び期間その他厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

4 厚生労働大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る納付計画が、前項の納付の猶予を受けようとする期間が五年以内(五年以内に納付することができないやむを得ない理由があると認められるときは、十年以内)であることその他厚生労働省令で定める要件に適合するものと認めるときは、その承認をするものとする。

5 政府は、前項の承認を受けた特定基金が解散したときは、第百六十二条の三第一項の規定にかかわらず、責任準備金相当額を当該解散した特定基金から徴収するに当たり、当該納付計画に基づいて、納付の猶予をするものとする。この場合において、第百四十七条第四項、第百六十二条の三第二項から第八項まで及び第百六十二条の四の規定は適用せず、第百三十八条第六項の規定の適用については、同項中「当該解散する日における年金給付等積立金の額が、政令で定める額を下回る」ときは、当該基金は、当該下回る額を」とあるのは、「当該基金は、当該基金の清算が終了するまでの間、附則第三十四条第五項の責

任準備金相当額を政府に納付するためにその不足する額を、設立事業所の事業主から掛金として徴収するものとする。ただし、附則第三十五条第三項の規定により納付計画の承認が取り消された場合は、当該基金は、その不足する額を」とする。

6 前条第四項及び第五項の規定は、特定基金が第四百四十五条第二項の規定による解散の認可を受けた場合(前項の規定により政府が責任準備金相当額を徴収する場合に限る。)について準用する。この場合において、前条第四項中「前項」とあるのは「次条第五項」と、「減額責任準備金相当額」とあるのは「責任準備金相当額」と、それぞれ読み替えるものとする。

7 第五項の場合において、政府が特定基金から徴収する徴収金は、第八十五条の二の規定により政府が解散した連合会から徴収する徴収金とみなして、第八十六条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第八十八条、第八十九条、第九十一条から第九十一条の三まで、第九十二条第一項及び第三項、第二百二条第二項、第二百三条の二並びに第二百四条の規定を適用する。

8 前条第七項の規定は、第五項の規定により政府が特定基金から責任準備金相当額を徴収する場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第三項」とあるのは、「次条第五項」と読み替えるものとする。

9 政府は、第五項の規定による納付の猶予をしたときは、その旨、猶予に係る金額、猶予期間その他必要な事項を特定基金に通知しなければならない。

第三十五条 厚生労働大臣は、政府が前条第五項の規定により納付の猶予をした場合において、その納付計画の期間内にその猶予がされた金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該特定基金の申請に基づき、その納付の猶予を受けようとする期間の延長その他の納付計画の変更を承認することができる。ただし、その期間は、既に当該特定基金につき納付計画に基づいて猶予をした期間と併せて十年を超えることができない。

2 厚生労働大臣は、特定基金の財産の状況その他の事情の変化により必要があると認めるときは、当該特定基金に対し、期限を定めて、その納付の猶予を受けようとする期間の短縮その他の納付計画の変更を求めることができる。

3 納付計画の承認を受けた特定基金が次の各号のいずれかに該当する場合には、厚生労働大臣は、その納付計画の承認を取り消すことができる。

- 一 納付計画に基づき分割した金額ごとに定められた猶予期間内にその金額を納付しないとき。
- 二 前項の求めに応じないとき。
- 三 前二号に掲げる場合を除き、その特定基金の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

4 政府は、第一項又は第二項の規定により納付計画が変更された場合には、当該納付計画に基づいて、納付の猶予をする。

5 政府は、前項の規定による納付の猶予をしたときは、その旨、猶予に係る金額、猶予期間その他必要な事項を特定基金に通知しなければならない。

6 政府は、厚生労働大臣が第三項の規定により納付計画の承認を取り消したときは、これに基づいて納付の猶予を取り消すものとする。

7 政府は、前項の規定により納付の猶予を取り消したときは、その旨を当該特定基金に通知しなければならない。

(納付の猶予の場合の加算金)

第三十六条 政府は、附則第三十四条第五項の規定により納付の猶予をしたときは、当該猶予をした徴収金額について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより計算した加算金を当該特定基金から徴収する。

- 一 当該猶予期間の終了日又は督促状により指定する期限までに納付される徴収金額(督促状により指定する期限までに納付されないことについて、やむを得ない事情があると認められる場合は、当該納付されない徴収金額を含む。) 当該徴収金額につき厚生労働大臣が定める利率で、納期限の翌日から、徴収金完納の日の前日までの日数によつて計算した額
- 二 督促状により指定する期限までに納付されない徴収金額(督促状により指定する期限までに納付されないことについて、やむを得ない事情があると認められる場合は、

当該納付されない徴収金額を除く。) 当該徴収金額につき厚生労働大臣が定める利率で、納期限の翌日から、猶予期間の終了日又は猶予の取消しがあつた日までの日数によつて計算した額と、未納の額につき年十四・六パーセントの割合で、当該猶予期間の終了日又は当該猶予の取消しがあつた日の翌日から、徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの日数によつて計算した額との合算額

2 前項の利率は、各年について、当該年の初日の属する年度の前年度における厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金の運用の実績を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

3 第一項の場合において、徴収金額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る加算金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあつた徴収金額を控除した金額による。

4 加算金を計算するに当たり、徴収金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 前各項の規定により計算した金額が百円未満であるときは、加算金は、徴収しない。

6 加算金の金額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

7 特定基金は、加算金をその額の計算の基礎となる徴収金に併せて納付しなければならない。

8 附則第三十三条第七項及び第三十四条第七項の規定は、政府が特定基金から第一項の加算金を徴収する場合について準用する。

(責任準備金相当額の特例の適用を受ける特定基金に対する納付の猶予に関する特例)

第三十七条 附則第三十四條第四項の承認を受けた特定基金が附則第三十三條第三項の規定により減額責任準備金相当額を徴収される場合においては、附則第三十三條第三項後段及び第四項から第七項までの規定は適用せず、附則第三十四條第一項、第五項、第六項及び第八項の規定の適用については、これらの規定中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」とする。

(特定基金に係る責任準備金相当額等の一部の物納)

第三十八條 確定給付企業年金法第百十四條の規定は、附則第三十三條第三項の規定により政府が特定基金から同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収する場合又は附則第三十四條第五項の規定により政府が特定基金から同項の責任準備金相当額を徴収する場合について準用する。この場合において、同法第百十四條第二項中「第百十一條第二項の厚生労働大臣の承認又は第百十二條第一項の厚生労働大臣の認可」とあるのは「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第三十二條第一項の規定による厚生労働大臣の認可を受けられている場合に限り行うことができるもの」とし、同法第百四十五條第二項の認可」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項の規定により確定給付企業年金法第百十四條第五項の規定を準用する場合において、同項に規定する有価証券の価額として算

定した額は、政令で定めるところにより、厚生保険特別会計法第八條第一項の年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

3 保険業法(平成七年法律第百五号)附則第一條の十三の規定は、第一項の規定により確定給付企業年金法第百十四條の規定を準用して物納をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(事務の委託に関する経過措置)

第三十九條 厚生年金保険の管掌者たる政府は、当分の間、附則第三十三條第三項又は第三十四條第五項の規定により減額責任準備金相当額又は責任準備金相当額を徴収する場合において、当該徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務のうち政令で定めるものを連合会に行わせることができる。

2 前項の規定により連合会が同項の業務を行う場合には、第百八十五條第五号中「この章」とあるのは、「この章又は附則第三十九條第一項」とするほか、この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第四十條 附則第三十三條から前条までに定めるもののほか、特定基金に関し必要な事項は、政令で定める。

第九條 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

目次中「及び厚生年金基金連合会」を「及び企業年金連合会」に、「第七款 合併及び分割(第八款 確定拠出年金への移行等)」を「第七款 合併及び分割(第八款 確定拠出年金への移行等)」に改める。

百四十二條―第百四十四條の二を「第七款 移行(第百四十四條の三)」を「第八款 基金間の移行等(第百四十二條―第百四十四條確定拠出年金への移行等(第百四十四條の五・第百四十四條の六))」に、「第二節 厚生年金基金連合会」を「第二節 企業年金連合会」に、「第百五十八條の四」を「第百五十八條の五」に、「第百六十五條」を「第百六十五條の四」に改める。

第三十四條第一項中「第百六十二條の三第一項」を「第百六十一條第一項」に改める。

第四十四條の二第二項第一号中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会又は他の厚生年金基金」に改め、同項第二号中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改め、「期間」の下に「(他の厚生年金基金がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。)」を加え、同条第三項中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会又は他の厚生年金基金」に改め、同条第四項中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に、「期間」を「期間(他の厚生年金基金がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。)」に改める。

第八十五條の二(見出しを含む。及び第百二條第二項中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。

「第九章 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会」を「第九章 厚生年金基金及び企業年金連合会」に改める。

第百三十條第五項中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改め、ただし書を削る。

「第七款 合併及び分割」を「第七款 基金間の移行等」に改める。

第百四十二條第四項及び第百四十三條第七項中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会又は他の基金」に改める。

第百四十四條の二第二項中「使用される甲基金の加入員」の下に「又は加入員であつた者」を加え、「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会又は他の基金」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項を「前項」に改め、「脱退事業所の事業主の全部及び当該脱退事業所に使用される甲基金の加入員の二分の一以上の同意を得、並びに」を削り、「議決し、及び甲基金の脱退事業所以外の設立事業所に係る代議員の四分の三以上の同意を得た」を「議決した」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条中第七項を第四項とし、第八項を第五項とし、第九項を削る。

「第八款 確定拠出年金への移行」を「第八款 確定拠出年金への移行等」に改める。

第百四十四條の三第一項中「この条において同じ。」における「を」を「同じ。」における「に」に改め、同条第四項中「第百四十四條の三第四項」を「第百四十四條の五第四項」に改め、第九章第一節第八款中同条を第百四十四條の五とする。

第九章第一節第七款中第百四十四條の二の次に次の二条を加える。

(他の基金への権利義務の移転及び脱退一時金相当額の移換)

第百四十四条の三 甲基金の中途脱退者(当該基金の加入員の資格を喪失した者(当該加入員の資格を喪失した日において当該基金が支給する老齢年金給付の受給権を有する者を除く。))であつて、政令で定めるところにより計算したその者の当該基金の加入員であつた期間が政令で定める期間に満たないものをいう。以下同じ。))は、乙基金の加入員の資格を取得した場合であつて、甲基金及び乙基金の規約において、あらかじめ、甲基金から乙基金に甲基金の加入員であつた期間に係る老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転ができる旨が定められているときは、甲基金に当該権利義務の移転を申し出ることができる。

2 甲基金は、前項の規定により権利義務の移転の申出があつたときは、乙基金に当該老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転を申し出るものとする。

3 乙基金は、前項の規定により権利義務の移転の申出があつたときは、当該老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継するものとする。

4 前項の規定により乙基金が当該老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継する場合においては、甲基金から乙基金に年金給付等積立金(当該老齢年金給付に充てるべき積立金に限る。)を移換するものとする。

5 第一項の申出を行う中途脱退者は、乙基金の規約において、あらかじめ、甲基金から脱退を支給理由とする第百三十条第二項の一時

金たる給付(以下「脱退一時金」という。)の額に相当する額(以下「脱退一時金相当額」という。))の移換を受けることができる旨が定められている場合においては、当該申出に併せて、甲基金に脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

6 甲基金は、前項の規定により脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、乙基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

7 乙基金は、前項の規定により脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者に対し、第百三十条第一項から第三項までに規定する給付(以下「老齢年金給付等」という。))の支給を行うものとする。

8 甲基金は、第六項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

9 乙基金は、第三項の規定により当該老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継したとき、又は第七項の規定により老齢年金給付等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

(政令への委任)

第百四十四条の四 この款に定めるもののほか、基金の合併及び分割、設立事業所の増減、基金間の権利義務の移転及び承継並びに脱退一時金相当額の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

第九章第一節第八款中第百四十四条の五の次

に次の一条を加える。

(基金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第百四十四条の六 基金の中途脱退者は、企業年金加入者(確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業年金加入者をいう。第百六十五条の三第一項において同じ。))又は個人型年金加入者(同法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。第百六十五条の三第一項において同じ。))の資格を取得したときは、当該基金に当該企業年金の資産管理機関又は同法第二条第五項に規定する連合会(以下「国民年金基金連合会」という。))への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 当該基金は、前項の規定により脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該企業年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 当該基金は、前項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

4 当該企業年金の企業型記録関連連営管理機関等(確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連連営管理機関等をいう。第百六十五条の三第四項において同じ。))又は国民年金基金連合会は、第二項の規定により脱退一時金相当額が当該企業年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に移換されたときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければ

ならない。

5 前各項に定めるもののほか、基金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

第百四十六条の見出し中「義務」を「義務等」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「もの支給」の下に「又は第百四十四条の三第四項若しくは第六項、第百四十四条の六第二項若しくは確定給付企業年金法第百十五条の三第二項の規定により解散した日までに移換すべきであつた年金給付等積立金若しくは脱退一時金相当額でまだ移換していないものの移換」を加える。

「第二節 厚生年金基金連合会」を「第二節 企業年金連合会」に改める。

第百四十九条第一項中「第百六十条第一項に規定する」を削り、「行うため、厚生年金基金連合会」を「行うとともに、第百六十五条から第百六十五条の三までに規定する年金給付等積立金の移換を円滑に行うため、企業年金連合会」に改める。

第百五十一条中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。

第百五十五条第三項中「会員である基金の理事長」を「会員の代表者」に改める。

第九章第二節第二款中第百五十八条の四の次に次の一条を加える。

(会員の資格)

第百五十八条の五 連合会の会員たる資格を有する者は、次の者とする。

一 基金

二 前号の者以外の者であつて、確定給付企

業年金(確定給付企業年金法第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。第六十五條の二において同じ。)その他政令で定める年金制度を実施するものとして規約で定めるもの

第五百九條第一項中「第六十二條の第三項」を「第六十一條第五項」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「加入員であつた者」の下に「並びに前条第二号に規定する年金制度の加入者及び加入者であつた者」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項第二号中「基金」を「会員」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 連合会は、第六十五條第一項、第六十五條の二第一項又は第六十五條の三第一項の規定による申出に基づき、基金、確定給付企業年金の資産管理運用機関等(確定給付企業年金法第三十條第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。第六十五條の二第一項から第三項までにおいて同じ。)又は企業型年金の資産管理機関若しくは国民年金基金連合会に年金給付等積立金を移換することができる。

第六十條第一項中「基金は、政令の」を「基金は、政令で」に改め、「(当該基金の加入員の資格を喪失した者(当該加入員の資格を喪失した日において当該基金が支給する老齢年金給付の受給権を有する者を除く。)であつて、政令の定めるところにより計算したその者の当該基金の加入員であつた期間が政令で定める期間に満たないものをいう。以下同じ。)」を削る。

第六十條の二第一項中「脱退を支給理由とする第三十條第二項の一時金たる給付(以下「脱退一時金」という。)の額に相当する額(以下「脱退一時金相当額」という。)」を「脱退一時金相当額」に改める。

第六十一條から第六十二條の二までを削り、第六十二條の三を第六十一條とする。
第六十二條の四第三項中「第六十二條の四第二項」を「第六十二條第二項」に改め、同条を第六十二條とする。

第六十三條の二第一項中「第六十二條の第三項」を「第六十一條第二項」に、「第六十二條の三第五項」を「第六十一條第五項」に改める。

第六十三條の三第一項中「第六十二條の三第五項」を「第六十一條第五項」に改める。
第六十四條第一項中「第六十二條の三第五項」を「第六十一條第五項」に改め、同条第二項中「第六十二條の三第一項」を「第六十一條第一項」に改める。

第六十五條を次のように改める。
(連合会から基金への権利義務の移転及び年金給付等積立金の移換)

第六十五條 連合会が第六十條第五項、第六十條の二第三項又は第六十一條第二項若しくは第五項の規定により給付の支給に関する義務を負っている者(以下「中途脱退者等」という。)は、基金の加入員の資格を取得した場合であつて、連合会及び当該基金の規約において、あらかじめ、連合会から当該基金に老齢年金給付(第六十條の二第三項又は第六十一條第五項の規定により加算され

た額に相当する部分を除く。次項から第五項まで及び第九項において同じ。)の支給に関する権利義務の移転ができる旨が定められているときは、連合会に当該権利義務の移転を申し出ることができる。ただし、中途脱退者等が連合会が支給する老齢年金給付の受給権を有するときは、この限りでない。

2 連合会は、前項の規定により権利義務の移転の申出があつたときは、当該基金に当該老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転を申し出るものとする。

3 当該基金は、前項の規定により権利義務の移転の申出があつたときは、当該老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継するものとする。

4 前項の規定により当該基金が当該老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継する場合においては、連合会から当該基金に年金給付等積立金(当該老齢年金給付に充てるべき積立金に限る。)を移換するものとする。

5 第一項の申出を行う中途脱退者等は、連合会及び当該基金の規約において、あらかじめ、連合会から当該基金に連合会の規約で定める年金給付等積立金(同項の老齢年金給付に充てるべき積立金を除く。以下この条から第六十五條の三までにおいて同じ。)の移換ができる旨が定められている場合において、当該申出に併せて、連合会に当該年金給付等積立金の移換を申し出ることができる。

6 連合会は、前項の規定により年金給付等積立金の移換の申出があつたときは、当該基金に当該申出に係る年金給付等積立金を移換するものとする。

7 当該基金は、前項の規定により年金給付等積立金の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者等に対し、老齢年金給付等の支給を行うものとする。

8 連合会は、第六項の規定により年金給付等積立金を移換したときは、当該中途脱退者等に係る老齢年金給付(第六十條の二第三項又は第六十一條第五項の規定により加算された額に相当する部分に限る。次条第四項及び第六十五條の三第三項において同じ。)又は死亡一時金その他の一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。

9 当該基金は、第三項の規定により当該老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継したとき、又は第七項の規定により老齢年金給付等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該中途脱退者等に通知しなければならない。

第九章第二節第三款中第六十五條の次に次の三条を加える。

(連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金の移換)

第六十五條の二 中途脱退者等は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であつて、連合会及び当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、連合会から当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に連合会の規約で定める年金給付等積立金の移換ができる旨が定められているときは、連合会に当該年金給付等積立金の移換を申し出ることができる。ただし、中途脱退者等が連合会が

支給する老齢年金給付の受給権を有するとき
は、この限りでない。

2 連合会は、前項の規定により年金給付等積立金の移換の申出があつたときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る年金給付等積立金を移換するものとする。

3 当該確定給付企業年金の事業主等(確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。第五項において同じ。)は、前項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が年金給付等積立金の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者等に対し、確定給付企業年金法第二十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる給付の支給を行うものとする。

4 連合会は、第二項の規定により年金給付等積立金を移換したときは、当該中途脱退者等に係る老齢年金給付又は死亡一時金その他の一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。

5 当該確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により給付の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該中途脱退者等に通知しなければならない。

(連合会から確定拠出年金への年金給付等積立金の移換)

第百六十五条の三 中途脱退者等は、企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を取得した場合であつて、連合会の規約において、あらかじめ、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に連合会の規約で定

める年金給付等積立金の移換ができる旨が定められているときは、連合会に当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会への当該年金給付等積立金の移換を申し出ることができ、ただし、中途脱退者等が連合会が支給する老齢年金給付の受給権を有するときは、この限りでない。

2 連合会は、前項の規定により年金給付等積立金の移換の申出があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る年金給付等積立金を移換するものとする。

3 連合会は、前項の規定により年金給付等積立金を移換したときは、当該中途脱退者等に係る老齢年金給付又は死亡一時金その他の一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。

4 当該企業型年金の企業型記録管理運営管理機関等又は国民年金基金連合会は、第二項の規定により年金給付等積立金が当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に移換されたときは、その旨を当該中途脱退者等へに通知しなければならない。

(政令への委任)

第百六十五条の四 前三条に定めるもののほか、連合会からの年金給付等積立金の移換に關し必要な事項は、政令で定める。

第百六十七条の見出し中「義務を義務等」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「ものの支給」の下に「又は第百六十五条第四項若しくは第六項、第百六十五条の二第二項若しくは第百六十五条の三第二項の規定により解散した日までに移換すべきであつた年金給付等積立金にまだ移換していないものの移換」を加える。

第百七十六條第一項中「第百五十九條第六項」を「第百五十九條第七項」に改める。

第百八十八條中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。

附則第七條の七第一項中「第百六十二條の三第三項」を「第百六十一條第三項」に改め、同条第二項中「第百六十二條の三第五項」を「第百六十一條第五項」に改める。

附則第十三條の二第一項中「第百六十二條の三第五項」を「第百六十一條第五項」に改める。

附則第十三條の八第一項中「第百六十二條の三第三項」を「第百六十一條第三項」に改め、同条第二項中「第百六十二條の三第五項」を「第百六十一條第五項」に改める。

附則第二十條第四項第二号イ並びに第三十條第一項及び第三十條中「第百六十二條の三第一項」を「第百六十一條第一項」に改める。

附則第三十三條第三項中「第百六十二條の三第一項」を「第百六十一條第一項」に、「第百六十二條の三第二項」を「第百六十一條第二項」に、「第百六十二條の四」を「第百六十二條」に改め、同条第四項及び第五項中「連合会」の下に「又は他の基金」を加える。

附則第三十四條第五項中「第百六十二條の三第一項」を「第百六十一條第一項」に、「第百六十二條の三第二項」を「第百六十一條第二項」に、「第百六十二條の四」を「第百六十二條」に改める。

第十條 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項中「年金たる保険給付(遺族厚生年金を除く。)」を「障害厚生年金」に、「当該年金たる保険給付と同一の支給事由に基づいて

支給されるものを除く。以下この条において同じ。」「を「当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される障害基礎年金を除く。」「に、「当該年金たる保険給付と同一の支給事由に基づいて支給されるもの(当該年金たる保険給付が老齢厚生年金である場合にあつては、退職共済年金を含む。を除く。以下この条において同じ。)」を「当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される障害共済年金を除く。」「に改め、「停止する。」「の下に「老齢厚生年金の受給権者が他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付(老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。又は他の被用者年金各法による年金たる給付(退職共済年金を除く。))を受けることができる場合における当該老齢厚生年金及び」を、「付加年金」の下に、「障害基礎年金並びに当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族基礎年金」を、「他の被用者年金各法による年金たる給付」の下に「(当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族共済年金を除く。)」を加える。

第四十四條第一項に次のただし書を加える。

ただし、国民年金法第三十三條の二第一項の規定により加算が行われている子があるとき(当該子について加算する額に相当する部分の金額につき支給を停止されているときを除く。は、その間、当該子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

第百六十三條の二第二項中「第三十八條第一項前段を第三十八條第一項後段」に改める。
附則第十七條の見出しを「(併給の調整の特

例)に改め、同条中「老齡基礎年金」を「並びに障害基礎年金」に、「老齡基礎年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)」を「並びに障害基礎年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)」と、「老齡基礎年金及び付加年金、障害基礎年金」とあるのは「老齡基礎年金及び付加年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)、障害基礎年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)」に改める。

第十一条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項、第二十三条第一項及び第二十三条の二第一項中「二十日」を「十七日」に改める。

第十二条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 福祉施設(第七十九条)」を「第三章の二 離婚等をした場合における特例 第四章 福祉施設(第七十九条)」(第七十八条の二―第七十八条の十二)に改める。

第二十七条中「の定める」を「定める」に改め、「被保険者」の下に「被保険者であつた七十歳以上の者であつて当該適用事業所に使用されるものとして厚生労働省令で定める要件に該当するもの(以下「七十歳以上の使用される者」という。を含む。)」を、「喪失」の下に「(七十歳以上の使用される者にあつては、厚生労働省令で定める要件に該当するに至つた日及び当該要件に該当しなくなつた日)」を加える。

第二十九条第一項中「改定」の下に「第七十八

条の六第一項及び第二項の規定による標準報酬の改定又は決定を除く。)」を加える。

第三十八条第一項中「老齡厚生年金の受給権者が他の年金たる保険給付」の下に「遺族厚生年金を除く。)」を、「退職共済年金」の下に「及び遺族共済年金を、遺族厚生年金の受給権者が他の年金たる保険給付」の下に「老齡厚生年金を除く。)」を、「遺族基礎年金を除く。又は他の被用者年金各法による年金たる給付」の下に「退職共済年金及び」を加える。

第三十八条の二を次のように改める。

(受給権者の申出による支給停止)

第三十八条の二 年金たる保険給付(この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその全額につき支給を停止されている年金たる保険給付を除く。))は、その受給権者の申出により、その全額の支給を停止する。ただし、この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額の支給を停止する。

2 前項ただし書のその額の一部につき支給を停止されている年金たる保険給付について、この法律の他の規定又は他の法令の規定による支給停止が解除されたときは、前項本文の年金たる保険給付の全額の支給を停止する。

3 第一項の申出は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

4 第一項又は第二項の規定により支給を停止されている年金給付は、政令で定める法令の規定の適用については、その支給を停止されていないものとみなす。

5 第一項の規定による支給停止の方法その他

前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十三条第一項中「附則第十七条の四」を「附則第十七条の六第一項」に改める。

第四十四条第四項第三号中「離婚」の下に「又は婚姻の取消し」を加える。

第四十四条の二の次に次の一条を加える。

(支給の繰下げ)

第四十四条の三 老齡厚生年金の受給権を有する者であつてその受給権を取得した日から起算して一年を経過した日(以下この条において「二年を経過した日」という。))前に当該老齡厚生年金を請求していなかつたものは、社会保険庁長官に当該老齡厚生年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が当該老齡厚生年金の受給権を取得したとき、他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付(老齡基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。))若しくは他の被用者年金各法による年金たる給付(退職を支給事由とするものを除く。以下この条において同じ。))の受給権者であつたとき、又は当該老齡厚生年金の受給権を取得した日から一年を経過した日まで

の間において他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付若しくは他の被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 一年を経過した日後に他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付若しくは他の被用者年金各法による年金たる給付(以下この項において「他の年金たる給付」という。))の受給権者となつた者が、他の年金たる

給付を支給すべき事由が生じた日(以下この項において「受給権者となつた日」という。))以後前項の申出をしたときは、次項の規定を適用する場合を除き、受給権者となつた日において、前項の申出があつたものとみなす。

3 第一項の申出をした者に対する老齡厚生年金の支給は、第三十六条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から始めるものとする。

4 第一項の申出をした者に支給する老齡厚生年金の額は、第四十三条第一項及び第四十四条の規定にかかわらず、これらの規定により計算した額に、老齡厚生年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの被保険者期間を基礎として第四十三条第一項の規定の例により計算した額並びに第四十六条第一項及び第五項の規定の例により計算したその支給を停止するものとされた額を勘案して政令で定める額を加算した額とする。

第四十六条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「(加給年金額)」の下に「及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を」という。の下に「及び第四十四条の三第四項に規定する加算額(以下この項において「繰下げ加算額」という。))を、(「加給年金額」の下に「及び繰下げ加算額」を、と、「全部」の下に「(同項に規定する加算額を除く。))」を、とあるのは「全部」の下に「繰下げ加算額」を、(「加給年金額」の下に「及び繰下げ加算額」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「定める日」の下に

「又は七十歳以上の使用される者(前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る)である日若しくはこれに相当するものとして厚生労働省令で定める日」を加え、「総報酬月額相当額」といふ、七十歳以上の使用される者については、その者の標準報酬月額に相当する額と、その月の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とする。以下この項において同じ。」に改め、「加給年金額」の下に「及び第四十四条の三第四項に規定する加算額」を、「全部」の下に「(同項に規定する加算額を除く。)」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 第二十条から第二十五条までの規定は、前項の標準報酬月額に相当する額及び標準賞与額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

第五十四条第三項中「第四十六条第六項」を「第四十六条第七項」に改める。

第六十条第一項を次のように改める。

遺族厚生年金(次項の規定が適用される場合を除く。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、遺族厚生年金の受給権者が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める額とする。

一 第五十九条第一項に規定する遺族(次号に掲げる遺族を除く。)が遺族厚生年金の受給権を取得したとき 死亡した被保険者又

は被保険者であつた者の被保険者期間を基礎として第四十三条第一項の規定の例により計算した額の四分の三に相当する額。ただし、第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族厚生年金については、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が三百に満たないときは、これを三百として計算した額とする。

二 第五十九条第一項に規定する遺族のうち、老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの(以下この条、次条及び第六十四条の三において「老齢厚生年金等」といふ。)のいずれかの受給権を有する配偶者が遺族厚生年金の受給権を取得したとき 前号に定める額又は次のイ及びロに掲げる額を合算した額のうちいずれか多い額

イ 前号に定める額に三分の二を乗じて得た額

ロ 当該遺族厚生年金の受給権者の老齢厚生年金等の額の合計額(第四十四条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものにより加給年金額が加算された老齢厚生年金等にあつては、これらの規定を適用しない額とする。以下同じ。)から政令で定める額を控除した額に二分の一を乗じて得た額

第六十条第二項中「ときは、」の下に「それぞれ」を加え、「前項を」を「第一項第一号」に、「同項」を「受給権者ごとに同号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加

える。

2 遺族厚生年金(第五十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族厚生年金であり、かつ、その受給権者(六十五歳に達している者であつて老齢厚生年金等のいずれかの受給権を有する配偶者に限る。)が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合に限る。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 イに掲げる額がロに掲げる額以上であるとき 前項第一号に定める額

イ 前項第一号の規定の例により計算した額に、他の被用者年金各法の規定であつて政令で定めるものの例により計算した額を合算した額(以下この項において「合算遺族給付額」といふ。)

ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額に三分の二を乗じて得た額、

当該遺族厚生年金の受給権者の老齢厚生年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額に二分の一を乗じて得た額及び政令で定める額を合算した額

二 前号イに掲げる額が同号ロに掲げる額に満たないとき イに掲げる額にロに掲げる比率を乗じて得た額

イ 前号ロに掲げる額から政令で定める額を控除した額

ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額に対する前項第一号に定める額の比率

3 被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基

金の加入員であつた配偶者に支給する遺族厚生年金については、第一項第二号ロ中「老齢厚生年金等の額の合計額」とあるのは、「老齢厚生年金等の額の合計額(当該老齢厚生年金の額の算定の基礎となる期間が厚生年金基金の加入員であつた期間であるときは、第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額とし、)」とする。

第六十条に次の一項を加える。

5 前各項に定めるもののほか、遺族厚生年金の額の計算について必要な事項は、政令で定める。

第六十一条に次の二項を加える。

2 前条第一項第一号の規定によりその額が計算される遺族厚生年金(配偶者に対するものに限る。)の受給権者が老齢厚生年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した額が同項第一号に定める額を上回るとき、又は同条第二項第一号ロに掲げる額が同号イに掲げる額を上回るときは、それぞれ同条第一項第二号イ及びロに掲げる額を合算した額又は同条第二項第二号に定める額に、当該老齢厚生年金等の受給権を取得した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3 前条第一項第二号又は同条第二項の規定によりその額が計算される遺族厚生年金は、その額の算定の基礎となる老齢厚生年金等の額が第四十三条第三項又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものにより改定されたときは、当該老齢厚生年金等の額が改定された月から当該遺族厚生年金の

額を改定する。ただし、前条第一項第一号又は同条第二項第一号イの規定により計算される額が、それぞれ当該改定後の老齢厚生年金等の額を基礎として算定した同条第一項第二号イ及びロに掲げる額を合算した額又は同条第二項第一号ロの額以上であるときは、この限りでない。

第六十二条第一項中「三十五歳」を「四十歳」に改め、「四十歳以上」を削り、「第六十条」を「第六十条第一項第一号」に改める。

第六十三条第一項に次の一号を加える。

五 次イ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める日から起算して五年を経過したとき。

イ 遺族厚生年金の受給権を取得した当時三十歳未満である妻が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき 当該遺族厚生年金の受給権を取得した日

ロ 遺族厚生年金と当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が三十歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき 当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日

第六十四条の二の次に次の一条を加える。

第六十四条の三 遺族厚生年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）は、その受給権者が老齢厚生年金等のいずれかの受給権を有するときは、当該老齢厚生年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額に相当する部分の支給を停止する。

2 第六十条第二項の規定によりその額が計算される遺族厚生年金の受給権者に対する前項の規定の適用については、同項中「老齢厚生年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額に相当する部分」とあるのは、「老齢厚生年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額に第六十条第二項第二号ロに掲げる比率を乗じて得た額に相当する部分」とする。

第六十六条第一項中「次項本文」を「第三十八条の二第一項若しくは第二項、次項本文」に改める。

第六十八条第三項中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に、「同条」を「同条第一項」に改める。

第七十条から第七十二条までを次のように改める。

（情報の提供）

第七十条 国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等は、社会保険庁長官に対し、この節に規定する保険給付に關して必要な情報の提供を行うものとする。

第七十一条及び第七十二条 削除

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 離婚等をした場合における（離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例）

第七十八条の二 第一号改定者（被保険者又は被保険者であつた者であつて、第七十八条の六第一項第一号及び第二項第一号の規定により標準報酬が改定されるものをいう。以下同じ。）又は第二号改定者（第一号改定者の配偶者であつた者であつて、同条第一項第二号及び第二項第二号の規定により標準報酬が改定されるものをいう。以下同じ。）は、離婚等（離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く。）婚姻の取消しその他厚生労働省令で定める事由をいう。以下この章において同じ。）をした場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、社会保険庁長官に対し、当該離婚等について対象期間（婚姻期間その他の厚生労働省令で定める期間をいう。以下同じ。）に係る被保険者期間の標準報酬（第一号改定者及び第二号改定者（以下これらの者を「当事者」という。）の標準報酬をいう。以下この章において同じ。）の改定又は決定を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の厚生労働省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一 当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合（当該改定又は決定後の当事者の次条第一項に規定する対象期間標準報酬総額の合計額に対する第二号改定者の対象期間標準報酬総額の割合をいう。以下同じ。）について合意しているとき。

二 次項の規定により家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたとき。

2 前項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求（以下「標準報酬改定請求」という。）について、同項第一号の当事者の合意のための協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所は、当該対象期間における保険料納付に対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割合を定めることができる。

3 前項の規定による請求すべき按分割合に關する処分（以下「標準報酬の按分割合に關する処分」という。）は、家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）の適用に關しては、同法第九条第一項乙類に掲げる事項とみなす。

4 標準報酬改定請求は、当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の添付その他の厚生労働省令で定める方法によりしなければならない。

（請求すべき按分割合）

第七十八条の三 請求すべき按分割合は、当事者それぞれの対象期間標準報酬総額（対象期間に係る被保険者期間の各月の標準報酬月額（第二十六条第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額）と標準賞与額に当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額の総額をいう。以下同じ。）の合計額に対する第二号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え二分の一以下の範囲（以下「按分割合の範囲」という。）内で定めなければならない。

2 次条第一項の規定により按分割合の範囲について情報の提供（第七十八条の五の規定により裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が受けた資料の提供を含み、これが複数あ

るときは、その最後のもの。以下この項において同じ。を受けた日が対象期間の末日前であつて対象期間の末日までの間が一年を超えない場合その他の厚生労働省令で定める場合における標準報酬改定請求については、前項の規定にかかわらず、当該情報の提供を受けた按分割合の範囲を、同項の按分割合の範囲とすることができ。

(当事者等への情報の提供等)

第七十八条の四 当事者又はその一方は、社会保険庁長官に対し、厚生労働省令で定めるところにより、標準報酬改定請求を行うために必要な情報であつて次項に規定するものの提供を請求することができる。ただし、当該請求が標準報酬改定請求後に行われた場合又は第七十八条の二第一項ただし書に該当する場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

2 前項の情報は、対象期間標準報酬総額、按分割合の範囲、これらの算定の基礎となる期間その他厚生労働省令で定めるものとし、同項の請求があつた日において対象期間の末日が到来していないときは、同項の請求があつた日を対象期間の末日とみなして算定したものとす。

第七十八条の五 社会保険庁長官は、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官に対し、その求めに応じて、標準報酬の按分割合に関する処分を行うために必要な資料を提供しなければならない。

(標準報酬の改定又は決定)

第七十八条の六 社会保険庁長官は、標準報酬改定請求があつた場合において、第一号改定

者が標準報酬月額を有する対象期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当事者の標準報酬月額をそれぞれ次の各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

一 第一号改定者 改定前の標準報酬月額(第二十六条第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額。次号において同じ。)に「一から改定割合(按分割合を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。以下同じ。)」を控除して得た率を乗じて得た額

二 第二号改定者 改定前の標準報酬月額(標準報酬月額を有しない月にあつては、零)に、第一号改定者の改定前の標準報酬月額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額

2 社会保険庁長官は、標準報酬改定請求があつた場合において、第一号改定者が標準報酬額を有する対象期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当事者の標準報酬額をそれぞれ次の各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

一 第一号改定者 改定前の標準報酬額に「一から改定割合を控除して得た率を乗じて得た額

二 第二号改定者 改定前の標準報酬額(標準報酬額を有しない月にあつては、零)に、第一号改定者の改定前の標準報酬額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額

3 前二項の場合において、対象期間のうち第一号改定者の被保険者期間であつて第二号改

定者の被保険者期間でない期間については、第二号改定者の被保険者期間であつたものとみなす。

4 第一項及び第二項の規定により改定され、又は決定された標準報酬は、当該標準報酬改定請求のあつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。

(記録)

第七十八条の七 社会保険庁長官は、第二十八条の原簿に前条第三項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間(以下「離婚時みなし被保険者期間」という。)を有する者の氏名、離婚時みなし被保険者期間、離婚時みなし被保険者期間に係る標準報酬その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

(通知)

第七十八条の八 社会保険庁長官は、第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定又は決定を行つたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

(省令への委任)

第七十八条の九 第七十八条の二から前条までに定めるもののほか、標準報酬改定請求及び標準報酬の改定又は決定の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(老齢厚生年金等の額の改定)

第七十八条の十 老齢厚生年金の受給権者について、第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定又は決定が行われたときは、第四十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、対象期間に係る被保険者期間の最後の月以前における被保険者期間(対象

期間の末日後に当該老齢厚生年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める期間)及び改定又は決定後の標準報酬を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、当該標準報酬改定請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

2 障害厚生年金の受給権者について、当該障害厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間に係る標準報酬が第七十八条の六第一項及び第二項の規定により改定され、又は決定されたときは、改定又は決定後の標準報酬を基礎として、当該標準報酬改定請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。ただし、第五十条第一項後段の規定が適用されている障害厚生年金については、離婚時みなし被保険者期間は、その計算の基礎としない。

(標準報酬が改定され、又は決定された者に対する保険給付の特例)

第七十八条の十一 第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者に対する保険給付については、次の表の法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、当該保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替は、政令で定める。

第四十四条第一項	被保険者期間の月数が二百四十以上	被保険者期間(第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間(以下「離婚時みなし被保険者期間」という。)を除く。以下この項において同じ。)の月数が二百四十以上
第四十六条第一項	の標準賞与額	の標準賞与額(第七十八条の六第二項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。)
第五十八条第一項	被保険者であつた者が次の	被保険者であつた者(第四号に該当する場合にあつては、離婚時みなし被保険者期間を有する者を含む。)が次の

(政令への委任)

第七十八条の十二 この章に定めるもののほか、離婚等をした場合における特例に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十五条の二の次に次の一条を加える。

(第一号改定者の標準報酬の改定に伴う現価相当額の徴収)

第八十五条の三 政府は、第七十八条の六第一項及び第二項の規定により第一号改定者の標準報酬の改定が行われたときは、当該第一号改定者の加入員であつた期間に係る老齢年金給付の現価に相当する金額の一部であつて当該改定に係るものとして政令で定める額を当該老齢年金給付の支給に関する義務を負つている厚生年金基金又は企業年金連合会から徴収する。

「第八十五条の二及び第八十五条の三」に改める。

「第八十五条の二」第二項中「第四十六条第六項」を「第四十六条第七項」に改める。

「第八十五条の三」の下に「及び厚生年金基金又は企業年金連合会が、正当な理由がなく、第八十五条の三の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないとき」を加える。

「第八十五条の三」第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四十四条の三第一項の規定による申出をした者に基金が支給する老齢年金給付については、少なくとも、当該基金の加入員又は加入員であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給するものでなければならない。

一 第四十四条の三第一項の規定による申出をしたとき(当該老齢厚生年金の受給権を取得した月前に加入員であつた期間を有するとき、又は当該老齢厚生年金の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得し、当該申出の月までにその年金の額が第四十三条第三項の規定により改定されたときに限る。)

二 第四十四条の三第一項の規定による申出をした者で当該老齢厚生年金の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得したものであつて、その年金の額が当該申出の月の翌月以降に第四十三条第三項の規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。

「第八十五条の二」第二項中「この項及び附則第七条の四」を「この条、附則第七条の四第八項及び第七十七条の六第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第四十四条の三第一項の規定による申出をした者に基金が支給する老齢年金給付の額は、第二項の規定にかかわらず、同項に規定する額に、老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの加入員たる被保険者であつた期間に係る被保険者期間を基礎として同項の規定の例により計算した額並びに「第百三十三条の二第二項及び第三項の規定の例により支給を停止することができる額を勘案して政令で定める額を加算した額を超えるものでなければならない。」

5 第七十八条の六第一項及び第二項の規定に

より第二号改定者の標準報酬の改定が行われた場合における第二項の規定の適用については、同項中「各月の標準報酬月額」とあるのは「各月の第七十八条の六第一項の規定による改定前の標準報酬月額」と、「標準賞与額」とあるのは「同条第二項の規定による改定前の標準賞与額」とする。

「第百三十三条第一項中「規定する額」の下に「(第四十四条の三第一項の規定による申出をした者に基金が支給する老齢年金給付については、前条第四項に規定する額)を加え、同条第二項を削る。」

「第百三十三条の二第二項中「第四十六条第四項」を「第四十六条第五項」に改め、同条第二項中「(加給年金額)という。」の下に「又は第四十四条の三第四項に規定する加算額(以下この項及び次項において「繰下げ加算額」という。)」を加え、「第四十六条第四項」を「第四十六条第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、「老齢厚生年金の額」の下に「加給年金額及び繰下げ加算額を除く。」を、「規定する額」の下に「第四十四条の三第一項の規定による申出をした者に基金が支給する老齢年金給付については、第百三十二條第四項の政令で定める額に相当する部分を除く。」を、「老齢厚生年金(加給年金額)の下に

「又は繰下げ加算額」を加え、「第四十六条第四項」を「第四十六条第五項」に改め、「老齢厚生年金の額から加給年金額」の下に「及び繰下げ加算額」を加え、同条第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(第一号改定者の標準報酬の改定に伴う老齢年金給付の支給に関する権利義務の変更)

第百三十三条の三 基金は、第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定が行われたときは、当該改定に係る第一号改定者の老齢年金給付の支給に関する義務の一部(第八十五条の三の規定により政府が徴収する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務に限る。)を免れることができる。

2 基金は、前項の規定により老齢年金給付の支給に関する義務の一部を免れるときは、その旨を第一号改定者に通知しなければならない。

3 基金は、第一号改定者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知すべき事項を公告しなければならない。

第百六十一条第三項中「規定する額」の下に「(第四十四条の三第一項の規定による申出をした者に連合会が支給する老齢年金給付の額は、第百三十二条第二項に規定する額に、老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの当該解散した基金の加入員であつた被保険者期間を基礎として、同項の規定の例により計算した額及び第百六十三条の三第一項の規定の例により計算したその支給を停止するものとされた額を勘案して政令で定める額を加算した額)」を加える。

第百六十三条の二第一項中「第三十八条第一項後段」の下に「又は第三十八条の二第一項若しくは第二項を加え、同条第二項を削る。

第百六十三条の三第一項中「第四十六条第四項」を「第四十六条第五項」に改め、「加給年金額」という。の下に「又は第四十四条の三第四項に規定する加算額(以下この項において「繰下げ加算額」という。)」を、「から加給年金額」の下に「及び繰下げ加算額」を加え、「第百六十一条第五項を「第百六十一条第三項の政令で定める額及び同条第五項」に改め、「(加給年金額)」の下に「及び繰下げ加算額」を加え、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(第一号改定者の標準報酬の改定に伴う老齢年金給付の支給に関する権利義務の変更)

第百六十三条の四 連合会は、第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定が行われたときは、第百六十条第五項の規定により老齢年金給付の支給に関する義務を承継している中途退会者又は解散基金加入員であつて当該改定に係る第一号改定者である者の老齢年金給付の支給に関する義務の一部(第八十五条の三の規定により政府が徴収する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務に限る。)を免れる。

2 第百三十三条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定により連合会が老齢年金給付の支給に関する義務の一部を免れる場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「基金」とあるのは、「連合会」と読み替えるものとする。

第百八十条の次に次の一条を加える。

(政令への委任)

第百八十条の二 この章に定めるもののほか、第七十八条の二第一項に規定する離婚等をした場合における特例に関し必要な事項で、厚生年金基金又は企業年金連合会に関するものは、政令で定める。

第百八十六条第二号中「第百六十条第六項」を「第百三十三条の三第二項(第百六十三条の四第二項において準用する場合を含む。)、第百六十七条」に改め、同条第三号中「第百六十条第七項」を「第百三十三条の三第三項(第百六十三条の四第二項において準用する場合を含む。)」又は「第百六十条第七項」に改める。

附則第六條の次に次の一条を加える。

(事業主の届出に関する経過措置)

第六條の二 第二十七条の規定の適用については、当分の間、同条中「被保険者であつた七十歳以上の者」とあるのは、「被保険者であつた七十歳以上の者(附則第四条又は他の法令の規定により被保険者であつた期間とみなされた期間を有する七十歳以上の者を含む。)」とする。

附則第七條の四第二項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。

附則第七條の五第一項中「及び第四項」を「及び第五項」に改める。

附則第七條の六第一項中「第百三十三条第一項」を「第百三十三条」に改め、同条第二項中「第百三十三条」を「第百三十三条」に改め、同条第四項中「第百三十三条」を「第百三十三条」に改め、同条第三項中「第百三十三条第一項」を「第百三十三条」に改める。

附則第十條の二及び第十一條の五中「第四項」を「第五項」に改める。

附則第十二條を次のように改める。

第十二條 第四十四条の三の規定は、附則第八條の規定による老齢厚生年金については、適用しない。

附則第十三條第二項中「第百三十三条第一項」を「第百三十三条」に改める。

附則第十三條の三中「及び第四項」を「及び第五項」に改める。

附則第十三條の六第二項及び第三項中「第四項」を「第五項」に改める。

附則第十三條の七第一項中「第百三十三条第一項」を「第百三十三条」に改め、同条第二項中「第四十六条第四項」を「第四十六条第五項」に改め、同条第三項中「第百三十三条第一項」を「第百三十三条」に改める。

附則第十三條の八第五項中「及び第四項」を「及び第五項」に改める。

附則第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

附則第十七條中「同項中」の下に「遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)」を、「及び」に障害基礎年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)」と「及び遺族共済年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)」と、「老齢厚生年金」とあるのは「老齢厚生年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)」を、「と」を加え、「とする」を「と」、「退職共済年金及び当該遺族厚生年金」

とあるのは「退職共済年金」その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。及び当該遺族厚生年金とするに改める。

附則第十七条の五を附則第十七条の七とし、同条の次に次の三条を加える。

(第一号改定者の特例)

第十七条の八 第七十八条の二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「又は被保険者であつた者」とあるのは、「若しくは被保険者であつた者又は附則第四条若しくは他の法令の規定により被保険者であつた期間とみなされた期間を有する者」とする。

(対象期間標準報酬総額の計算の特例)

第十七条の九 対象期間標準報酬総額を計算する場合において、船員保険の被保険者であつた期間については、第七十八条の三第一項の規定にかかわらず、船員保険の被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第一の各号に掲げる当事者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて計算する。

2 対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間については、第七十八条の三第一項の規定にかかわらず、当該旧適用法人共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる当事者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。ただし、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十二条第一項の規定により当該旧適用法人共済

組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

3 対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間については、第七十八条の三第一項の規定にかかわらず、当該旧農林共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる当事者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。

(標準報酬が改定され、又は決定された者に対する保険給付の支給要件等の特例)

第十七条の十 第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者に対する保険給付について、附則第八条第二号、第九条の二第二項第一号、第九条の三第一項、第二十八条の二第一項、第二十八条の三第一項、第二十八条の四第一項及び第二十九条第一項の規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はその例による場合を含む。)を適用する場合においては、「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間(離婚時みなし被保険者期間を除く。)」とする。

附則第十七条の四に次の一項を加える。

2 第七十八条の六第一項及び第二項の規定により第二号改定者の標準報酬の改定が行われた場合における前項の規定の適用については、同項中「各月の標準報酬月額」とあるのは「各月の第七十八条の六第一項の規定による改定前の標準報酬月額」と、「標準賞与額」と

あるのは「同条第二項の規定による改定前の標準賞与額」とする。

附則第十七条の四を附則第十七条の六とし、附則第十七条の三を附則第十七条の五とする。

附則第十七条の二第二項中「この項」の下に「及び附則第十七条の九第一項を加え、同条第三項中「この項」の下に「及び附則第十七条の九第二項を加え、同条第四項中「この項」の下に「及び附則第十七条の九第三項を加え、同条第五項中「であつた者」の下に「第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者を除く。」を加え、「とする。」とする。次項において同じ。」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者に係る平均標準報酬月額を計算する場合においては、平成十五年四月一日前の被保険者であつた期間のうち、第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定又は決定が行われた期間以外の期間の平均標準報酬月額が七万四千七百七十七円に改定率を乗じて得た額に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、当該額を当該期間の各月の標準報酬月額とする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

8 基金の加入員たる被保険者であつた期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前の期間である場合であつて、第七十八条の六第一項

の規定により第二号改定者の標準報酬月額の改定が行われた場合における昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三十三条の規定による改正前の第三百三十二条第二項、平成十二年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法附則第八十二条第一項並びに平成十二年改正法附則第二十三条第一項に規定する平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、加入員たる被保険者であつた期間の各月の第七十八条の六第一項の規定による改定前の標準報酬月額の総額を、当該加入員たる被保険者であつた期間の月数で除して得た額とする。

附則第十七条の二を附則第十七条の四とし、附則第十七条の次に次の二条を加える。

(遺族厚生年金の額の特例)

第十七条の二 第六十条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「受給権を有する配偶者」とあるのは、「受給権を有する配偶者(六十五歳に達している者に限る。)」とする。

2 第六十条第二項の規定の適用については、当分の間、同項第一号イ中「被用者年金各法」とあるのは、「被用者年金各法その他の法令」とする。

(遺族厚生年金の額の改定の特例)

第十七条の三 第六十一条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「老齢厚生年金等のいずれかの受給権を取得した日」とあるのは「六十五歳に達した日以後に老齢厚生年金等のいずれかの受給権を取得した日(附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金その他のこれに相当する年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者にあつては、六十五歳に達した日)」と、「当該老齢厚生年金等の受給権を取得した日」とあるのは「当該老齢厚生年金等の受給権を取得した日(附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金その他のこれに相当する年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者にあつては、六十五歳に達した日)」とする。

附則第二十八条の二第二項中「第六十条第一項の下に」又は第二項を加える。

附則第二十八条の四第三項中「第三十八条の二、第五十八条及び第六十条第一項」を「第五十八条、第六十条第一項及び第二項並びに第六十条の三」に改める。

第十三条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の二」に、
「第四章 福祉施設(第七十九条)」を「第三章の三 被扶養配偶者である期間についての特例(第七十八条の十三―第七十八条の二十一)」に

改める。

第二十九条第一項中「第二項の下に」並びに第七十八条の十四第二項及び第三項を加える。

第二章第四節中第三十一条の次に次の一条を加える。

(被保険者に対する情報の提供)

第三十一条の二 社会保険庁長官は、厚生年金保険制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

第三章の二の次に次の一章を加える。

第三章の三 被扶養配偶者である期間についての特例

(被扶養配偶者に対する年金たる保険給付の基本的認識)

第七十八条の十三 被扶養配偶者に対する年金たる保険給付に関しては、第三章に定めるもののほか、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものであるという基本的認識の下に、この章の定めるところによる。
(特定被保険者及び被扶養配偶者についての標準報酬の特例)

第七十八条の十四 被保険者(被保険者であつた者を含む。以下「特定被保険者」という。)が被保険者であつた期間中に被扶養配偶者(当該特定被保険者の配偶者として国民年金法第

七条第一項第三号に該当していたものをいう。以下同じ。)を有する場合において、当該特定被保険者の被扶養配偶者は、当該特定被保険者と離婚又は婚姻の取消しをしたときその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるときは、社会保険庁長官に対し、特定期間(当該特定被保険者が被保険者であつた期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として同号に規定する第三号被保険者であつた期間をいう。以下同じ。)に係る被保険者期間(次項及び第三項の規定により既に標準報酬が改定され、及び決定された被保険者期間を除く。以下この条において同じ。)の標準報酬(特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬をいう。以下この章において同じ。)の改定及び決定を請求することができる。ただし、当該請求をした日において当該特定被保険者が障害厚生年金(当該特定期間の全部又は一部をその額の計算の基礎とするものに限る。第七十八条の二十において同じ。)の受給権者であるときその他の厚生労働省令で定めるときは、この限りでない。

2 社会保険庁長官は、前項の請求があつた場合において、特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額を当該特定被保険者の標準報酬月額(第二十六条第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額)に二分の一を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。

る。

3 社会保険庁長官は、第一項の請求があつた場合において、当該特定被保険者が標準報酬を有する特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額を当該特定被保険者の標準報酬月額に二分の一を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。

4 前二項の場合において、特定期間に係る被保険者期間については、被扶養配偶者の被保険者期間であつたものとみなす。

5 第二項及び第三項の規定により改定され、及び決定された標準報酬は、第一項の請求があつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。

(記録)

第七十八条の十五 社会保険庁長官は、第二十八条の原簿に前条第四項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間(以下「被扶養配偶者みなし被保険者期間」という。)を有する者の氏名、被扶養配偶者みなし被保険者期間、被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

(通知)

第七十八条の十六 社会保険庁長官は、第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定及び決定を行ったときは、その旨を特定被保険者及び被扶養配偶者に通知しなければならない。

(省令への委任)

第七十八条の十七 前三条に定めるもののほ

か、第七十八条の十四第一項の規定による請求並びに同条第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定及び決定の手續に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(老齡厚生年金等の額の改定の特例)

第七十八条の十八 老齡厚生年金の受給権者について、第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定又は決定が行われたときは、第四十三条第一項の規定にかかわらず、改定又は決定後の標準報酬を老齡厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、第七十八条の十四第一項の請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

2 第七十八条の十第二項の規定は、障害厚生年金の受給権者である被扶養配偶者について第七十八条の十四第二項及び第三項の規定に

より標準報酬の決定が行われた場合に準用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。

(標準報酬が改定され、及び決定された者に對する保険給付の特例)

第七十八条の十九 第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬が改定され、及び決定された者に対する保険給付についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとするほか、当該保険給付の額の計算及びその支給停止に關する規定その他政令で定める規定の適用に關し必要な読替えは、政令で定める。

第四十四条第一項	被保険者期間の月数が二百四十以上	被保険者期間(第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間(以下「被扶養配偶者みなし被保険者期間」という。)を除く。以下この項において同じ。)の月数が二百四十以上
第四十六条第一項	の標準賞与額	の標準賞与額(第七十八条の十四第三項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。)
第五十八条第一項	被保険者であつた者が次の	被保険者であつた者(第四号に該当する場合にあつては、被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者を含む。)が次の

(標準報酬改定請求を行う場合の特例)

第七十八条の二十 特定被保険者又は被扶養配偶者が、離婚等(第七十八条の二第一項に規定する離婚等をいう。)をした場合において、第七十八条の十四第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定及び決定が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として第七十八条の二第一項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求をしたときは、当該請求をしたときに、第七十八条の十四第一項の請求があつたものとみなす。ただし、当該請求をした日において当該特定被保険者が障害厚生年金の受給権者であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、第七十八条の三第一項の対象期間標準報酬総額の基礎となる当該特定期間に係る被保険者期間の標準報酬(標準報酬月額について、第二十六条第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額)並びに第七十八条の六第一項及び第二項の当該特定期間に係る被保険者期間の改定前の標準報酬(標準報酬月額について、第二十六条第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額)については、第七十八条の十四第二項及び第三項の規定による改定及び決定後の標準報酬とする。

3 第七十八条の十四第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定及び決定が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として第七十八条の四第一項の請求があつた場合

において、同項の請求があつた日に特定被保険者が障害厚生年金の受給権を有しないときは、同条第二項に規定する情報は、第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により当該対象期間中の特定期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定及び決定が行われたとみなして算定したものとす。

4 前項の規定は、第七十八条の五の求めがあつた場合に準用する。

5 第二十六条第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月の標準報酬月額について第七十八条の十四第二項の規定により改定された場合における第七十八条の三第一項及び第七十八条の六第一項の規定の適用については、第七十八条の三第一項中「標準報酬月額(第二十六条第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額)とあるのは「標準報酬月額」と、第七十八条の六第一項第一号中「標準報酬月額(第二十六条第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額)とあるのは「標準報酬月額」とする。

(政令への委任)
第七十八条の二十一 この章に定めるもののほか、被扶養配偶者である期間に關する特例に關し必要な事項は、政令で定める。

第八十五条の三の見出し中「第一号改定者」を「第一号改定者等」に改め、同条中「第二項」の下に「又は第七十八条の十四第二項及び第三項」

を、「第一号改定者」の下に「又は特定被保険者」を加える。

第百三十三条の三の見出し中「第一号改定者」を「第一号改定者等」に改め、同条第一項中「第二項」の下に「又は第七十八条の十四第二項及び第三項を」、「第一号改定者」の下に「又は特定被保険者」を加え、同条第二項及び第三項中「第一号改定者」の下に「又は特定被保険者」を加える。

第百六十三条の四の見出し中「第一号改定者」を「第一号改定者等」に改め、同条第一項中「第二項」の下に「又は第七十八条の十四第二項及び第三項」を、「第一号改定者」の下に「又は特定被保険者」を加える。

第百八十条の二中「特例」の下に「又は被扶養配偶者である期間についての特例」を加える。

附則第十七条の十の次に次の三条を加える。
(被扶養配偶者である期間についての特例の規定の適用)

第十七条の十一 第七十八条の十八第一項の規定の適用については、当分の間、「第四十三条第一項」とあるのは「第四十三条第一項及び第二項」と、「改定又は」とあるのは、「特定期間に係る被保険者期間の最後の月以前における被保険者期間(特定期間の末日後に当該老齢厚生年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める期間)及び改定又は」とする。

第十七条の十二 第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬が改定され、及び決定された者に対する保険給付について、附則第八条第二号、第九条の二第二項第一号、第九条の三第一項、第二十八条の二第一

項、第二十八条の三第一項、第二十八条の四第一項及び第二十九条第一項の規定 他 の 法令において、これらの規定を引用し、又はその例による場合を含む。)を適用する場合においては、「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間(被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）」とする。

第十七条の十三 国民年金法附則第七条の三第一項の規定により保険料納付済期間に算入される特定期間に係る被保険者期間についての第七十八条の十四第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定及び決定並びに保険給付の額の計算及び改定に関し必要な事項は、政令で定める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「二十万四千四百円」を「二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率(以下「改定率」という。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）」に改める。

附則第十七条第一項第一号中「(同条第三項において準用する国民年金法第十六条の二の規定により改定された額を含む。）」を削り、同項第二号中「(附則第九条又は同法第十六条の二の規定により改定された額を含む。）」を削る。
附則第三十二条第二項の表を次のように改める。

旧国民年金法第二十七条第一項	
合算した額	合算した額(その額が七十八万九百円に改定率(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号。以下「平成十六年改正法」という。))第一一条の規定による改正後の第二十七条に規定する改定率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。))を超えるときは、当該額とする。)
千六百八十円に保険料納付済期間	二千五百一円に改定率を乗じて得た額(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされる同法第六条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第十二条第二項の規定の適用がある場合は三千七百五十二円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十銭未

旧国民年金法第三十八条及び第四十三条	千六百八十円に保険料免除期間	満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。次号において同じ。)に保険料納付済期間
旧国民年金法第三十九条第一項及び第四十四条第一項	五十万千六百円	二千五百一円に改定率を乗じて得た額に保険料免除期間
旧国民年金法第三十九条第一項及び第四十四条第一項	二万四千円	七十八万九百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

旧国民年金法第三十九条の二第二項	六万円	二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
旧国民年金法第五十条	二つの一	二十四万四千七百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
旧国民年金法第七十七条第一項ただし書及び第七十八条第二項	三十一万八千円に	四十万四千七百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
旧国民年金法第七十七条第一項第一号	三十一万八千円と六百五十円	九百六十八円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

旧国民年金法第七十九条の二第四項	三十一万八千円	四十万百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
附則第九十九条の規定による改正前の国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号。以下「改正前の法律第八十六号」という。)附則第十六条第二項	二十七万二千二百円	四十万三千八百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
第六条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号。以下「改正前の法律第九十二号」という。)附則第二十条第二項	二十七万二千二百円	四十万三千八百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

附則第三十二条第三項中「から第十七条まで」を「及び第十七条」に改める。
附則第五十九条第二項第一号中「千六百七十六円」を「千六百二十八円に改定率を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたとき

は、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)」に改め、同項第二号中「(附則第九條又は同法第十六条の二の規定により改定された額を含む。)」を削り、同条第三項中「千六百七

十六円」を「千六百二十八円に改定率を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)」に改め、同条第四項中「千六百七十六円にその率を乗じて得た額が三千四百三十三円から千六百七十六円を「千六百二十八円に改定率を乗じて得た額にその率を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)」が三千五十三円に改定率を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)」に改める。

の額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。を加え、同項の表中「三万四千四百円」を「三万三千二百円に改定率(国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この表において同じ。)を乗じて得た額」に、「六万八千三百円」を「六万六千三百円に改定率を乗じて得た額」に、「十万二千五百円」を「九万九千五百円に改定率を乗じて得た額」に、「十三万六千六百円」を「十三万二千六百円に改定率を乗じて得た額」に、「十七万七百元」を「十六万五千八百円に改定率を乗じて得た額」に改める。
附則第七十三条第一項第一号中「(附則第五十四條又は同法第三十四条の規定により改定された額を含む。)」を削り、同項第二号中「(附則第九條又は同法第十六条の二の規定により改定された額を含む。)」を削る。
附則第七十八条第二項の表を次のように改める。

旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号	二千五十円	三千五十三円に国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)第二十七条に規定する改定率(以下「改定率」という。)を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)
---------------------	-------	---

旧厚生年金保険法第三十四条第一項第二号	千分の十	千分の九・五
旧厚生年金保険法第三十四条第五項	十八万円	二十二万四千七百円に改定率(国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
二万四千円	七万四千九百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	
六万円	二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	

旧厚生年金保険法第五十条第一項第三号	五十万千六百円に	七十八万九百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
旧厚生年金保険法第六十条第二項	五十万千六百円に	七十八万九百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
旧厚生年金保険法第六十二条の二第一項第一号	十二万円	十四万九千七百円に改定率(国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この号において同じ。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

旧厚生年金保険法第六十二条の二 第一項第二号	二十一万円	二十六万二千百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
旧厚生年金保険法附則第十六条第二項	九万八千四百円	政令で定める額(その額が十一万四千五百円に満たないときは、十一万四千五百円)
旧交渉法第二十五条の二	五十万千六百円に	七十八万九百円に国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
	五十万千六百円)	当該額)

改正前の法律第九十二号附則第三 条第二項	五十万千六百円	七十八万九百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率(以下「改定率」という。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
改正前の法律第九十二号附則第三 条第三項	十八万円	二十二万四千七百円に改定率(国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
	二万四千円	七万四千九百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

六万円	二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
-----	---

附則第七十八条第三項中「第三十四条及び」を削る。

附則第七十八条の二の次に次の一条を加える。

第七十八条の三 厚生年金保険法附則第十七条の五の規定は、附則第六十三条第一項に規定する者に支給する旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第八十七条第三項の表を次のように改める。

旧船員保険法第三十五条第一号	四十九万二千元	七十三万二千七百二十円二
三万二千八百円	四万八千八百四十八円二改定率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額二十五銭未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十銭以上一円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一円二切上グルモノトス)	七十三万二千七百二十円二国民年金法第二十七条二規定スル改定率(以下改定率ト称ス)ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円二切上グルモノトス)

旧船員保険法第三十五条第二号	旧船員保険法第三十六条第一項	旧船員保険法第三十五条第二号	旧船員保険法第三十六条第一項
三十六万九千円ヲ	五十四万九千五百四十円二改定率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円二切上グルモノトス)ヲ	三十五分ノ一	千五百分ノ十九
十八万円	二十二万四千七百円二改定率(国民年金法第二十七条の三及第二十七条の五ノ規定ノ適用ナカリシモノトシテ改定シタル改定率トス以下此ノ項ニ於テ同ジ)ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円二切上グルモノトス)	六万円	二十二万四千七百円二改定率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円二切上グルモノトス)

旧船員保険法第四十一条第二項第一号ロ	十二万円	四十四万九千四百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)
旧船員保険法第四十一条第二項第一号ロ	二万四千円	七万四千九百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)
旧船員保険法第四十一条第二項及び第五十条ノ二第三項	二十四万六千円	三十六万六千三百六十円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス)
旧船員保険法第四十一条第二項及び第五十条ノ二第三項	百分ノ百二十	五十分ノ五十七
旧船員保険法第四十一条第二項及び第五十条ノ二第三項	五十万六千六百円ニ	七十八万九百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)
五十万六千六百円トス	当該額トス	当該額トス

旧船員保険法第四十一条ノ二第二項	十八万円	二十二万四千七百円ニ改定率(国民年金法第二十七条の三及第二十七条の五ノ規定ノ適用ナカリシモノトシテ改定シタル改定率トス以下此ノ項ニ於テ同ジ)ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)
六万円	十二万円	二十二万四千七百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)
十二万円	二万四千円	四十四万九千四百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)
二万四千円	七万四千九百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)	七万四千九百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)

旧船員保険法第五十条ノ二第一項 第二号口	六万千五百円	九万千五百九十円ニ改定率 ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額 二十五円未満ノ端数アルトキ ハ之ヲ切捨テ五十円以上十円 未満ノ端数アルトキハ之ヲ 十円ニ切上グルモノトス)
旧船員保険法第五十条ノ二第一項 第二号ハ	百分ノ三十	二百分ノ五十七
旧船員保険法第五十条ノ二第一項 第三号口	十二万三千円	十八万三千百八十円ニ改定 率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ 額二十五円未満ノ端数アルト キハ之ヲ切捨テ五十円以上十 円未満ノ端数アルトキハ之 ヲ十円ニ切上グルモノト ス)
旧船員保険法第五十条ノ二第一項 第三号ハ	百分ノ六十	百分ノ五十七
旧船員保険法第五十条ノ三ノ二第 一号	十二万円	十四万九千七百円ニ改定率 (国民年金法第二十七条の 三及第二十七条の五ノ規定 ノ適用ナカリシモノトシテ 改定シタル改定率トス以下 此ノ号ニ於テ同ジ)ヲ乗ジ テ得タル額(其ノ額二十五 円未満ノ端数アルトキハ之 ヲ切捨テ五十円以上百円未 満ノ端数アルトキハ之ヲ百 円ニ切上グルモノトス)

旧船員保険法第五十条ノ三ノ二第 二号	二十一万円	二十六万二千百円ニ改定率 ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額 二十五円未満ノ端数アルト キハ之ヲ切捨テ五十円以上 百円未満ノ端数アルトキハ 之ヲ百円ニ切上グルモノト ス)
旧船員保険法附則第五項	第六十四条	第八条の三第一項第二号
旧船員保険法附則第六項	障害補償年金、遺族補償年 金又ハ傷病補償年金ノ額ノ 改定ノ措置	第八条の四ニ於テ準用スル 同法第八条の三第一項第二 号
障害補償一時金、障害補償 年金差額一時金、障害補償 年金前払一時金、遺族補償 一時金又ハ遺族補償年金前 払一時金ノ額ノ改定ノ措置	給付基礎日額ノ算定ノ方法	

旧船員保険法別表第三ノ二

六〇、〇〇〇円	二二四、七〇〇円ニ改定率 (国民年金法第二十七条の 三及第二十七条の五ノ規定 ノ適用ナカリシモノトシテ 改定シタル改定率トス以下 此ノ表ニ於テ同ジ)ヲ乗ジ テ得タル額(其ノ額二五〇 円未満ノ端数アルトキハ之 ヲ切捨テ五〇円以上一〇〇 円未満ノ端数アルトキハ之 ヲ一〇〇円ニ切上グルモノ トス)
〇・九月分	一・二月分
一二〇、〇〇〇円	四四九、四〇〇円ニ改定率 ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額 二五〇円未満ノ端数アルト キハ之ヲ切捨テ五〇円以上 一〇〇円未満ノ端数アルト キハ之ヲ一〇〇円ニ切上グ ルモノトス)
一・六月分	一・九月分
一四四、〇〇〇円	五二四、三〇〇円ニ改定率 ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額 二五〇円未満ノ端数アルト キハ之ヲ切捨テ五〇円以上 一〇〇円未満ノ端数アルト キハ之ヲ一〇〇円ニ切上グ ルモノトス)
二・二月分	二・七月分

旧交渉法第二十六条	二四、〇〇〇円	七四、九〇〇円ニ改定率ヲ 乗ジテ得タル額(其ノ額二 五〇円未満ノ端数アルトキ ハ之ヲ切捨テ五〇円以上一 〇〇円未満ノ端数アルトキ ハ之ヲ一〇〇円ニ切上グル モノトス)
改正前の法律第百五号附則第十六 条第三項	五十万千六百円 二千五十円	七十八万九百円に国民年金 法(昭和三十四年法律第百 四十一号)第二十七条に規 定する改定率を乗じて得た 額(その額に五十円未満の 端数が生じたときは、これ を切り捨て、五十円以上百 円未満の端数が生じたとき は、これを百円に切り上げ るものとする。)に 当該額
		三千五十三円に国民年金法 第二十七条に規定する改定 率(以下「改定率」という。)を 乗じて得た額(その額に 五十銭未満の端数が生じた ときは、これを切り捨て、 五十銭以上一円未満の端数 が生じたときは、これを一 円に切り上げるものとする。)

改正前の法律第百五号附則第十六 条第四項第一号	二千五十円	三千五十三円に改定率を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)
附則第百十條の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)附則第十條	八十六万千円	百二十八万二千二百六十円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。)
改正前の法律第九十二号附則第八 条第四項	九万八千四百円	政令で定める額(その額が十一万四千五百円に満たないときは、十一万四千五百円)
改正前の法律第九十二号附則第八 条第四項	五十万千六百円	七十八万九百円に国民年金法第二十七條に規定する改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。)

附則第八十七條第四項中「第三十四條及び」を削る。 附則第八十七條の二の次に次の一條を加える。 第八十七條の三 厚生年金保険法附則第十七條の五の規定は、附則第八十六條第一項に規定する者に支給する旧船員保険法による老齡年金、通算老齡年金又は特例老齡年金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 第十五條 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。 附則第十三條及び第十七條第二項中「第二十八條第三項」を「第二十八條第四項」に改める。 附則第十八條第五項中「達する前に」を「達するに」、「とき」を「日に」、「経過する日前に」を「経過した日(以下この條において「一年を経過した日」という。))に、「その受給権を取得した」とを「当該老齡基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「二年を経過した」と、同條第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「二年を経過した」とに改める。 附則第二十八條第十項及び第三十二條第十一項に後段として次のように加える。 この場合において、旧国民年金法第六十五條第一項中「該当するとき」とあるのは、「該当するとき(第二号及び第三号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。)」と読み替へるものとする。 附則第五十八條第二項中「第十一條の三第四項」を「第十一條の三第三項」に改める。 附則第五十九條第二項第一号中「四百四十四」	を「四百八十」に改める。 附則第六十一條第一項中「第四十六條第四項」を「第四十六條第六項」に改める。 附則第六十二條第一項中「及び第二項」を「及び第四項」に、「同條第二項」を「同條第四項」に改め、同條第二項中「第十三條の二第三項」を「第十三條の二第二項」に改める。 附則第七十八條第六項の表中「第四十六條第一項及び第二項」を「第四十六條第一項及び第四項」に改める。 附則第八十四條第三項第一号口及び第二号口中「平成十二年四月一日」を「平成十五年四月一日」に、「期間のうち同日」を「期間のうち同日から平成十七年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法附則第二十四條第一項第一号口の規定の例により計算した額」と同日に、「平成十二年改正法附則第二十三條第一項」を「厚生年金保険法第百三十二條第二項」に、「計算した額」とを合算した」と「計算した額(同法附則第八條の規定による老齡厚生年金の受給権者に基金が支給する老齡年金給付であつて六十五歳未満の者に支給するものの額に相当する額を除く。))とを合算した」に改め、同條第三号中「平成十二年四月一日」を「平成十七年四月一日」に、「附則第八十二條第二項の規定により読み替へて適用する平成十二年改正法附則第二十三條第一項」を「平成十二年改正法附則第二十三條第一項(附則第八十二條第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む。))」に、「につき平成十二年改正法附則第二十三條第一項の規定の例により計算した額」を「につき厚生年金保険法第百三十二條第二項の規定の例により計算した額(同法附則第
--	--

八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付であつて六十五歳未満の者に支給するものの額に相当する額を除く。に改める。

第十六条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第八十五条(見出しを含む。)中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。

第十七条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第三項中「ものに限る。」の下に「並びに障害年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)」を加え、「又は通算老齢年金」を「若しくは通算老齢年金」に改め、「当該老齢年金及び通算老齢年金」の下に「並びに旧国民年金法による障害年金の受給権者(六十五歳に達している者に限る。)」が国民年金法による年金たる給付又は国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律による年金たる給付(老齢厚生年金、遺族厚生年金及び特例遺族年金並びに退職共済年金及び遺族共済年金を除く。)を受けることができる場合における当該障害年金」を加え、同条第六項中「附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金又は」を削り、「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金については、国民年金法第二十条第一項中「が他の年金給付(付加年金を除く。)」を受けることができる場合」とあるのは、

「その者が六十五歳に達していないものに限る。」が他の年金給付(付加年金を除く。))又は被用者年金各法による年金たる給付(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。))第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による年金たる保険給付並びに共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金(その受給権者が昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であるものに限る。))、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金(平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付を含む。))を除く。)を受けることができる場合」とする。

附則第二十条中「平成十八年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。

附則第五十六条第四項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「退職共済年金」を「退職共済年金」に、「退職共済年金」を「給付(退職共済年金)」に、「退職共済年金」を「並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)第一条の規定による改正前の国民年金法による障害年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。))を除く。又は他の被用者年金各法による年金たる給付(退職共済年金)」に改め、同条第五項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「付加年金」とあるのは、「付加年金」を「遺族基礎年金を除く。」とあるのは、「遺族基礎年金」に改め、

「限る。))の下に「並びに障害年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。))を除く。」を加える。

附則第六十四条中「平成十八年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。

附則第七十三条第一項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該遺族厚生年金の受給権者が、国民年金法による障害基礎年金又は旧国民年金法による障害年金の受給権を有するとき(その支給を停止されているときを除く。))は、その間、当該加算する額に相当する部分の支給を停止する。

附則第七十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、厚生年金保険法第六十五条の規定を準用する。

附則第七十四条第六項中「新国民年金法」を「国民年金法」に、「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

第十八条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第五十九条第九項中「同条第七項、同条第八項」を「同条第九項、同条第十項」に改める。

第十九条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第五十二条中「第六十条第一項後段」を「第六十条第一項第一号ただし書」に改める。

附則第五十九条第一項中「第四十四条第一項」の下に、「第四十四条の三第四項」を加え、「第六十条第一項」を「第六十条第一項第一号」に改

め、同条に次の一項を加える。

5 第二項の規定により老齢厚生年金の額が計算される者については、厚生年金保険法第四十四条の三第四項中「これらの規定」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五十九条第二項の規定」とする。

附則第六十一条第一項中「第四十六条第六項」を「第四十六条第七項」に改める。

附則第六十二条第一項を次のように改める。

老齢厚生年金(厚生年金保険法附則第八条の規定によるもの及び政令で定めるものを除く。))に係る同法第四十六条第一項及び第五項、第六十三條の三第二項及び第三項並びに第六十三條の三第一項の規定の適用については、当分の間、同法第四十六条第一項中「及び第四十四条の三第四項に規定する加算額」とあるのは、「第四十四条の三第四項に規定する加算額(以下「繰下げ加算額」という。))及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五十九条第二項に規定する加算額(以下「経過的加算額」という。))と、(同項に規定する加算額を除く。))とあるのは、「(繰下げ加算額及び経過的加算額を除く。))と、同条第五項中「及び第四十四条の三第四項に規定する加算額」とあるのは、「第四十四条の三第四項に規定する加算額(以下「繰下げ加算額」という。))及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五十九条第二項に規定する加算額(以下「経過的加算額」という。))を」と、「及び第四十四条の三第四項に規

附則第六十三條に次の一項を加える。

第一項に規定する者であつて厚生年金保険法第七十八條の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定されたものについて、第一項の規定によりなおその効

に「及び第二項」を加え、「同項に」を「これら
の規定に」に改める。

に、「第十項」を「第十二項」に改め、同条第二項に「次項及び第六項を「次項、第六項及び第九項」に改め、同条第六項の表中「及び第四項」を

及び第五項」に改め、同条中第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、第八項の次に次の二項を加える。

厚生年金保険法第七十八条の十の規定は、

10 第一項に規定する年金たる保険給付の受給

險法第十八条の六第三項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間を除く。」とするほか、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定（他の法

令において、これらの規定を引用する場合を含む。）の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

附則第七十八條の三中「附則第十七條の五」を附則第十七條の七に改める。

附則第八十二條に次の一項を加える。

第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、第一項中「合算した額」とあるのは、「合算した額に政令で定める額を加算した額」とする。

附則第八十三條に次の一項を加える。

第二項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、第一項の規定によりなおその効力

附則第八十三條の二に次の一項を加える。

とする。

附則第八十四条第三項中「控除して得た額」の
に「厚生年金保険法第四十四条の三第一項の
定による申出をした者に支給する老齡年金給
に要する費用にあつては、当該額に政令で定
める額を加算した額」を加え、同条第四項中
定める額」の下に「厚生年金保険法第四十四
条第三第一項の規定による申出をした者に支給す
る老齡年金給付に要する費用については、当該
から政令で定める額を控除した額」を加え

附則第八十六條中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項に次の一項を加える。

第一項に規定する者であつて厚生年金保険法第七十八條の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者について第一項の規定によりなおその効力を

有するものとされた規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

附則第八十七条第一項中「第十項」を「第十二項」に、「第十二項」を「第十四項」に改め、同条

第三項中「及び第七項」を、「第七項及び第十項」に改め、同条中第十三項を第十五項とし、第十項から第十二項までを二項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の二項を加える。

10 厚生年金保険法第七十八條の十の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者について準用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。

11 第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者の附則第四十九條の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧船員保険法による標準報酬月額が厚生年金保険法第七十八條の六第一項及び第二項の規定により改定された場合における第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定（他の法令において、これらの規定を引用する場合を含む。）の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

附則第八十七條の三中「附則第十七條の五」を「附則第十七條の七」に改める。
（厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十條 厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四條第二項中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。

附則第五條第二項中「新法」を「厚生年金保険法」に、「から第六百六十二條の二まで」を、「第六百六十條の二及び第六百六十五條」に改める。

附則第六條中「新法第六百六十二條の三」を「厚生年金保険法第六百六十一條」に改める。

附則第七條第一項中「新法第三百三十條第一項」を「厚生年金保険法第三百三十條第一項」に、「新法第六百六十二條の三第三項」を「同法第六百六十一條第三項」に改め、同条第二項中「新法第六百六十二條の三第二項」を「厚生年金保険法第六百六十一條第二項」に、「新法第六百六十三條の二」を「同法第六百六十三條の二」に、「新法第六百六十二條の三第五項」を「厚生年金保険法第六百六十一條第五項」に改める。

附則第八條第一項中「新法第六百六十二條の三第二項」を「厚生年金保険法第六百六十一條第二項」に改め、同条第二項中「新法第六百六十二條の三第二項」を「厚生年金保険法第六百六十一條第二項」に、「新法第六百六十三條の二」を「同法第六百六十三條の二」に改め、同条第三項及び第四項中「新法第六百六十二條の三第五項」を「厚生年金保険法第六百六十一條第五項」に改める。
（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一條 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十八條第三項、第十九條第三項及び第五項並びに第二十條第三項及び第五項中「附則第九條の二第二項第二号に規定する額」との下に、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第六百三十二條第二項」とあるのは「第六百三十二條第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二條第一項若しくは第八十三條の二、昭和

六十年改正法附則第八十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の第六百三十二條第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四條の規定による改正前の第六百三十二條第二項若しくは平成十二年改正法第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項又は平成十二年改正法附則第二十三條第一項若しくは第二十四條第一項と、「第四十三條第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」とを加える。

附則第十九條第四項に後段として次のように加える。
この場合において、第二項後段の規定を準用する。
附則第二十一條第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「前項に規定する厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金」を「厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金（附則第十八條、第十九條第一項から第五項まで又は前条第一項から第五項まで及び同法附則第九條の規定によりその額が計算されているものに限る。）に、「である日」を「（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日又は同法第四十六條第一項に規定する政令で定める日（附則第二十三條第一項、第二十四條第三項及び第四項並びに第二十六條第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項において「被保険者である日」という。）に、「総報酬月額相当額」を「標準報酬月額」とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（以下「総報酬月額相当額」という。）に、「基本月額」を「老齢厚生年金の額（附則第十八條第三項、第十九條第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する

附則第十八條第二項中「四百四十四」を「四百八十」に改め、「四百三十二」の下に「とし、その者が昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百四十四とし、その者が昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百五十六とし、その者が昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百六十八」を加える。
附則第十九條第二項に後段として次のように加える。
この場合において、同項第一号中「四百八十」とあるのは、「四百八十（当該老齢厚生年金の受給権者が昭和十九年四月一日以前に生

まれた者であるときは四百四十四とし、その者が昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百五十六とし、その者が昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百六十八とする。）と読み替えるものとする。
附則第十九條第四項に後段として次のように加える。
この場合において、第二項後段の規定を準用する。
附則第二十一條第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「前項に規定する厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金」を「厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金（附則第十八條、第十九條第一項から第五項まで又は前条第一項から第五項まで及び同法附則第九條の規定によりその額が計算されているものに限る。）に、「である日」を「（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日又は同法第四十六條第一項に規定する政令で定める日（附則第二十三條第一項、第二十四條第三項及び第四項並びに第二十六條第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項において「被保険者である日」という。）に、「総報酬月額相当額」を「標準報酬月額」とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（以下「総報酬月額相当額」という。）に、「基本月額」を「老齢厚生年金の額（附則第十八條第三項、第十九條第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する

同法第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。)を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)に、「二十八万円」を「同法附則第十一条第二項に規定する支給停止調整開始額(以下この項において「支給停止調整開始額」という。))に、「老齢厚生年金の額の百分の二十に相当する額」と当該各号に定める額に十二を乗じて得た額との合計額を「当該各号に定める額に十二を乗じて得た額」に改め、同項第一号中「二十八万円」を「支給停止調整開始額」に、「四十八万円」を「厚生年金保険法附則第十一条第三項に規定する支給停止調整変更額(次号から第四号までにおいて「支給停止調整変更額」という。))に改め、同項第二号から第四号までの規定中「二十八万円」を「支給停止調整開始額」に、「四十八万円」を「支給停止調整変更額」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「第一項中」を「同項中」に、「及び老齢厚生年金」を「と老齢厚生年金」に、「この条を」を「この項に」、「の額の百分の二十」を「の額以上」に、「次項において同じ。」の百分の二十)を「以上」に改め、「前項中」、「老齢厚生年金の額に」、「及び「から老齢厚生年金の額を控除して得た額の百分の八十に相当する額を加えた額」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第二十二條中「第三項中」を「第二項中」に改める。

附則第二十三條第一項中「改正後」を、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年

法律第 号。以下この項において「平成十六年改正法」という。第八條の規定による改正後に、「から第五項まで及び」を「及び第四項並びに」に改め、同条第二項中「附則第二十一条第三項」を「附則第二十一条第二項」に、「同条第二項」を「同条第一項」に、「をいう。以下この号において同じ。」に、附則第十八條第三項において準用する改正後の厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額(以下この号及び次号において「代行部分の総額」という。)の百分の二十に相当する額を加えた額(を「をい、当該」に、「代行部分の総額の百分の八十に相当する額」を「附則第十八條第三項において準用する厚生年金保険法第四十四条の二第二項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額(以下この号及び次号において「代行部分の総額」という。))に改める。

附則第二十六條第一項中「同条第二項」を「同条第一項」に改め、同条第二項中「同条第二項」を「同条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、「の百分の八十に相当する額」を削り、同条第三項中「附則第二十一条第二項」を「附則第二十一条第一項」に改め、同条第四項中「附則第二十一条第二項」を「附則第二十一条第一項」に、「附則第二十一条第三項」を「附則第二十一条第二項」に、「同条第二項」を「同条第一項」に改め、「の百分の八十に相当する額」を削り、同条第十二項中「同条第二項」を「同条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「の百

分の八十に相当する額」を「を加えた額」に改め、「得た額」の下に「を加えた額」を加える。

附則第二十七條第九項中「四百四十四」を「四百八十(昭和十九年四月一日以前に生まれた者にあつては四百四十四とし、昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百五十六とし、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八とする。以下この項及び第十一項において同じ。))」に、「四百四十四を超えるときは四百四十四」を「四百八十を超えるときは四百八十」に改め、同条第十項から第十二項までの規定中「四百四十四」を「四百八十」に改め、同条第十五項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

附則第三十五條第六項中「千分の二十四から千分の三十までの」を「すべての厚生年金基金に係る代行保険料率の分布状況を勘案して政令で定める」に改める。

第二十三條 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二十八條第二項中「第百六十二条の三第二項」を「第百六十一条第二項」に、「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改め、同条第三項中「附則第百六十二条の三第五項」を「第百六十一条第五項」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十四條中「第八十一条第四項」を「第二

条の四第一項に、「保険給付」を、「同法による保険給付」に改める。

附則第十八條第一項及び第二項中「同法第八十一条第五項中「千分の百三十五・八」を「同法第八十一条第四項の表の下欄中「千分の百三十九・三四」、「千分の百四十二・八八」、「千分の百四十六・四二」、「千分の百四十九・九六」及び「千分の百五十三・五〇」に改め、同条第三項中「(平成六年法律第九十五号)附則第三十五条第二項の規定を(平成十六年法律第 号)附則第三十三條の規定(同条に規定する施行日の属する月から平成十八年八月までの月分の保険料率に係る部分に限る。))」に、「同項」を「同条」に改める。

第二十五條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十六條第一項及び第二項中「及び第十項」を、「第十一項及び第十二項」に改め、同条中第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、第八項の次に次の二項を加える。

9 厚生年金保険法第七十八條の十の規定は、第一項及び第二項に規定する年金たる給付の受給権者について準用する。この場合において、必要な読替は、政令で定める。

10 第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者の附則第六條の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた改正前国共済法による標準報酬月額が厚生年金保険法第七十八條の六第一項及び第二項の規定により改定された場合における第一項及び第六項の規定により適用するものとされた

規定(他の法令において、これらの規定を用し、又はその例による場合を含む。)の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第二十六条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中、「第十一項及び第十二項」を「及び第十一項から第十三項まで」に改め、同条第二項中「第十一項及び第十二項」を「第十二項及び第十三項」に改め、同条中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11 第一項に規定する年金たる給付のうち退職共済年金(平成二十年四月一日以後の特定期間(厚生年金保険法第七十八條の十四第一項に規定する特定期間をいう。)に係る旧適用法人共済組合員期間をその額の算定の基礎とするものに限る。)の額の算定及び改定その他必要な事項は、政令で定める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十条第一項中「ときは、第六條の規定による改正後の」を「ときは、」に、「第五條の規定による改正後の厚生年金保険法」を「同法」に改め、「第十五條の規定による改正後の」を削り、「第六條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十七條の二第六項」を「厚生年金保険法附則第十七條の三」に、「及び第六條の規定による改正後の厚生年金保険法」を「及び同法」

に、「第四條の規定による改正後の厚生年金保険法」を「同法」に、「厚生年金保険法附則第二十八條の三第二項」を「同法附則第二十八條の三第二項」に改め、「第十九條の規定による改正後の」を削る。

附則第二十一条第一項中「一・〇三」を「従前額改定率」に改め、同条中第十項を第十四項とし、第九項を第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 第四項の規定による従前額改定率の改定の措置は、政令で定める。

附則第二十一条中第八項を第十一項とし、第七項を第十項とし、第六項を第九項とし、同条第五項中「第二項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第六條の規定による改正後の」を削り、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、「掲げる額」の下に「又は第二項に定める額」を加え、「及び第六條の規定による改正後の」を「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号。以下「平成十六年改正法」という。)第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三條第一項及び」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、厚生年金保険法第四十三條第一項(同法第五十條第一項及び第六十條第一項においてその例による場合並びに同法第四十四條第一項、附

則第十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第五條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の三第四項並びに厚生年金保険法附則第十七條の三の規定により読み替えられた同法第四十四條の二第一項並びに同法附則第七條の三第四項及び第十三條の四第四項において適用する場合を含む。)及び同法附則第九條の二第二項第二号(同法附則第九條の三第一項及び第三項(同条第五項においてその例による場合を含む。))並びに同法附則第九條の四第一項(同法附則第二十八條の三第二項及び第二十八條の四第二項においてその例による場合を含む。))及び第四項(同法附則第九條の四第六項においてその例による場合を含む。))並びに平成六年改正法附則第十八條第二項、第十九條第二項及び第四項並びに第二十條第二項及び第四項においてその例による場合を含む。)の規定により

平成十七年度以後の各年度に属する月

政令で定める率

附則別表第一に備考として次のように加える。

備考 平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、当該年度の前年度に属する月に係る率を、厚生年金保険法第四十三條の二第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を基準として定めるものとする。

第二十八條 国民年金法等の一部を改正する法律

計算した額が、被保険者であつた期間の平均標準報酬額の千分の五・七六九に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額に從前額改定率を乗じて得た額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該額をこれらの規定に定める額とする。

3 平成十六年度における前二項の從前額改定率は、一・〇〇一とする。

4 第一項及び第二項の從前額改定率は、毎年度、厚生年金保険法第四十三條の三第一項又は第三項(同法第三十四條第二項に規定する調整期間にあつては、同法第四十三條の五第一項又は第四項)の規定の例により改定する。

附則別表第一平成十二年四月以後の項中「平成十二年四月以後」を「平成十二年四月から平成十七年三月まで」に改め、同表に次のように加える。

の一部を次のように改正する。

附則第七條を次のように改める。

第七條 削除

附則第八條中「基金」を「厚生年金基金(以下「基金」という。))」に改める。

附則第九條第一項中「老齡年金給付」を「厚生年金保険法第三十條第一項に規定する老齡年金給付(以下「老齡年金給付」という。))」に改める。

附則第十條第一項中「附則第七條第三項及び

第四項並びにを削る。

附則第十八条第一項中「第五条の規定による改正後の」を削り、「第二項」を「第四項」に改め、同条第二項中「第十四条の規定による改正後の」及び「(以下この項において「改正後の昭和六十年改正法」という。)」を削り、「改正後の昭和六十年改正法を(昭和六十年改正法)」に、「改正後の昭和六十年改正法」を「昭和六十年改正法」に改める。

附則第二十二條第一項中「第六条の規定による改正後の」を削り、「同項の表に定める率」を「支給率(同条第四項に規定する支給率をいう。)」に改める。

附則第二十三條第一項各号列記以外の部分中「あつた期間」の下に「(当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間をいう。以下同じ。)」を加える。

附則第二十五條を次のように改める。

第二十五條 削除

附則第二十六條第一項中並びに前条第三項を削る。

第二十九條 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十條の見出し及び同条第一項中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改め、同条第二項中「第百六十二條の三第三項」を「第百六十一條第三項」に改める。

附則第二十六條の見出し中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改め、同条第二項中「第百六十二條の三第三項」を「第百六十一條第三項」に改める。

第三十條 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第九條に次の一項を加える。

4 第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四條の三第一項の規定による申出をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二條第二項中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に政令で定める額を加算した額」と、第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項中「合算した額」とあるのは「合算した額に政令で定める額を加算した額」とする。

附則第十八條を次のように改める。

第十八條 削除

附則第二十條第一項中「第六十條第一項」を「第六十條第一項第一号」に改め、「第四十四條第一項」の下に「及び第四十四條の三第四項」を加え、「附則第十七條の三」を「附則第十七條の五」に改める。

附則第二十一條第二項中「第六十條第一項」を「第六十條第一項第一号」に改め、「第四十四條第一項」の下に「及び第四十四條の三第四項」を加え、「附則第十七條の三」を「附則第十七條の五」に改め、同条第十一項中「第六十條第一項」を「第六十條第一項第一号」に改める。

附則第二十三條第二項中「厚生年金保険法」の下に「第百三十三條」を加え、「これらの規定中「第百三十二條第二項」とあるのは、「第百三十二條第二項」を「同法第百三十三條中「前条第二

項」とあるのは「前条第二項」に改め、「昭和六十年法律第三十四号」の下に「以下昭和六十年改正法」という。を、「平成十二年法律第十八号」の下に「以下平成十二年改正法」という。を、「附則第二十三條第一項」の下に「と、同法第百三十三條の二第二項及び第三項並びに同法附則第七條の六第四項及び第五項、第十三條第三項及び第四項並びに第十三條の七第四項及び第五項中「第百三十二條第二項」とあるのは「第百三十條第二項に規定する額、昭和六十年改正法附則第八十二條第一項に規定する額又は平成十二年改正法附則第二十三條第一項」を加え、同条に次の二項を加える。

3 第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四條の三第一項の規定による申出をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、第一項(昭和六十年改正法附則第八十二條第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)中「合算した額」とあるのは、「合算した額に政令で定める額を加算した額」とする。

4 厚生年金保険法第百三十三條並びに第百三十三條の二第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、同法第百三十三條中「前条第四項」とあるのは「前条第四項に規定する額、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。次条において「昭和六十年改正法」という。附則第八十二條第三項の規定により読み替へられた同条第一項に規定する額又は国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号。次条において「平成十二年改正法」という。附則第

二十三條第三項の規定により読み替へられた同条第一項」と、同法第百三十三條の二第二項中「第百三十二條第四項」とあるのは「第百三十二條第四項に規定する額、昭和六十年改正法附則第八十二條第三項の規定により読み替へられた同条第一項に規定する額又は平成十二年改正法附則第二十三條第三項の規定により読み替へられた同条第一項」と、同条第三項中「政令で定める額」とあるのは「政令で定める額、昭和六十年改正法附則第八十二條第三項の規定により読み替へられた同条第一項の政令で定める額又は平成十二年改正法附則第二十三條第三項の規定により読み替へられた同条第一項の政令で定める額」とする。

附則第二十四條第四項中「厚生年金保険法」の下に「第百三十三條」を加え、「これらの規定中「第百三十二條第二項」とあるのは、「を「同法第百三十三條中「前条第二項」とあるのは「に改め、「この項において」を削り、「の第百三十二條第二項」を「前条第二項」に改め、「昭和六十年法律第三十四号」の下に「以下昭和六十年改正法」という。を、「第二十四條第一項」の下に「と、同法第百三十三條の二第二項及び第三項並びに同法附則第十三條第三項及び第四項中「第百三十二條第二項」とあるのは「平成十二年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四條の規定による改正前の第百三十二條第二項若しくは平成十二年改正法第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項又は平成十二年改正法附則第二十四條第一項」を加え、同条に次の二項を加える。

5 第一項各号に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、第一項(第二項の規定により、附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項に規定する額又は平成十二年改正法附則第二十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項)と、同条第三項中「第百三十二条第四項」とあるのは「平成十二年改正法附則第九條第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四條の規定による改正前の第百三十二条第二項の政令で定める額若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項に規定する額又は平成十二年改正法附則第二十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項」と、同条第三項中「第百三十二条第四項」とあるのは「平成十二年改正法附則第九條第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四條の規定による改正前の第百三十二条第二項の政令で定める額若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項の政令で定める額又は平成十二年改正法附則第二十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項」とする。

6 前条第四項の規定にかかわらず、附則第九条第一項に規定する者について、厚生年金保険法第百三十三条並びに第百三十三条の二第二項及び第三項の規定を適用する場合においては、同法第百三十三条中「前条第四項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。)附則第九条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四條の規定による改正前の前条第二項に規定する額若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。次条において「昭和六十年改正法」という。)附則第八十二条第一項に規定する額又は平成十二年改正法附則第二十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項」と、同法第百三十三条の二第二項中「第百三十二条第四項」とあるのは「平成十二年改正法附則第九條第四項の規定により読み替えられた同条第一項」とする。

条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四條の規定による改正前の第百三十二条第二項に規定する額若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項に規定する額又は平成十二年改正法附則第二十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項」と、同条第三項中「第百三十二条第四項」とあるのは「平成十二年改正法附則第九條第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四條の規定による改正前の第百三十二条第二項の政令で定める額若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項の政令で定める額又は平成十二年改正法附則第二十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項」とする。

(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正) 第三十一条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「附則第十六条第八項を「附則第十六条第九項」に改める。
附則第十四条中「第八十一条第四項の規定の適用については」を「第二条の四第一項の規定の適用については同法による」に改める。

附則第十六条第一項中「第八項」を「第五項、第九項」に改め、同条第二項中「第五項から第七項まで、第十一項」を「第六項から第八項まで」に改め、同条第十一項を削り、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項第一号中「附則別表第一の各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率」を「第四十三条第一項に規定する再評価率」に改め、同項第二号中「附則別表第三」を「附則別表第二」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項の表中

附則第三十条第一項 合算額 合算額に百分の百を乗じて得た額

附則第三十条第一項	合算額	合算額に百分の百を乗じて得た額
附則第三十条第一項第一号	七十五万四千三百二十十円	七十三万二千七百二十円に国民年金法第二十七条に規定する改定率(以下「改定率」という。)を乗じて得た額(その額に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。以下「定額部分基本額」という。ただし、

	七十五万四千三百二十十円	定額部分基本額に
	三万七千七百十六円を加算した額	三万六千六百三十六円に改定率を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。以下「定額部分加算額」という。)を加算した額とする。

附則第三十条第一項第二号	附則別表第六	厚生年金保険法附則別表第二
--------------	--------	---------------

に、

七三

政令で定める額に百十分の百を乗じて得た額

百分の四十九・〇七五に相当する額に百十分の百を乗じて得た額

政令で定める額に百十分の百を乗じて得た額

百分の四十九・〇七五に相当する額に百十分の百を乗じて得た額

を

附則第四十条	
政令で定める額	
百分の六十八・〇七五に相当する額	
附則第四十一条第一項第一号	十五万四千二百円
附則第四十一条第一項第二号	二十六万九千九百円
附則第四十一条第一項第三号	十五万四千二百円

十四万九千七百円に改定率（国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。次号において同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）

二十六万二千百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）

十四万九千七百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）

「第一項に規定する年金である給付（以下「移行農林共済年金」という。）を「移行農林共済年金」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項に規定する年金である給付（以下「移行農林共済年金」という。）については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同表の上欄に掲げる規定を適用する。

廃止前農林共済法第三十八条第二項	二十三万四千四百円とし	二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したもの（以下「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十
------------------	-------------	---

に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中

廃止前農林共済法第四十 二条第三項及び第四十五 条の九	六十万三千二百円よ り	国民年金法第三十三条第一項に規定する障 害基礎年金の額に四分の三を乗じて得た額 (その額に五十円未満の端数が生じたとき は、これを切り捨て、五十円以上百円未 満の端数が生じたときは、これを百円に切 り上げるものとする。)	円未満の端数が生じたときは、これを切り 捨て、五十円以上百円未満の端数が生じた ときは、これを百円に切り上げるものとな る。)とし
			七万四千九百円に改定率を乗じて得た額 (その額に五十円未満の端数が生じたとき は、これを切り捨て、五十円以上百円未 満の端数が生じたときは、これを百円に切 り上げるものとする。)
廃止前農林共済法第四十 二条第二項	六十万三千二百円を 二十万四千七百円に改定率を乗じて得た 額(その額に五十円未満の端数が生じたとき は、これを切り捨て、五十円以上百円未 満の端数が生じたときは、これを百円に切 り上げるものとする。)	国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎 年金の額の四分の三に相当する額(その額 に五十円未満の端数が生じたときは、これ を切り捨て、五十円以上百円未満の端数が 生じたときは、これを百円に切り上げるもの とする。)	七万七千七百円
			六十万三千二百円
廃止前農林共済法第四十 八条	六十万三千二百円	国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎 年金の額の四分の三に相当する額(その額 に五十円未満の端数が生じたときは、これ を切り捨て、五十円以上百円未満の端数が 生じたときは、これを百円に切り上げるもの とする。)	六十万三千二百円

廃止前農林共済法附則第九條第二項第一号	千六百七十六円	千六百二十八円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）
廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五條第一号及び第二項	千六百七十六円	千六百二十八円に国民年金法第二十七條に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）
廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五條第二項	額（新国民年金法第十六條の二の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、当該改定後の額）	額
廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五條第三項	千六百七十六円にその率を乗じて得た額が三千百四十三円から千六百七十六円まで	千六百二十八円に改定率を乗じて得た額にその率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）が三千五十三円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたとき、これを一円に切り上げるものとする。）から千六百二十八円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）まで

廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五条第四項	三千四百四十三円	三千五十三円に改定率を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)
廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五条第五項	千六百七十六円	千六百二十八円に改定率を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)
廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第二十六条第二号	三千四百四十三円	三千五十三円に改定率を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)
廃止前昭和六十年農林共済改正法附則表第四	三万四千四百円	三万三千二百円に改定率(国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この表において同じ。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

六万八千三百円	六万六千三百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
十万二千五百円	九万九千五百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
十三万六千六百円	十三万二千六百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
十七万七千七百円	十六万五千八百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

附則第三十条第一項中「除して得た額」の下に「に〇・九七」を乗じて得た額を加え、同条第二項中「第十六条第九項」を「第十六条第十項」に改める。

附則第三十一条第四項第一号中「控除した額」とし、「を」を「控除した額とする。」に、〇・九七一(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下

回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率)を乗じて得た額(に、「老齢基礎年金の額」を、「老齢基礎年金の額」に改め、「とする。」を削り、同項第二号中「第八項及び第九項」を「第五項、第九項及び第十項」に、「控除した」を「控除した額」とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは

第四十三條の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した」に改める。

附則第三十二條第五項第一号中「通算退職年金の額」の下に「に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額を加え、同項第二号中「当該加給年金額を控除した額」を「当該加給年金額を控除した額」とし、国民年金法第二十七條の四若しくは第二十七條の五又は厚生年金保険法第四十三條の五又は厚生年金保険法第四十三條の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。」に改める。

附則第三十六條第五項第一号中「額」の下に「に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額を加え、同項第二号中「当該加給年金額を控除した額」を「当該加給年金額を控除した額」とし、国民年金法第二十七條の四若しくは第二十七條の五又は厚生年金保険法第四十三條の四若しくは第四十三條の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。」に改める。

附則第三十七條第三項第一号中「額」の下に「に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価

指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額を加え、同項第二号中「当該加算額を控除した額」を「当該加算額を控除した額」とし、国民年金法第二十七條の四若しくは第二十七條の五又は厚生年金保険法第四十三條の四若しくは第四十三條の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。」に改める。

附則第三十八條第二項中「得た額」の下に「に〇・九七一を乗じて得た額を加え、同条第三項第一号中「額」の下に「に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額を加え、同項第二号中「額」の下に「に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額を加え、同条第五項第一号中「額」の下に「に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額を加え、同項第二号中「当該加給年金額を控除した額」を「当該加給年金額を控除した額」とし、国民年金法第二十七

條の四若しくは第二十七條の五又は厚生年金保険法第四十三條の四若しくは第四十三條の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。」に改める。

附則第三十九條第三項第一号中「の額」の下に「に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額を加え、同項第二号中「の額」の下に「国民年金法第二十七條の四若しくは第二十七條の五又は厚生年金保険法第四十三條の四若しくは第四十三條の五の規定の適用があるときは、これらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額」を加える。

附則第四十條第二項中「得た額」の下に「に〇・九七一を乗じて得た額を加える。

附則第四十一條第二項中「加算した額」の下に「に〇・九七一を乗じて得た額を加え、同条第三項中「得た額」の下に「に〇・九七一を乗じて得た額」を加え、同条第四項第一号中「額」の下に「に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額」を加え、同項第二号中「額」の下に「国民年金法第二十七條の四若しくは第二十七條の五又は厚生年金保険法第四十三條の四若しくは第四十三條の五の規定の適用があるときは、これらの規定の

適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額」を加え、同条第五項中「相当する額」の下に「に〇・九七一を乗じて得た額を加え、同条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「相当する額」とあるのは、「相当する額に〇・九七一を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

附則第四十二條第二項中「加算した額」の下に「に〇・九七一を乗じて得た額を加え、同条第三項から第六項までの規定中「得た額」の下に「に〇・九七一を乗じて得た額」を加え、同条第七項第一号中「額」の下に「に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率）を乗じて得た額」を加え、同項第二号中「当該加算する額を控除した額」とし、国民年金法第二十七條の四若しくは第二十七條の五又は厚生年金保険法第四十三條の四若しくは第四十三條の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。」に改め、同条第八項中「相当する額」の下に「に〇・九七一を乗じて得た額」を加える。

附則第四十四條第八項第一号中「通算退職年金の額」の下に「に、〇・九七一（物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、〇・九七一にその低下した比率を乗じて

得た率を基準として政令で定める率)を乗じて得た額を加え、同項第二号中「当該加給年金額を控除した額を」当該加給年金額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。」に改める。

附則第四十五条第二項中「第十六条第八項及び第九項を」第十六条第九項及び第十項に改め、同条第三項中「第三十四条及び」を削る。

附則第四十六条第三項中「第三十四条、」を削る。

第三十二条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「第十一項まで、第十三項及び第十四項を」第十二項まで、第十四項及び第十五項に改め、同条第二項中「第十三項及び第十四項を」第十四項及び第十五項に改め、同条第十四項を第十五項とし、第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次の一項を加える。

12 移行農林共済年金のうち退職共済年金並びに移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金(平成十七年四月以後の月分として支給されるものに限る。)の受給権者が厚生年金保険の被保険者であるときのその支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十三条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「第十二項を」第十五項に、「第十四項及び第十五項を」第十八項及び第十九項に改め、同条第二項中「第十四項及び第十五項を」第十五項、第十八項及び第十九項に改め、同条第十二項中「被保険者」の下に「厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者を含む。」を加え、同条第十五項を第十九項とし、第十四項を第十八項とし、第十三項を第十七項とし、第十二項の次に次の四項を加える。

13 厚生年金保険法第四十四条の三の規定は、移行農林共済年金のうち退職共済年金の受給権者(平成十九年四月一日以後に廃止前農林共済法第三十六条の規定による退職共済年金の受給権を取得した者に限る。)について準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

14 移行農林共済年金のうち遺族共済年金(その受給権者が昭和十七年四月二日以後に生まれた者であるものに限る。)の額の算定及び改定並びにその支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

15 厚生年金保険法第七十八条の十の規定は、移行農林共済年金及び移行農林年金の受給権者について準用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。

16 移行農林共済年金及び移行農林年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定に

より厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定された場合における第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はその例による場合を含む。)の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

附則第三十一条第四項第二号及び附則第三十二条第五項第二号中「控除した額とし」の下に「附則第十六条第十三項の規定により準用する厚生年金保険法第四十四条の三の規定の適用があるときは同条の規定の適用がないものとして算定した額とし、当該退職共済年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により同法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし」を加える。

附則第三十六条第五項第二号中「額とし」の下に「当該障害共済年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし」を加える。

附則第三十八条第三項第二号中「額」の下に「当該退職年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月

額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、これを「これら」を「これら」に改め、「算定した額」の下に「とす」を加え、同条第五項第二号中「額とし」の下に「当該退職年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし」を加える。

附則第三十九条第三項第二号中「額」の下に「当該減額退職年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、これを「これら」を「これら」に改め、「算定した額」の下に「とす」を加える。

附則第四十一条第四項第二号中「額」の下に「当該障害年金の受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額とし、これを「これら」を「これら」に改め、「算定した額」の下に「とす」を加える。

附則第四十四条第八項第二号中「額とし」の下に「同法第四十四条の三の規定の適用がある

ときは同条の規定の適用がないものとして算定した額とし、当該老齢厚生年金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により同法による標準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないものとして算定した額としを加える。

附則第四十六条第三項中「第六十条第二項、第六十一条を」第六十条第四項、第六十一条第一項、第六十二条に改める。

第三十四条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「第十八項及び第十九項」を「第十七項、第十九項及び第二十項」に改め、同条第二項中「第十八項及び第十九項」を「第十九項及び第二十項」に改め、同条第十九項を第二十項とし、第十八項を第十九項とし、第十七項を第十八項とし、第十六項の次に次の一項を加える。

17 移行農林共済年金のうち退職共済年金(平成二十年四月一日以後の特定期間(厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいう。)に係る継続厚生年金期間をその額の算定の基礎とするものに限る。)の額の算定及び改定その他必要な事項は、政令で定める。

(確定給付企業年金法の一部改正)

第三十五条 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項に次のただし書を加える。

ただし、第一項の変更がすべての実施事業所に係るものでない場合であつて、規約において、あらかじめ、当該変更に係る事項を定めているときは、当該変更に係る実施事業所について前項の同意があつたときは、当該変更に係る実施事業所以外の実施事業所についても同項の同意があつたものとみなすことができる。

第七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該変更が同項に規定する厚生労働省令で定める軽微な変更のうち特に軽微なものとして厚生労働省令で定めるものである場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、準用しない。

第四十八条第一号及び第三号中「死亡した者」を「給付対象者」に改める。

第三十六条 確定給付企業年金法の一部を次のように改正する。

第一百十三条第二項中「第二百二条第二項」の下に「第二百二条の二」を加える。

第一百十八条第一項中「三十万円」を「五十万円」に改める。

附則第三条第一項中「附則第八条の規定による改正後の」を削り、「附則第三十条第三項」を「附則第三十二条第三項」に改める。

附則第四条中「附則第三十条第一項」を「附則第三十二条第一項」に改める。

附則第九条を次のように改める。

附則第九 削除

附則第二十八条の見出し中「勤労者退職金共済機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改める。

構」に改め、同条第一項中「で、政令で定める額を削り、「約する契約を締結し」を「約する契約を締結したときは」に、「次項」を「以下この条に、「引き渡したときは、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつた者が適格退職年金契約に係る移行適格退職年金受給者等であつた期間の月数(その期間の月数が百二十月を超えるときは、百二十月)を超えることができない」を「引き渡すものとする」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 十一月以下 当該引渡しをした日の属する月の翌月から当該被共済者となつた者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額(当該引渡しをした日の属する月に当該被共済者となつた者が退職したときは、当該残余の額。次号において「計算後残余額」という。)

二 二十月以上 中小企業退職金共済法第十条第二項の規定により算定した額に計算後残余額を加算した額

2 引渡金額のうち、当該退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつた者が適格退職年金契約に係る移行適格退職年金受給者等であつた期間の月数を超えることができない。

4 前項の残余の額を有する当該退職金共済契約の被共済者に係る当該退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、中小企業退職金共済法第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

3 引渡金額から前項の政令で定める額を控除した残余の額を有する当該退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、中小企業退職金共済法第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規定による通算後の掛金納

第三十七条 確定給付企業年金法の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 確定給付企業年金の終了及び清算(第八十三条―第九十一条)」を「第九章 確定給付企業年金の終了及び清算(第八十三条―第九十一条)」を「第九章の二 企業年金連合会による中途脱退者等に係る措置(第九十一条の二―第九十一条の八)」に、「第二節 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行(第一百七十七条)」を「第二節 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等(第一百七十七

条―第百十七條の四―に、「第百二十四條」を「第百二十三條」に改める。

第八十一条の次に次の一条を加える。

(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

第八十一条の二 確定給付企業年金(以下この条において「移換元確定給付企業年金」という。)の中途脱退者(当該確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者(当該加入者の資格を喪失した日において当該確定給付企業年金の事業主等が支給する老齢給付金の受給権を有する者を除く。))であつて、政令で定めるところにより計算したその者の当該確定給付企業年金の加入者であつた期間が政令で定める期間に満たないものをいう。以下この条、第九十一条の二、第九十三條の二第一項第一号、第百十五條の二及び第百十七條の二において同じ。は、他の確定給付企業年金(以下この条において「移換先確定給付企業年金」という。)の加入者の資格を取得した場合であつて、移換先確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、移換元確定給付企業年金の資産管理運用機関等から脱退一時金の額に相当する額(以下この条、第九十一条の二、第九十三條の二第一項第一号、第百十五條の二及び第百十七條の二及び第百十七條の二において「脱退一時金相当額」という。)の移換を受けることができる旨が定められているときは、移換元確定給付企業年金の事業主等に脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 移換元確定給付企業年金の資産管理運用機

関等は、前項の申出があつたときは、移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 移換先確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者に対し、第二十九條第一項各号及び第二項各号に掲げる給付(以下「老齢給付金等」という。)の支給を行うものとする。

4 移換元確定給付企業年金の事業主等は、第二項の規定により移換元確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

5 移換先確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

第八十二条中「増減並びに」を「増減、」に改め、「承継」の下に「並びに脱退一時金相当額の移換」を加える。

第八十八条の見出し中「支給義務」を「支給義務等」に改め、同条中「ものの支給の下に」又は第八十一条の二第二項、第百十五條の二第二項若しくは第百十七條の二第二項の規定により終了した日までに移換すべきであつた脱退一時金相当額でまだ移換していないものの移換」を加える。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 企業年金連合会による中途脱退者等に係る措置

(中途脱退者に係る措置)

第九十一条の二 確定給付企業年金の中途脱退者は、当該確定給付企業年金の事業主等に脱退一時金相当額の企業年金連合会 厚生年金保険法第百四十九條第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。への移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 連合会は、前項の規定により脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該中途脱退者又はその遺族に対し、老齢給付金又は遺族給付金(一時金として支給するものに限る。以下この条、次条、第九十一条の四第三項、第九十三條の二第一項及び第二項第一号、第百十五條の四第四項、第百十五條の五第四項並びに第百十七條の三第三項において同じ。)の支給を行うものとする。

4 当該確定給付企業年金の事業主等は、第二項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

5 連合会は、第三項の規定により老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該中途脱退者又はその遺族に通知しなければならない。

6 連合会は、中途脱退者又はその遺族の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

(終了制度加入者等に係る措置)

第九十一条の三 終了制度加入者等(終了した確定給付企業年金の事業主等がその終了した日において老齢給付金の支給に関する義務を負つていた者に限る。以下この条及び第九十三條の二第一項第二号において同じ。は、終了した確定給付企業年金の清算人に第八十九條第六項の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産(以下「残余財産」という。)の連合会への移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該終了制度加入者等又はその遺族に対し、老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うものとする。

4 連合会が第二項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第八十九條第六項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

5 連合会は、第三項の規定により老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該終了制度加入者等又はその遺族に通知しなければならない。

6 前条第六項の規定は、前項の規定による通

知について準用する。

第九十一条の四 連合会が第九十三条の二第二項第一号に規定する業務を行っている場合にあっては、終了制度加入者等(当該確定給付企業年金が終了した日において障害給付金の受給権を有していた者に限る。以下この条及び第九十三条の二第二項第一号において同じ。)は、当該確定給付企業年金の清算人に残余財産の連合会への移換を申し出ることができ

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該終了制度加入者等又はその遺族に対し、障害給付金又は遺族給付金の支給を行うものとする。

4 前条第四項及び第五項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「次条第二項」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「次条第三項」と、「老齢給付金」とあるのは「障害給付金」と、それぞれ読み替えるものとする。

5 第九十一条の二第六項の規定は、前項において読み替えて準用する前条第五項の規定による通知について準用する。

第九十一条の五 連合会が第九十三条の二第二項第二号に規定する業務を行っている場合にあっては、終了制度加入者等(当該確定給付

企業年金が終了した日において遺族給付金の受給権を有していた者に限る。以下この条及び第九十三条の二第二項第二号において同じ。)は、当該確定給付企業年金の清算人に残余財産の連合会への移換を申し出ることができ

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該終了制度加入者等に対し、遺族給付金の支給を行うものとする。

4 第四十九条、第五十一条第一項及び第三項、第五十三条並びに第五十四条の規定は、連合会が支給する前項の遺族給付金について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 前項において準用する第五十一条第一項の規定にかかわらず、当該終了制度加入者等が死亡したときは、規約で定めるところにより、当該終了制度加入者等の次の順位の遺族に遺族給付金(一時金として支給するものに限る。次項において同じ。)を支給することができる。

6 前項の遺族は、当該終了制度加入者等に係る第四十八条各号に掲げる者とし、遺族給付金を受けることができる遺族の順位は連合会の規約で定めるところによる。この場合にお

いて、同条中「給付対象者」とあるのは、「第九十一条の五第一項に規定する終了制度加入者等」とする。

7 第九十一条の三第四項及び第五項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第九十一条の五第二項」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「第九十一条の五第三項」と、「老齢給付金又は遺族給付金」とあるのは「遺族給付金」と、それぞれ読み替えるものとする。

8 第九十一条の二第六項の規定は、前項において読み替えて準用する第九十一条の三第五項の規定による通知について準用する。

(裁定)
第九十一条の六 連合会が支給する給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、連合会が裁定する。

2 連合会は、前項の規定による裁定に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。

(準用規定)

第九十一条の七 第三十一条、第三十三条、第三十四条第一項及び第三十五条の規定は連合会が支給する給付について、第三十六条第一項及び第二項(第二号を除く。)、第三十七条、第三十八条並びに第四十条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第四十七条、第四十八条、第五十三条及び第五十四条の規定は連合会が支給する第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項及び第九十一条の四第三項の遺族給付金について、第三十四条第二項、第四十四条、第四十六条、第五十

二条及び第五十四条の規定は連合会が支給する障害給付金について、第五十九条、第六十条第一項及び第二項、第六十一条、第六十六条、第六十七条並びに第六十八条の規定はこの法律の規定による連合会の積立金の積立及びその運用について、第七十二条の規定はこの法律の規定により連合会が締結した資産運用契約について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(政令への委任)
第九十一条の八 この章に定めるもののほか、連合会による中途脱退者に係る措置及び終了制度加入者等に係る措置に關し必要な事項は、政令で定める。

第九十三条中「農業協同組合連合会」の下に「連合会」を加え、同条の次に次の三条を加える。

(連合会の業務の特例)

第九十三条の二 連合会は、厚生年金保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第九十一条の二第二項の規定により脱退一時金相当額の移換を受け、同条第三項の規定により中途脱退者又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。

二 第九十一条の三第二項の規定により残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により終了制度加入者等又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。

2 連合会は、厚生年金保険法及び前項の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 第九十一条の四第二項の規定により残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により終了制度加入者等又はその遺族について障害給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。

二 第九十一条の五第二項の規定により残余財産の移換を受け、同条第三項又は第五項の規定により終了制度加入者等又はその遺族について遺族給付金の支給を行うこと。

三 前条の規定による委託を受けて、事業主等の業務の一部を行うこと。

(区分経理)

第九十三条の三 連合会は、この法律の規定により行う業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(厚生年金保険法の適用)

第九十三条の四 第九十三条の二の規定により連合会が同条の業務を行う場合には、厚生年金保険法第百八十五条第五号中「この章とあるのは、」の章又は確定給付企業年金法とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十八条及び第九十九条中「事業主等」の下に「又は連合会」を加える。

第百十条の次に次の一条を加える。

(厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転)

第百十条の二 厚生年金基金は、その設立事業所(政令で定める場合にあつては、設立事業

所の一部。以下この項において同じ。)が確定給付企業年金の実施事業所となつておりとき、又は実施事業所となるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、当該確定給付企業年金の事業主等に、当該設立事業所に使用される当該厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付(厚生年金保険法第百三十二条第二項に規定する額に相当する給付(以下「厚生年金代行給付」という。)を除く。)の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができ。

2 前項の認可の申請は、厚生年金保険法第百十七条第一項の代議員会における同条第二項の代議員の定数の四分の三以上の多数による議決を経て行わなければならない。

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、第一項の申出があつたときは、厚生労働大臣の承認(当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあつては、認可)を受けて、同項の権利義務を承継することができる。

4 前項の規定により当該事業主等が権利義務を承継する場合においては、当該厚生年金基金から当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に積立金を移換するものとする。

5 第七十四条第二項及び第三項の規定は当該事業主等(当該確定給付企業年金が規約型企業年金である場合に限る。)が第三項の承認の申請を行う場合について、第七十六条第二項の規定は当該事業主等(当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に限る。)が第三項の認可の申請を行う場合について準用する。

6 第三項の規定により権利義務が移転された当該設立事業所に使用される当該厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者は、厚生年金保険法第百四十九条第一項に規定する解散基金加入員とみなす。この場合において、同法第百五十九条第四項第一号、第百六十一条第四項から第八項まで及び第百六十二条の規定は適用せず、同法第百五十九条第一項及び第百六十一条第一項から第三項までの規定の適用については、同法第百五十九条第一項中「解散基金加入員」とあるのは「解散基金加入員並びに確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により読み替えて適用する第百六十一条第一項の規定による徴収に係る者」と、同法第百六十一条第一項中「解散したとき」とあるのは「確定給付企業年金法第百十条の二第一項の規定による権利義務の移転を行ったとき」と、「第百八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額」とあるのは「現価相当額」と、「解散した基金」とあるのは「権利義務の移転を行つた基金」と、同条第二項及び第三項中「解散した」とあるのは「権利義務の移転を行つた」とする。

第百十一条第一項中「厚生年金保険法第百三十二条第二項に規定する額に相当する給付(以下「厚生年金代行給付」という。)」を「厚生年金代行給付」に改め、同条第三項中「第百六十二条の三」を「第百六十一条」に、「第百六十二条の四」を「第百六十二条」に改める。

第百十三条第一項中「第百六十二条の三第一項」を「第百六十一条第一項」に改め、同条第二項中「厚生年金基金連合会」を「連合会」に改める。

第百十五条第二項中「第百十一条第二項又は」を「第百十条の二第三項、第百十一条第二項又は」に改め、「遺族給付金」の下に「第百十条の二第三項の承認若しくは認可を受けた日」を加える。

第百十五条の次に次の四条を加える。

(確定給付企業年金から厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換)

第百十五条の二 確定給付企業年金の中途脱退者は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であつて、当該厚生年金基金の規約において、あらかじめ、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該確定給付企業年金の事業主等に脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、当該厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 当該厚生年金基金は、前項の規定により脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者に対し、厚生年金保険法第百三十条第一項から第三項までに規定する給付(第五項及び第百十五条の五において「老齢年金給付等」という。)の支給を行うものとする。

4 当該確定給付企業年金の事業主等は、第二項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額を移換し

たときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

5 当該厚生年金基金は、第三項の規定により老齢年金給付等の支給を行うこととなったときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならぬ。

(厚生年金基金から確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

第百十五条の三 厚生年金基金の中途脱退者(厚生年金保険法第百四十四条の三第一項に規定する中途脱退者をいう。以下この条において同じ。)は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であつて、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該厚生年金基金から脱退一時金(同条第五項に規定する脱退一時金をいう。第四項において同じ。)の額に相当する額(以下この条において「脱退一時金相当額」という。)の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該厚生年金基金に脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 当該厚生年金基金は、前項の申出があつたときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者に対し、老齢給付金等の支給を行うものとする。

4 当該厚生年金基金は、第二項の規定により

脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

5 当該確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなったときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならぬ。

(連合会から確定給付企業年金への積立金の移換)

第百十五条の四 連合会が第九十一条の二第三項又は第九十一条の三第三項の規定により老齢給付金の支給に関する義務を負っている者(以下「中途脱退者等」という。)は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であつて、連合会及び当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、連合会から当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に連合会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められているときは、連合会に当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、中途脱退者等が連合会が支給する老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2 連合会は、前項の申出があつたときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る積立金を移換するものとする。

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が積立金の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者等に対し、老齢給付金等の支給を行うものとする。

4 連合会は、第二項の規定により積立金を移換したときは、当該中途脱退者等に係る老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

5 当該確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなったときは、その旨を当該中途脱退者等へ通知しなければならぬ。

(連合会から厚生年金基金への積立金の移換)

第百十五条の五 中途脱退者等は、厚生年金基金の加入者の資格を取得した場合であつて、連合会及び当該厚生年金基金の規約において、あらかじめ、連合会から当該厚生年金基金に連合会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められているときは、連合会に当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、中途脱退者等が連合会が支給する老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2 連合会は、前項の申出があつたときは、当該厚生年金基金に当該申出に係る積立金を移換するものとする。

3 当該厚生年金基金は、前項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者等に対し、老齢年金給付等の支給を行うものとする。

4 連合会は、第二項の規定により積立金を移換したときは、当該中途脱退者等に係る老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

5 当該厚生年金基金は、第三項の規定により

老齢年金給付等の支給を行うこととなったときは、その旨を当該中途脱退者等に通知しなければならぬ。

第百十六条中「並びに」を、「脱退一時金相当額の移換」に改め、「徴収金の徴収」の下に「並びに連合会からの積立金の移換」を加える。

「第二節 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行」を、第二節 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等」に改める。

第十二章第二節第百十七条の次に次の三条を加える。

(確定給付企業年金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第百十七条の二 確定給付企業年金の中途脱退者は、企業型年金加入者(確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。次条第一項において同じ。)又は個人型年金加入者(同法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。次条第一項において同じ。)の資格を取得したときは、当該確定給付企業年金の事業主等に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第二条第五項に規定する連合会(以下この条及び次条において「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該確定給付企業年金の資産管

理運用機関等が脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

4 当該企業型年金の企業型記録関連連運管理機関等(確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連連運管理機関等をいう。次条第四項において同じ。)又は国民年金基金連合会は、第二項の規定により脱退一時金相当額が当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に移換されたときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

(連合会から確定拠出年金への積立金の移換)
第百十七條の三 中途脱退者等は、企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を取得した場合であつて、連合会の規約において、あらかじめ、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に連合会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められているときは、連合会に当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会への当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、中途脱退者等が連合会が支給する老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2 連合会は、前項の申出があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る積立金を移換するものとする。

3 連合会は、前項の規定により積立金を移換したときは、当該中途脱退者等に係る老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

4 当該企業型年金の企業型記録関連連運管理

機関等又は国民年金基金連合会は、第二項の規定により積立金が当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に移換されたときは、その旨を当該中途脱退者等に通知しなければならない。

(政令への委任)

第百十七條の四 前二条に定めるもののほか、確定給付企業年金又は連合会から確定拠出年金への脱退一時金相当額又は積立金の移換に關し必要な事項は、政令で定める。

第百二十二條を次のように改める。

第百二十二條 基金又は連合会が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十五條の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

二 第九十一條の二第五項又は第九十一條の三第五項(第九十一條の四第四項及び第九十一條の五第七項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、通知をしないとき。

三 第九十一條の二第六項(第九十一條の三第六項、第九十一條の四第五項及び第九十一條の五第八項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

附則第三條第一項中「厚生年金基金連合会」を「連合会」に改め、同条第二項中「厚生年金基金連合会の業務が行われる」を「連合会が同項の業務を行う」に改める。

(確定拠出年金法の一部改正)
第三十八條 確定拠出年金法(平成十三年法律第

八十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項に次のただし書を加える。

ただし、第一項の変更がすべての実施事業所に係るものでない場合であつて、規約において、あらかじめ、当該変更に係る実施事業所において、あらかじめ、当該変更に係る実施事業所について前項の同意があつたときは、当該変更に係る実施事業所以外の実施事業所についても同項の同意があつたものとみなすことができる。

第六條第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該変更が同条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更のうち特に軽微なものとして厚生労働省令で定めるものである場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、準用しない。

第五十四條第一項後段を削る。

第六十二條第一項第二号中「第三項第八号」を「第三項第九号」に改める。

第三十九條 確定拠出年金法の一部を次のように改正する。

第百二十條及び第百二十一條中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第四十條 確定拠出年金法の一部を次のように正する。

目次中「第五十四條」を「第五十四條の三」に改める。

第五十四條第三項を削る。

第二章第八節中第五十四條の次に次の二條を加える。

(脱退一時金相当額等の移換)

第五十四條の二 企業型年金の資産管理機関

は、政令で定めるところにより、脱退一時金相当額等(厚生年金基金の脱退一時金相当額(厚生年金保険法第百四十四條の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。)、確定給付企業年金の脱退一時金相当額(確定給付企業年金法第八十一條の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。))又は企業年金連合会(厚生年金保険法第百四十九條第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。)の規定で定める年金給付等積立金(厚生年金保険法第百六十五條第五項に規定する年金給付等積立金をいう。若しくは積立金(確定給付企業年金法第五十九條に規定する積立金をいう。))を総称する。以下同じ。)の移換を受けることができる。

2 前項の規定により資産管理機関が脱退一時金相当額等の移換を受けたときは、各企業型年金加入者等が当該厚生年金基金の設立事業所又は当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者等に係る第三十三條第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

(政令への委任)

第五十四條の三 前二条に定めるもののほか、企業型年金の資産管理機関への資産及び脱退一時金相当額等の移換に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十四條の次に次の一條を加える。

(脱退一時金相当額等の移換)

第七十四條の二 連合会は、政令で定めるところにより、脱退一時金相当額等の移換を受け

ることができる。

2 前項の規定により連合会が脱退一時金相当額の移換を受けたときは、各個人型年金加入者等が当該厚生年金基金の設立事業所又は当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該個人型年金加入者等に係る第七十三条の規定により準用する第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、連合会への脱退一時金相当額等の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二条の次に次の見出し及び一条を加える。

(脱退一時金)

第二条の二 当分の間、次の各号のいずれにも該当する企業型年金加入者であった者は、当該企業型年金の企業型記録関連連営管理機関等に、脱退一時金の支給を請求することができる。

一 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でないこと。

二 当該請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額以下であること。

三 最後に当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月を経過していないこと。

2 前項の請求があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該企業型記録関連連

営管理機関等の裁定に基づき、その請求をした者に脱退一時金を支給する。

3 脱退一時金の額は、第一項の請求をした者の個人別管理資産額として政令で定める額とする。

4 脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間は、第三十三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の通算加入者等期間に算入しない。

5 企業型年金加入者であつた者が第一項の請求をした場合における第八十三条第一項第一号の規定の適用については、同号中「六月以内」とあるのは、「六月以内(当該企業型年金加入者であつた者が附則第二条の二第一項の請求をした日の属する月の初日から同条第二項の裁定を受けた日の属する月の末日までの期間を除く。)」とする。

附則第三条の見出しを削り、同条第一項第五号中「第五十四条第二項の下に」及び第五十四条の二第二項を、「限る」の下に「ものとし、第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあつては、当該期間を含む」を、「であること」の下に「又は請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額以下であること」を加え、同項に次の一号を加える。

七 前条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けていないこと。

第四十一条 確定拠出年金法の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項第一号及び同条第三項第六号中「第九十条の二第二項の下に」から第三項までを加え、「半額」を「一部の額」に改める。

(社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第四十二条 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第七十三条第一項第五号中「附則第二十九条第五項」を「附則第二十九条第六項」に改める。

第四十三条 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び同条第五項に規定する保険料半額免除期間の月数」を「並びに同条第五項に規定する保険料四分の三免除期間の月数、同条第六項に規定する保険料半額免除期間の月数及び同条第七項に規定する保険料四分の一免除期間の月数」に改める。

第四十四条 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「第六十条」を「第六十条第一項若しくは第四項」に改める。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第四十五条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第五条中「受入金」の下に「積立金ヨリノ受入金」を加える。

第八条に次の一項を加える。

年金勘定ノ積立金ハ厚生年金保険事業ノ経営上ノ財源ニ充ツル為必要アルトキハ予算ノ定ムル所ニ依リ年金勘定ノ歳入ニ繰入ルルコトヲ得

第四十六条 厚生保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第五条中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。

第四十七条 厚生保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第五条中「国庫納付金」の下に「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第八十五条の三ノ規定ニ依ル厚生年金基金又ハ企業年金連合会ヨリノ徴収金」を加える。

第十三条第二項中「昭和二十九年法律第一百五号」を削る。

(国民年金特別会計法の一部改正)

第四十八条 国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「第五条第六項」を「第五条第十項」に改め、同条第二項第二号中「第八十条第一項第二号」の下に「(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第

号。以下「平成十六年国民年金等改正法」という。)附則第十四条第二項において適用する場合

を含む。」を加える。

第四条第一項及び第十六条第二項第一号中「第三項」の下に「並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第一項」を、「第八十五条第一項」の下に「平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。」を加える。

(健康保険法の一部改正)

第四十九条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第三項中「第四十三条」の下に「又は第四十三条の二」を加える。

第四十三条の次に次の一条を加える。

(育児休業等を終了した際の改定)

第四十三条の二 保険者は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業、同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業又は政令で定める法令に基づく育児休業(以下「育児休業等」という。)を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日(以下この条において「育児休業等終了日」という。)において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより保険者に申出をしたときは、第四十一条の規定にかかわらず、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間(育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が二

十日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。

2 前項の規定によって改定された標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月(当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月)までの各月の標準報酬月額とする。

第四十四条第一項中「若しくは第四十二条第一項」を、「第四十二条第一項若しくは前条第一項」に改め、「第四十二条第一項」の下に、「第四十三条第一項」を加え、同条第三項中「第四十二条第一項」の下に、「第四十三条第一項」を加える。

第八十六条第一項第一号中「第十三項」を「第十二項」に改める。

第一百八条第一項中「保険給付」の下に「(傷病手当金及び出産手当金の支給にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。)」を加える。

第二百二十六条第三項中「前条」を「第三条第二項ただし書」に改める。

第二百五十九条中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)その他政令で定める法令に基づく育児休業」を「育児休業等」に、「申出をした日」を「育児休業等を開始した日」に、「育児休業等」を「育児休業等が」に改め、「その日が当該育児休業に係る子が一歳六か月に達する日後であるときは、当該育児休業に係る子が一歳六か月に達する日」を削る。

第二百十三条の次に次の一条を加える。
第二百十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)第四百四十一条の規定による徴収職員の質問(社会保険庁に属する職員が行うものに限る。)に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四百四十一条の規定による検査(社会保険庁に属する職員が行うものに限る。)を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者
第二百四十四条中「の代表者」を「(法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社團等」という。)を含む。以下この項において同じ。))の代表者(人格のない社團等の管理人を含む。)」に改め、「業務」の下に「又は財産」を、「第二百八条」の下に「又は前条」を加え、「同条」を「各本条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 人格のない社團等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社團等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十条 健康保険法の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項、第四十三条第一項及び第

四十三条の二第二項中「二十日」を「十七日」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第五十一条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条ノ四第二項中「第四条ノ二第二項」を「第四条ノ三第二項」に改め、同条を第四条ノ五とし、第四条ノ三を第四条ノ四とする。

第四条ノ二第一項第一号中「又ハ報酬」を「報酬」に改め、「アリアル日」の下に「育児休業等終了日ノ翌日又ハ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリアル日」の下に「育児休業等終了日ノ翌日又ハ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリアル日」を加え、同項第三号中「又ハ報酬」を「報酬」に改め、「アリアル日」の下に「育児休業等終了日ノ翌日又ハ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリアル日」を加え、同条を第四条ノ三とし、第四条の次に次の一条を加える。

第四条ノ二 社会保険庁長官ハ育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号ニ規定スル育児休業又ハ同法第二十三条第一項ノ育児休業ノ制度ニ準ズル措置ニ依ル休業(以下「育児休業等ト称ス」)ヲ終了シタル被保険者第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除クガ当該育児休業等ヲ終了シタル日(以下本条及次条第一項ニ於テ「育児休業等終了日ト称ス」)ニ於テ当該育児休業等ニ係ル三歳ニ滿タザル子ヲ養育スル場合ニ於テ其ノ使用セラルル船舶所有者ヲ經由シテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ニ

申出ヲ為シタルトキハ前条第三項乃至第五項ノ規定ニ依ルノ外育児休業等終了日ノ翌日現在ニ依リ報酬月額ヲ算定シ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザル場合ニ於テハ育児休業等終了日ノ翌日ノ属スル月ノ翌月(育児休業等終了日ノ翌日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月)ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス

前項ノ規定ニ依リ標準報酬月額ガ改定セラレタル被保険者ニ付テハ前条第三項乃至第五項ノ規定ニ依ルノ外其ノ被保険者ノ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリタルニ因リ当該被保険者ニ支払ハルベキ報酬ガ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ変更アリタル月ノ翌月(其ノ変更アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月)ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス

第五十三条第一項ただし書中「除ク」の下に「モノトシ第二号及第三号ニ該当スル場合ニ於テハ傷病手当金及出産手当金ノ支給(厚生労働省令ヲ以テ定ムル場合以外ノ場合ニ限ル)ヲ除クモノトス」を加える。

第五十九条ノ四中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)其ノ他政令ヲ以テ定ムル法令ニ基ク育児休業」を「育児休業等」に、「命令」を「厚生労働省令」に、「申出アリタル」を「其ノ育児休業等ヲ開始シタル」に、「当該育児休業」を「其ノ育児休業等」に改める。

第六十九条ノ三を次のように改める。
第六十九条ノ三 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ

五十万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第十四条ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルモノトセラレタル国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)第四百一条ノ規定ニ依ル徴収職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ又ハ偽リノ陳述ヲ為シタル者

二 第十四条ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルモノトセラレタル国税徴収法第四百一条ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ当該検査ニ関シ偽リノ記載若ハ記録ヲ為シタル帳簿書類ヲ提示シタル者

第七十条中「ノ代表者」を「法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノ(以下本条ニ於テ人格ナキ社団等ト称ス)ヲ含ム以下本項ニ於テ之ニ同ジ」ノ代表者(人格ナキ社団等ノ管理人ヲ含ム)に改め、「業務」の下に「又ハ財産」を、「第六十八条」の下に「又ハ前条」を加え、「同条」を「各本条」に改め、同条に次の一項を加える。

人格ナキ社団等ニ付前項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人ガ其ノ訴訟行為ニ付当該人格ナキ社団等ヲ代表スルノ外法人ヲ被告人又ハ被疑者トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

第七十条の次に次の一条を加える。

第七十一条 船舶所有者又ハ第九条第一項ノ規定ニ依リ社会保険庁長官ノ指定シタル者故ナク同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依リ報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ、同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依リ文書ノ提示ヲ為サズ又ハ同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依リ必要ナル事務ヲ行フコトヲ怠リタルトキ八十

万円以下ノ過料ニ処ス

被保険者又ハ保険給付ヲ受クル者故ナク第九条第五項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依リ報告、申出若ハ届出ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告、申出若ハ届出ヲ為シ又ハ同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依リ文書ノ提出ヲ為サザルトキ亦前項ニ同ジ

医師、歯科医師、薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者第九条ノ三第一項ノ規定ニ依リ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又ハ同項ノ規定ニ依リ当該職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキ亦第一項ニ同ジ

(児童手当法の一部改正)

第五十二条 児童手当法昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第二条第一号」の下に「に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業」を、「第三条第一項」の下に「に規定する育児休業を、当該育児休業」の下に「又は休業」を加える。

(人事訴訟法の一部改正)

第五十三条 人事訴訟法(平成十五年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「又は財産の分与に関する処分」を、「財産の分与に関する処分又は標準報酬の按分割合に関する処分(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第七十八条の二第二項の規定による処分をいう。)」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条、第八条、第十五条、第二十二條、第二十八條、第三十二條、第三十六條、第三十九條、第四十二條、第四十九條、第五十一条及び第五十二条並びに附則第四条、第十七條から第二十四條まで、第三十四條から第三十八條まで、第五十七條、第五十八條及び第六十條から第六十四條までの規定 平成十七年四月一日
- 二 第九条、第十六条、第二十條、第二十三條、第二十九條、第三十七條、第四十條及び第四十六條並びに附則第三十九條、第四十條、第五十九條及び第六十七條から第七十二條までの規定 平成十七年十月一日
- 三 第三条、第十條及び第十七條の規定 平成十八年四月一日
- 四 第四條、第十一條、第十八條、第四十一條、第四十三條、第四十八條及び第五十條並びに附則第九條第二項、第十條、第十三條第四項、第十四條、第五十六條の表平成十八年度(附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日)の属する月以後の期間に限る。から特定年度の前年度までの各年度の項及び第六十五條の規定 平成十八年七月一日
- 五 附則第四十七條の規定 平成十八年十月一日
- 六 第五條、第十二條、第十九條、第二十五

条、第三十条、第三十三条、第四十四条、第四十七条及び第五十三条並びに附則第四十一条から第四十六条まで、第四十八条及び第五十五条の規定 平成十九年四月一日

七 第六条、第十三条、第二十六条及び第三十条並びに附則第四十九条及び第五十条の規定 平成二十年四月一日

(給付水準の下限)

第二条 国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算して得た額の第三号に掲げる額に対する比率が百分の五十を上回ることとなるような給付水準を将来にわたり確保するものとする。

一 当該年度における国民年金法による老齢基礎年金の額(当該年度において六十五歳に達し、かつ、保険料納付済期間の月数が四百八十である受給権者について計算される額とする。)を当該年度の前年度までの標準報酬額等平均額(第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条の二第二号イに規定する標準報酬額等平均額をいう。)の推移を勘案して調整した額を十二で除して得た額に二を乗じて得た額に相当する額

二 当該年度における厚生年金保険法による老齢厚生年金の額(当該年度の前年度における男子である同法による被保険者(次号において「男子被保険者」という。)の平均的な標準報酬額(同法による標準報酬月額と標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいう。次号において同じ。))に相当する

額に当該年度の前年度に属する月の標準報酬月額又は標準賞与額に係る再評価率(第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいい、当該年度に六十五歳に達する受給権者に適用されるものとする。)を乗じて得た額を平均標準報酬額とし、被保険者期間の月数を四百八十として第八条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項の規定の例により計算した額とする。)を十二で除して得た額に相当する額

三 当該年度の前年度における男子被保険者の平均的な標準報酬額に相当する額から当該額に係る公租公課の額を控除して得た額に相当する額

2 政府は、第一条の規定による改正後の国民年金法第四条の三第一項の規定による国民年金事業に関する財政の現況及び見通し又は第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第二条の四第一項の規定による厚生年金保険事業に関する財政の現況及び見通しの作成に当たり、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に前項に規定する比率が百分の五十を下回ることが見込まれる場合には、同項の規定の趣旨にのっとり、第一条の規定による改正後の国民年金法第十六条の二第一項又は第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項の措置を講ずる場合には、給付

及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。

(検討)

第三条 短時間労働者に対する厚生年金保険法の適用については、就業形態の多様化の進展を踏まえ、被用者としての年金保障を充実する観点及び企業間における負担の公平を図る観点から、社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響、事務手続の効率性、短時間労働者の意識、就業の実態及び雇用への影響並びに他の社会保障制度及び雇用に関する施策その他の施策との整合性に配慮しつつ、企業及び被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、この法律の施行後五年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。

第四条 政府は、第八条の規定の施行後適当な時期において、第八条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八条の二の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(国民年金事業に関する財政の現況及び見通しの作成に関する経過措置)

第五条 第一条の規定による改正後の国民年金法第十六条の二第一項及び第七十七条第四項の規定の適用については、平成十六年における第一条の規定による改正前の国民年金法第八十七条第三項の規定による再計算を第一条の規定による改正後の国民年金法第四条の三第一項の規定

による財政の現況及び見通しの作成とみなす。
(国民年金法による年金たる給付等の額に関する経過措置)

第六条 平成十六年九月以前の月分の国民年金法による年金たる給付(付加年金を除く。)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額については、なお従前の例による。

(国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置)

第七条 国民年金法による年金たる給付(付加年金を除く。)及び昭和六十年改正法附則第三十二条第五項に規定する障害年金については、第一条の規定による改正後の国民年金法又は第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定(以下この項において「改正後の国民年金法等の規定」という。)により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の国民年金法又は第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定(以下この条において「改正前の国民年金法等の規定」という。)により計算した額に満たない場合は、改正前の国民年金法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の国民年金法等の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前の国民年金法等の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

第一条の規定による改正前の の国民年金法第二十七条	八十万四千二百円	八十万四千二百円に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この条の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
第一条の規定による改正前の の国民年金法第三十三条第一項及び第三十八条	八十万四千二百円	八十万四千二百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
第一条の規定による改正前の の国民年金法第三十三条の 二第一項、第三十九条第一 項及び第三十九条の二第一 項	七万七千円	七万七千円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）

第十四条の規定による改正 前の昭和六十年改正法附則 第十四条第一項	二十三万四千四百円	二十三万四千四百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	二十三万四千四百円	二十三万四千四百円に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）

第八条 昭和六十年改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付（障害年金を除く。）については、第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第三十二条第二項（以下この項において「改正後の附則第三十二条第二項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項	の規定により読み替えられた第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第三十二条第二項（次項において「改正前の附則第三十二条第二項」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとし、改正後の附則第三十二
--	--

条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前の附則第三十二条第二項の規定により

読み替えられてなおその効力を有するものとされた法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条第一項	合算した額	合算した額に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八）の項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た額
昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第三十八条及び第四十三条	八十万四千二百円	八十万四千二百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	八十万四千二百円	八十万四千二百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）

昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第三十九条第一項及び第四十四条第一項	七万七千百円	七万七千百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	二十三万四千四百円	二十三万四千四百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第三十九条の二第一項	二十三万四千四百円	二十三万四千四百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第七十七条第二項及び第七十九条の二第四項	四十一万二千円	四十一万二千円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第七十七条第一項第一号	額	額に〇・九八八を乗じて得た額

昭和六十一年改正法附則第九 九条の規定による改正前の 国民年金法の一部を改正す る法律(昭和四十四年法律 第八十六号)附則第十六条 第二項	四十一万五千八百円	四十一万五千八百円に〇・九八八 (総務省において作成する年平均の 全国消費者物価指数(以下「物価指 数」という。)が平成十五年(この項の 規定による率の改定が行われたとき は、直近の当該改定が行われた年の 前年)の物価指数を下回るに至つた 場合においては、その翌年の四月以 降、〇・九八八(この項の規定によ る率の改定が行われたときは、当該 改定後の率)にその低下した比率を 乗じて得た率を基準として政令で定 める率とする。)を乗じて得た額(そ の額に五十円未満の端数が生じたと きは、これを切り捨て、五十円以上 百円未満の端数が生じたときは、こ れを百円に切り上げるものとする。)
昭和六十一年改正法第六条の 規定による改正前の厚生年 金保険法等の一部を改正す る法律(昭和四十八年法律 第九十二号。以下「改正前 の法律第九十二号」とい う。)附則第二十条第二項	四十一万五千八百円	四十一万五千八百円に〇・九八八 (総務省において作成する年平均の 全国消費者物価指数(以下「物価指 数」という。)が平成十五年(この項の 規定による率の改定が行われたとき は、直近の当該改定が行われた年の 前年)の物価指数を下回るに至つた 場合においては、その翌年の四月以 降、〇・九八八(この項の規定によ る率の改定が行われたときは、当該 改定後の率)にその低下した比率を 乗じて得た率を基準として政令で定 める率とする。)を乗じて得た額(そ の額に五十円未満の端数が生じたと きは、これを切り捨て、五十円以上 百円未満の端数が生じたときは、こ れを百円に切り上げるものとする。)

(老齢基礎年金の額の計算に関する経過措置)

第九条 平成十六年十月から平成十八年六月まで
の月分として支給される国民年金法による老齢
基礎年金の額については、第一条の規定による
改正後の国民年金法第二十七条第二号中「四分
の三」とあるのは「三分の二」と、同条第三号中
「四分の二」とあるのは「三分の一」と、同条第四
号中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。
2 平成十八年七月から別に法律で定める月(次
条第一項、附則第十四条第二項第一号及び第十
六条第二項において「特定月」という。)の前月ま
での月分として支給される国民年金法による老
齢基礎年金の額については、第四条の規定によ
る改正後の国民年金法第二十七条第二号中「八
分の七」とあるのは「六分の五」と、同条第三号
中「八分の三」とあるのは「二分の一」と、同条第
四号中「四分の三」とあるのは「三分の二」と、同
条第五号中「四分の一」とあるのは「三分の一」
と、同条第六号中「八分の五」とあるのは「二分
の一」と、同条第七号中「八分の一」とあるのは
「六分の二」と、同条第八号中「二分の一」とある
のは「三分の一」とする。

第十条 特定月の前月以前の期間に係る保険料免
除期間を有する者であつて、第四条の規定によ
る改正後の国民年金法第二十七条ただし書に該
当するものに支給する特定月以後の月分の国民
年金法による老齢基礎年金の額については、同
条ただし書(同法第二十八条第四項、附則第九
条の二第四項並びに第九条の二の二第四項及び
第五項並びに他の法令において適用する場合を
含む。)の規定にかかわらず、七十八万九百円に
同法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た

額(その額に五十円未満の端数が生じたとき
は、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端
数が生じたときは、これを百円に切り上げるも
のとする。)に、次の各号に掲げる月数を合算し
た月数(四百八十を限度とする。)を四百八十で
除して得た数を乗じて得た額とする。

一 保険料納付済期間の月数

二 特定月以後の期間に係る保険料四分の一免
除期間の月数(四百八十から保険料納付済期
間の月数を控除して得た月数を限度とする。)
の八分の七に相当する月数

三 特定月以後の期間に係る保険料四分の一免
除期間の月数から前号に規定する保険料四分
の一免除期間の月数を控除して得た月数の八
分の三に相当する月数

四 特定月の前月以前の期間に係る保険料四分
の一免除期間の月数(四百八十から保険料納
付済期間の月数及び特定月以後の期間に係る
保険料四分の一免除期間の月数を合算した月
数を控除して得た月数を限度とする。)の六分
の五に相当する月数

五 特定月の前月以前の期間に係る保険料四分
の一免除期間の月数から前号に規定する保険
料四分の一免除期間の月数を控除して得た月
数の二分の一に相当する月数

六 特定月以後の期間に係る保険料半額免除期
間の月数(四百八十から保険料納付済期間の
月数及び保険料四分の一免除期間の月数を合
算した月数を控除して得た月数を限度とす
る。)の四分の三に相当する月数

七 特定月以後の期間に係る保険料半額免除期
間の月数から前号に規定する保険料半額免除

期間の月数を控除して得た月数の四分の一に相当する月数

八 特定月の前月以前の期間に係る保険料半額免除期間の月数(四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数及び特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)の三分の二に相当する月数

九 特定月の前月以前の期間に係る保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の三分の一に相当する月数

十 特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数(四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数及び保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)の八分の五に相当する月数

十一 特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の八分の一に相当する月数

十二 特定月の前月以前の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数(四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)の二分の一に相当する月数

十三 特定月の前月以前の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た

月数の六分の一に相当する月数

十四 特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間(国民年金法第九十条の三第一項又は附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。次号において同じ。)の月数(四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)の二分の一に相当する月数

十五 特定月の前月以前の期間に係る保険料全額免除期間の月数(四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数、保険料四分の三免除期間の月数及び特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)の三分の一に相当する月数

2 昭和六十年改正法附則別表第四の上欄に掲げる者について前項の規定を適用する場合においては、同項中「四百八十」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。
(平成十七年度から平成二十年度までにおける改定率の改定に関する経過措置)

第十一條 平成十七年度及び平成十八年度における第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七條の二から第二十七條の五までの規定の適用については、同法第二十七條の二第二項第二号及び第三号に掲げる率をそれぞれ一とみなす。

2 平成十九年度における第一条の規定による改

正後の国民年金法第二十七條の二第二項第三号の規定の適用については、同号イ中「九月一日」とあるのは、「十月一日」とする。

3 平成二十年度における第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七條の二第二項第三号の規定の適用については、同号ロ中「九月一日」とあるのは、「十月一日」とする。

(改定率の改定の特例)

第十二條 国民年金法による年金たる給付その他政令で定める給付の受給権者(以下この条において「受給権者」という。)のうち、当該年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回る区分(同一の改定率(第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七條に規定する改定率をいう。以下この条において同じ。)が適用される受給権者ごとの区分をいう。次項において同じ。)に属するものに適用される改定率の改定については、同法第二十七條の四及び第二十七條の五の規定は、適用しない。

一 第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七條本文に規定する老齢基礎年金の額(同法第二十七條の四及び第二十七條の五の規定の適用がないものとして改定した改定率を基礎として計算した額とする。)

二 附則第七條の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七條本文に規定する老齢基礎年金の額

2 受給権者のうち、当該年度において、前項第一号に掲げる額が同項第二号に掲げる額を上回り、かつ、第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七條の四第二項第一号に規定する調

整率(以下この項において「調整率」という。)が前項第一号に掲げる額に対する同項第二号に掲げる額の比率を下回る区分に属するものに適用される改定率の改定に対する同法第二十七條の四及び第二十七條の五の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。

(基礎年金の国庫負担に関する経過措置)

第十三條 平成十六年度における第一条の規定による改正後の国民年金法第八十五條第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七條第三号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第九條第一項の規定により読み替えられた第二十七條第三号に規定する月数」と、「三分の一」とあるのは「三分の一」と、同項第二号イ中「四で除して」とあるのは「六で除して」と、「二で除して」とあるのは「三で除して」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の四十」とする。

2 国庫は、平成十六年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、前項並びに昭和六十年改正法附則第三十四條第二項及び第三項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の国民年金法第八十五條第一項各号に掲げる額及び昭和六十年改正法附則第三十四條第一項各号(第一号、第六号及び第九号を除く。)に掲げる額(同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する

額の三分の一に相当する額を除く。のほか、五十七億五千五百七十一万六千円を負担する。

3 平成十七年度及び平成十八年度(附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月の前月までの期間に限る。)における第一条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第九条第一項の規定により読み替えられた第二十七条第三号に規定する月数」と、「二分の一に相当する額」とあるのは「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ中「四で除して」とあるのは「六で除して」と、「二で除して」とあるのは「三で除して」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の四十」とする。

4 平成十八年度(附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。)から別に法律で定める年度(次条第一項及び第二項、附則第十六条第一項、第三十二条第三項並びに第五十六条において「特定年度」という。)の前年度までの各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第九条第二項の規定により読み替えられた第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」と、「二分の一に相当する額」とあるのは「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」とする。

と、同項第二号イ(1)中「八分の一を乗じて」とあるのは「十二分の一を乗じて」と、同号イ(2)中「四分の一を乗じて」とあるのは「六分の一を乗じて」と、同号イ(3)中「八分の三を乗じて」とあるのは「四分の一を乗じて」と、同号イ(4)中「二分の一を乗じて」とあるのは「三分の一を乗じて」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の四十」とする。

第十四条 特定年度以後の各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「第七号」とあるのは、「第七号並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第十条第一項第三号、第五号、第七号、第九号、第十一号及び第十三号」とする。

2 特定年度以後の各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第二号に掲げる額は、当分の間、同号の規定にかかわらず、当該年度における保険料免除期間を有する者に係る国民年金法による老齢基礎年金(同法第二十七条ただし書(附則第十条第一項において適用する場合を含む。))の規定によつてその額が計算されるものに限り、の給付に要する費用の額に、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額とする。

一次に掲げる数を合算した数
イ 当該特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。に八分の一を乗じて得た数
ロ 当該特定月の前月以前の期間に係る保険

料四分の一免除期間の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数及び当該特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。に十二分の一を乗じて得た数

ハ 当該特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数及び当該保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。に四分の一を乗じて得た数

ニ 当該特定月の前月以前の期間に係る保険料半額免除期間の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数及び当該特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。に六分の一を乗じて得た数

ホ 当該特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数及び当該保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。に八分の一を乗じて得た数

ヘ 当該特定月の前月以前の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数及び当該特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。

る。に四分の一を乗じて得た数

ト 当該特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間(国民年金法第九十条の三第一項又は附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。手において同じ。)の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数及び当該保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。に二分の一を乗じて得た数

チ 当該特定月の前月以前の期間に係る保険料全額免除期間の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数及び当該特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。に三分の一を乗じて得た数

ニ 附則第十条第一項各号に掲げる月数を合算した数

3 前項の規定の適用については、当分の間、同項中「四百八十」とあるのは、「四百八十(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則別表第四の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる数」と読み替えるものとする。

(基礎年金の国庫負担割合の引上げ)
第十五条 基礎年金については、平成十七年度及び平成十八年度において、我が国の経済社会の動向を踏まえつつ、所要の税制上の措置を講じ

た上で、別に法律で定めるところにより、国庫負担の割合を適切な水準へ引き上げるものとする。

第十六条 特定年度については、平成十九年度を目途に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成二十一年度までの間のいずれかの年度を定めるものとする。

2 前項の規定は、特定月について準用する。この場合において、前項中「平成二十一年度までの間のいずれかの年度」とあるのは、「平成二十二年三月までの間のいずれかの月」と読み替えるものとする。

(老齢基礎年金の支給の繰下げに関する経過措置)

第十七条 第二条の規定による改正後の国民年金法第二十八条の規定は、平成十七年四月一日前において国民年金法による年金たる給付(老齢基礎年金及び付加年金を除く。)又は被用者年金各法による年金たる給付(老齢又は退職を支給事由とするものを除く。)の受給権を有する者については、適用しない。

(平成十八年度及び平成十九年度における保険料改定率の改定に関する経過措置)

第十八条 平成十八年度及び平成十九年度における第二条の規定による改正後の国民年金法第八十七条第三項の保険料改定率の改定については、同条第五項第二号に掲げる率をひとみなして、同項の規定を適用する。

(国民年金の保険料の免除の特例)

第十九条 平成十七年四月から平成十八年六月ま

での期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等(国民年金法第七十一条第一号に規定する第一号被保険者又は第一号被保険者であつた者)をいう。以下この条において同じ。であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、社会保険庁長官は、当該被保険者期間のうちその指定する期間(第二条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項の規定の適用を受ける期間又は同法第九十条第一項に規定する学生等(以下「学生等」という。)である期間若しくは学生等であつた期間を除く。)に係る国民年金の保険料については、国民年金法第八十八条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたもの及び同法第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五十四条に規定する保険料全額免除期間(同法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。)に算入することができる。

ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得(一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 第二条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 国民年金の保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2 平成十八年七月から平成二十七年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、社会保険庁長官は、当該被保険者期間のうちその指定する期間(第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。)に係る国民年金の保険料については、国民年金法第八十八条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたもの及び同法第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五十四条に規定する保険料全額免除期間(第四条の規定による改正後の国民年金法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。)に算入することができる。

ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得(一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、政令で定

める額以下であるとき。

二 第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 国民年金の保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

3 国民年金法第九十条第二項及び第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

4 第一項又は第二項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた者及びこれらの規定により納付することを要しないものとした保険料については、国民年金法その他の法令の規定を適用する場合においては、同法第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた者及び同項の規定により納付することを要しないものとされた保険料とみなすほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者については、第一項及び第二項の規定を適用しない。

6 第一項第一号及び第二項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(第三号被保険者の届出の経過措置)

第二十条 第二条の規定による改正後の国民年金法附則第七条の三第二項の規定は、平成十七年四月一日前の期間については、適用しない。

(第三号被保険者の届出の特例)

第二十一条 国民年金法第七十一条第三号に規定する第三号被保険者(以下この項において「第三号被保険者」という。)又は第三号被保険者で

あつた者は、平成十七年四月一日前のその者の第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間のうち、第二条の規定による改正前の国民年金法附則第七条の三の規定により国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間（以下「保険料納付済期間」という。）に算入されない期間（同法附則第七条の二の規定により保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間を除く。）について、社会保険庁長官に届出をすることができ、

2 前項の規定により届出が行われたときは、第二条の規定による改正後の国民年金法附則第七条の三第一項の規定にかかわらず、届出が行われた日以後、届出に係る期間は保険料納付済期間に算入する。

3 国民年金法による老齢基礎年金又は昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢年金若しくは通算老齢年金の受給権者が第一項の規定による届出を行い、前項の規定により届出に係る期間が保険料納付済期間に算入されたときは、当該届出のあつた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

4 第二項の規定により第一項の届出に係る期間が保険料納付済期間に算入された者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に保険料納付済期間に算入される期間」とする。
（任意加入被保険者の資格の喪失に関する経過措置）

第二十二條 平成十七年三月三十一日において国民年金法附則第五条第一項の規定の適用を受ける被保険者であつた者が、同年四月一日におい

て第二条の規定による改正後の国民年金法附則第五条第五項第四号の規定に該当するときは、その者は、同日に、当該被保険者の資格を喪失する。

（任意加入被保険者の特例）

第二十三條 昭和三十年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、社会保険庁長官に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。

一 日本国内に住所を有する六十五歳以上七十歳未満の者
二 日本国籍を有する者であつて、日本国内に住所を有しない六十五歳以上七十歳未満のもの

2 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者（昭和三十年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者に限る。）が六十五歳に達した場合において、前項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を有しないときは、同項の申出があつたものとみなす。

3 第一項の規定による申出をした者は、その申出をした日（前項の規定により申出があつたものとみなされた者にあつては、六十五歳に達した日）に国民年金の被保険者の資格を取得するものとする。

4 国民年金法第十三条第一項の規定は、第一項

の規定による申出があつた場合に準用する。

5 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、社会保険庁長官に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。

6 第一項の規定による国民年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第二号、第四号又は第五号に該当するに至つたときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。
二 国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者の資格を取得したとき。

三 第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を取得したとき。

四 七十歳に達したとき。

五 前項の申出が受理されたとき。

7 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号に該当するに至つた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有しなくなったとき。
二 保険料を滞納し、国民年金法第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

8 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第六項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得した

ときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有するに至つたとき。
二 日本国籍を有しなくなったとき。
三 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく二年間が経過したとき。

9 第一項の規定による国民年金の被保険者は、国民年金法第七十四条の規定の適用については、第一号被保険者とみなし、当該被保険者としての国民年金の被保険者期間は、同法第五条第二項の規定の適用については同法第七条第一項第一号に規定する被保険者としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十二条の二から第五十二条の五まで並びに同法附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。

10 第一項の規定による国民年金の被保険者については、国民年金法第八十九条から第九十条の三までの規定を適用しない。
（国民年金法による脱退一時金の額に関する経過措置）

第二十四條 平成十七年四月前の保険料納付済期間（第一号被保険者に係るものに限る。）及び保険料半額免除除期間のみに係る国民年金法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。

（厚生年金保険事業に関する財政の現況及び見通しの作成に関する経過措置）
第二十五條 第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第三十四条第一項及び第七十九条の第四項の規定の適用については、平成十六年に

おける第七条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条第四項の規定による再計算を第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第二条の四第一項の規定による財政の現況及び見通しの作成とみなす。

(厚生年金保険法による年金たる保険給付等の額に関する経過措置)

第二十六条 平成十六年九月以前の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項及び第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金たる給付並びに厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金である給付及び平成十三年統合法附則第二十五条第四項に規定する特例年金給付の額については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法による年金たる保険給付等の額の計算に関する経過措置)

第二十七条 厚生年金保険法による年金たる保険給付については、第七条の規定による改正後の

厚生年金保険法、第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法又は第二十七条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。)の規定(他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の厚生年金保険法等の規定」という。)により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第七条の規定による改正前の厚生年金保険法、第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法又は第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法又は第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定(他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において「改正前の厚生年金保険法等の規定」という。)により計算した額に満たない場合は、改正前の厚生年金保険法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の厚生年金保険法等の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前の厚生年金保険法等の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替は、政令で定める。

第七条の規定による改正前の
の厚生年金保険法第四十四
条第二項

二十三万四千四百円

二十三万四千四百円に〇・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十五年(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前

第七条の規定による改正前の の厚生年金保険法第五十条 の第二項	二十三万四千四百円	七万七千五百円	年)の物価指数を下回るに至った場合において、その翌年の四月以降、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
第七条の規定による改正前の の厚生年金保険法第五十条 第三項及び第六十二条第一 項	六十万三千二百円	七万七千五百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	六十万三千二百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

第七條の規定による改正前の厚生年金保険法附則第九條の二第二項第一号	乗じて得た額	乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額
第十四條の規定による改正前の昭和六十一年改正法附則第五十二條	合算した額	合算した額に〇・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十五年(この條の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八(この條の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た額
第十四條の規定による改正前の昭和六十一年改正法附則第五十九條第二項第一号	乗じて得た額	乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額
第十四條の規定による改正前の昭和六十一年改正法附則第六十條第二項	三万四千百円	三万四千百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
	六万八千三百円	六万八千三百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

第二十七條の規定による改正前の平成十二年改正法附則第二十一條第一項	十萬二千五百円	十萬二千五百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
	十三萬六千六百円	十三萬六千六百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
	十七萬七千七百円	十七萬七千七百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
	一・〇三二を乗じて得た額	一・〇三二を乗じて得た額に〇・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十五年(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。)を乗じて得た額

第二十八条 昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付については、第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第七十八条第二項(以下この項において「改正後の附則第七十八条第二項」という。)の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第七十八条第二項(次項において「改正前の附則第七十八条第二項」という。)の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとし、改正後の附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる改正前の附則第七十八条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四条第一項第一号	乗じて得た額	乗じて得た額に〇・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十五年(この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合において、その翌年の四月以降、〇・九八八(この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た額
昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四条第一項第二号	乗じて得た額	乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額

昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四条第四項	合算	合算額に〇・九八八を乗じて得た額
昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四条第五項	二十四百円	二十三万四千四百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四条第五項	七万円	七万七千四百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第五十条第一項第三号及び第六十条第二項	八十三百円	八十万四千二百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二条の第二項	十五三百円	十五万四千二百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

昭和六十年改正法附則第二 条第一項の規定による廃止 前の厚生年金保険及び船員 保険交渉法(昭和二十九年 法律第百十七号。以下「旧 交渉法」という。)第二十五 条の二	二十六万九千九百円	二十六万九千九百円に〇・九八八を 乗じて得た額(その額に五十円未満 の端数が生じたときは、これを切り 捨て、五十円以上百円未満の端数が 生じたときは、これを百円に切り上 げるものとする。)
改正前の法律第九十二号附 則第三条第二項	八十万四千二百円	八十万四千二百円に〇・九八八(総 務省において作成する年平均の全国 消費者物価指数(以下「物価指数」と いう。))が平成十五年(この条の規定 による率の改定が行われたときは、 直近の当該改定が行われた年の前 年)の物価指数を下回るに至つた場 合においては、その翌年の四月以 降、〇・九八八(この条の規定によ る率の改定が行われたときは、当該 改定後の率)にその低下した比率を 乗じて得た率を基準として政令で定 める率とする。)を乗じて得た額(そ の額に五十円未満の端数が生じたと きは、これを切り捨て、五十円以上 百円未満の端数が生じたときは、こ れを百円に切り上げるものとする。)
改正前の法律第九十二号附 則第三条第三項	二十万三千四百円	二十万三千四百円に〇・九八八を乗 じて得た額(その額に五十円未満の 端数が生じたときは、これを切り捨 て、五十円以上百円未満の端数が生 じたときは、これを百円に切り上げ るものとする。)
第二十九条 昭和六十年改正法附則第八十七条第 一項に規定する年金たる保険給付については、 第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正 法附則第八十七条第三項(以下この項において 「改正後の附則第八十七条第三項」という。)の規 定によりなおその効力を有するものとされた法	七万七千円	七万七千円に〇・九八八を乗じて 得た額(その額に五十円未満の端数 が生じたときは、これを切り捨て、 五十円以上百円未満の端数が生じた ときは、これを百円に切り上げるも のとする。)
令の規定により計算した額が、次項の規定によ り読み替えられた第十四条の規定による改正前 の昭和六十年改正法附則第八十七条第三項(次 項において「改正前の附則第八十七条第三項」と いう。)の規定によりなおその効力を有するもの とされた法令の規定により計算した額に満たな		

平成十六年五月十一日 衆議院會議録第三十号 国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる
い場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとし、改正後の附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

改正前の附則第八十七条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(以下「旧船員保険法」という。)第三十五条第一号	五十六万五千七百四十円トス	五十六万五千七百四十円トス)二〇・九八八(総務省ニ於テ作成スル年平均ノ全国消費者物価指数(以下「物価指数」ト称ス)ガ平成十五年(此ノ号ノ規定ニ依ル率ノ改定ガ行ハレタルトキハ直近ノ当該改定ガ行ハレタル年ノ前年)ノ物価指数ヲ下ルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ翌年ノ四月以降、〇・九八八(此ノ号ノ規定ニ依ル率ノ改定ガ行ハレタルトキハ当該改定後ノ率)ニ其ノ低下シタル比率ヲ乗ジテ得タル率ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル率トス以下之ニ同ジ)ヲ乗ジテ得タル額
旧船員保険法第三十五条第二号	乗ジテ得タル額	乗ジテ得タル額二〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額
旧船員保険法第三十六条第一項及び第四十一条ノ二第一項	二十三万四千四百円	二十三万四千四百円二〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)

旧船員保険法第四十一条第二項及び第五十条ノ二第三項	八十万四千二百円	八十万四千二百円二〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)
旧船員保険法第五十条ノ二第一項第二号イ及びハ並びに第五十条ノ三ノ三	相当スル額	相当スル額二〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額
旧船員保険法第五十条ノ二第一項第二号ロ	九万四千二百九十円	九万四千二百九十円二〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五十銭未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十銭以上一円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一円ニ切上グルモノトス)
旧船員保険法第五十条ノ二第二項	相当スル金額	相当スル金額二〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額
旧船員保険法第五十条ノ三ノ二	十五万四千二百円	十五万四千二百円二〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)

旧船員保険法別表第三ノ二		二十六万九千九百円	二十六万九千九百円二〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)
二二一、四〇〇円	二二一、四〇〇円二〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額二五〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五〇円以上一〇〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一〇〇円ニ切上グルモノトス)	四六二、八〇〇円	四六二、八〇〇円二〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額二五〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五〇円以上一〇〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一〇〇円ニ切上グルモノトス)
五三九、九〇〇円	五三九、九〇〇円二〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額二五〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五〇円以上一〇〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一〇〇円ニ切上グルモノトス)	七七、一〇〇円	七七、一〇〇円二〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額二五〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五〇円以上一〇〇円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一〇〇円ニ切上グルモノトス)
相当スル金額	相当スル金額二〇・九八八ヲ乗ジテ得タル額		

旧交渉法第二十六条	八十万四千二百円	八十万四千二百円二〇・九八八(総務省ニ於テ作成スル年平均ノ全国消費者物価指数(以下「物価指数」と称ス)ガ平成十五年(此ノ条ノ規定ニ依ル率ノ改定ガ行ハレタルトキハ直近ノ当該改定ガ行ハレタル年ノ前年)ノ物価指数ヲ下ルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ翌年ノ四月以降、〇・九八八(此ノ条ノ規定ニ依ル率ノ改定ガ行ハレタルトキハ当該改定後ノ率)ニ其ノ低下シタル比率ヲ乗ジテ得タル率ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル率トス)ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)
昭和六十年改正法附則第一百七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号)附則第十六条第三項	乗じて得た額	乗じて得た額に〇・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十五年(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合において、その翌年の四月以降、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た額

昭和六十年改正法附則第七條の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律附則第十六條第四項第一号	乗じて得た額	乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額
	百三十二万六十円	百三十二万六十円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)
改正前の法律第九十二号附則第八條第四項	八十万四千二百円	八十万四千二百円に〇・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十五年(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

(平成十七年度から平成二十年度までにおける再評価率の改定等に関する経過措置)
第三十條 平成十七年度及び平成十八年度における第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三條の二から第四十三條の五までの規定

2 第三号に掲げる率をひとみなす。
正後の厚生年金保険法第四十三條の二第一項第三号の規定の適用については、同号イ中「九月

一日」とあるのは、「十月一日」とする。
3 平成二十年度における第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三條の二第一項第三号の規定の適用については、同号ロ中「九月一日」とあるのは、「十月一日」とする。
(再評価率等の改定等の特例)
第三十一條 厚生年金保険法による年金たる保険給付(政令で定めるものに限る。)その他政令で定める給付の受給権者(以下この条において「受給権者」という。)のうち、当該年度において第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数を下回る区分(第七條の規定による改正後の厚生年金保険法別表各号に掲げる受給権者の区分をいう。以下この条において同じ。)に属するものに適用される再評価率(同法第四十三條第一項に規定する再評価率をいう。以下この項において同じ。)又は従前額改定率(第二十七條の規定による改正後の平成十二年改正法附則第二十一條第二項の従前額改定率をいう。以下この項において同じ。)その他政令で定める率(以下この条において「再評価率等」という。)の改定又は設定については、第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三條の四及び第四十三條の五の規定(これらの規定を同法附則第十七條の二第六項において準用し、又は第二十七條の規定による改正後の平成十二年改正法附則第二十一條第四項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。)は、適用しない。
一 第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三條第一項又は第二十七條の規定による改正後の平成十二年改正法附則第二十一條第二項の規定により計算した額(第七條の

規定による改正後の厚生年金保険法第四十三條の四及び第四十三條の五の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した再評価率又は従前額改定率を基礎として計算した額とする。)の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数
二 附則第二十七條の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた第二十七條の規定による改正前の平成十二年改正法附則第二十一條第一項の規定により計算した額の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数
受給権者のうち、当該年度において、前項第一号に掲げる指数が同項第二号に掲げる指数を上回り、かつ、第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三條の四第四項第一号に規定する調整率(以下この項において「調整率」という。)が前項第一号に掲げる指数に対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する同法第四十三條の四及び第四十三條の五の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。
(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に関する経過措置)
第三十二條 平成十六年度における第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十條第一項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。
2 国庫は、平成十六年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四條の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替

えられた第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額のほか、二百六億二千八百五十七万六千円を負担する。

3 平成十七年度から特定年度の前年度までの各年度における第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」とする。

(厚生年金保険の保険料に関する経過措置)

第三十三条 この法律の施行の日(以下この条に

において「施行日」という。)の属する月から平成二十九年八月までの月分の昭和六十年改正法附則第五十二条第二号に規定する第三種被保険者の厚生年金保険法による保険料率については、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第四項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる月分の保険料について、それぞれ同表の下欄に定める率(厚生年金基金の加入員である被保険者にあつては、当該率から厚生年金保険法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率を控除して得た率)とする。

施行日の属する月から平成十七年八月までの月分	千分の百五十二・〇八
平成十七年九月から平成十八年八月までの月分	千分の百五十四・五六
平成十八年九月から平成十九年八月までの月分	千分の百五十七・〇四
平成十九年九月から平成二十年八月までの月分	千分の百五十九・五二
平成二十年九月から平成二十一年八月までの月分	千分の百六十二・〇〇
平成二十一年九月から平成二十二年八月までの月分	千分の百六十四・四八
平成二十二年九月から平成二十三年八月までの月分	千分の百六十六・九六
平成二十三年九月から平成二十四年八月までの月分	千分の百六十九・四四
平成二十四年九月から平成二十五年八月までの月分	千分の百七十一・九二
平成二十五年九月から平成二十六年八月までの月分	千分の百七十四・四〇
平成二十六年九月から平成二十七年八月までの月分	千分の百七十六・八八
平成二十七年九月から平成二十八年八月までの月分	千分の百七十九・三六
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	千分の百八十一・八四

(育児休業等を終了した際の標準報酬月額額の改正に関する経過措置)

第三十四条 第八条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十三条の二の規定は、平成十七年四月一日以後に終了した同条第一項に規定する育児休業等(附則第三十七条第二項において「育児休業等」という。)について適用する。

(三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に関する経過措置)

第三十五条 第八条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十六条第一項の規定は、平成十七年四月以後の標準報酬月額について適用する。

(老齢厚生年金の額の計算に関する経過措置)

第三十六条 第八条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号(同法附則第九条の三第一項及び第三項(同条第五項においてその例による場合を含む)並びに第九条の四第一項及び第四項(同条第六項においてその例による場合を含む))においてその例による場合を含む。)の規定の適用については、当分の間、同号中「四百八十」とあるのは、「四百八十(当該老齢厚生年金の受給権者が昭和十九年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百四十四とし、その者が昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百五十六とし、その者が昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百六十八とする。)」とする。

2 第十五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第五十九条第二項第一号の規定の適用

については、当分の間、同号中「四百八十」とあるのは、「四百八十(当該老齢厚生年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者であるときは四百二十とし、その者が昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百三十二とし、その者が昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百四十四とし、その者が昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百五十六とし、その者が昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百六十八とする。)」とする。

(育児休業等期間中の被保険者及び加入員の特例に関する経過措置)

第三十七条 平成十七年四月一日前に第八条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条の二又は第三百三十九条第七項若しくは第八項の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例による。

2 平成十七年四月一日前に育児休業等を開始した者(平成十七年四月一日前に第八条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条の二又は第三百三十九条第七項若しくは第八項の規定に基づく申出をした者を除く。)については、その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなして、第八条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条の二、第三百三十九条第七項若しくは第八項又は第四百四十条第八項の規定を適用する。

(厚生年金保険法による脱退一時金の額に関する経過措置)

第三十八条 平成十七年四月前の被保険者期間のみに係る厚生年金保険法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。

(企業年金連合会への移行)

第三十九条 厚生年金基金連合会は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の時に、企業年金連合会となるものとする。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第四十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に企業年金連合会という名称を使用している者については、第九条の規定による改正後の厚生年金保険法第五十一条第二項の規定は、同日以後六月間は、適用しない。

(事業主の届出に関する経過措置)

第四十一条 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十七条に規定する事業主は、同条に規定する七十歳以上の使用される者(昭和十二年四月一日以前に生まれた者に限る。)については、同条に規定する事項を社会保険庁長官に届け出ることを要しない。

(老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置)

第四十二条 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四条の三の規定は、平成十九年四月一日前において同法第四十二条の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者については、適用しない。

(老齢厚生年金の支給の停止に関する経過措置)

年金保険法第四十六条第一項及び第五項の規定は、老齢厚生年金(その受給権者が昭和十二年四月一日以前に生まれたものに限る。)については、適用しない。

2 第十九条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第七十八条第六項(同法附則第八十七条第七項の規定により準用する場合を含む。)の規定は、同法附則第七十八条第六項の表(同法附則第八十七条第七項の規定により読み替えて準用される場合を含む。)の第一欄に掲げる年金たる保険給付(その受給権者が昭和十二年四月一日以前に生まれたものに限る。)については、適用しない。

(遺族厚生年金の支給に関する経過措置)

第四十四条 平成十九年四月一日前において支給事由の生じた遺族厚生年金(その受給権者が昭和十七年四月一日以前に生まれたものに限る。)の額の計算及び支給の停止については、なお従前の例による。

2 平成十九年四月一日前において昭和六十年改正法附則第七十八条第一項の規定により支給される年金たる保険給付(老齢を支給事由とするものに限る。)その他これに相当するものとして政令で定めるものの受給権を有する者が平成十九年四月一日以後に遺族厚生年金の受給権を取得した場合にあつては、当該遺族厚生年金の額の計算及び支給の停止については、なお従前の例による。

3 平成十九年四月一日前に遺族厚生年金の受給権を取得した者に対する第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第六十二条第一項の規定の適用については、同項中「四十歳」とあるの

は「三十五歳」と、「六十五歳未満であるとき」とあるのは「四十歳以上六十五歳未満であるとき」とする。

4 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第六十三条第一項第五号の規定は、平成十九年四月一日以後に支給事由の生じた遺族厚生年金について適用する。

第四十五条 前条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた第十二条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十八条の二第一項の規定による申請に基づきその一部の支給の停止が解除されている老齢厚生年金の受給権者に厚生年金基金又は企業年金連合会が支給する老齢年金給付の支給の停止については、なお従前の例による。

(対象となる離婚等)

第四十六条 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八条の二第一項の規定は、平成十九年四月一日前に離婚等(同項に規定する離婚等をいう。)をした場合(厚生労働省令で定める場合を除く。)については、適用しない。

(当事者への情報提供の特例)

第四十七条 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する当事者又はその一方は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前においても、同法第七十八条の四第一項の規定による請求をすることができ。

(標準報酬が改定され、又は決定された者に対する保険給付の特例)

第四十八条 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者について次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用する場合を含む。)を適用する場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、厚生年金保険法による保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

昭和六十年改正法附則第八 条第二項第一号	含む。	含む、厚生年金保険法第七十八条の六第三項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間(以下「離婚時みなし被保険者期間」という。)を除く。
昭和六十年改正法附則第十四 条第一項第二号及び第四 号	含む。	含む、離婚時みなし被保険者期間を除く。

昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号	含む。)の月数	含み、離婚時みなし被保険者期間を除く。)の月数
国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十一条第一項	標準賞与額	標準賞与額(厚生年金保険法第七十八條の六第二項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。)

(対象となる特定期間)
第四十九条 第十三条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八條の十四第一項の規定の適用については、平成二十年四月一日前の期間については、同項に規定する特定期間に算入しない。
(標準報酬が改定され、及び決定された者に対する保険給付の特例)
第五十条 第十三条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八條の十四第二項及び第三項の

規定により標準報酬が改定され、及び決定された者について次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用する場合を含む。)を適用する場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、厚生年金保険法による保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替は、政令で定める。

昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号	含む。)の月数	含み、被扶養配偶者みなし被保険者期間(厚生年金保険法第七十八條の十四に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間をいう。)を除く。)の月数
国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十一条第一項	標準賞与額	標準賞与額(厚生年金保険法第七十八條の十四第三項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。)

(平成十二年改正法附則別表第一に規定する率の設定に関する経過措置)

第五十一条 平成十七年度における第二十七條の規定による改正後の平成十二年改正法附則別表第一の備考の規定の適用については、同備考中「当該年度の前年度に属する月に係る率」とあるのは、「〇・九二六」と読み替えるものとする。
(移行農林共済年金等の額の計算に関する経過措置)

第五十二条 移行農林共済年金(第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第十六條第四項に規定する移行農林共済年金をいう。以下同じ。)については、第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第十六條第一項(以下この項において「改正後の附則第十六條第一項」という。)の規定によりなおその効力を

有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六條第一項(次項において「改正前の附則第十六條第一項」という。)の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとし、改正後の附則第十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる改正前の附則第十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替は、政令で定める。

廃止前農林共済法(平成十三年統合法附則第二條第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。)(第三十七條第一項第一号)	乗じて得た額	乗じて得た額に〇・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。))が平成十五年(この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合において、その翌年の四月以降、〇・九八八(この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た額
---	--------	--

廃止前農林共済法第三十八 条第二項	二十三万四千四百円	二十三万四千四百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
七万七千百円	七万七千百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	
乗じて得た額	乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額	
廃止前農林共済法第四十二 条第一項第一号及び第二項 第一号、第四十七条第一項 第一号イ及び第二号イ並び に第二項第一号並びに附則 第九条第二項第一号及び第 二号	六十万三千二百円	六十万三千二百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
廃止前農林共済法第四十二 条第三項及び第四十八条	六十万三千二百円	六十万三千二百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
廃止前農林共済法第四十三 条第二項	二十三万四千四百円	二十三万四千四百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

廃止前昭和六十年農林共済改正法(平成十三年統合法附則第二条第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。以下同じ。)附則第十五条第一項第一号	乗じて得た額	乗じて得た額に〇・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十五年(この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合において、その翌年の四月以降、〇・九八八(この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た額
廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五条第四項	乗じて得た額	乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額
廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別表第四の下欄	三万四千百円	三万四千百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
六万八千三百円	六万八千三百円	六万八千三百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

十萬二千五百円	十萬二千五百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
十三萬六千六百円	十三萬六千六百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
十七萬七千七百円	十七萬七千七百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
乗じて得た額	乗じて得た額に〇・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。))が平成十五年(この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八(この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た額
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十四号)附則第四条第一項第二号	

第五十三条 移行農林年金(第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。以下同じ。)については、第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第十六条第二項(以下この項において「改正後の附則第十六条第二項」という。)の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効

力を有するものとし、改正後の附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六条第五項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替は、政令で定める。

附則第三十条第一項	百分の百を乗じて得た額	百分の百を乗じて得た額に〇・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。))が平成十五年(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た額
附則第三十条第二項、第三十四条第一項、第三十五条第一項から第三項まで及び第四十条	百分の百を乗じて得た額	百分の百を乗じて得た額に〇・九八八を乗じて得た額

附則第三十八條第一号	七十五万四千三百二十円	七十五万四千三百二十円に〇・九八八を乗じて得た額
	百分の十九に相当する額	百分の十九に相当する額に〇・九八八を乗じて得た額
附則第三十九條第一項	百分の〇・九五に相当する額	百分の〇・九五に相当する額に〇・九八八を乗じて得た額
	政令で定める額	政令で定める額に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
附則第四十一條第一項第一号及び第三号	十五万四千二百円	十五万四千二百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
	二十六万九千九百円	二十六万九千九百円に〇・九八八を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

第五十四條 特例障害農林年金(第三十一條の規定による改正後の平成十三年統合法附則第四十五條第一項に規定する特例障害農林年金をいう。)

による改正後の平成十三年統合法附則第四十六條第一項に規定する特例遺族農林年金をいう。次条において同じ。)については、第三十一條の規定による改正後の平成十三年統合法附則第四

十五條第二項及び第四十六條第二項の規定により算定した額が、次項の規定により読み替えられた第三十一條の規定による改正前の平成十三年統合法附則第四十五條第二項及び第四十六條第二項の規定により算定した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとし、第三十一條の規定による改正後の平成十三年統合法附則第四十五條第二項及び第四十六條第二項の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 前項の場合において、第三十一條の規定による改正前の平成十三年統合法附則第四十五條第二項及び第四十六條第二項の規定中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額に〇・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十五年(この項の規定による率の改定が行われたと

きは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率)を乗じて得た額」と読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

(特例遺族農林年金の支給に関する経過措置) 第五十五條 附則第四十四條第三項及び第四項の規定は、特例遺族農林年金について準用する。(国民年金特別会計法の適用に関する経過措置) 第五十六條 平成十六年度から特定年度の前年度までの各年度における国民年金特別会計法の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

平成十六年度	第三條の二第二項第一号	附則第三十四條第二項	附則第三十四條第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号。以下「平成十六年国民年金等改正法」という。)附則第十三條第一項
	第三條の二第二項第二号	附則第三十四條第二項	附則第三十四條第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三條第一項

第三條の二第二項第三号	附則第三十四條第三項	附則第三十四條第三項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三條第一項
第四條第一項	附則第三十四條第二項及び第三項において読み替へて適用する法第八十五條第一項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四條第一項(第九号を除く。)	附則第三十四條第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三條第一項において読み替へて適用する法第八十五條第一項、昭和六十年法律第三十四号附則第三十四條第一項(第九号を除く。)
第十六條第二項第一号	繰り入れた金額	繰り入れた金額(平成十六年国民年金等改正法附則第十三條第二項の規定により繰り入れた金額を除く。)
第三條の二第二項第一号	附則第三十四條第二項及び第三項	附則第三十四條第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三條第一項
平成十七年度及び平成十八年度(附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日の属する月の前月	附則第三十四條第二項	附則第三十四條第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号。以下「平成十六年国民年金等改正法」という。)附則第十三條第三項

までの期間に限る。)	第三条の二第二項第二号	附則第三十四条第二項	附則第三十四条第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第三項
	第三条の二第二項第三号	附則第三十四条第三項	附則第三十四条第三項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第三項
	第四条第一項	附則第三十四条第二項及び第三項	附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第三項
	第十六条第二項第一号	附則第三十四条第二項及び第三項	附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第三項
平成十八年度 (附則第一条 第四号に掲げ る規定の施行 の日の属する 月以後の期間 に限る。)から 特定年度の 前年度までの各 年度	第三条の二第二項第二号	附則第三十四条第二項において読み替えて適用する法第八十五条第一項第二号(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号。以下「平成十六年国民年金等改正法」という。)附則第十四条第二項において適用する場合を含む。)	附則第三十四条第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第四項において読み替えて適用する法第八十五条第一項第二号

第三条の二第二項第三号	附則第三十四条第三項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第四項
第四条第一項	附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第一項において読み替えて適用する法第八十五条第一項(平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。)
第十六条第二項第一号	附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第一項において読み替えて適用する法第八十五条第一項(平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。)

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五十七条 第四十九条の規定による改正後の健康保険法第四十三条の二の規定は、平成十七年四月一日以後に終了した同条第一項に規定する育児休業等(第三項において「育児休業等」という。)について適用する。

2 平成十七年四月一日前に第四十九条の規定による改正前の健康保険法第五十九条の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例

による。

3 平成十七年四月一日前に育児休業等を開始した者(平成十七年四月一日前に第四十九条の規定による改正前の健康保険法第五十九条の規定に基づく申出をした者を除く。)については、その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなして、第四十九条の規定による改正後の健康保険法第五十九条の規定を適用する。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五十八条 第五十一条の規定による改正後の船員保険法第四条ノ二の規定は、平成十七年四月一日以後に終了した同条第一項に規定する育児休業等(第三項において「育児休業等」という。)について適用する。

2 平成十七年四月一日前に第五十一条の規定による改正前の船員保険法第五十九条ノ四の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例による。

3 平成十七年四月一日前に育児休業等を開始した者(平成十七年四月一日前に第五十一条の規定による改正前の船員保険法第五十九条ノ四の規定に基づく申出をした者を除く。)については、その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなして、第五十一条の規定による改正後の船員保険法第五十九条ノ四の規定を適用する。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)
第五十九条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改め、「した処分」の下に「(企業年金連合会がした処分にあつては、厚生年金保険法の規定に基づくものに限る。 第九条第一項において同じ。)」を加える。

第九号第一項中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。
第三十条第一項中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に、「行なう」を「行う」に改める。

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)
第六十条 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第四条ノ二第一項第四号」を「第四条ノ三第一項第四号」に改める。
第十六条第一項中「第八条第二項」を「第七条の三第一項第三号」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第六十一条 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項中「第四条ノ四第一項」を「第四条ノ五第一項」に改める。
(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)

第六十二条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「若しくは第二百十四条」を「第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項」に、「若しくは第七十条」を「第六十九条ノ三若しくは第七十条第一項」に、「第百四条」を「第百三条の二、第百四条第一項」に改め、「同法第二百二条第一項」の下に「若しくは第百三条の二」を加える。

(港灣労働法の一部改正)
第六十三条 港灣労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「若しくは第二百十四条」を

「第二百十三号の二若しくは第二百十四条第一項」に、「若しくは第七十条」を、「第六十九条ノ三若しくは第七十条第一項」に、「第四百四条」を「第二百三条の二、第四百四条第一項」に改め、「同法第二百一条第一項」の下に「若しくは第二百三条の二」を加える。

(日本郵政公社法の一部改正)

第六十四条 日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 国民年金基金の委託を受けて、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第二百二十七条第一項の申出の受理に関する業務を行うこと。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)
第六十五条 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条、第十三条第四号及び第四十五条第三項第七号中「第九十条の二第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「半額」を「一部の額」に

改める。

(平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律の一部改正)
第六十六条 平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成十六年度における児童扶養手当法による手当の額等の改定の特例に関する法律

律

第一項の表中国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)による年金たる給付(付加年金を除く。)の額の項から平成十三年厚生農林統合法附則第四十六条第一項に規定する特例遺族農林年金の額の項までを削る。

(所得税法の一部改正)

第六十七条 所得税法の一部を次のように改正する。

第三十一条第一号中「厚生年金基金連合会」を

「企業年金連合会」に改める。

別表第一第一号の表企業年金基金の項の次に次のように加える。

企業年金連合会

厚生年金保険法

別表第一第一号の表中

厚生年金基金
厚生年金基金連合会

厚生年金保険法

を

厚生年金基金

厚生年金保険法

に改める。

(法人税法の一部改正)

第六十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
第八十四条第二項中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。
別表第二第一号の表企業年金基金の項の次に次のように加える。

企業年金連合会

厚生年金保険法

別表第二第一号の表中

厚生年金基金
厚生年金基金連合会

厚生年金保険法

を

厚生年金基金

厚生年金保険法

に改める。

(印紙税法の一部改正)

第六十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「同条第三項第一号(連合会の業務)に掲げる事業」を「同条第四項第一号(連合会の業務)に掲げる事業並びに確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第九十一条の六第

二項(裁定)に規定する給付」に、「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改め、「(平成十三年法律第五十号)」を削る。
(登録免許税法の一部改正)

第七十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第三の二の項の次に次のように加える。

二の二 企業年金連合会
厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)

一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記
二 厚生年金保険法第百五十九条第五項(福祉施設の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記)
第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。

別表第三の六の項中「及び厚生年金基金連合会」、「昭和二十九年法律第百十五号」及び「又は第百五十九条第四項」を削る。

(消費税法の一部改正)

第七十一条 消費税法(昭和六十二年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表企業年金基金の項の次に次のように加える。

企業年金連合会

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)

別表第三第一号の表中

厚生年金基金
厚生年金基金連合会

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)

を

厚生年金基金

厚生年金保険法

に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第七十二条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第百号中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第七十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

少子高齢化の一層の進展等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、国民年金制度及び厚生年金保険制度に対する信頼の確保を図るため、基礎年金の国庫負担割合を引き上げ、並

びに国民年金及び厚生年金保険の最終的な保険料の水準を法定し、あわせて年金額の水準を自動的に調整する制度を導入するとともに、多様な生き方及び働き方に対応し、国民がその能力を発揮できる社会の実現に資するため、被用者に対する老齢厚生年金の支給停止制度の見直し、育児をする被保険者に対する厚生年金保険における配慮措置の拡充、厚生年金保険における標準報酬分割制度の創設等女性に関する年金制度の見直し、多段階免除制度の導入等国民年金の保険料の徴収強化の措置並びに厚生年金基金制度の改善の措置を講ずるほか、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度の改善の措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、急速な少子高齢化が進行する中、社会経済と調和した持続可能な年金制度を構築

し、国民の制度に対する信頼を確保するとともに、多様な生き方及び働き方に対応した制度とするため、制度全般にわたる改正を行うものとする。その主な内容は次のとおりである。

1 基礎年金の国庫負担割合を二分の一に引き上げること。ただし、平成十六年度から現行の三分の一の国庫負担に加え、年金課税の見直しによる増収分を追加し、平成十七年度及び平成十八年度において、税制上の措置を講じた上で、国庫負担の割合を適切な水準へ引き上げ、さらに、平成十九年度を目途に、安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成二十一年度までに二分の一に引き上げること。

2 国民年金及び厚生年金保険財政について、将来の保険料水準を固定した上で、おおむね百年間にわたる均衡を図るために、給付水準を自動的に調整する仕組みを導入すること。

3 国民年金の保険料額を、平成十六年度価格で、平成十七年度から毎年度二百八十円ずつ引き上げ、平成二十九年度以降は一万六千九百円とし、また、厚生年金保険の保険料率を、平成十六年十月から毎年〇・三五四％ずつ引き上げ、平成二十九年度以降は一八・三〇％とすること。

4 年金額の改定は、毎年度、賃金又は物価の変動率により行うこととし、財政の現況及び見通しにおいて調整の必要があると見込まれる場合は、年金額の改定率に公的年金被保険者数の減少率等を反映させること。なお、当面は、これまでの物価スライドの特例措置に基づき年金額を支給すること。

5 在職高齢年金制度について、六十歳台前半の在職者に対する一律二割の支給停止を廃止するとともに、七十歳以上の在職者について、年金額と賃金に応じて、全部又は一部を支給停止すること。

6 育児休業期間における厚生年金保険料の免除措置を子が三歳に達するまでに拡充すること。

7 厚生年金について、離婚時等に当事者の保険料納付記録を分割し、年金給付に反映させる制度を創設すること。また、第三号被保険者である期間については、離婚等の場合には、請求により、配偶者の保険料納付記録を二分の一に分割できることとすること。

8 国民年金保険料の徴収強化について、所得に応じた保険料負担とする観点から多段階免除制度を導入し、また、若年者に係る納付特例制度を創設する等の措置を講じること。

9 厚生年金基金について、凍結されていた免除保険料率の算定方法を見直すとともに、解散する場合の特例措置を設けること。また、厚生年金基金や確定給付企業年金における年金通算措置の充実等を図ること。

10 年金の給付水準の下限を定め、これを将来にわたり確保する旨の規定及び短時間労働者に対する厚生年金保険法の適用に関する検討を行う旨の規定をそれぞれ設けること。

11 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成十六年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

急速な少子高齢化が進行する中、社会経済と調和した持続可能な年金制度を構築し、国民の

制度に対する信頼を確保するとともに、多様な生き方及び働き方に対応した制度とするため、制度全般にわたり改正を行うことは、時宜に適合するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成十六年度厚生保険特別会計予算の年金勘定において、保険料の収入増として約二千七百七十九億八千六百万円、基礎年金拠出金の国庫負担金の一般会計からの受入増として二百六億二千八百五十七万六千円、また、平成十六年度国民年金特別会計予算の国民年金勘定において、基礎年金の給付に要する費用の国庫負担金の受入増として五十七億五千五百七十一万六千円がそれぞれ計上されている。

右報告する。

平成十六年四月二十八日

厚生労働委員長 衛藤 晟一

衆議院議長 河野 洋平殿

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案

右の修正案を提出する。

平成十六年五月十一日

提出者

長勢 甚遠

鴨下 一郎

宮澤 洋一

北川 知克

福島 豊

賛成者

井上 信治外三十二名

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正

国民年金法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第三条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行い、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

2 前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。

年金積立金管理運用独立行政法人法案

右

国会に提出する。

平成十六年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

年金積立金管理運用独立行政法人法案

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 役員及び職員(第六条—第十四条)

第三章 運用委員会(第十五条—第十七条)

第四章 業務等(第十八条—第二十三条)

第五章 財務及び会計(第二十四条—第二十五条)

第六章 業務の概況の公表(第二十六条)

第七章 雑則(第二十七条—第三十二条)

第八章 罰則(第三十三条—第三十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、年金積立金管理運用独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、年金積立金管理運用独立行政法人とする。

(管理運用法人の目的)

第三条 年金積立金管理運用独立行政法人(以下「管理運用法人」という。)は、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金(以下「年金積立金」という。)の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。

(事務所)

第四条 管理運用法人は、主たる事務所を神奈川

県に置く。

(資本金)

第五条 管理運用法人の資本金は、附則第四条第一項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 管理運用法人に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 管理運用法人に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して管理運用法人の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員の任期)

第八条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む管理運用法人に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(次項において「中期目標の期間」という。)の末日までとする。

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により中期目標が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間(その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限り。)とする。

4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の

任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5 監事の任期は、二年とする。

(役員等の資格条項の特例)

第九条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 銀行業、信託業、証券業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を営む者であつて管理運用法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 二 前号に掲げる事業者の団体の役員いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第十条 管理運用法人の役員の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第 号）第九條」とする。

(役員等の注意義務)

第十一条 管理運用法人の役員及び職員は、年金積立金が厚生年金保険及び国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

2 理事長及び理事は、第十八條第一号に掲げる業務（以下「管理運用業務」という。）に関する職務の執行に際しては、委任を受けて他人のため

に資産の管理及び運用を行う者であつてその職務に関して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意（第二十二條において「慎重な専門家の注意」という。）を払わなければならない。

3 理事長及び理事は、管理運用業務について、この法律、厚生年金保険法若しくは国民年金法、これらの法律に基づく命令若しくは通則法若しくはこの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は管理運用法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、管理運用法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(理事長及び理事の禁止行為)

第十二條 理事長及び理事は、自己又は管理運用法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、次に掲げる行為を行つてはならない。

- 一 特別の利益の提供を受け、又は受けるために、年金積立金の管理及び運用に関する契約を管理運用法人に締結させること。
- 二 自己若しくは自己と利害関係のある者の有する有価証券その他の資産を管理運用法人に取得させ、又は年金積立金の管理及び運用に係る資産を自己若しくは自己と利害関係のある者が取得するようにさせること。

(秘密保持義務)

第十三條 管理運用法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、管理運用業務に係る職務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の地位)

第十四條 管理運用法人の役員及び職員は、刑法

(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運用委員会

(運用委員会の設置及び権限)

第十五條 管理運用法人に、運用委員会を置く。

2 次に掲げる事項は、運用委員会の議を経なければならない。

- 一 業務方法書の作成又は変更
- 二 通則法第三十條第一項に規定する中期計画（第二十條において「中期計画」という。）の作成又は変更

3 運用委員会は、年金積立金の運用状況その他の管理運用業務の実施状況を監視する。

4 運用委員会は、前二項に規定するもののほか、管理運用業務に関し、理事長の諮問に応じ、重要な事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができ

(運用委員会の組織)

第十六條 運用委員会は、委員十一人以内をもつて組織する。

(委員)

第十七條 委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第九條、第十一條第一項、第十三條及び第十四條並びに通則法第十四條、第二十一條第二項、第二十二條並びに第二十三條第一項（第十

条において読み替えて適用する場合を含む。）及

び第二項の規定は、委員について準用する。この場合において、通則法第十四條第三項中「第二十條第一項」とあるのは「年金積立金管理運用独立行政法人法第十七條第一項」と、通則法第二十二條中「非常勤の者」とあるのは「非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるもの」と、通則法第二十三條第一項及び第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。

第四章 業務等

(業務の範囲)

第十八條 管理運用法人は、第三條の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 年金積立金の管理及び運用を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第十九條 管理運用法人は、業務方法書で定めるところにより、金融機関その他政令で定める法人に対し、前条に規定する業務の一部を委託することができる。

2 第十一條及び第十二條の規定は、前項の規定により業務の委託を受けた者について準用する。

(中期計画の記載事項)

第二十條 管理運用法人は、中期計画に、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針
- 二 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項
- 三 年金積立金の管理及び運用に關し遵守すべき事項

2 前項各号に掲げる事項は、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮するとともに、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、年金積立金の運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第七十九条の二及び国民年金法第七十五条の目的に適合するものでなければならぬ。

3 第一項第二号に掲げる事項は、厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し及び国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通しを勘案し、かつ、年金積立金の運用収入の変動の可能性に留意したものでなければならぬ。

4 管理運用法人の中期計画に関する通則法第三十条第二項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「年金積立金管理運用独立行政法人法第二十条第一項各号に掲げる事項のほか、次に」とする。

(積立金の管理及び運用)

第二十一条 厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定に基づき寄託された積立金(以下「厚生年金積立金」という。)及び国民年金法第七十六条第一項の規定に基づき寄託された積立金(以下「国民年金積立金」という。)の運用は、次に掲げる方法により安全かつ効率的に行われなければならない。

一 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に規定する有価証券(同法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物(第六号において「標準物」という。))を含む。であつて政令で定めるもの(株式を除く。)(の売買

二 預金又は貯金(厚生労働大臣が適当と認めて指定したものに限り。)

三 信託会社(信託業務を営む銀行を含む。)(への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限り。)

イ 前二号及び第五号から第八号までに掲げる方法

ロ 投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条第三項に規定する者をいう。)(との投資一任契約(同条第四項に規定する契約をいう。))であつて政令で定めるものの締結

四 厚生年金保険の被保険者及び国民年金の被保険者(国民年金法第七十一条第一号に規定する第一号被保険者に限り。)(を被保険者とする生命保険(被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限り。)(の保険料の払込み

五 第一号の規定により取得した有価証券のうち政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け

六 債券オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において債券(標準物を含む。)(の売買契約を成立させ、又は解除させることができる権利であつて政令で定めるものをいう。)(の取得又は付与

七 先物外国為替(外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく

債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引(金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。)(の対象となるものをいう。)(の売買

八 通貨オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引(前号の政令で定める取引に該当するものを除く。)(を成立させることができる権利をいう。)(の取得又は付与

2 管理運用法人は、厚生年金積立金及び国民年金積立金を合同して管理及び運用を行うことができる。

(年金積立金の管理及び運用に関する契約)

第二十二條 管理運用法人は、年金積立金の管理及び運用に関し、次に掲げる契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が慎重な専門家の注意を払うとともに、法令及び管理運用法人と締結した契約その他の規程を遵守し、管理運用法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならない。

一 前条第一項第三号に掲げる信託の契約

二 前条第一項第三号に規定する投資一任契約

三 前条第一項第四号に掲げる生命保険の保険料の払込みの契約

制裁規程を作成し、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の制裁規程においては、管理運用法人の役員、委員及び職員(以下この項において「役員等」という。)(が、この法律、厚生年金保険法若しくは国民年金法、これらの法律に基づく命令若しくは通則法若しくはこの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは管理運用法人が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は管理運用法人の役員等たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役員等に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

第五章 財務及び会計

(区分経理)

第二十四條 管理運用法人は、次の各号に掲げる経理については、他の経理と区分し、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

一 厚生年金積立金の管理に係る経理 厚生年金勘定

二 国民年金積立金の管理に係る経理 国民年金勘定

三 厚生年金勘定及び国民年金勘定から受け入れた資金の管理及びに第十八条に規定する業務に必要な事務に係る経理 総合勘定

2 前項各号に定める勘定に係る業務上の余裕金の運用については、通則法第四十七条の規定にかかわらず、第二十一条の規定を準用する。

(利益及び損失の処理の特例等)

第二十五條 管理運用法人は、通則法第四十四條

第一項の規定にかかわらず、総合勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、当該事業年度における厚生年金勘定及び国民年金勘定から受け入れた資金の額を基準として政令で定めるところにより按分した額を、それぞれこれらの勘定に帰属させるものとする。

2 管理運用法人は、通則法第四十四条第二項の規定にかかわらず、総合勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、当該事業年度における厚生年金勘定及び国民年金勘定から受け入れた資金の額を基準として政令で定めるところにより按分し、それぞれこれらの勘定から受け入れた資金を減額して整理するものとする。

3 厚生年金勘定及び国民年金勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

4 管理運用法人は、厚生年金勘定又は国民年金勘定において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定により整理された積立金の額から政令で定めるところにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の三月三十一日までにそれぞれ厚生保険特別会計年金勘定又は国民年金特別会計国民年金勘定に納付しなければならない。

5 前項の規定による納付金の納付の手続については、政令で定める。

第六章 業務の概況の公表

第二十六条 管理運用法人は、各事業年度の決算完結後遅滞なく、当該事業年度における年金積立金の資産の額及びその構成割合並びに運用収

入の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表しなければならない。

第七章 雑則

(特に必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第二十七条 厚生労働大臣は、年金積立金の安全かつ効率的な運用を行うため特に必要があると認めるときは、管理運用法人に対し、管理運用業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 管理運用法人は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(年金財政に与える影響の検証等)

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度年金積立金の運用が年金財政に与える影響について検証し、通則法第三十二条第一項の規定による評価に資するよう、厚生労働省の独立行政法人評価委員会に報告しなければならない。

2 管理運用法人の業務の実績についての評価に関する通則法第三十二条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「分析の結果」とあるのは「分析の結果並びに年金積立金管理運用独立行政法人法第二十八条第一項の規定による報告の内容」と、同条第三項中「評価の結果」とあるのは「評価の結果及び年金積立金管理運用独立行政法人法第二十八条第一項の規定による報告の内容」とする。

(財務大臣との協議)

第二十九条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十一条第一項第二号の規定による指定

をしようとするとき。

二 第二十五条第四項の額を定めようとするとき。

三 第二十六条の規定により厚生労働省令を定めようとするとき。

(主務大臣等)

第三十条 管理運用法人に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第三十一条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第十七号)の規定は、管理運用法人の役員及び職員には適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第三十二条 管理運用法人の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定の適用については、同法第二十八条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第八章 罰則

第三十三条 第十三条(第十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十四条 管理運用法人に関する通則法第七十条の規定の適用については、「又は職員」とあるのは、「委員又は職員」とする。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした管理運用法人の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十八条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第二十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第二十三条第一項又は第二十六条の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第二十四条第二項の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十七条第三項(通則法第十四条の規定を準用する部分に限る。)及び第三十条並びに次条から附則第五条まで、附則第七条及び附則第三十九条の規定は、公布の日から施行する。

(基金の長期借入金金の償還)

第二条 年金資金運用基金(以下「基金」という。)は、附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号。以下「年金福祉事業団業務承継法」という。)第二十條第一項及び年金福祉事業団業務承継法附則第三条の規定による廃止前の年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第八十号。以下「旧事業団法」という。)第二十六條第一項の規定に基づく長期借入金(旧事業団法第十七條第二項の規定に基づく業務(以下「資金確保業務」という。)及び年金福祉事業団業務承継法附則第三条の規定による廃止前の年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律(昭

和六十二年法律第五十九号)第二条の規定に基 づく業務(以下「基盤強化業務」という。)に係る 部分を除く。については、政令で定めるところ により、次条第一項の規定による基金の解散の 時(以下「解散時」という。)までに償還するもの とする。 2 政府は、前項の規定による償還に要する資金 として政令で定める額の出資及び交付金の交付 を行うものとする。 (基金の解散等) 第三条 基金は、管理運用法人の成立の時に て解散するものとし、その一切の権利及び義務 は、次項の規定により国が承継する資産を除 き、権利及び義務の承継に關し必要な事項を定 めた承継計画書において定めるところに従い、 その時において管理運用法人及び独立行政法人 福祉医療機構(以下「機構」という。)が承継す る。	に規定する業務に係る権利及び義務 5 第一項の承継計画書は、基金が作成して厚生 労働大臣の認可を受けたものでなければならな い。 6 基金の平成十七年四月一日に始まる事業年度 に係る決算及び国庫納付金の納付並びに財産目 録、貸借対照表、損益計算書及び業務概況書に ついては、管理運用法人及び機構が従前の例に より行うものとする。 7 第一項の規定により基金が解散した場合にお ける解散の登記については、政令で定める。 (基金の資産の承継に伴う出資の取扱い等) 第四条 前条第一項の規定により管理運用法人が 基金の権利及び義務を承継したときは、解散時 までに政府から基金に対して出資された額(年 金福祉事業団業務承継法第十一条第一項及び第 三項、第十二条並びに第十三条に規定する業務 に必要な資金に充てるべきものとして出資され た額を除く。)は、その承継に際し政府から管理 運用法人に第十八条に規定する管理運用法人の 業務に必要な資金に充てるべきものとして出資 されたものとする。	(厚生年金勘定等に関する経過措置) 第五条 附則第三条第一項の規定により管理運用 法人が基金の権利及び義務を承継したときは、 その承継の際、次の各号に掲げる勘定に属する 資産及び負債は、それぞれ当該各号に定める勘 定に属する資産及び負債として整理するものと する。 一 附則第十四条の規定による廃止前の年金資 金運用基金法(平成十二年法律第十九号。以 下「基金法」という。)第三十六条第一項第一号 に定める厚生年金勘定(以下この条において 「旧厚生年金勘定」という。) 厚生年金勘定 二 基金法第三十六条第一項第二号に定める国 民年金勘定(以下この条において「旧国民年金 勘定」という。) 国民年金勘定 三 基金法第三十六条第一項第三号に定める総 合勘定(以下この条において「旧総合勘定」と いう。) 総合勘定 四 年金福祉事業団業務承継法第六条に規定す る承継資金運用勘定(以下この条において「旧 承継資金運用勘定」という。) 附則第九条第 一項に規定する特別の勘定(以下「承継資金運 用勘定」という。)	勘定から受け入れた資金の額を基準として政令 で定めるところにより按分した額により、それ ぞれ厚生年金勘定、国民年金勘定及び承継資金 運用勘定から受け入れた資金を増額して整理す るものとする。 4 附則第三条第一項の規定により管理運用法人 が基金の権利及び義務を承継したときは、その 承継の際、旧総合勘定から承継する資産の価額 から負債の金額を差し引いた額が総合勘定にお いて資本金として整理されている金額を下回る ときは、当該下回る金額を旧総合勘定が旧厚生 年金勘定、旧国民年金勘定及び旧承継資金運用 勘定から受け入れた資金の額を基準として政令 で定めるところにより按分した額により、それ ぞれ厚生年金勘定、国民年金勘定及び承継資金 運用勘定から受け入れた資金を減額して整理す るものとする。
2 基金の解散の際現に基金が有する権利のう ち、管理運用法人及び機構がその業務を確実に 実施するために必要な資産以外の資産は、解散 時において国が承継する。 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲そ の他当該資産の国への承継に關し必要な事項 は、政令で定める。 4 第一項の規定により承継する権利及び義務の 範囲は、次の各号に掲げる法人ごとに当該各号 に定めるところによる。 一 管理運用法人 基金が有する権利及び義務 のうち次号に定めるものの以外のも 二 機構 年金福祉事業団業務承継法第十二条 第一項に規定する業務及びこれに附帯する業 務並びに年金福祉事業団業務承継法第十三条	2 前条第一項の規定により機構が基金の権利及 び義務を承継したときは、その承継の際、同項 に規定する承継計画書において定めるところに 従い機構が承継する資産の価額から負債の金額 を差し引いた額は、政府から機構に対し出資さ れたものとする。 3 前項の資産の価額は、管理運用法人の成立の 日現在における時価を基準として評価委員が評 価した価額とする。 4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項 は、政令で定める。	3 附則第三条第一項の規定により管理運用法人 が基金の権利及び義務を承継したときは、その 承継の際、旧総合勘定から承継する資産の価額 から負債の金額を差し引いた額が総合勘定にお いて資本金として整理されている金額を超える ときは、当該超える金額を旧総合勘定が旧厚生 年金勘定、旧国民年金勘定及び旧承継資金運用	6 第一項、第三項及び第四項の資産の価額は、 管理運用法人の成立の日現在における時価を基

準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(非課税)

第六条 附則第三条第一項の規定により管理運用法人が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(事務所に關する経過措置)

第七条 管理運用法人は、政令で定める日までの間、第四条の規定にかかわらず、主たる事務所を東京都に置く。

(承継資金運用業務)

第八条 管理運用法人は、旧事業団法第二十六条第一項の規定に基づく長期借入金(資金確保業務及び基盤強化業務に係る部分に限る。附則第三十一条第一項において同じ。)の償還が終了するまでの間、第十八条に規定する業務のほか、附則第三条第一項の規定により承継した資金確保業務及び基盤強化業務に係る資金の管理及び運用を行う。

(承継資金運用勘定)

第九条 管理運用法人は、前条の規定による業務(以下「承継資金運用業務」という。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 承継資金運用勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

(合同運用)

第十条 承継資金運用勘定に属する資産は、年金積立金と合同して管理及び運用を行うものとする。

る。

(総合勘定からの資金の融通)

第十一条 管理運用法人は、承継資金運用業務を円滑に実施するため、毎事業年度、長期借入金の償還に充てるべき金額に相当する金額を総合勘定から承継資金運用勘定へ融通するものとする。

2 附則第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第二十五条第一項の規定に基づき承継資金運用勘定に帰属させるものとされた利益のうち前項の規定により融通された資金の運用により生じたものとして政令で定めるところにより算出した金額に相当するものについては、第二十五条第一項の規定を準用する。

3 附則第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第二十五条第二項の規定に基づき承継資金運用勘定の資金を減額して整理するものとされた損失のうち第一項の規定により融通された資金の運用により生じたものとして政令で定めるところにより算出した金額に相当するものについては、第二十五条第二項の規定を準用する。

(承継資金運用勘定の廃止等)

第十二条 管理運用法人は、承継資金運用業務を終えたときは、承継資金運用勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際承継資金運用勘定に属する資産及び負債を総合勘定に帰属させるものとする。

(管理運用業務に關する規定の準用等)

第十三条 管理運用法人が承継資金運用業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一條第二項	掲げる業務	掲げる業務及び附則第八條に規定する業務
第十二條第一号	年金積立金	年金積立金及び附則第九條第一項に規定する特別の勘定(以下「承継資金運用勘定」という。)に属する資産
第十二條第二号	係る資産	係る資産並びに承継資金運用勘定に属する資産
第十九條第一項	前条	前条及び附則第八條
第二十條第一項から第三項まで、第二十二條、第二十六條、第二十七條第一項及び第二十八條第一項	年金積立金	年金積立金及び承継資金運用勘定に属する資産
第二十一條第一項	及び国民年金法第七十六條第一項の規定に基づき寄託された積立金(以下「国民年金積立金」という。)	、国民年金法第七十六條第一項の規定に基づき寄託された積立金(以下「国民年金積立金」という。)
第二十四條第一項第三号並びに第二十五條第一項及び第二項	及び国民年金勘定	、国民年金勘定及び承継資金運用勘定
第二十四條第二項	勘定	勘定及び承継資金運用勘定

2 承継資金運用業務は、第三十五条第一号の規定の適用については、第十八条第一号に掲げる業務とみなす。

(年金資金運用基金法等の廃止)

第十四条 次の法律は、廃止する。

一年金資金運用基金法

二年 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に關する法律

(年金資金運用基金法等の廃止に伴う経過措置)

第十五条 基金の役員、投資専門委員又は職員であつた者に係るその職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務について

ては、この法律の施行の日(以下この条、次条及び附則第三十一条において「施行日」という。)以後も、なお従前の例による。

2 施行日前に基金法(第十二条及び第二十条第三項を除く。)又は年金福祉事業団業務承継法の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の経過措置)

第十六条 施行日前にした行為並びに附則第三条第六項及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正)

第十七条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第七十九条の八」を「第七十九条の七」に改める。

第七十九条の三第一項中「を達成するため、年金資金運用基金に対し、次条第一項に規定する基本方針」を削り、「目的として」の下に「年金積立金管理運用独立行政法人に対し」を加える。

第七十九条の四及び第七十九条の五を削り、第七十九条の六を第七十九条の四とし、第七十九条の七を第七十九条の五とし、第七十九条の八を第七十九条の六とし、第四章の二中同条の次に次の一条を加える。

(年金積立金管理運用独立行政法人法との関係)

第七十九条の七 積立金の運用については、こ

の法律に定めるもののほか、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第号)の定めるところによる。

(国民年金法の一部改正)

第十八条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項中「を達成するため、年金資金運用基金に対し、次条第一項に規定する基本方針」を削り、「目的として」の下に「年金積立金管理運用独立行政法人に対し」を加える。

第七十七条及び第七十八条を削り、第七十九条を第七十七条とし、第八十条を第七十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(懲戒処分)

第七十九条 運用職員が前条の規定に違反したと認めるときは、厚生労働大臣は、その職員に対し国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)に基づく懲戒処分をしなければならない。

(年金積立金管理運用独立行政法人法との関係)

第八十条 積立金の運用については、この法律に定めるもののほか、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第号)の定めるところによる。

第八十一条から第八十四条までを次のように改める。

第八十一条から第八十四条まで 削除

(積立金の運用に関する経過措置)

第十九条 平成十七年度に係る附則第十七条の規定による改正前の厚生年金保険法第七十九条の五第一項又は前条の規定による改正前の国民年

金法第七十八条第一項の規定による報告書については、なお従前の例による。この場合において、これらの規定中「遅滞なく、社会保障審議会に提出するとともに」とあるのは、「遅滞なく」とする。

(厚生保険特別会計法等の一部改正)

第二十条 次に掲げる法律の規定中「年金資金運用基金」を「年金積立金管理運用独立行政法人」に改める。

一 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第五条及び第六条

二 国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第四条第一項及び第六条

三 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)附則第三十七条

(国民生活金融公庫法の一部改正)

第二十一条 国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十九項中「年金資金運用基金が年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号。以下「年金福祉事業団業務承継法」という。)第十三条」を「独立行政法人福祉医療機構が独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項」に、「年金福祉事業団業務承継法第十三条」を「独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項」に、「年金資金運用基金」を「独立行政法人福祉医療機構」に、「年金資金運用基金に」を「独立行政法人福祉医療機構」に改め、附則第二十項及び第二十一項中「年金資金運用基金」を「独立行政法人福祉医療機構」に改め、附則第二十三項中「年金

福祉事業団業務承継法第十五条第二項第二号」を「独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用する同法第十四条第一項に、「年金資金運用基金」を「独立行政法人福祉医療機構」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第二十二条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号)第十五条第二号」を「独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項」に、「年金資金運用基金」を「独立行政法人福祉医療機構」に改める。

附則第十二項中「年金資金運用基金」を「独立行政法人福祉医療機構」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十三条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「年金資金運用基金」を削る。

(日本勤労者住宅協会の一部改正)

第二十四条 日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十条の二を削る。

(社会保険労務士法の一部改正)

第二十五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十七号を次のように改める。

二十七 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号。附則第五条の規定に限る。)

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第二十六条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「年金資金運用基金」を「独立行政法人福祉医療機構」に、「年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号)第十三条」を「独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)附則第五条の二第三項」に、「同法第十三条」を「同法附則第五条の二第三項」に改め、同条第二項中「年金資金運用基金」を「独立行政法人福祉医療機構」に改める。

(保険業法の一部改正)

第二十七条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第一条の十三第二項中「年金資金運用基金」を「年金積立金管理運用独立行政法人」に改める。

(確定給付企業年金法の一部改正)

第二十八条 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第百十四条第四項中「年金資金運用基金又は年金資金運用基金」を「年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人」に、「年金資金運用基金等」を「年金積立金管理運用独立行政法人等」に、「年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)第一条」を「年金積

立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第 号)第三条」に、「年金資金の」を「年金積立金の」に改め、同条第五項中「年金資金運用基金」を「年金積立金管理運用独立行政法人」に改める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第二十九条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一年金資金運用基金の項を削る。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第三十条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の次に次の一条を加える。

(業務の特例)

第五条の二 機構は、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第 号)附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、第十二条第一項に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収の業務を行う。

2 機構は、前項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

3 機構は、別に法律で定める日までの間、第十二条第一項及び前二項に規定する業務のほか、厚生労働大臣の認可を受けて、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九

号)第十八条第二号又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けを受けようとする厚生年金保険又は国民年金の被保険者(国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律の規定による組合員又は加入者を除く。次項において同じ。)で厚生労働省令で定める要件を満たしているものに対して、その貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行うことをその業務とすることができる。

4 機構は、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第二十一条の規定による改正後の国民生活金融公庫法附則第十九項又は年金積立金管理運用独立行政法人法附則第二十六条の規定による改正後の沖縄振興開発金融公庫法附則第七条第一項の規定により国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の業務の委託を受けたときは、厚生年金保険又は国民年金の被保険者の福祉の増進に必要な業務を行う法人で政令で定めるものに対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第十四条第三項の規定は、この場合について準用する。

5 機構は、第一項及び第二項に規定する業務(以下この条において「承継債権管理回収業務」という。)並びに第三項に規定する業務(以下この条において「承継教育資金貸付けあつせん業務」という。)に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定(以下この条においてそれぞれ「承継債権管理

回収勘定及び「承継教育資金貸付けあつせん勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

6 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、政令で定めるところにより、当該各号に定める金額をそれぞれ厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び国民年金特別会計に納付しなければならぬ。

一 通則法第四十四条第一項の規定による積立金がある場合 第一項に規定する債権の元本であつて当該事業年度において回収されたものの金額に当該積立金に相当する金額を加えた金額

二 通則法第四十四条第二項の規定による繰越欠損金がある場合(同条第一項の規定による積立金及び同条第二項の規定による繰越欠損金のいずれもない場合を含む) 第一項に規定する債権の元本であつて当該事業年度において回収されたものの金額

7 機構は、前項の規定により納付金を納付したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額により、それぞれ資本金を減少するものとする。

一 前項第一号に掲げる場合 納付金の納付額から同号の積立金の額に相当する金額を差し引いた金額

二 前項第二号に掲げる場合 納付金の納付額に同号の繰越欠損金の額に相当する金額を加えた金額(繰越欠損金がない場合に

あつては、納付金の納付額)

8 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

9 機構は、承継債権管理回収業務又は承継教育資金貸付けあつせん業務を終えたときは、それぞれ承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定に属する資産及び負債を厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び国民年金特別会計に帰属させるものとす

る。

10 機構は、前項の規定により承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定を廃止したときは、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

11 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第二項	金額	金額及び年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第 号)附則第四条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額
第十四条第二項	業務	業務並びに附則第五条の二第一項に規定する業務
第十四条第三項	金融機関	金融機関その他政令で定める法人
第十四条第三項	第一項	第一項(附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第十六条第一項	第十二条第一項	第十二条第二項及び附則第五条の二第三項
第十六条第四項	前条第六号に掲げる業務に係る勘定	前条第六号に掲げる業務に係る勘定並びに附則第五条の二第五項に規定する承継教育資金貸付けあつせん勘定

第二十四条第一項	掲げる業務	掲げる業務並びに附則第五条の二第一項及び第三項に規定する業務
第二十五条第一項及び第二十六条第一号	第十四条第一項	第十四条第一項(附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第二十八条	業務	業務並びに附則第五条の二第一項に規定する業務
第三十二条	第二十五条第一項	第二十五条第一項(附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

12 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十五条第二項中「又はこの法律」とあるのは、「この法律又は独立行政法人福祉医療機構法」とする。

13 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第五条中「国庫納付金」とあるのは「国庫納付金、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)附則第五条の二第六項ノ規定ニ依ル納付金」と、第六条中「第十六条第四項」とあるのは「附則第五条の二第十一項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル同法第十六条第四項」とする。

14 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)第三条中「生ずる収入」とあるのは、「生ずる収入、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)附則第五条の二第六項の規定による納付金」とする。

15 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第四条第一項中「国庫納付金」とあるのは、「国庫納付金、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)附則第五条の二第六項の規定による納付金」とする。

16 承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務は、第三十三条第二号の規定の適用については、第十二条第一項第十二号に掲げる業務とみなす。

平成十六年五月十一日 衆議院會議録第三十号

年金積立金管理運用独立行政法人法案及び同報告書
及び同報告書

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案

一二二

(別に法律で定める日の検討)

第三十一条 前条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法(以下この条において「新機構法」という。)附則第五条の二第三項の別な法律で定める日については、施行日後一回目以降の厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し及び国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通しが作成される際に、新機構法附則第五条の二第三項に規定する業務の実施状況を踏まえて検討するものとし、その結果に基づいて定めるものとする。

(独立行政法人等の保有する個人情報情報の保護に関する法律の一部改正)

第三十二条 独立行政法人等の保有する個人情報情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表年金資金運用基金の項を削る。
(所得税法の一部改正)

第三十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表年金資金運用基金の項を削る。
(法人税法の一部改正)

第三十四条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表年金資金運用基金の項を削る。
(印紙税法の一部改正)

第三十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二年金資金運用基金の項を削る。
(登録免許税法の一部改正)

第三十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二年金資金運用基金の項を削る。
(消費税法の一部改正)

第三十七条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表年金資金運用基金の項を削る。
(厚生労働省設置法の一部改正)

第三十八条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中、「健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)、厚生年金保険法(昭和二十九法律第九十五号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)」を「及び健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)」に改める。
(政令への委任)

第三十九条 附則第二条から第十三条まで、附則第十五条、附則第十六条及び附則第十九条に定めるもののほか、管理運用法人の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、年金資金運用基金を解散し、それに伴い年金積立金管理運用独立行政

法人を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

年金積立金管理運用独立行政法人法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、年金積立金の運用について、専門性の徹底及び責任体制の明確化を一層図るとともに、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、年金資金運用基金を解散し、新たに年金積立金の管理及び運用を行う専門機関として年金積立金管理運用独立行政法人(以下「管理運用法人」という。)を設立しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 管理運用法人は、年金積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、年金事業の運営の安定に資することを目的とすること。

2 管理運用法人に、経済又は金融の学識経験者からなる運用委員会を置き、年金積立金の管理及び運用の基本的な方針等を定める中期計画の作成等に当たっては、その議を経なければならないこととする。

3 管理運用法人の役員及び職員に対し、その職に応じた注意義務及び忠実義務並びに秘密保持義務等を課すこと。

4 年金資金運用基金において行われていた大規模年金保養基地(グリーンピア)業務及び被保険者向け融資業務については、平成十七年度限りで廃止すること。

5 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成十八年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

年金積立金の運用について、専門性の徹底及び責任体制の明確化を一層図るとともに、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、年金資金運用基金を解散し、新たに年金積立金の管理及び運用を行う専門機関として年金積立金管理運用独立行政法人を設立することは、時宜に適するものとして認め、本案は可決すべきものと議決した。

平成十六年四月二十八日

厚生労働委員長 衛藤 晟一
衆議院議長 河野 洋平殿

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条の見出しを「求職活動支援書の作成等」に改め、同条第一項を次のように改める。
事業主は、厚生労働省令で定めるところに

より、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く)その他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由(以下「解雇等」という。)により離職することとなっている高年齢者等が希望するときは、その円滑な再就職を促進するため、当該高年齢者等の職務の経歴、職業能力その他の当該高年齢者等の再就職に資する事項(解雇等の理由を除く)として厚生労働省令で定める事項及び事業主が講ずる再就職援助の措置を明らかにする書面(以下「求職活動支援書」という。)を作成し、当該高年齢者等に交付しなければならない。

第十七条第二項を削り、同条第三項中「再就職援助計画」を「求職活動支援書」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の一条を加える。

(指導、助言及び勧告)

第十七条の二 厚生労働大臣は、前条第一項の規定に違反している事業主に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指導又は助言をした場合において、その事業主がなお前条第一項の規定に違反していると認めるときは、当該事業主に対し、求職活動支援書を作成し、当該求職活動支援書に係る高年齢者等に交付すべきことを勧告することができる。

第十八条の見出し中「再就職援助計画」を「求職活動支援書」に改め、同条第一項中「再就職援助計画書」を「求職活動支援書」に改め、同条第二項中「再就職援助計画書」を「求職活動支援書」に、「必要な」を、「その職務の経歴等を明らかに

にする書面の作成に関する」に改め、同条第三項中「再就職援助計画」を「求職活動支援書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(募集及び採用についての理由の提示等)

第十八条の二 事業主は、労働者の募集及び採用をする場合において、やむを得ない理由により一定の年齢(六十五歳以下のものに限る。)を下回ることを条件とするときは、求職者に対し、厚生労働省令で定める方法により、当該理由を示さなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する理由の提示の有無又は当該理由の内容に関して必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

第四十二条の見出しを「業務等」に改め、同条に次の三項を加える。

2 シルバー人材センターは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出て、前項第四号の業務として、その構成員である高年齢退職者のみを対象として労働者派遣法第二条第四号に規定する一般労働者派遣事業(以下「一般労働者派遣事業」という。)を行うことができる。

3 前項の規定による一般労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第五条第五項、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十条、第十一条第三項及び第四項、第十三条第

二項、第十四条第一項第三号、第二章第二節第二款並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、シルバー人材センターを労働者派遣法第二条第六号に規定する一般派遣元事業

主と、前項の規定による届出を労働者派遣法第五条第一項の規定による許可とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五條第二項	前項の許可を受けようとする者	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十二條第二項の規定により届け出て一般労働者派遣事業を行おうとする者
第五條第三項	申請書	届出書
第六條	前條第一項の許可を受けることができない	新たに一般労働者派遣事業の事業所を設けて当該一般労働者派遣事業を行つてはならない
第六條第四号	一般労働者派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日	一般労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該廃止を命じられた日
第八條第二項	許可証の交付を受けた者は、当該許可証	第五條第二項の規定による届出書を提出した者は、当該届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類
第十四條第一項	、第五條第一項の許可を取り消すことができる	一般労働者派遣事業の廃止を、当該一般労働者派遣事業(二以上の事業所を設けて一般労働者派遣事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの一般労働者派遣事業。以下この項において同じ。)の開始の当時第六條第四号に該当するときは当該一般労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる

第二十六条第四項	第五条第一項の許可を受け、
第五十九条第四号	第十四条第二項
第六十一条第一号	第五条第二項(第十条第五項において準用する場合を含む。)に規定する申請書、第五条第三項(第十条第五項において準用する場合を含む。)に規定する書類

4 前二項に定めるもののほか、第二項の規定による一般労働者派遣事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四十四条第一項中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第四十五条中「第四十二条第二号」を「第四十二条第一項第二号」に、「第四十二条」を「第四十二条第一項」に、「第四十二条中」を「第四十二条第一項中」に改め、「その変更後の区域」との下に、「同条第二項中「その構成員である高齢退職者のみ」とあるのは「その直接又は間接の構成員である高齢退職者のみ」と、同条第三項の表第五条第二項の項中「第四十二条第二項」とあるのは「第四十五条において準用する同法第四十二条第二項」とを加える。

第二条 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中
第一章 高齢者職業経験活用センター等
第一節 高齢者職業経験活用センター
第二節 全国高齢者職業経験活用センター(第三十二条―第三十六条)を「第四

章 削除」に、「(第四十一条―第四十三条)を「(第四十一条―第四十三条の三)」に改める。

第九条及び第十条を次のように改める。
(高齢者雇用確保措置)

第九条 定年(六十五歳未満のものに限る。以下この条において同じ。)の定めをしている事業主は、その雇用する高齢者の六十五歳までの安定した雇用を確保するため、次の各号に掲げる措置(以下「高齢者雇用確保措置」という。)のいずれかを講じなければならない。

一 当該定年の引上げ
二 継続雇用制度(現に雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。)の導入

三 当該定年の定め廃止
事業主は、当該事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、継続

雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、前項第二号に掲げる措置を講じたものとみなす。

(指導、助言及び勧告)

第十条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定に違反している事業主に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指導又は助言をした場合において、その事業主がなお前条第一項の規定に違反していると認めるときは、当該事業主に対し、高齢者雇用確保措置を講ずべきことを勧告することができる。

第十五条の見出しを「(再就職援助措置)」に改め、同条第一項中「定年」を削り、「その他の厚生労働省令で定める理由を」その他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由(以下「解雇等」という。)に改め、「必要な措置」の下に「(以下「再就職援助措置」という。))」を加え、同条第二項中「高齢者等の再就職の援助に関する措置」を「再就職援助措置」に改める。

第十六条第一項中「前条第一項に規定する理由」を「解雇等」に改める。

第十七条第一項中「解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。その他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由(以下「解雇等」という。))」を「解雇等」に、「再就職援助の措置」を「再就職援助措置」に改める。

第四章 削除
第三十二条から第三十九条まで 削除

第四十一条の見出しを「(指定等)」に改め、同条に次の三項を加える。

3 都道府県知事は、第一項の指定をしたときは、シルバー人材センターの名称及び住所、事務所の所在地並びに当該指定に係る地域を公示しなければならない。

4 シルバー人材センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前項の届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第四十二条第四項中「第二項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の表第五条第二項の項中「第四十二条第二項」を「第四十二条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項第四号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 シルバー人材センターは、職業安定法第三十三条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出て、前項第二号の無料の職業紹介事業を行うことができる。

3 前項の規定による無料の職業紹介事業に関しては、シルバー人材センターを職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十三条の二第一項各号に掲げる施設の長又は雇用対策法第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十三条の二第一項の規定による届

出とみなして、同法第五条の二から第五条の七まで、第三十三條の二第三項及び第五項から第七項まで、第三十三條の五から第三十四條まで、第四十八條から第四十八條の四まで、第五十一條の二並びに第六十五條から第六十七條までの規定並びに雇用対策法第三章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第三十三條の二第三項中「同項の規定」とあり、並びに同法第五項及び第七項中「第一項の規定」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二條第二項の規定」とする。

4 前二項に定めるもののほか、第二項の規定による無料の職業紹介事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四十三條を次のように改める。

(事業計画等)

第四十三條 シルバー人材センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 シルバー人材センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

第六章第一節中第四十三條の次に次の二條を加える。

(監督命令)

第四十三條の二 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、シルバー人材センターに対し、第四十二條第一

項に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第四十三條の三 都道府県知事は、シルバー人材センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十一條第一項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第四十二條第一項に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。

四 前条の規定に基づく処分違反したとき。

五 第五十三條第一項の条件に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四十五條を次のように改める。

(準用)

第四十五條 第四十一條第三項から第五項まで及び第四十二條から第四十三條の三までの規定は、シルバー人材センター連合について準用する。この場合において、第四十一條第三項中「第一項の指定をしたとき」とあるのは「第四十四條第一項の指定をしたとき並びに同条第二項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同条第四項の連合の指定区域の変更をしたとき」と、「所在地並びに当該指定に係

る地域」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域(当該変更があつたときは、当該変更後の地域)」と、第四十二條第一項中「前条第一項の指定に係る区域(以下「センターの指定区域」という。）」とあるのは「第四十四條第一項の指定に係る区域(同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域)」と、同条第三項中「第四十二條第二項」とあるのは「第四十五條において準用する同法第四十二條第二項」と、同条第五項中「その構成員である高年齢退職者のみ」とあるのは「その直接又は間接の構成員である高年齢退職者のみ」と、同条第六項の表第五條第二項の項中「第四十二條第五項」とあるのは「第四十五條において準用する同法第四十二條第五項」と、第四十三條の二中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、「第四十二條第一項」とあるのは「第四十五條において準用する第四十二條第一項」と、第四十三條の三第一項中「第四十一條第一項」とあるのは「第四十四條第一項」と、同項第一号中「第四十二條第一項」とあるのは「第四十五條において準用する第四十二條第一項」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第四十五條において準用する前条」と読み替えるものとする。

第四十八條を次のように改める。

(準用)

第四十八條 第四十一條第三項から第五項まで及び第四十三條から第四十三條の三までの規定は、全国シルバー人材センター事業協会について準用する。この場合において、第四十

一條第三項から第五項まで及び第四十三條から第四十三條の三までの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第四十一條第三項中「第一項」とあるのは「第四十六條」と、「事務所の所在地並びに当該指定に係る地域」とあるのは「並びに事務所の所在地」と、第四十三條の二中「この節」とあるのは「第六章第三節」と、「第四十二條第一項」とあるのは「第四十七條」と、第四十三條の三第一項中「第四十一條第一項」とあるのは「第四十六條」と、同項第一号中「第四十二條第一項」とあるのは「第四十七條」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第三節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第四十八條において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五十三條の次に次の一條を加える。

(経過措置)

第五十三條の二 この法律の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

附則に次の三條を加える。

(高年齢者雇用確保措置に関する特例等)

第四條 次の表の上欄に掲げる期間における第九條第一項の規定の適用については、同項中「六十五歳」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	六十二歳
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	六十三歳
平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十四歳

2 定年(六十五歳未満のものに限る。)の定めをして、事業主は、平成二十五年三月三十一日までの間、当該定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は改善その他の当該高齢者の六十五歳までの安定した雇用の確保を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五条 高齢者雇用確保措置を講ずるために必要な準備期間として、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して三年を経過する日以後の日で政令で定める日までの間、事業主は、第九条第二項に規定する協定をするため努力したにもかかわらず協議が調わないときは、就業規則その他これに準ずるものにより、継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入することができる。この場合には、当該基準に基づく制度を導入した事業主は、第九条第一項第二号に掲げる措置を講じたものとみなす。

2 中小企業の事業主(その常時雇用する労働者の数が政令で定める数以下である事業主をいう。)に係る前項の規定の適用については、前項中「三年」とあるのは「五年」とする。

3 厚生労働大臣は、第一項の政令で定める日までの間に、前項の中小企業における高齢者の雇用に関する状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、当該政令について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(事業主による高齢者等の再就職の援助等に関する経過措置)

第六条 第十五条から第十七条までの規定の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間は、第十五条第一項中「解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)」その他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由(以下「解雇等」という。)とあるのは「定年、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)」その他の厚生労働省令で定める理由」と、第十六条第一項中「解雇等」とあるのは「前条第一項に規定する理由」と、第十七条第一項中「解雇等により」とあるのは「解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)」その他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由(以下「解雇等」という。)により」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。及び附則第三条の規定 平成十七年四月一日

二 第二条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条、第十条、第十五条、第十六条第一項及び第十七条第一項の改正規定、同法第五十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則に三条を加える改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定 平成十八年四月一日

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第二条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第六項中「附則第三条第二項」を「附則第四条第二項」に改める。

(高齢者職業経験活用センターに関する経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の高齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「旧法」という。第三十二条第一項の規定により指定を受けている法人については、旧法第三十二条から第三十六条までの規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後も、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

(雇用対策法の一部改正)

第五条 雇用対策法(昭和四十一年法律第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号中「並びに継続雇用制度の導入及び改善」を「及び継続雇用制度の導入」に改める。

理 由

急速な高齢化の進展等に対応し、高齢者の安定した雇用の確保等を図るため、事業主は定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置を講じなければならないこととともに、高齢者等の再就職の促進に関する措置を充実するほか、定年退職者等に対する臨時的かつ短期的な就業等の機会の確保に関する措置の充実を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、少子高齢化の急速な進展を踏まえ、高齢者が少なくとも年金支給開始年齢まで、意欲と能力のある限り働き続けることができる環境を整備するため、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による六十五歳までの雇用の確保、高齢者等の再就職の促進等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 六十五歳未満の定年の定めをしている事業主は、高齢者の六十五歳までの安定した雇

用を確保するため、当該定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は当該定年の定め廃止のいずれかの措置を講じなければならないものとする。

2 事業主が、労使協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、継続雇用制度を導入したものとみなすものとする。なお、政令で定める日までの間、事業主は、就業規則等により継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入することができるものとする。

3 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置に係る年齢については、平成二十五年四月一日までに段階的に六十五歳まで引き上げるものとする。

4 事業主は、解雇等により離職することとなつて高年齢者等が希望するときは、当該高年齢者等の職務の経歴、職業能力その他の再就職に資する事項及び事業主が講ずる再就職援助措置を明らかにする書面を作成し、当該高年齢者等に交付しなければならないものとする。

5 事業主は、労働者の募集及び採用をする場合において、一定の年齢（六十五歳以下のものに限る。）を下回ることを条件とするときは、求職者に対し、当該理由を示さなければならないものとする。

6 シルバー人材センター等は、厚生労働大臣に届け出て、その構成員である高年齢退職者を

のみを対象として、臨時的かつ短期的な就業等に係る一般労働者派遣事業を行うことができるものとする。

7 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、1から3については平成十八年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

少子高齢化の急速な進展を踏まえ、高年齢者が少なくとも年金支給開始年齢までは、意欲と能力のある限り働き続けることができる環境を整備するため、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による六十五歳までの雇用の確保、高年齢者等の再就職の促進等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成十六年四月二十八日

厚生労働委員長 衛藤 晟一
衆議院議長 河野 洋平殿

警備業法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十六年三月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

警備業法の一部を改正する法律

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 警備業の認定等（第三条―第十三条）
- 第三章 警備業務（第十四条―第二十條）
- 第四章 教育等
- 第一節 教育及び指導監督（第二十一条・第二十二條）
- 第二節 検定（第二十三条―第三十九條）
- 第五章 機械警備業（第四十条―第四十四條）
- 第六章 監督（第四十五条―第五十一条）
- 第七章 雑則（第五十二条―第五十五条）
- 第八章 罰則（第五十六条―第六十条）

第二章の章名を次のように改める。

第二章 警備業の認定等

第三条第九号中「に第十一条の三第一項を」と及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分（前条第一項各号の警備業務の区分をいう。以下同じ。）ごとに第二十二條第一項に改める。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十二條第二項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者又は同条第三項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者

二 第三十二條第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各

号の規定による請求を拒んだ者

第二十二條を第六十条とし、第二十一條を第五十九條とする。

第二十條中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第四条の二第一項（第四条の四第四項）」を「第五条第一項（第七條第四項）」に改め、同条第二号中「第四条の三」を「第六条」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第九條、第十條第一項、第十一條第一項（同条第四項、第十六條第三項及び第十七條第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第十六條第二項（第十七條第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第四十一條の規定に違反して届出をせず、又は第九條、第十條第一項、第十一條第一項、第十六條第二項、第四十條若しくは第四十一條の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

第二十條第四号中「第六条の二第一項」を「第十二條第一項」に改め、同条第五号中「第十二條第六項（第十一條の六第三項）」を「第二十二條第七項（第二十三條第五項及び第四十二條第三項）」、「基づく処分」を「よる命令」に改め、同条第六号から第八号までを次のように改める。

六 第三十一條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第三十六條の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

八 第三十七條若しくは第四十六條の規定によ

る報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第三十八条第一項若しくは第四十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十条に次の二号を加える。

九 第四十二条第一項の規定に違反して機械警備業務管理者を選任しなかつた者

十 第四十四条又は第四十五条に規定する書類を備え付けず、又はこれに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

第二十条を第五十八条とする。

第十九条中「二十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第四条の二第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二号中「第四条の四第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第三号中「第六条の三」を「第十三条」に改め、同条第七号中「第四条の四第一項」を「第七条第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第十四条の規定に基づく」を「第四十八条の規定による」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第十一条の四」を「第四十条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第十一条の三第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第十九条の規定に違反して、書面を交付せず、又は同条に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

第十九条を第五十七条とし、同条の前に次の一条を加える。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十五条の規定による業務の停止の命令に違反した者

二 第四十九条第一項又は第二項の規定による営業の停止又は廃止の命令に違反した者

第七章中第十七条の三を第五十五条とし、第十七条の二を第五十四条とし、第十七条を第五十三条とする。

第十六条の三中「第十一条の二」を「第二十三条第一項」に改め、同条を第五十二条とする。

第十六条の二中「第十一条の六第三項」を「第四十二条第三項」に、「第十一条の三第三項第二号」を「第二十二条第四項第二号」に、「第四条の五、

第十一条の三第六項又は第十五条」を「第八条、第二十二條第七項又は第四十九条」に改め、第六章中同条を第五十一条とする。

第十六条第二項中「第四条の五、第十一条の三第六項（第十一条の六第三項）」を「第八条、第二十二條第七項（第二十三條第五項及び第四十二條第三項）に改め、同条第四項及び第五項中「第四条の五、第十一条の三第六項」を「第八条、第二十二條第七項」に改め、同条を第五十条とする。

第十五条第一項中「第十条第一項」を「第十七条第一項」に、「基づく指示」を「よる指示」に改め、同条第二項第一号中「第四条の二第三項又は第四

条の四第三項」を「第五条第三項又は第七條第三項」に改め、同項第二号中「第四条の五」を「第八条」に改め、同条を第四十九条とする。

第十四条中「第十条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第四十八条とし、同条の前に次の一条を加える。

（立入検査）

第四十七条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察職員に警備業者の営業所、基地局又は待機所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第三十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第十三条を次のように改める。

（報告の徴収）

第十三条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警備業者に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

第十三条を第四十六条とし、第十二条を第四十五条とする。

第五章中第十一条の九を第四十四条とし、第十一条の八を削り、第十一条の七を第四十三条とする。

第十一条の六の見出しを「（機械警備業務管理者）」に改め、同条第三項中「第十一条の三第一項ただし書」を「第二十二條第一項ただし書」に、「同条第三項から第五項まで」を「同条第四項から第六項まで」に、「同条第六項の」を「同条第七項の」に改め、「同条第七項の規定は機械警備業務管理者講習について」を削り、「同条第三項第二号中「掲げる者」を「同条第四項中「第二項とあるのは「第四十二條第二項」と、同項第二号中「該当する

者」に、「掲げる者又は心身」を「該当する者又は心身」に改め、「ものと、同項第三号中」の下に「第七項第二号」とあるのは「第四十二條第三項において読み替えて準用する第七項第二号」と、を加え、「同条第六項第一号中「掲げる者」を「同条第七項第一号中「いずれかに」に、「掲げる者又は第十一条の六第三項を「いずれか又は第四十二條第三項」に、「第三項第二号」を「第四項第二号」に改め、同条を第四十二条とする。

第十一条の五を第四十一条とする。

第十一条の四第二号中「第十一条の六第一項」を「第四十二條第一項」に改め、同条を第四十条とする。

第十一条の三の見出しを「（警備員指導教育責任者）」に改め、同条第一項中「除く。」の下に「こと及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分」を加え、同条第七項を次のように改める。

7 警備業者は、国家公安委員会規則で定める期間ごとに、警備員指導教育責任者に選任した者に、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより行う警備員の指導及び教育に関する講習を受けなければならない。

第十一条の三第七項を同条第八項とし、同条第六項第一号中「掲げる者」を削り、同項第三号中「第十条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項第二号中「掲げる」を「該当する」に改め、同項第三号中「第六項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条

第二項の次に次の一項を加える。

3 警備員指導教育責任者資格者証の交付は、警備業務の区分ごとに行うものとする。
第四章中第十一条の三を第二十二条とし、同条の次に次の一節を加える。

第二節 検定

(検定)

第二十三条 公安委員会は、警備業務の実施の適正を図るため、その種別に応じ、警備員又は警備員になろうとする者について、その知識及び能力に関する検定を行う。

2 前項の検定は、警備員又は警備員になろうとする者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行う。

3 前項の場合において、国家公安委員会の登録を受けた者が行う講習会(以下単に「講習会」という。)の課程を修了した者については、国家公安委員会規則で定めるところにより、同項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができ。

4 公安委員会は、第一項の検定に合格した者に対し、警備業務の種別ごとに合格証明書を交付する。

5 前条第四項から第六項までの規定は合格証明書書の交付、書換え及び再交付について、同条第七項の規定は合格証明書の交付を受けた者について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二十三条第四項」と、同項第一号中「未成年者」とあるのは「十八歳未満の者」と、同項第二号中「第六号」とあるのは「第七号」と、同項第三号中「第七項第一号」とあるのは「第二十三条第五項において読み替えて準用する第七項第二号」と、「警備員指導教育責任者資格者証の返納」とあるのは「合格証明書の返納」と、同条第七項第一号中「第六号」とあるのは「第七号」と、同項第三号中「警備員指導教育責任者」とあるのは「警備員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の検定の試験科目、受験手続その他同項の検定の実施について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(登録)

第二十四条 前条第三項の登録は、講習会を行うとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第三項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十五条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第二十六条 国家公安委員会は、第二十四条の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関し必要な手続は、内閣府令で定める。

一 その行う講習会が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われるものであること。

二 登録申請者が、警備業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものであること。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、警備業者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める警備業者の役員又は職員(過去二年間に当該警備業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、警備業者の役員又は職員(過去二年間に当該警備業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

2 登録は、講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第二十三条第三項の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録講習機関が講習会を行う事務所の所在地

(登録の更新)

第二十七条 第二十三条第三項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習会の実施に係る義務)

第二十八条 登録講習機関は、公正に、かつ、第二十六条第一号に掲げる要件及び国家公安委員会規則で定める基準に適合する方法により講習会を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第二十九条 登録講習機関は、第二十六条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

(業務規程)

第三十条 登録講習機関は、講習会の業務に関する規程(次項において「業務規程」という。)を定め、講習会の業務の開始前に、国家公安委員会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、講習会の実施方法、講習会に関する料金その他の国家公安委員会規則で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第三十一条 登録講習機関は、講習会の業務の全

部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十二条 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条第二号において、財務諸表等)という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 講習会を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁

的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第三十三条 国家公安委員会は、登録講習機関が第二十六条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第三十四条 国家公安委員会は、登録講習機関が第二十八条の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、講習会を行うべきこと又は講習会の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第三十五条 国家公安委員会は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習会の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第二十五条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第二十九条から第三十一条まで、第三十二条第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第三十二条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第二十三条第三項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三十六条 登録講習機関は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、講習会に関し内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第三十七条 国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、登録講習機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(立入検査)

第三十八条 国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察庁の職員に登録講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第三十九条 国家公安委員会は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第二十三条第三項の登録をしたとき。
- 二 第二十九条の規定による届出があつたとき。
- 三 第三十一条の規定による届出があつたとき。

四 第三十五条の規定により第二十三条第三項の登録を取り消し、又は講習会の業務の停止を命じたとき。

第十一条の二を削る。

第十一条の見出しを(警備業者等の責務)に改め、同条を第二十一条とし、第四章中同条の前に次の節名を付する。

第一節 教育及び指導監督

第十条第二項中「第六条第一項」を「第十一条第一項」に改め、第三章中同条を第十七条とし、同条の次に次の三条を加える。

(特定の種別の警備業務の実施)

第十八条 警備業者は、警備業務(第二条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するものに限る。以下この条並びに第二十三条第一項、第二項及び第四項において同じ。)のうち、その実施に専門的知識及び能力を要し、かつ、事故が発生した場合には不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生ずるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める種別(以下単に「種別」という。)のものをを行うとき

は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その種別に第二十三条第四項の合格証明書書の交付を受けている警備員に、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

(書面の交付)

第十九条 警備業者は、警備業務の依頼者と警備業務を行う契約を締結しようとするときは、当該契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、当該契約の概要について記載した

書面をその者に交付しなければならない。

2

警備業者は、警備業務を行う契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について当該契約の内容を明らかにする書面を当該警備業務の依頼者に交付しなければならない。

一 警備業務の内容として内閣府令で定める事項

二 警備業務の対価その他の当該警備業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額

三 前号の金銭の支払の時期及び方法

四 警備業務を行う期間

五 契約の解除に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3

警備業者は、前二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該警備業務の依頼者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該警備業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(苦情の解決)

第二十条 警備業者は、常に、その行う警備業務について、依頼者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

第九条第三項中「第六条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第八条中「行なうにあつて」を「行うに当たつ

て」に改め、同条を第十五条とする。

第七条を第十四条とする。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 警備業務

第二章中第六条の三を第十三条とする。

第六条の二第二項中「に掲げる場合」を削り、

「掲げる者」を「定める者」に改め、同条第三項中

「第五条」を「第九条」に改め、同条を第十二条とする。

第六条第一項中「第四条の二第一項各号」を「第

五条第一項各号」に改め、同条第二項中「第四条の

二第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に、「第

五条」を「第九条」に改め、同条第四項中「第五条第

三号」を「第九条第三号」に改め、同条を第十一条

とする。

第五条の二を第十条とする。

第五条第一号中「第四条の二第一項第一号」を

「第五条第一項第一号」に改め、同条を第九条とす

る。

第四条の五を第八条とする。

第四条の四第四項中「第四条の二第一項」を「第

五条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第四条の三を第六条とする。

第四条の二第二項第二号中「及び所在地」を

「所在地及び当該営業所において取り扱う警備

業務の区分」に改め、同条第三号中「営業所」の下

に「こと及び当該営業所において取り扱う警備業

務の区分」を加え、同条第四項中「第四条の四第二

項」を「第七条第二項」に改め、同条を第五条とす

る。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第二十六条関係)

科 目	施 設 及 び 設 備	講 師
一 警備業務に 関する法令	一 講義室 二 この法律その他警備業務に関 する法令の概要に関する視聴覚 教材 三 視聴覚教材を使用するために 必要な設備 四 法令集その他の書籍	一 学校教育法(昭和二十二年法律第二 十六号)による大学において行政法学 を担当する教授若しくは助教教授の職に あり、又はこれらの職にあつた者 二 第二十二條第二項の警備員指導教育 責任者資格者証の交付を受けている者 であつて、警備員を指導し、及び教育 する業務に通算して三年以上従事した 経験を有するもの 三 前二号に掲げる者と同等以上の能力 を有する者
二 警備業務の 実施の方法	一 講義室 二 訓練施設 三 護身用具 四 携帯用無線装置 五 警備業務用車両 六 金属探知機 七 エックス線透視装置 八 侵入検知装置 九 遠隔監視装置 十 交通誘導用器材	一 第二十二條第二項の警備員指導教育 責任者資格者証の交付を受けている者 であつて、警備員を指導し、及び教育 する業務に通算して三年以上従事した 経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の能力を 有する者
三 事故発生時 の対処要領	一 講義室 二 訓練施設 三 護身用具 四 携帯用拡声器 五 応急救護用器材	

備考 二の項の中欄第六号から第九号までに掲げる設備は、視聴覚教材をもつて代えることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の警備業法(以下「新法」という。)第十八条の規定の適用については、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から六月を経過する日までの間は、同条中「警備員」とあるのは、「警備員又は警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第号)による改正前の警備業法第十一条の二の規定による検定に合格した警備員」とする。

第三条 新法第十九条第二項の規定は、この法律の施行前に締結した警備業務を行う契約については、適用しない。

第四条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の警備業法(以下「旧法」という。)第四条の規定による都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の認定を受けて警備業を営んでいる者は、施行日から六月を経過する日までの間に、公安委員会に新法第五条第一項第二号及び第三号に掲げる事項(同項第二号に掲げる事項にあつては、当該営業所において取り扱う警備業務の区分に限る。)を記載した届出書を提出しなければならない。

第五条 旧法第十一条の二の規定による検定に合格した者は、国家公安委員会規則で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格したときは、新法第二十三条第一項の検定に合格した者

とみなす。

第六条 旧法第十一条の三第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証は、施行日から二年を経過する日までの間は、新法第二十一条第一号各号の警備業務の区分に係る新法第二十二條第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証とみなす。

第七条 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第八条 附則第四条の規定に違反して届出をせず、又は同条の届出書に虚偽の記載をして提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十一条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法第十八条、第十九条及び第二十二條の規定の施行の状況を勘案し、必要があるとき、当該規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十二条 行政手続等における情報通信の技術の

利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

別表警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)の項中「第四条の二第五項、第四条の四第二項、第十一条の三第二項及び第五項(同条第五項については、第十一条の六第三項において準用する場合を含む。並びに第十一条の六第二項)を」第五項第五項、第七條第二項、第二十二條第二項及び第六項(同条第六項については、第二十三條第五項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。)、第二十三條第四項並びに第四十二條第二項に改める。

理 由

最近における警備業の実情にかんがみ、警備員指導教育責任者の資格及びその選任の方法を改め、特定の警備業務の実施体制を強化し、警備員等の検定の手続を法定するとともに、警備業務の依頼者の保護のための書面交付に関する規定を新設するほか、所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

警備業法の一部を改正する法律案(内閣提出に関する報告書)

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における警備業の実情にかんがみ、警備員指導教育責任者の資格及びその選任の方法を改め、特定の警備業務の実施体制を強化し、警備員等の検定の手続を法定するとともに、警備業務の依頼者の保護のための書面交付に関する規定を新設するほか、所要の規定を整

備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 警備員の知識及び能力の向上を図るための規定の整備

(一) 警備業者は、営業所ごとに、当該営業所において取り扱う警備業務の区分に応じ、警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者から警備員指導教育責任者を選任しなければならないこと。

(二) 都道府県公安委員会による警備員指導教育責任者に選任されている者に対する定期的な講習の制度を導入すること。

(三) 警備業者は、社会の安全上重要な一定の種類の警備業務については、一定の基準に従い、当該警備業務に係る検定の合格証明書の交付を受けている警備員を配置して警備業務を実施しなければならないこと。

(四) 都道府県公安委員会は、警備員等の検定を行うこと。

(五) 登録講習機関における講習会の課程を修了した者について、当該課程に係る検定の学科試験又は実技試験を免除することができること。

2 警備業務の依頼者を保護するための規定の整備

(一) 警備業者は、警備業務を行う契約を締結しようとするときは、その概要について記載した書面を、警備業務を行う契約を締結したときは、契約内容を明らかにする書面を警備業務の依頼者に交付しなければならないこと。

(二) 警備業者は、警備業務の依頼者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないこと。

3 その他

罰則に関する規定その他所要の規定を整備すること。

4 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) 所要の経過措置を設けること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における警備業の実情に堪がみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十六年五月七日

内閣委員長 山本 公一

衆議院議長 河野 洋平殿

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十六年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)

の一部を次のように改正する。
目次中「第四十六条」を「第四十六条の二」に改める。

第四条中「職権で」の下に、「第四十六条の二第一項第三号」を加える。

第九条中「その取下げ」の下に、「第四十六条の二第二項の規定による実用新案登録に基づく特許出願」を加える。

第三十五条第二項及び第三項中「の定」を「の定め」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 契約、勤務規則その他の定めにおいて前項の対価について定める場合には、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであつてはならない。

第三十五条に次の一項を加える。

5 前項の対価についての定めがない場合又はその定めたところにより対価を支払うことが同項の規定により不合理と認められる場合には、第三項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

第三十九条第四項中「場合」の下に「(第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づ

く特許出願第四十四条第二項(第四十六条第五項において準用する場合を含む。))の規定により当該特許出願の時にしたものとみなされるものを含む。に係る発明とその実用新案登録に係る考案とが同一である場合を除く。」を加える。

第四十一条第一項第二号中「若しくは第四十六条第一項」を、「第四十六条第一項」に改め、「に係る特許出願」の下に「若しくは第四十六条の二第二項の規定による実用新案登録に基づく特許出願」を加える。

第二章中第四十六条の次に次の一条を加える。

(実用新案登録に基づく特許出願)

第四十六条の二 実用新案権者は、次に掲げる場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、自己の実用新案登録に基づいて特許出願をすることができる。この場合においては、その実用新案権を放棄しなければならぬ。

一 その実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から三年を経過したとき。

二 その実用新案登録に係る実用新案登録出願又はその実用新案登録について、実用新案登録出願人又は実用新案権者から実用新案法第十二条第一項に規定する実用新案技術評価(次号において単に「実用新案技術評価」という。)の請求があつたとき。

三 その実用新案登録に係る実用新案登録出願又はその実用新案登録について、実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者がした実用新案技術評価の請求に係る実用新

案法第十三条第二項の規定による最初の通知を受けた日から三十日を経過したとき。

四 その実用新案登録について請求された実用新案法第三十七条第一項の実用新案登録無効審判について、同法第三十九条第一項の規定により最初に指定された期間を経過したとき。

2 前項の規定による特許出願は、その願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が当該特許出願の基礎とされた実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にあるものに限り、その実用新案登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第四項、第三十六条の二第二項、第四十一条第四項、第四十三条第一項(第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。))及び第四十八条の三第二項の規定の適用については、この限りでない。

3 第一項の規定による特許出願をする者がその責めに帰することができない理由により同項第三号に規定する期間を経過するまでにその特許出願をすることができないときは、同号の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月以内)でその期間の経過後六月以内にその特許出願をすることができる。

4 実用新案権者は、専用実施権者、質権者又は実用新案法第十一条第三項において準用するこの法律第三十五条第一項、実用新案法第十八条第三項において準用するこの法律第七十七條第四項若しくは実用新案法第十九條第一項の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、第一項の規定による特許出願をすることができ

5 第四十四条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による特許出願をする場合に準用する。

第四十八條の三第二項中「又は第四十六條第一項」を、「第四十六條第一項」に改め、「に係る特許出願」の下に「又は第四十六條の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願」を加え、「又は出願の変更」を、「出願の変更又は実用新案登録に基づく特許出願」に改める。

第九十五條第七項中「前項」を「前二項」に改める。

(実用新案法の一部改正)

第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、第十四條の二第一項の訂正に係る訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面については、その補正をすることができない。

第二条の三中「前条第三項又は第六條の二」を

「前条第四項、第六條の二又は第十四條の三」に、「同項又は同條の二」を「これらの二」に改める。

第八條第一項第二号中「若しくは同法第四十六條第一項」を、「同法第四十六條第一項」に改め、「に係る特許出願」の下に「若しくは同法第四十六條の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願」を加える。

第十条第一項中「特許出願」を「特許出願(特許法第四十六條の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願(同法第四十四條第二項(同法第四十六條第五項において準用する場合を含む。))の規定により当該特許出願の時にしたものとみなされるものを含む。))」を「に、「五年六月」を「九年六月」に改め、同条第二項中「意匠登録出願」を「意匠登録出願(意匠法第十三條第五項において準用する同法第十条の二第二項の規定により特許法第四十六條の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願の時にしたものとみなされる意匠登録出願(意匠法第十条の二第二項の規定により当該意匠登録出願の時にしたものとみなされるものを含む。))を除く。))」を「に、「五年六月」を「九年六月」に改める。

第十二條第二項を削り、同条第三項中「第一項を「前項」に、「請求する」を「する」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、第一項の規定による請求は、その実用新案登録に基づいて特許法第四十六條の二第一項の規定による特許出願がされた後は、することができない。

第十二條中第五項を第六項とし、第四項を第

五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 特許庁長官は、第一項の規定による請求があつたときは、審査官にその請求に係る実用新案技術評価の報告書(以下「実用新案技術評価書」という。)を作成させなければならない。

第十二條に次の一項を加える。

7 実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者から第一項の規定による請求があつた後に、その請求に係る実用新案登録(実用新案登録出願について同項の規定による請求があつた場合におけるその実用新案登録出願に係る実用新案登録を含む。))に基づいて特許法第四十六條の二第一項の規定による特許出願がされたときは、その請求は、されなかつたものとみなす。この場合において、特許庁長官は、その旨を請求人に通知しなければならない。

第十三條に次の二項を加える。

2 特許庁長官は、実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者から実用新案技術評価の請求があつたときは、その旨を実用新案登録出願人又は実用新案権者に通知しなければならない。

3 特許庁長官は、実用新案技術評価書の作成がされたときは、その謄本を、請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者であるときは請求人に、請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者でないときは請求人及び実用新案登録出願人又は実用新案権者に送達しなければならない。

第十四條第三項第四号中「に記載した考案の

名称及び図面の簡単な説明、実用新案登録請求の範囲」を「及び実用新案登録請求の範囲に記載した事項」に改める。

第十四條の二第五項中「第一項」の下に「及び第七項」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第七項」を加え、「その旨を」を「第一項の訂正にあつては訂正した明細書及び実用新案登録請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容を、第七項の訂正にあつてはその旨を、」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第七項」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第二項中「前項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9 第一項又は第七項の訂正をするには、訂正書を提出しなければならない。

10 第一項の訂正をするときは、訂正書に訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面を添付しなければならない。

第十四條の二第一項中「実用新案権者は」の下に「第一項の訂正をする場合のほか」を加え、同項を同条第七項とし、同条に第一項から第六項までとして、次の六項を加える。

実用新案権者は、次に掲げる場合を除き、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正を一回に限りすることができ

一 第十三條第三項の規定による最初の実用新案技術評価書の謄本の送達があつた日から二月を経過したとき。

二 実用新案登録無効審判について、第三十

九条第一項の規定により最初に指定された期間を経過したとき。

2 前項の訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- 一 実用新案登録請求の範囲の減縮
- 二 誤記の訂正
- 三 明りようでない記載の釈明

3 第一項の訂正は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面(前項第二号に掲げる事項を目的とする訂正の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない)。

4 第一項の訂正は、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

5 特許法第四条の規定は、第一項第一号に規定する期間に準用する。

6 第一項の訂正をする者がその責めに帰することができない理由により同項第一号に規定する期間を経過するまでにその訂正をするこゝとができないときは、同号の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその訂正をすることができ

る。

第十四条の二の次に次の一条を加える。

(訂正に係る補正命令)

第十四条の三 特許庁長官は、訂正書(前条第一項の訂正に係るものに限る。)の提出があつた場合において、その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図

面の記載が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を指定して、その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすべきことを命ずることができる。

- 一 その訂正書に添付した訂正した実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないとき。
- 二 その訂正書に添付した訂正した実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案が第四条の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。
- 三 その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の記載が第五条第六項第四号又は第六条に規定する要件を満たしていないとき。
- 四 その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは図面に必要事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるとき。

第十五条中「六年」を「十年」に改める。

第二十条第二項中「二」を「いずれかに」に、「審判の請求の登録前」を「特許無効審判(以下この項において単に「特許無効審判」という。)の請求の登録前」に改め、同項第三号中「特許法第二百三十三条第一項の審判」を「特許無効審判」に、「同法」を「特許法」に改める。

第二十九条の三第二項中「第十四条の二第一項の下に」又は第七項を加える。

第三十一条第一項の表を次のように改める。

各年の区分	金 額
第一年から第三年まで	毎年二百円に一請求項につき百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年六千五百円に一請求項につき三百円を加えた額
第七年から第十年まで	毎年一万八千五百円に一請求項につき九百円を加えた額

第三十七条第一項に次の一号を加える。

七 その実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正が第十四条の二第二項から第四項までの規定に違反してされたとき。

第三十八条の二第二項中「当該補正に係る請求の理由を審判請求時の請求書に記載しなかつたことにつき合理的な理由」を「次の各号のいずれかに該当する事由」に改め、「被請求人が当該補正に同意した場合に限り」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 第十四条の二第一項の訂正があり、その訂正により請求の理由を補正する必要があること。
- 二 前号に掲げるもののほか当該補正に係る請求の理由を審判請求時の請求書に記載しなかつたことにつき合理的な理由があり、被請求人が当該補正に同意したこと。

第三十九条第三項中「又は前項本文」を「若しくは前項本文」に改め、「第十四条の二第一項」の下に「若しくは第七項」を加え、同条に次の一項を加える。

5 審判長は、実用新案登録無効審判の請求があつた場合において、その請求後にその実用新案登録に基づいて特許法第四十六条の二第

一項の規定による特許出願がされたときは、その旨を請求人及び参加人に通知しなければならない。

第三十九条の次に次の一条を加える。

(審判の請求の取下げ)

第三十九条の二 審判の請求は、審決が確定するまでは、取り下げることができる。

2 審判の請求は、前条第一項の答弁書の提出があつた後は、相手方の承諾を得なければ、取り下げることができない。

3 審判の請求人が前条第五項の規定による通知を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その通知を受けた日から三十日以内に限り、その審判の請求を取り下げることができる。

4 特許法第四条の規定は、前項に規定する期間に準用する。この場合において、同条中「特許庁長官」とあるのは、「審判長」と読み替えるものとする。

5 審判の請求人がその責めに帰することができない理由により第三項に規定する期間内にその請求を取り下げることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にそ

の請求を取り下げることができる。

6 二以上の請求項に係る実用新案登録の二以上の請求項について実用新案登録無効審判を請求したときは、その請求は、請求項ごとに取り下げることができる。

第四十一条中「から第百五十七条まで」を「から第百五十四条まで、第百五十六条、第百五十七条」に改める。

第四十八条の十三の次に次の一条を加える。
(訂正の特例)

第四十八条の十三の二 外国語実用新案登録出願に係る第十四条の二第一項の規定による訂正については、同条第三項中「願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは、「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

第五十条第一項中「の登録」の下に「又は第十四条の二第一項の訂正」を加える。

第五十条の二中「第十二条第三項、第十四条の二第二項」を「第十二条第二項、第十四条の二第八項」に改める。

第五十四条第一項第一号中「第五条第一項」の下に「の規定」を加え、「若しくは第四十五条第二項」を「の規定若しくは第十四条の二第五項、第三十九条の二第四項、第四十五条第二項若しくは次条第五項」に改め、同項第四号から第七号までの規定中「次条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同条第五項中「第十項」を「第八項」に改め、同条第六項中「前項」を「前二項」に

改め、同条中第八項及び第九項を削り、第十項を第八項とする。

第五十四条の次に次の一条を加える。
(手数料の返還)

第五十四条の二 実用新案技術評価の請求があった後に第十二条第七項の規定によりその請求がされなかつたものとみなされたときは、その請求人が前条第二項の規定により納付した実用新案技術評価の請求の手料は、その者に返還する。

2 第三十九条の二第三項又は第五項に規定する期間(同条第三項に規定する期間が同条第四項において準用する特許法第四条の規定により延長されたときは、その延長後の期間)内に実用新案登録無効審判の請求が取り下げられたときは、その請求人が前条第二項の規定により納付した審判の請求の手料は、その者の請求により返還する。

3 前項の規定による手数料の返還は、実用新案登録無効審判の請求が取り下げられた日から六月を経過した後は、請求することができない。

4 実用新案登録無効審判の参加人が第三十九条第五項の規定による通知を受けた日から三十日以内にその参加の申請を取り下げたときは、その参加人が前条第二項の規定により納付した参加の申請の手料は、その者の請求により返還する。

5 特許法第四条の規定は、前項に規定する期間に準用する。この場合において、同条中

「特許庁長官」とあるのは、「審判長」と読み替えるものとする。

6 実用新案登録無効審判の参加人がその責めに帰することができない理由により第四項に規定する期間内にその参加の申請を取り下げることができない場合において、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその申請を取り下げたときは、同項の規定にかかわらず、その参加人が前条第二項の規定により納付した参加の申請の手料は、その者の請求により返還する。

7 第四項及び前項の規定による手数料の返還は、参加の申請が取り下げられた日から六月を経過した後は、請求することができない。

8 実用新案登録無効審判の参加人がその参加の申請を取り下げない場合において、第四項又は第六項に規定する期間(第四項に規定する期間が第五項において準用する特許法第四条の規定により延長されたときは、その延長後の期間)内に実用新案登録無効審判の請求が取り下げられたときは、その参加人が前条第二項の規定により納付した参加の申請の手料は、その者の請求により返還する。

ただし、第四十一条において準用する同法第百四十八条第二項の規定により審判手続を続行したときは、この限りでない。

9 前項の規定による手数料の返還は、実用新案登録無効審判の請求が取り下げられた日から一年を経過した後は、請求することができ

ない。

10 過誤納の手料は、納付した者の請求により返還する。

11 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に、「指定調査機関」を「登録調査機関」に、「第四十五条」を「第四十六条」に改める。

第八条第一項中「この項及び次項において」を削る。

第九条の見出しを「登録情報処理機関」に改め、同条第一項中「経済産業省令で定めるところにより」を削り、「指定する」を「登録を受けた」に、「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に改め、同条第二項中「指定をした」を「規定により登録情報処理機関に情報処理業務を行わせることとした」に改め、「指定情報処理機関が行う」を削り、同条第三項中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に改める。

第十四条第三項中「次条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第十五条第一項中「見込額」の下に「この項の規定による特許料等若しくは手数料の納付に充てた額の控除又は次項の規定による返還すべき

額に相当する金額の加算があつたときは、当該控除又は加算をした後の額。以下この条において同じ。」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「予納された見込額から前項の規定により特許料等又は手数料の納付に充てた額を控除して」を「予納者が予納した見込額に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特許庁長官は、前項の規定により特許料等又は手数料の納付をした者(以下「納付者」という。)が、特許等関係法令の規定による当該特許料等又は手数料の返還の請求に際し、経済産業省令で定めるところにより申出をしたときは、その納付者が予納した見込額に、返還すべき額に相当する金額を加算することをもつて当該返還に代えるものとする。

第十六条中「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「する者」との下に、「同条第二項中「納付をした者(以下「納付者」という。)がとあるのは「納付をした者(以下「納付者」という。)が本人のために特許料等又は手数料の納付をした代理人である場合において、本人が」とを加える。第四章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第四章 登録情報処理機関及び登録調査機関

第一節 登録情報処理機関
第十七条(見出しを含む。)中「指定」を「登録」に改める。

第十八条中「指定」を「登録」に改め、同条第三

号を次のように改める。

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前に二号のいずれかに該当する者があるもの

第十九条を次のように改める。

(登録の基準)

第十九条 特許庁長官は、第十七条の規定により登録の申請をした者(以下この条において「情報処理機関登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 電子計算機及び情報処理業務に必要なプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。第三十七条第一項第二号において同じ。)を有すること。

二 情報処理機関登録申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 情報処理機関登録申請者が他の株式会社又は有限会社の子会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の子会社をいう。第三十七条第一項第三号イにおいて同じ。)であること。
ロ 情報処理機関登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める同一の者の役員又は職員(過去二年間にその同一の者

の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

2 第九条第一項の登録は、情報処理機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号
二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三 登録を受けた者が情報処理業務を行う事業所の名称及び所在地
第十九条の次に次の一条を加える。

(登録の更新)

第十九条の二 第九条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

第二十条、第二十一条、第二十二条第一項及び第三項並びに第二十三条中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に改める。

第二十四条及び第二十五条を次のように改める。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十四条 登録情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識すること

ができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十六条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 指定特定手続等を行った者その他の利害関係人は、登録情報処理機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録情報処理機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(役員を選任及び解任)

第二十五条 登録情報処理機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。
第二十六条を削り、第二十七条中「指定情報

処理機関」を「登録情報処理機関」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十八条第一項中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十九条の見出しを「(適合命令)」に改め、同条第一項中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に、「第十九条第一号から第三号まで」を「第十九条第一項各号」に改め、同条第二項を削り、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(改善命令)

第二十九条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第二十条の規定に違反していると認めるとき、その他情報処理業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その登録情報処理機関に対し、情報処理業務を行うべきこと又は情報処理業務の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十条の見出し中「指定」を「登録」に改め、同条中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に、「その指定」を「その登録」に改め、同条第四号中「第二十六条又は前条」を「又は前二条」に改め、同条第五号中「指定」を「登録」に改める。

第三十一条第一項中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に改める。

第三十二条第一項中「第二十六条又は」を削る。

第三十三条第一項中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に改め、同条第二項中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に、「指定」を「登録」に改める。

第三十四条第一号及び第四号中「指定」を「登録」に改める。

第三十五条中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に改める。

第四章第二節の節名を次のように改める。

第二節 登録調査機関

第三十六条の見出しを「(登録調査機関の登録等)」に改め、同条第一項中「経済産業省令で定めるところにより」を削り、「指定する」を「登録を受けた」に、「指定調査機関」を「登録調査機関」に改め、同条第二項中「指定」を「登録」に改め、「ところにより」の下に「経済産業省令で定める区分ごと」を加える。

第三十七条を次のように改める。
(登録の基準)

第三十七条 特許庁長官は、前条第二項の規定により登録の申請をした者(以下この条において「調査機関登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 次のいずれかに該当する者が調査業務を実施し、その人数が前条第二項の区分ごとに十名以上であること。
イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十

六号)に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学を卒業した者であつて、科学技術に関する事務(研究を含む。ロにおいて同じ。)に通算して四年以上従事した経験を有し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館が行う研修を修了したもの

ロ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校を卒業した者であつて、科学技術に関する事務に通算して六年以上従事した経験を有し、かつ、イの研修を修了したものの

ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 電子計算機及び調査業務に必要なプログラムを有すること。

三 調査機関登録申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 調査機関登録申請者が他の株式会社又は有限会社の子会社であること。

ロ 調査機関登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める同一の者の役員又は職員(過去二年間にその同一の者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

2 前条第二項の登録は、調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が調査業務を行う区分

四 登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地

第三十八条第一項中「指定調査機関」を「登録調査機関」に改め、同条第二項中「指定調査機関」を「登録調査機関」に、「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改める。

第三十九条中「第十八条」を「第十八条、第十九条の二」に、「指定調査機関」を「登録調査機関」に、「第二十六条中「特許等関係法令」とあるのは「特許法、実用新案法若しくはこの法律若しくはこれらの法律に基づく命令」を「第十九条の二第二項中「前三条」とあるのは「第三十六条第二項、第三十七条及び第三十九条において準用する第十八条」に、「第二十七条、第二十九条第二項」を「第二十六条、第二十九条」に、「第二十五条及び第二十六条」を「第二十四条第二項中「指定特定手続等を行った者」とあるのは「特許出願人」と、第二十五条」に、「第二十九条第一項」を「第二十八条」に、「第十九条第一号から第三号まで」を「第十九条第一項各号」に、「第三十七号第一号から第四号まで」を「第三十七条第一項各号」に改める。

第四十条第二項から第四項まで及び第六項中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に改める。

第四十三条中「第二十七条第一項」を「第二十六條第一項」に改める。

第四十四条中「指定情報処理機関又は指定調査機関」を「登録情報処理機関又は登録調査機関」に改める。

第四十五条中「一」を「いずれかに」に、「指定情報処理機関又は指定調査機関」を「登録情報処理機関又は登録調査機関」に改め、同条第二号中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

第六章中第四十五条の次に次の一条を加える。

第四十六条 第二十四条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十四条第二項各号(第三十九条において準用する場合を含む。)の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第四条 工業所有権に関する手続の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「登録情報処理機関及び登録調査機関」を「登録情報処理機関等」に、「第二節 登録調査機関(第三十六条―第三十九条)」を「第二節 登録調査機関(第三十六条―第三十九条)」「第三節 特定登録調査機関(第三十九条の二―第三十九条の十二)」に改める。

第二条第一項に次のただし書を加える。

平成十六年五月十一日 衆議院会議録第三十号

ただし、第十三条第二項及び第三項において

ては、特許庁の使用に係る電子計算機と、同条第二項に規定する情報の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第三条第二項中「第五条第三項」の下に「並びに第十三条第二項及び第三項」を加える。

第十三条の見出し中「磁気ディスク」を「磁気ディスク等」に改め、同条中「商標公報」の下に「(以下この条において「特許公報等」という。)」を加え、同条に次の二項を加える。

2 特許公報等の発行は、特許公報等に掲載すべき事項であつて特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して送信し、これを当該情報の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法によりすることができる。

3 前項に規定する方法による特許公報等の発行は、特許公報等に掲載すべき事項を特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに入力し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に特許庁の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となつた時に行われたものとする。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 登録情報処理機関等

第四章に次の一節を加える。

第三節 特定登録調査機関

(先行技術調査業務)

第三十九条の二 登録調査機関は、特許庁長官から特に登録を受けて、特許出願人その他の者の求めに応じ、特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査であつて政令で定めるものを行い、その結果を経済産業省令で定めるところにより記載した調査報告をその者に交付する業務(以下「先行技術調査業務」という。)を行うことができる。

(手数料の特例)

第三十九条の三 特許庁長官は、特許出願について出願審査の請求をする者が、前条の登録を受けた者(以下「特定登録調査機関」という。)が交付する同条の調査報告を提示してその請求をしたときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減することができる。

(登録)

第三十九条の四 第三十九条の二の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、先行技術調査業務を行うおとする者の申請により行う。

(登録の基準)

第三十九条の五 特許庁長官は、前条の規定により登録の申請をした者がその申請に係る区分について登録調査機関の登録を受けている者であるときは、第三十九条の二の登録をし

なければならない。この場合において、同条の登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

2 第三十九条の二の登録は、特定登録調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 登録を受けた者が先行技術調査業務を行う区分
- 四 登録を受けた者が先行技術調査業務を行う事業所の名称及び所在地

(先行技術調査業務の実施義務等)

第三十九条の六 特定登録調査機関は、先行技術調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その先行技術調査業務を行わなければならない。

2 特定登録調査機関は、先行技術調査業務を行うときは、調査業務実施者に実施させなければならない。

(先行技術調査業務規程)

第三十九条の七 特定登録調査機関は、先行技術調査業務に関する規程(以下「先行技術調査業務規程」という。)を定め、先行技術調査業務の開始前に、特許庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 先行技術調査業務規程で定めるべき事項

は、経済産業省令で定める。

(業務の休廃止の届出)

第三十九条の八 特定登録調査機関は、先行技術調査業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。

(登録の取消し等)

第三十九条の九 特許庁長官は、特定登録調査機関が第三十九条の二の登録を受けた区分について第三十九条において準用する第三十条の規定により登録調査機関の登録を取り消されたときは、その第三十九条の二の登録を取り消さなければならない。

2 特許庁長官は、特定登録調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その第三十九条の二の登録を取り消し、又は期間を定めて先行技術調査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この節の規定に違反したとき。
- 二 第三十九条の十一において準用する第十八条第三号に該当するに至ったとき。
- 三 第三十九条の十一において準用する第二十九条の規定による命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第三十九条の二の登録を受けたとき。

(公示)

第三十九条の十 特許庁長官は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第三十九条の二の登録をしたとき。
- 二 第三十九条の八の規定又は次条において準用する第二十一条の規定による届出があったとき。

三 前条第一項若しくは第二項の規定により第三十九条の二の登録を取り消し、又は同項の規定により先行技術調査業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(準用)

第三十九条の十一 第十八条(第一号を除く。)、第十九条の二、第二十一条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十二条及び第三十五条の規定は、特定登録調査機関について準用する。この場合において、第十八条第三号中「前二号のいずれか」とあるのは「前号」と、第十九条の二第二項中「前三条」とあるのは「第三十九条の四、第三十九条の五及び第三十九条の十一において準用する第十八条(第一号を除く。)」と、第二十一条、第二十九条、第三十一条第一項及び第三十五条中「情報処理業務」とあるのは「先行技術調査業務」と読み替えるものとする。

第四十四条中「又は調査業務」を「若しくは調査業務」に改め、「命令」の下に「又は第三十九条の九第二項の規定による先行技術調査業務の停止の命令」を加え、「又は登録調査機関」を「登録調査機関又は特定登録調査機関」に改める。

第四十五条中「又は登録調査機関」を「登録調査機関又は特定登録調査機関」に改め、同条第二号及び第三号中「第三十九条の下に」又は

第三十九条の十一」を加え、同条に次の一号を加える。

- 四 第三十九条の八の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(独立行政法人工業所有権総合情報館法の一部改正)

第五条 独立行政法人工業所有権総合情報館法(平成十一年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人工業所有権情報・研修館法
第一条及び第二条中「独立行政法人工業所有権総合情報館」を「独立行政法人工業所有権情報・研修館」に改める。

第三条の見出し中「情報館」を「情報・研修館」に改め、同条中「独立行政法人工業所有権総合情報館」を「独立行政法人工業所有権情報・研修館」に、「情報館」を「情報・研修館」に、「等を収集し、及びこれらを閲覧させること等を行うこと」を「審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等」に改める。

第四条から第八条第一項までの規定中「情報館」を「情報・研修館」に改める。

第十条中「情報館」を「情報・研修館」に改め、同条第一号中「陳列し、及び」を「及び陳列し、並びに」に改め、同条第二号中「審判」を「及び審判」に、「保管し、及び」を「及び保管し、並び

に」に改め、同条第五号を同条第八号とし、同条第四号を削り、同条第三号を同条第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

- 六 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。
- 七 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。

第十条第二号の次に次の二号を加える。

- 三 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、工業所有権に関する情報の活用を促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。

第十一条第一項及び第三項並びに第十二条から第十四条までの規定中「情報館」を「情報・研修館」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第六条の規定 公布の日
- 二 第一条中特許法第九十五条第七項の改正規定、第二条中実用新案法第五十四条第六項の改正規定及び第三条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十四条から第十六条までの改正規定並びに附則第四条第一項の規定 公布の日又は平成十六年四月一日の

いづれか遅い日

三 第三条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第五条の規定並びに附則第四条(第一項を除く。)、第五条、第八条及び第九条の規定 平成十六年十月一日
(特許法の改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法第三十五條第四項及び第五項の規定は、この法律の施行後にした特許を受ける権利若しくは特許権の承継又は専用実施権の設定に係る対価について適用し、この法律の施行前にした特許を受ける権利若しくは特許権の承継又は専用実施権の設定に係る対価については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の特許法第四十六條の二の規定は、この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録については、適用しない。

(実用新案法の改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定(実用新案法第五十四條第六項の改正規定を除く。)による改正後の実用新案法の規定は、この法律の施行後にした実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(以下「新特例法」という。)(第九條第一項又は第三十六條第一項の登録を受けようとする者は、附則第一条

ただし書第三号に掲げる規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新特例法第二十二條第一項(新特例法第三十九條において準用する場合を含む。)(の規定による業務規程の認可の申請についても、同様とする。

2 附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行の際現に第三条の規定による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(以下「旧特例法」という。)(第九條第一項の指定を受けている者は、同号に定める日(以下「一部施行日」という。)(に新特例法第九條第一項の登録を受けたものとみなす。

3 附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行の際現に旧特例法第三十六條第一項の指定を受けている者は、一部施行日に新特例法第三十六條第二項の経済産業省令で定める区分のすべてについて同条第一項の登録を受けたものとみなす。

4 前二項に定めるもののほか、一部施行日前に旧特例法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新特例法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、新特例法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

5 第四条の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(以下「新々特例法」という。)(第三十九條の二の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新々特例法第三十九條の七の規定による先行技術調査業務規程の

届出についても、同様とする。

6 旧特例法第九條第一項に規定する情報処理業務に従事する同項に規定する指定情報処理機関の役員又は職員であつた者に係る当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行後も、なお従前の例による。

7 附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(独立行政法人工業所有権総合情報館法の改正に伴う経過措置)

第五条 独立行政法人工業所有権総合情報館は、附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行の時に於いて、独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下「情報・研修館」という。)(となるものとする。

2 一部施行日の前日又は一部施行日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「指定日」という。)(の前日において現に特許庁の部局又は機関でそれぞれ政令で定めるものの職員である者は、経済産業大臣が指名する者を除き、別に辞令を発せられない限り、一部施行日又は指定日において、それぞれ

情報・研修館の相当の職員となるものとする。

3 一部施行日の前日又は指定日の前日において現に前項に規定するそれぞれ政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、一部施行日又は指定日において引き続き情報・研修館の職員となつたものであつて、一部施行日の前日又は指定日の前日において経済産業大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七條第一項(同法附則第六條第二項、第七條第四項又は第八條第四項において準用する場合を含む。)(以下この条において同じ。)(の規定による認定を受けているものが、一部施行日又は指定日において児童手当又は同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)(の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、一部施行日又は指定日において、それぞれ同法第七條第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)(の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八條第二項(同法附則第六條第二項、第七條第四項又は第八條第四項において準用する場合を含む。)(の規定にかかわらず、それぞれ一部施行日の前日又は指定日の前日の属する月の翌月から始める。

4 一部施行日の前日又は指定日の前日において、第五條の規定による改正後の独立行政法人工業所有権情報・研修館法第十條第四号、第六

号及び第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に関し、現に国が有する権利及び義務のうちそれぞれ政令で定めるものは、一部施行日又は指定日において、それぞれ情報・研修館が承継する。

5 国は、一部施行日の前日又は指定日の前日において現に第二項に規定するそれぞれ政令で定める部局又は機関に使用されている国有財産であつてそれぞれ政令で定めるものを、政令で定めるところにより、情報・研修館の用に供するため、情報・研修館に無償で使用させることができる。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新々特例法第四章第三節の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、同節の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（特許特別会計法の一部改正）

第八条 特許特別会計法（昭和五十九年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「独立行政法人工業所有権総合情報館法」を「独立行政法人工業所有権情報・研修館法」に、「独立行政法人工業所有権総合情報館への」を「独立行政法人工業所有権情報・研修館へ

の」に改める。

（経済産業省設置法の一部改正）

第九条 経済産業省設置法（平成十一年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第六十二号及び第六十三号」を「及び第六十二号」に改める。

理 由

特許審査の迅速化を図るため、調査業務等を登録調査機関等に行わせることができる制度への移行、特定登録調査機関が交付する調査報告を提示して行う出願審査の請求の手数料の軽減、実用新案権の存続期間の延長、独立行政法人工業所有権総合情報館の業務の拡大等を行うとともに、職務発明に係る対価が適正に定められるようにするため、その定め方に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

告 書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特許審査の迅速化を図るため、調査業務等を登録調査機関等に行わせることができる制度への移行、特定登録調査機関が交付する調査報告を提示して行う出願審査の請求の手数料の軽減、実用新案権の存続期間の延長、独立行政法人工業所有権総合情報館の業務の拡大等を行うとともに、職務発明に係る対価が適正に定められるようにするため、その定め方に関する

る規定を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正関係

（一） 指定調査機関制度について、登録制度に移行し、公益法人以外の者であっても調査業務を行うことができることとする。

（二） 特許庁長官は、特許出願について出願審査の請求をする者が、登録調査機関のうち特許庁長官が特に登録するものが交付する調査報告を提示してその請求をしたときは、出願審査の請求の手数料を軽減することとすることができる。

2 実用新案法の一部改正関係

実用新案登録出願の日から六年としていた実用新案権の存続期間について、実用新案登録出願の日から十年に延長する。

3 独立行政法人工業所有権総合情報館法の一部改正関係

独立行政法人工業所有権総合情報館の名称を独立行政法人工業所有権情報・研修館とし、その行う業務として、工業所有権に関する情報システムの整備及び管理並びに工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等を追加する。

4 特許法の一部改正関係

（一） 職務発明に係る対価について定める場合、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況等を考慮して、その定めたとこ

ろにより対価を支払うことが不合理と認められるものであつてはならないこととする。

（二） 対価についての定めがない場合又はその定めたとろにより対価を支払うことが不合理と認められる場合における対価の定め方に関する規定を整備する。

5 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成十七年四月一日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、特許審査の迅速化を図るとともに、職務発明に係る対価が適正に定められるようにするための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成十六年度特許特別会計予算に、独立行政法人工業所有権総合情報館運営費交付金として、約九十六億円が計上されている。右報告する。

平成十六年五月七日

衆議院議長 河野 洋平殿 根本 匠

（別紙）

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、知財立国の推進が我が国の喫緊の課題であることにかんがみ、本法施行に当たつて、次

の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 特許の審査待ち期間ゼロを目指し、今後とも任期付き審査官増員など審査体制の整備に努めること。その際、審査待ち期間短縮に関する目標・計画を策定するとともに、これを定期的に評価し、前倒しで実現できるよう努めること。

二 今回の改正を踏まえ、弁理士の更なる活用を図るとともに、審査処理のアウトソーシングを進め、審査待ち案件を減少させる観点から、多くの民間機関が新たな登録機関として参入するよう積極的に支援すること。

三 職務発明については、事例集の作成などにより企業における職務発明規定の整備を促進すること。その際、労働協約が職務発明規定を定める有力な方策の一つであることにかんがみ、事例集の策定に当たりこの点を反映すること。

また、今回の改正の考え方を関係各方面に周知し、既存案件の場合でも円滑な解決が可能となるよう努めること。

四 特許審査の迅速化を始め知財政策の改革の効果が中小企業にとっても十分活用できるよう、中小企業の人材育成への支援等総合的な支援策の強化に努めること。特に、職務発明規定の整備は中小企業にとっても大きな課題であることから、このための中小企業への相談・支援体制を充実すること。

五 実用新案制度については、今回の改正による魅力の向上について企業関係者に周知徹底し、同制度が十分利用されるよう努めること。

六 企業の研究効率の向上に資するよう特許庁の有する特許情報の対外提供サービスの一層の充実を図ること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 二 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 五七五円 五五〇円

官 報 (号 外)

第三十号中正誤	
ページ	段 行 誤 正
一三	ページ三段一五行目と一六行目の間に次のように加える。
二八	第二十八条第三項中「前条」を「第二十七条」に改める。
四六	一三ページ四段一七行目と一八行目の間に次のように加える。
四六	第四十六条第二項中「前条」を「第二十七条」に改める。
一三	一三ページ四段末三行目と末二行目の間に次のように加える。
八七	第八十七条の二第一項及び第二項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。
二九	昭和六十年改正法律
二九	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）
三〇	を付し、同条第一項中「前条第三項」を「第四十三条第三項」に、「前条の」を「第四十三条の」に改め、
三〇	末三
三〇	末三
三〇	を付し、

二二	ページ一段九行目と一〇行目の間に次のように加える。
六四	第六十四条第一項中「第三十五条中（第四十四条第一項、第五十条の二第一項又は第六十二条第一項の規定により加算する額を除く。）又は当該加算する額」とあるのは「を（第三十五条第一項中「保険給付の額」とあるのは「保険給付の額」に改める。
七〇	附則第七條の三
七〇	第六項中「前条第三項」を「第四十三条第三項」に、「前条の」を「第四十三条の」に、「前条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、
七〇	同条第三項中「前条」を「第四十三条」に改め、
七〇	並びに第九條の四第三項及び第五項中
七〇	「前条第三項」を「第四十三条第三項」に、「前条の」を「第四十三条の」に改め、
七〇	二二ページ三段六行目と七行目の間に次のように加える。
七〇	附則第九條の四第三項及び第五項中「前条」を「第四十三条」に改め、「附則第九條の二第二項第二号に規定する額」との下に、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四條の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第八十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」とを加える。
七〇	附則第十三條の四第七項中「前条第三項」を「第四十三条第三項」に、「前条の」を「第四十三条の」に、「前条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、
七〇	二二ページ三段一三行目と一四行目の間に次のように加える。
七〇	附則第十六條中「前条第三項」を「第四十三条第三項」に改める。
七〇	二二ページ四段一四行目と一五行目の間に次のように加える。
七〇	附則第三十條第二項第二号中「第八十一条第五項」を「第八十一条第四項」に改める。
七〇	二二ページ三段四行目と五行目の間に次のように加える。
七〇	第百六十六条第一項第二号中「第百七十九条第五項」を「第百七十九条第六項」に改める。

元	一	「を（同条第一項の」を「同条第一項の」に改め、同条第三項中「第四項」を「第三項」に改め、
元	四	次条第三項を「次条第二号及び次条第三項を「次条第一号及び
元	三	附則第三十條第二項第四号中「附則第三十條第一項」を「附則第三十二條第一項」に改め、同条第三項に改め、同項を同条第五項とし、同条
元	三	同条第七項を同条第四項とし、第八項を第五項とし、
元	三	同条第八項中「第六項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条
元	三	四六ページ三段二行目と三行目の間に次のように加える。
元	三	第百八十二条第三項中「第百六十二条の三第三項」を「第百六十一条第一項」に改める。
元	三	第百八十六条第二号中「第百六十二条の三第七項」を「第百六十一条第七項」に改め、同条第三号中「第百六十二条の三第八項」を「第百六十一条第八項」に改める。
元	三	同条第二項
元	三	第七十八條の六第二項

—
○
—
—
—
—

改め、「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」との下に、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額(以下この条において「報酬比例部分の額」という。))から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。))附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。))附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」とを加える。

附則第二十七条第十三項及び第十四項中「前条第三項」を「第四十三条第三項」に、「前条の」を「第四十三条の」に、「前条第一項」を「第四十三条第一項」に改める。

附則第三十条第二項及び第三項中「前条第三項」を「第四十三条第三項」に改める。

六九ページ三段末七行目と末六行目の間に次のように加える。

第二十三条の二 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項並びに第二十条第三項及び第五項中「第八十三条の二」を「第八十三条の二第一項」に改める。

七 三 第三十四条第二項 第三十四条第一項に改め、同条第十一項中「第六十条第一項」を「第六十条第一項第一号」に改める

八六ページ四段五行目と六行目の間に次のように加える。

目次中「第七十条」を「第七十一条」に改める。

第四条第五項中「次条二」を「第四条ノ三二」に改め、同項第一号中「次条第一項第五号イ」を「第四条ノ三第一項第五号イ」に改める。

八七ページ一段一八行目と一九行目の間に次のように加える。

第二十一条ノ三第一項中「第四条ノ四第一項」を「第四条ノ五第一項」に改め、「第五項」の下に「若八第四条ノ二」を加える。

八七ページ一段二三行目と二四行目の間に次のように加える。

第五十七条ノ三第三項中「第六十九条ノ三第二項」を「第七十一条第二項」に改める。

八七 一四 一	末 二	第二十五条	第二十條の二、 第二十三條の 二、第二十五條 第七條
八 二 八	末 八	第八條	第七十八條の十 五
二五 上 末 七	第七十八條の十 四	五	をいう。以下同 じ
二五 下 末 二	をいう		

一一一ページ二段二行目から一六行目は次のとおり誤り。

第一項の表中国国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金たる給付(付加年金を除く。)の額の項から平成十三年厚生農林統合法

附則第四十六条第一項に規定する特例遺族農林年金の額の項までを削り、同表昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の額の項中「昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第一項」を「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。))附則第九十七条第一項」に改める。

発行所 千一〇五―八四四五
二番四号 東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局

電 話 03 (3587) 4294

定 価 本号一部 三、六八〇円
(本体三、五二〇円)